



三井住友トラスト・ホールディングス



SuMi TRUST
SUMITOMO MITSUI TRUST HOLDINGS

サステナビリティレポート

2020/2021

存在意義(Purpose)

信託の力で、新たな価値を創造し、 お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる

経営理念(Mission)

- (1) 高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまにとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。
- (2) 信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。
- (3) 信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。
- (4) 個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

目指す姿(Vision)

「The Trust Bank」の実現を目指して

三井住友トラスト・グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出する、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、グローバルに飛躍してまいります。

行動規範(Value)

私たち、三井住友トラスト・グループの役員・社員は、グループ経営理念を実践するため、以下の6つの行動規範を遵守してまいります。

お客さま本位の徹底 一信義誠実一

私たちは、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神をもって、お客さまの安心と満足のために行動してまいります。

社会への貢献 一奉仕開拓一

私たちは、奉仕と創意工夫による開拓の精神をもって、社会に貢献してまいります。

組織能力の発揮 一信頼創造一

私たちは、信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮してまいります。

個の確立 一自助自律一

私たちは、自助自律の精神と高い当事者意識をもって、責務を全うしてまいります。

法令等の厳格な遵守

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない企業活動を推進してまいります。

反社会的勢力への毅然とした対応

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いてまいります。

三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針 (サステナビリティ方針)

私たち三井住友トラスト・グループは、存在意義(パーパス)、経営理念(ミッション)、目指す姿(ビジョン)、行動規範(バリュー)に基づき、お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等の全てのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たします。

1. 事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献

- ・私たちは、グローバルな視点に立ち、本業を通じて社会・環境問題の解決に取り組めます。
- ・私たちは、社会・環境問題の解決に向けて、信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルや革新的な商品・サービスの開発に取り組めます。

2. お客さまへの誠実な対応

- ・私たちは、お客さまに商品・サービスの内容を十分にご理解いただけるよう、丁寧なご説明やご提案に努めるとともに、いただいたお客さまの声を迅速に業務改善や商品・サービス向上につなげます。
- ・私たちは、お客さまの情報について、万全の管理に努めます。
- ・私たちは、お客さまが主体的かつ合理的に金融商品を選択し健全な資産形成ができるよう、教育機関や行政、NPO等とも連携しながら教育・啓発活動に取り組めます。

3. 社会からの信頼の確立

- ・私たちは、あらゆる法令等やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
- ・私たちは、ステークホルダーとの健全かつ正常な関係を構築するとともに、公正な競争、企業情報の適切な開示等、社会の構成員としての責任を全うします。
- ・私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫き、また、組織的犯罪による金融機能の不正利用の防止に取り組めます。

4. 環境問題への取り組み

- ・私たちは、低炭素社会や生物多様性を育む自然共生社会、循環型社会の構築を目指し、さまざまなステークホルダーとの連携を図り、本業を通じてこれらを阻害する問題の解決に取り組めます。
- ・私たちは、省エネルギー・省資源等、自らの企業活動によって生じる直接的な環境負荷の低減に取り組めます。

5. 個人の尊重

- ・私たちは、あらゆる企業活動において、個人の人権、多様な価値観を尊重し、不当な差別行為を排除します。
- ・私たちは、安全で快適な職場環境を実現するとともに、社員それぞれの多様な働き方を尊重し、ワークライフバランスの実現に努めます。
- ・私たちは、社員の能力開発に取り組むとともに、心とからだの健康づくりに努めます。

6. 地域社会への参画・貢献

- ・私たちは、企業活動を行うあらゆる地域において、さまざまなパートナーと協力し合い、事業活動や教育・文化事業等の社会貢献活動を通じて、地域社会の活性化や豊かな生活環境づくりを目指します。

編集方針

本レポートは社会的価値創出と経済的価値創出の両立を目指す三井住友トラスト・グループのESG(環境、社会、ガバナンス)の取り組みを中心に取りまとめた報告書です。当グループでは、2017年より投資家を主要な読み手とした統合報告書を発行していますが、本レポートは、より詳細なESG情報を求める投資家や投資家以外のステークホルダーに対し網羅的な情報開示を行うものです。

本レポートは、世界経済フォーラム国際ビジネス協議会の提言に基づき世界4大会計事務所が中心となって取りまとめた白書「ステークホルダー資本主義を測定する－持続可能な価値創造のための共通指標と一貫した報告を目指して(Measuring Stakeholder Capitalism – Toward Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation)」の共通測定基準(以下、コモンメトリクス)を踏まえて作成しました。また、巻末に

は当該コモンメトリクス、米国の非財務情報開示基準 SASB (Sustainability Accounting Standards Board)・金融セクターの会計指標、国際的な非財務情報開示基準GRI (Global Reporting Initiative)スタンダードとの対照表および、2019年9月に署名した責任銀行原則(Principles for Responsible Banking)で義務付けられている年次ベースの開示情報を掲載しています。

- 報告対象範囲** 三井住友トラスト・グループ(三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友信託銀行、その他のグループ会社)
 - 対象読者** お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等の全てのステークホルダー(利害関係者)
 - 報告対象期間** 2019年10月1日～2020年9月30日
- ※ただし、一部には2019年度以前の活動や2020年10月以降の最新情報を含んでいます。

サステナビリティ情報開示ラインアップ

当グループは本レポート、統合報告書以外にもサステナビリティに関するさまざまな情報開示を行っています。まず本レポートからスピノフさせた別冊版として、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)レポート(旧「気候変動レポート」)、自然資本レポート、環境不動産レポートが挙げられます。また、三井住友信託銀行は2種類のシニア世代応援レポート(「認知症問題を考える」「シニア世代の住まいを考える」)をそれぞれ隔年で、「SuMi TRUST With You社会貢献レポート」を四半期で発行しています。資産運用業務を担う三井住友トラスト・アセットマネジメントは「スチュワードシップ・レポート」を、日興アセットマネジメントは「サステナビリティレポート」を年次ベースで発行し、ESG投資の取り組みを詳細に開示しています。なお、ウェブサイトの「サステナビリティ活動」において、本レポートへの掲載情報以外にも当グループが取り組んでいる幅広いサステナビリティ活動の内容を掲載しています。



ウェブサイトではサクセッフル・エイジング、環境・生きもの応援活動などについて、より詳細な情報を掲載しています。
 「サステナビリティの取り組み」 <https://smth.jp/csr/>

『SuMi TRUST With You社会貢献活動レポート』は、三井住友信託銀行が取り組んでいるWith You活動についての定期報告書です。(年4回発行)



目次

004 トップコミットメント

- 006 新型コロナウイルスによる感染症の拡大に対する対応
- 008 三井住友トラスト・グループの存在意義(パーパス)について
- 009 中期経営計画(2020～2022年度)
- 010 三井住友信託銀行 社長メッセージ
- 011 三井住友トラスト・アセットマネジメント 社長メッセージ
日興アセットマネジメント 共同CEOメッセージ



- 012 当グループの「ガバナンス」に対する考え方
- 014 コーポレートガバナンス
- 016 サステナビリティ推進体制
- 026 コンプライアンス・公正な事業遂行
- 033 株主総会の議決権行使集計業務の適正化に向けた取り組みについて
- 034 リスク管理とマテリアリティ・マネジメント
- 045 投融資先の環境・社会への影響等の配慮



- 056 当グループの「地球」(環境課題)に対する考え方
- 058 気候変動問題
- 068 自然資本(生物多様性問題)
- 077 環境不動産
- 085 環境負荷低減に向けた取り組み



- 092 当グループの「人」(社会課題)に対する考え方
- 094 個人の尊重
- 113 超高齢社会問題への対応



- 126 当グループの「豊かさ」(経済への配慮)に対する考え方
- 128 雇用と富の創出
- 129 お客さまへの価値の提供
- 141 地域と社会の活力向上支援
- 177 トラスト未来フォーラム
- 178 住友財団

179 世界経済フォーラムの共通測定基準 (コモンメトリクス)対照表	190 GRIガイドライン対照表
182 責任銀行原則の取り組み状況	207 財務ハイライト
188 SASB Index	208 三井住友トラスト・グループの基本情報



サステナビリティを経営と一体化し、 事業そのものとして展開します。

新型コロナウイルスの猛威は今なおとどまるところを知らず、社会・経済活動の長期停滞が懸念されています。罹患された方やそのご家族、感染症拡大により、生活や事業活動に深刻な影響を受けておられる皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

また、2020年9月に明らかになりました議決権行使集計業務の先付処理問題につきましては、三井住友信託銀行、東京証券代行、日本証券代行に証券代行業務を委託いただいている委託会社の皆さまをはじめ、株主の皆さま、資本市場参加者の皆さまに多大なご迷惑、ご心配をおかけ致しましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。

さて、当社は『信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる』をパーパス(存在意義)と定義し、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に据えた中期経営計画をスタートさせました。当グループの幅広い事業領域において、多様な社会課題解決への取り組みを着実に進めることで、社会のサステナブルな発展と、当グループの持続的・安定的な成長を目指してまいります。

マクロ環境に目を向けますと、リーマンショックの反省を踏まえ、将来に向けて感染症拡大以前よりも良い経済を実現しようという“Build Back Better(より良い復興)”という考え方が謳われ、欧州では気候変動対応などのグリーンディールを加速させ、それを経済復興の柱とすることに巨額の予算が投入されます。遅れをとっていた日本でも、政府の方針転換により環境イノベーション金融政策が強力に推進されることが予想されます。パリ協定やSDGsとの整合性を求める責任銀行原則 (PRB) 署名機関の当社としても、再生可能エネルギー、水素、次世代型蓄電池、カーボンリサイクル等のイノベーションやトランジションを促進し、脱炭素社会の実現に向け、期待される役割をしっかりと担ってまいります。

また、感染症拡大で気候変動問題と同時にクローズアップされたのが、人的資本の重要性です。中期経営計画の遂行を担い、当グループの持続的成長を支える人材が、安全に、ニューノーマルの環境での新たな働き方にチャレンジし、パフォーマンス向上に貢献できる職場をつくっていくことが経営者の使命だと感じています。当社は、2020年3月、経産省が女性活躍推進の優れた取り組みを実践している企業を評価する「なでしこ銘柄」に初めて選定されました。引き続き、責任あるポストへの登用など女性のキャリア形成支援にも、しっかりと取り組んでまいります。さらに、ダイバーシティはジェンダーだけの問題ではありません。専門的なスキルを持つシニア層が活躍できる場の拡大や、介護と仕事の両立支援など、超高齢社会を念頭に置いた働きやすい職場づくりや意識改革への取り組みを一層強化していく所存です。

本年のサステナビリティレポートは、2020年1月の世界経済フォーラム(ダボス会議)に公表、9月に正式発表されたステークホルダー資本主義の共通測定基準を採用し、「ガバナンス」「地球(環境)」「人(社会)」「豊かさ(経済)」の四つの観点で整理をしています。また、本レポートは、PRB署名機関に求められる「責任銀行原則に関する報告と自己評価」の第1回の公表を兼ねています。

このような厳しい環境だからこそ、サステナビリティを経営と一体化し、事業そのものとして展開することで、当社自身がポジティブインパクト創造企業となるべく取り組んでまいります。引き続き温かいご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2021年1月

三井住友トラスト・ホールディングス
取締役執行役社長

大久保 哲夫

新型コロナウイルスによる感染症の拡大に対する対応

当グループは、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化するなか、さまざまなステークホルダーの支援に注力してきました。未曾有の事態において、専門信託銀行グループとしてのサービスを継続してご提供していくために、「社員および家族の健康と安全確保」「社会インフラとしての業務継続維持」「社会への感染拡大防止（含む、感染拡大しにくい社会形成への活動）」の3点を基本スタンスとして、対応を継続していきます。

引き続き、お客さまと社員の安全と安心、健康を第一に、社会インフラを担う金融機関として、安定的な業務継続を行ってまいります。

対応方針1 社会インフラとしての業務継続維持（お客さまに向けた対応）

お客さまからの「銀行には用事があるが、感染が心配で外出や人と接触することはなるべく避けたい」「経済環境の変化による相場の下落など、自分の資産への影響に不安を感じる」などのお声を受け、当グループの各営業拠点においては、セミナーのオンライン開催や飛沫感染防止のアクリ

ル板設置など感染拡大防止の対応をしています。また、各種手続きや相談をウェブサイト・オンライン・電話などでの対応に切り替えるとともに、新型コロナウイルス感染症に対応した新商品の開発により、お客さまの利便性の向上を図っています。

銀行ビジネス

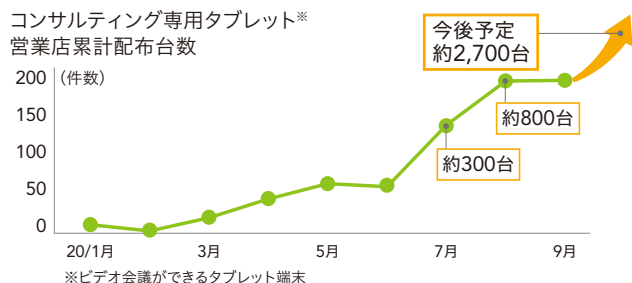
- 個人、法人の融資のご相談に柔軟に対応
- 新型コロナウイルス感染症対策支援枠1,000億円を設置等（2020年9月末まで）
- 無利子、無担保融資の相談窓口を設置
- 住宅ローンにおける「八大疾病保障特約付住宅ローン」の保障内容拡大～失業時のローン返済保障を新たに追加（143頁参照）

信託関連ビジネス

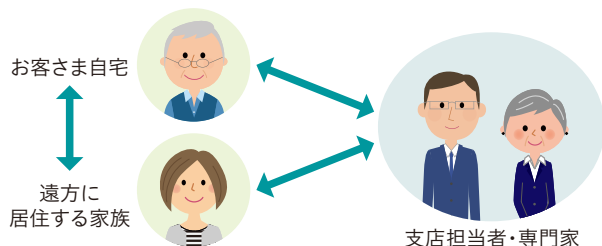
- （年金） 確実な年金・一時金の給付のための事務・管理・報告業務を継続
- （証券代行） 株主総会準備・運営の支援
- （資産運用） 資本市場の流れを止めないため運用を継続
- （資産管理） 円滑な資本市場運営のための証券・資金の決済を継続
- （不動産） 不動産証券化信託およびJ-REITの経理・決済レポーティング業務を継続

オンラインによる非対面でのお客さま対応の強化

- 個人業務におけるオンラインコンサルティング



例えば、相続関連の相談などで、遠方に居住している家族に同席し聞いて欲しいといったニーズに対応



- 信託型次世代店舗の開設

三井住友信託銀行は、11月に中京圏初となる「オンライン相談」が可能な信託型次世代店舗を開設し、Withコロナにおけるお客さまへのさらなるサービス拡充に努めています。オンライン相談は、

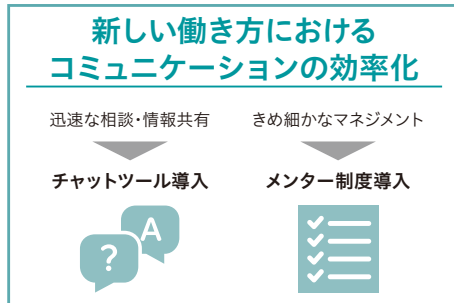
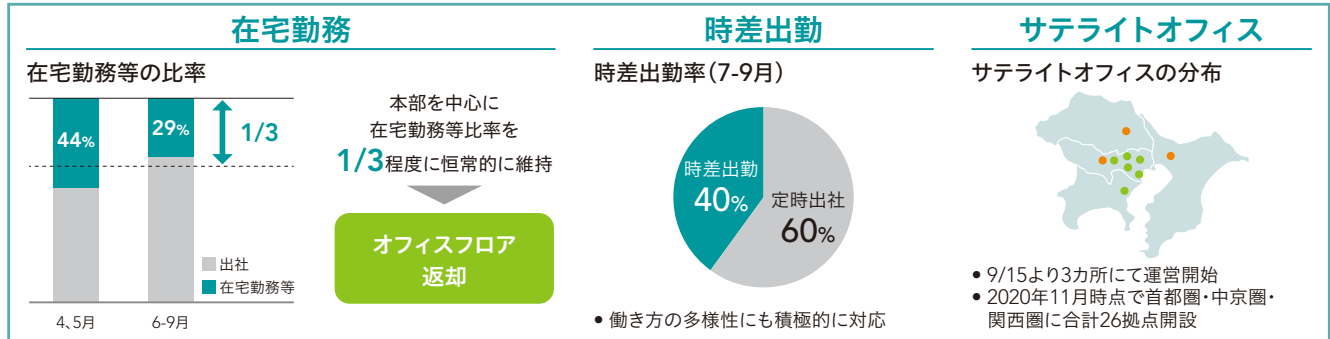
- 音声情報に加えて視覚もお客さまと同時共有し、場所や人数、距離に関係なく三井住友信託銀行ならではのコンサルティングをご提供させていただくサービスです。
- ご来店が難しいお客さまも、ご自宅などからオンラインでパンフレットやスタッフの顔を確認していただきながら、相談が可能であり、これまで以上にお気軽に、安心して安全に相談いただけるようになります。
- さらに、複数の場所から同時に相談を受けることが可能ですので、遠方にお住まいのご家族さま等にオンラインでご同席いただき、一緒に相談いただけます。

対応方針2 社員および家族の健康と安全確保

グループ各社では、職場の三密回避と社員の多様な働き方を進める取り組みに注力しています。

三井住友信託銀行では、店舗を活用し、社員が自宅近くの店舗で一時的に働けるサテライトオフィスを首都圏・中京圏・関西圏に合計26拠点(2020年11月時点)開設、テレ

ワーク用端末の配布などにより、本社などにおいて在宅勤務が可能な体制を構築しました。また、三井住友トラスト・アセットマネジメントおよび三井住友トラスト基礎研究所では、テレワーク用の端末を全社員に配布するなど、当グループ全体でテレワークの推進に努めています。



本取り組みに対する社員の声

- 会社の対応が素早く、大変な中で先手を打てたと考えている。同僚からも会社に対する感謝の声が多く、職場に一体感が出たと感じる。
- 担当業務の遂行を通じて、会社の成長・ビジネス構築に貢献したい。有事の際にも信頼できる会社なのだと改めて感じた。
- このような時代の中、当グループの強みである独立系ゆえの機動性や柔軟な対応をさらに推進していくことが、他社との差別化につながる。

対応方針3 社会への感染拡大防止(含む、感染拡大しにくい社会形成への活動)

三井住友信託銀行は、お客さまや社会のご理解・ご協力を得て、以下の活動を実施しご評価をいただきました。

- 新型コロナウイルス感染症に対する医療活動および感染防止活動などの諸活動への支援を目的として、日本赤十字社に1億円を寄付しました。これにより、同社へ多額の寄付を行った際に贈られる「金色有功章」をいただきました。
- 医療用マスク10万枚を複数の医療機関に寄贈しました。
- 感染症に対するワクチン・治療薬の開発等に取り組んでいる14の大学・研究所への支援を目的に個人のお客さま

などから寄付を受け付ける「寄付口座」を開設、当グループも各大学宛てに各10百万円を寄付しました(本口座は2020年8月31日をもって終了し総額2.6億円を寄付)。

- ダイレクト・インターネットバンキングにおける「おうちde円預金 金利優遇キャンペーン」にて、お預け入れ1件あたり25円を、新型コロナウイルス感染症の対策として、ワクチン・治療薬の開発・研究などを行っている団体へ寄付する旨をご案内しました(本キャンペーンは2020年8月31日をもって終了)。

寄付などにまつわる悪質な詐欺が横行するなかにおいては、当グループによる寄付活動ということで安心してご協力いただけるというお声をいただくとともに、このような形で社会貢献ができることが嬉しいといったお声も多数いただき、皆さまの「社会の役に立ちたい」という想いの強さを改めて知る機会となりました。

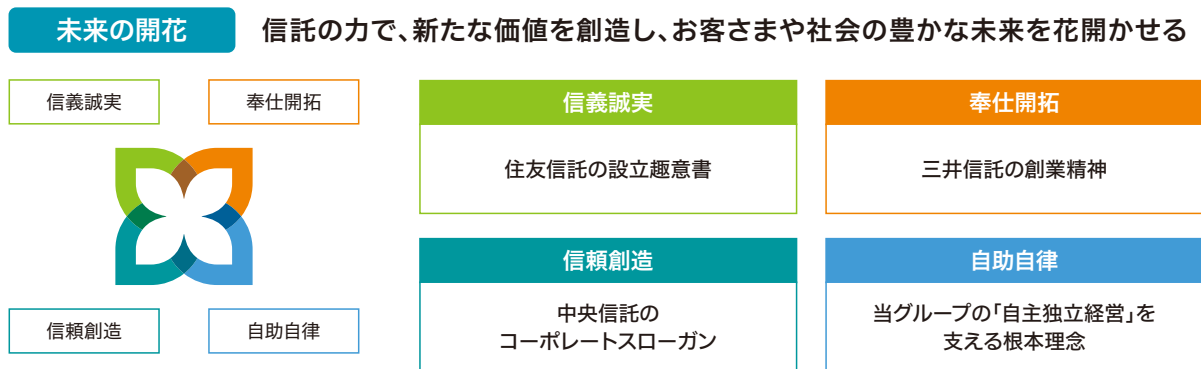
各活動期間中は、支援対象となる大学との記者会見や、大学の近隣にある支店にてロビー展を開催するなど、お客さまの認知を高める活動にも注力したことで、実際にロビー展をご覧になって寄付をいただいた方や、思い入れのある地域や大学が寄付の対象となっていることで「お役に立ててうれしい」とおっしゃる方もおられました。

三井住友トラスト・グループの存在意義(パーパス)について

パーパス設定の背景

三井住友トラスト・グループは、今般、自らの存在意義、パーパスを「信託の力で、新たな価値を創出し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」と定義するとともに、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に掲げました。これは、創業以来変わらない当グループの「お客

さま本位」という経営理念に基づいて、お客さまから最も信頼されるベストパートナーとして次世代に責任を持ち、変化への対応力を一段と高めた社会を築き上げていくことが私たちの使命と認識して、社会課題の解決に積極的に貢献することで私たち自身も持続的に成長する、という思いを込めたものです。



三井住友トラスト・グループのパーパス

パーパスとは、企業がなぜ世の中に存在するのか、言い換えれば、「当社は、なぜ社会に存在する価値があるのか」を定義したものです。当グループのパーパスも、創業の精神や創業からの歴史の中で培ってきた、本質的かつ独自に提供できる強みの領域と、社会が私たちに求めているニーズを踏まえて、設定しました。

パーパスにある「信託の力」とは、信託の多彩な機能や、高度な専門性・総合力、根本理念であるフィデューシャリー・デューティーなど、広い概念を意味しています。私たちは、この信託の力を使って、多様な機能を横断・融合し新たなサービスやソリューションを開発しています。そして、社会的なニーズはあっても、まだ誰もそれを解決する商品・サービスをご提供できていないもの、すなわち社会的課題の解決にチャレンジして、成果や成長に結び付けていくとともに、お客さまやその先のステークホルダーにプラスの影響を与え、持続可能な社会を築いて次の世代につなげていく、という思いを込めています。

パーパスに込められた歴史的背景

今回定めたパーパスには、お客さまとの信頼関係に基づき、時代の要請に応じてさまざまな社会課題を解決して、我が国の発展のために貢献してきた当グループの歴史が反映されています。

1924年に三井信託、翌年に住友信託が、我が国最初の信託会社として設立されました。両社の「設立趣意書」には、最善・最適な運用力・問題解決力と、社会奉仕の精神で、国民経済に貢献し、社会にとって「かけがえのない」企業となる、という崇高な理念や、信託業は社会奉仕の事業、信託会社は社会公益の機関であり、自主独立の経営を維持していく、という強い意志が込められています。

パーパスの実践に向けて

当グループのシンボルマークであるフューチャーブルーム(未来の開花)は、私たちの存在意義(パーパス)を象徴するとともに、四つのバリューを表しています。

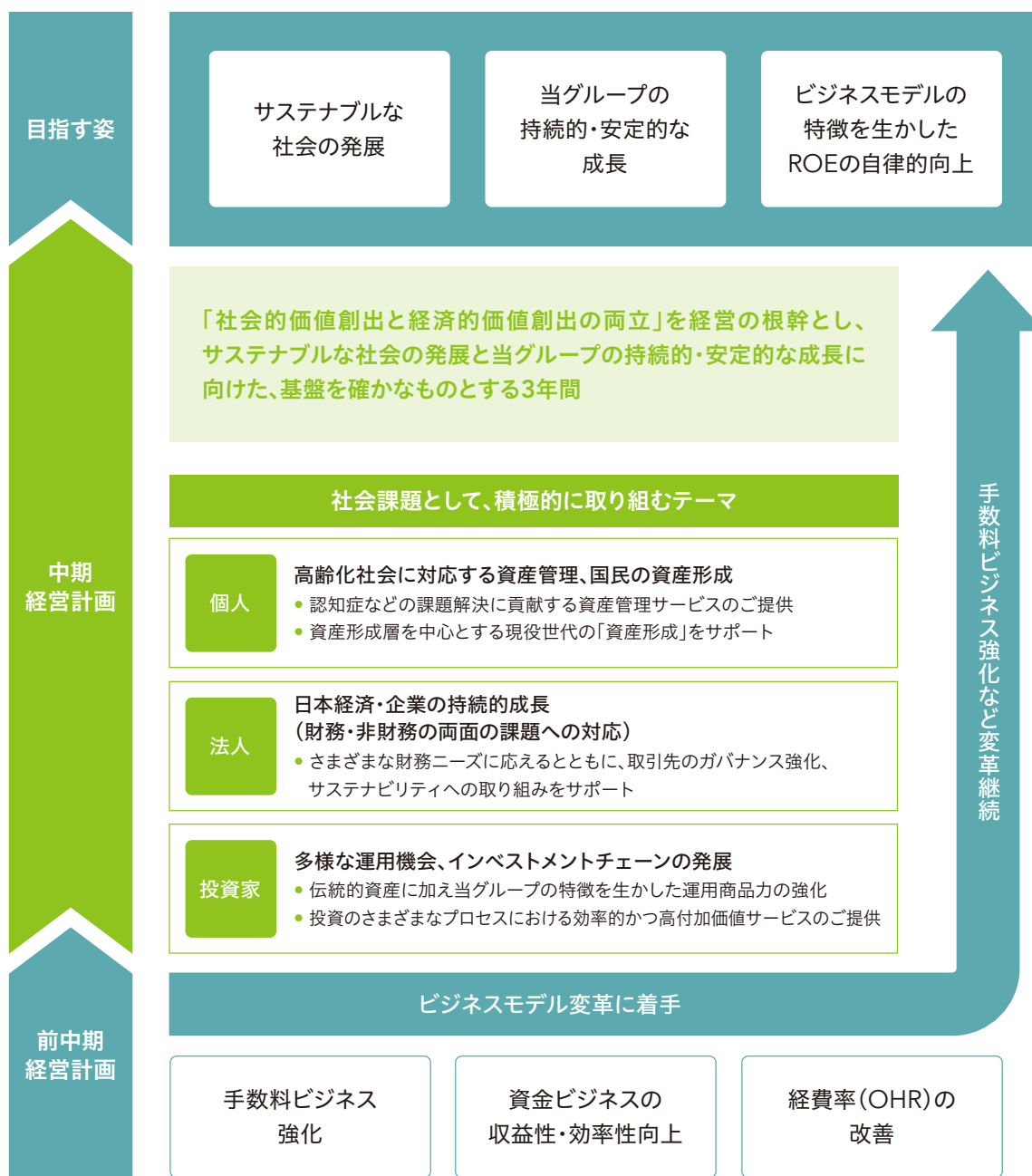
「信義誠実」は住友信託の設立趣意書、「奉仕開拓」は三井信託の創業の精神、「信頼創造」は中央信託のコーポレートスローガンです。そして、もう一つの「自助自律」は、我が国唯一の専門信託銀行グループとしての当グループの「自主独立経営」を支える根本理念です。

いずれも、当グループの礎となった各信託銀行に脈々と受け継がれてきた「創業の精神」「信託への熱意や研さんの結晶」ともいえる財産です。私たちは、先輩たちが築き上げてきたこの財産と精神をしっかりと受け止めるとともに、将来世代へも確かに受け継ぎ、「未来に開花」させていきたいと思いを込めています。

中期経営計画(2020～2022年度)

当グループが専門信託銀行グループとして果たすべき役割・機能、自らの存在意義(パーパス)を長期的な視点で捉え直した上で、この3年間の戦略を策定しました。

前中期経営計画(2017～2019年度)では、多様化するお客さまのニーズに応えるビジネスモデル変革に着手しましたが、2020年度からの中期経営計画ではその取り組みをさらに推し進めるとともに、個人、法人、投資家などそれぞれに生じる社会課題に対し積極的に取り組み、当グループの持続的・安定的な成長に向けた、基盤を確かなものとする3年間と位置付けています。



社会における価値観の多様化や、不確実性の増大が進む環境こそ、当グループが安心かつ安全な社会を実現する信託制度の担い手として本領を発揮すべき時であり、最も信頼されるお客さまの「ベストパートナー」として、変化への対応力を一段と高めた社会を次世代につなげていくことに最大限努めたいと考えています。

中期経営計画に関する詳細情報は、統合報告書2020 22～27頁をご参照下さい。



三井住友信託銀行
取締役社長

橋本 勝

世界的な新型コロナウイルス(COVID-19)のパンデミックは、現在もその勢いが衰えることなく、収束の気配がまだ見えない状況です。罹患された方々には心よりお見舞い申し上げるとともに、医療従事者の皆さまはもちろん、感染拡大の防止に尽力されている皆さまに深く感謝申し上げます。

国連は7月に発表したレポートの中で、COVID-19による感染症の拡大は自然破壊が進み未知のウイルスを持つ動物と人間との接触が拡大したことが原因の一つだと指摘しています。産業革命以降、人類は非常に豊かになりましたが、その代償として地球環境に大きなダメージを与え続けています。特に気候変動問題においては、急激かつ不可逆的な変化が発生して元の状態に戻れなくなる「ポイント・オブ・ノーリターン」が目前に迫っているとされています。欧州を中心とした「取り返しがつかなくなる前に、私たちは断固たる態度で行動を起こすべきだ」との考え方が世界中に広がっており、新型コロナウイルスはさらにその流れを加速させています。

金融業界への期待も大変大きく、2006年に資産運用から始まったESG(環境、社会、ガバナンス)投資は、資本市場のメインストリームとなり、2019年にスタートした責任銀行原則(PRB)では、経済的なリターンに加え社会的なリターンも追求する「インパクト」の考え方を中心に据え、ESGの実効性の向上に主体的な役割を果たそうとしています。

私たち三井住友信託銀行は、こうした環境変化を好機と捉え果敢にチャレンジしてまいりました。まず「インパクト」については、2019年3月に世界で初めて資金用途を特定しない事業会社向け融資タイプのポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)を実現させました。2020年3月には、海運業界の気候変動リスクに対する金融機関の取り組みとして設立された「ポセイドン原則」に、アジア諸国の金融機関として初めて署名しました。また、当グループの実践的なノウハウを生かしてサステナビリティ経営コンサルティングを大幅に強化し、お客さまから大変好評をいただいております。

政府の脱炭素宣言によって産業界のムードは一変しました。信託の強みが発揮できるフィールドが、ますます広がってきたと感じます。私たちは、今後ともサステナブル金融の浸透にリーダーシップを発揮し、持続可能な社会の構築に全力を尽くしていく所存です。

三井住友トラスト・アセットマネジメント 社長メッセージ



三井住友トラスト・アセットマネジメント
代表取締役社長

菱田 賀夫

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、社会・経済活動の長期停滞が懸念されています。罹患された方やそのご家族、感染症拡大により、生活や事業活動に深刻な影響を受けておられる皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

今、世界でも日本でも、企業自体が社会的課題の解決と業績の両立を真剣に考え、そこにビジネスのありようを求める大きな変化が起こっています。運用会社として、こうした変化をしっかりと捉え、社会的課題を解決して成長する企業を発掘し、見極めて、投資することにより、「社会的課題の解決と経済的リターンの両立」を進めていきます。当社はESG商品のラインアップ強化を進めており、一昨年、日本株式インパクト投資を自己資金で立ち上げて運用を開始しました。より具体的に社会的課題解決に貢献する企業に投資することで、経済的リターンとの両立を目指します。

気候変動問題は当社が最も注力するESGテーマであり、投資先がこの問題に積極的に対応することが中長期的な企業の存続と成長に向けて必要不可欠であると考えています。また、アマゾン川流域の環境保全のためにブラジル政府との対話にアジアから唯一の参加や、森林破壊を加速させる可能性がある一括改訂法案を可決したインドネシア政府とエンゲージメントを実施するなど、国際イニシアティブにおける活動を通じてグローバル規模でのサステナビリティにも積極的に貢献していく方針です。

日興アセットマネジメント 共同CEOメッセージ



日興アセットマネジメント
代表取締役会長 兼 共同CEO

佐谷戸 淳一

日興アセットマネジメント
代表取締役社長 兼 共同CEO

安倍 秀雄

新型コロナウイルス(COVID-19)に罹患された皆さま、ならびにご家族・関係者の皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。また、医療従事者の皆さまをはじめ、感染拡大防止に日々尽力されている方々に深く感謝申し上げます。

当社は、お客さまの利益を最優先に行動することを使命とし、フィデューシャリー・ESG原則を企業理念としています。この一年、各業務機能を複数のオフィスに分散させた、揺るぎない投資運用業務体制を確立するとともに、リモートワーク環境の整備やデジタル化を推進しました。運用部門では、エンゲージメントを希望される投資先企業を対象とした専用窓口を設置し、コロナ禍の影響を被った企業の実状に鑑みた柔軟なスチュワードシップ活動を展開しました。これらの取り組みの結果、コロナ禍においてもサービスの質を毀損することなく、ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションも円滑に図ることができ、新たな価値を創造することに成功しました。

また、2020年にはコーポレート・サステナビリティ部門を強化し、各事業拠点の自発的なワーキンググループが、コロナ禍で制約を受けながらも持続可能な社会の実現に向け精力的に活動しました。革新的なソリューションを支えるイノベーションの源泉は当社の企業文化の中核であるダイバーシティ&インクルージョンの尊重によるものだと信じています。当社は、これからもさまざまなサステナビリティ課題に積極的に取り組んでまいります。

ガバナンス

——経営戦略としてのサステナビリティ

012

ガバナンスは、企業がパーパスを設定する際の基盤であり、豊かで持続可能な社会に貢献する企業の活動を監督するものだ。優れたガバナンスがなければ、企業は「地球」、「人」、「豊かさ」の3本柱を発展させるための支援の文脈を欠くことになる。

世界経済フォーラム白書「ステークホルダー資本主義を測定する」より

- 013 当グループの「ガバナンス」に対する考え方
- 014 コーポレートガバナンス
- 016 サステナビリティ推進体制
- 026 コンプライアンス・公正な事業遂行
- 033 株主総会の議決権行使集計業務の適正化に向けた取り組みについて
- 034 リスク管理とマテリアリティ・マネジメント
- 045 投融資先の環境・社会への影響等の配慮

当グループの「ガバナンス」に対する考え方

当社は、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、以下の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。また、取締役会は、当グループの全ての役員・社員が共有し、あらゆる活動のよりどころとなる経営の基本原則として、グループの存在意義（パーパス）、経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）および行動規範（バリュー）を制定しています。

基本的な考え方

- 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
- 当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、株主、お客さま、社員、事業パートナーおよび地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
- 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、ディスクロージャーポリシーを別途定め、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
- 当社は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、執行と監督の分離による取締役会の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
- 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。

関連するマテリアリティ

インパクトマテリアリティ

マテリアリティ	リスク/機会	主たるステークホルダー	主な対応
投融資先の環境・社会への影響に対する配慮	リスク	お客さま、地域社会、NPO	ビジネスを通じたネガティブインパクトの最小化（セクターポリシーやESGガイドラインに沿った投融資、投融資先の環境に関わる負の影響の抑制を促すエンゲージメント等）

経営基盤マテリアリティ

マテリアリティ	リスク/機会	主たるステークホルダー	主な対応
コーポレートガバナンス	リスク/機会	全てのステークホルダー	社会的価値創出と経済的価値創出を両立させパーパスを実現させる経営のフレームワークの持続的向上（詳細は統合報告書ご参照）
リスク管理とレジリエンス（復元力）	リスク	株主・投資家、社員、行政	自然災害などのイベントリスクも含めたリスクへの対応（リスクの特定と明確な方針の策定、万全の管理体制、社員教育等を通じたリスク対応文化の醸成等）
システム保全とサイバー攻撃対応	リスク	お客さま、行政	サイバー攻撃（ランサムウェア・DDoS攻撃、情報窃取）への対応、システム開発遅延・費用増加の防止等
金融商品の安全性	リスク	お客さま	金融商品に内在するリスクの適正な管理（顧客への適切な販売を含む）
コンプライアンス	リスク	お客さま、社員、行政、国際機関	企業倫理や行動規範を逸脱しない企業文化の醸成、反社会勢力との取引排除、犯罪防止（マネー・ロンダリング、テロ資金、振り込め詐欺等の特殊詐欺等）等

財務マテリアリティ

マテリアリティ	リスク/機会	主たるステークホルダー	主要なリスク（詳細な対応方針はディスクロージャー誌資料編）
財務資本の保全	リスク	株主・投資家、行政	特定大口と信先信用悪化、不動産市況偏重、政策株式価格下落
持続的な収益獲得	リスク	株主・投資家、行政	預貸ビジネスの業務粗利減少

関連性の高いSDGs



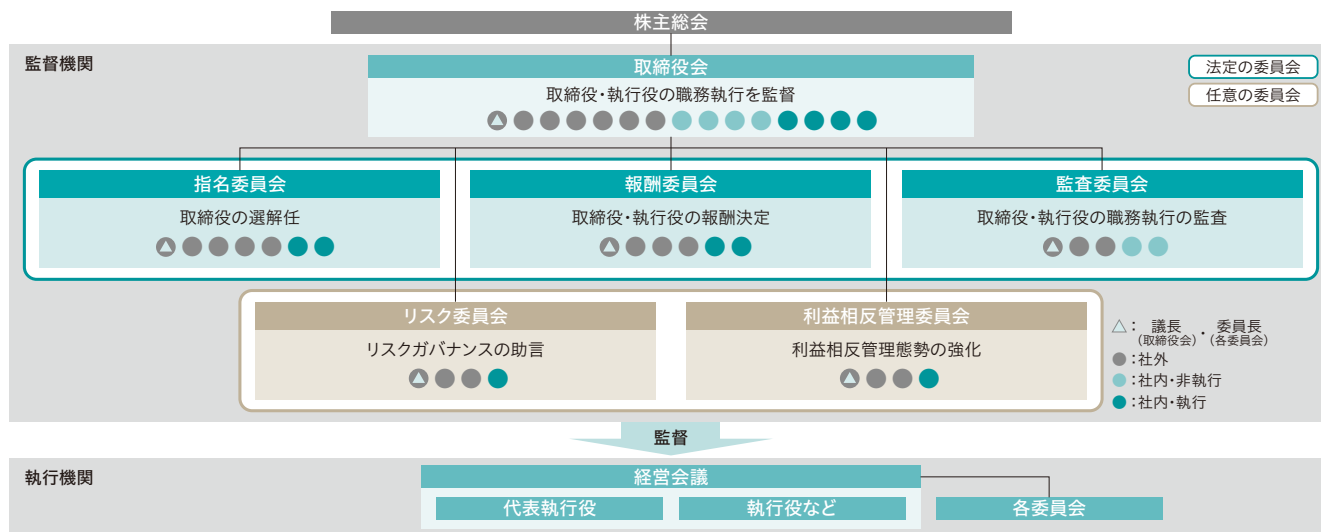
コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンス体制に関する考え方

当社は、三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメント、日興アセットマネジメントなどを傘下に擁する金融持株会社であり、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と創造力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業および不動産事業を融合した「トータルソリューション」

をご提供するお客さまの「ベストパートナー」を目指しています。その理念を実現し、ステークホルダーの期待に応えるため、当グループのビジネスモデルの健全性および信頼性ならびに経営の透明性を確保し、当グループのコーポレートガバナンスの高度化に取り組んでいきます。

コーポレートガバナンス体制



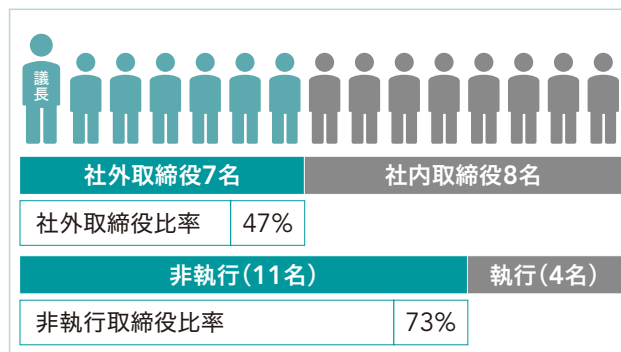
取締役会

取締役会は、当グループの経営の基本方針を定め、経営全般に対する監督機能を担うことにより、当グループの経営の公正性・透明性を確保することをその中心的役割としています。サステナビリティ(持続可能性)を巡る環境・社会的な課題の重要性に鑑み、グループ各社が果たすべき社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)を定め、役員および社員の意識を高めるとともに、ステークホルダーに配慮しながら課題解決に向け積極的な取り組みを推進することを通じ、社会の持続可能な発展と当グループの企業価値向上を図っています。

コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立社外取締役の占める割合を原則3分の1以上とし、独立役員に係る独立性判断基準を制定し、開示しています。さらに、取締役候補者を決定するに際し、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理に適した人材などのバランスに配慮し、専業

信託銀行グループとしての幅広い業務領域を適切に監督するのに相応しい、知識、経験、能力のバランスおよび多様性を確保するよう努めています。

取締役会の構成



- 社外取締役7名全員を独立役員として金融商品取引所に届け出しています。
- 取締役15名の内訳:男性14名、女性1名
- 2019年7月1日~2020年6月30日に、取締役会を16回開催。欠席は取締役1名1回のみ。

社外取締役の選定にあたっては、下記の専門性の観点を含めてバランスを考慮して構成しています。また、コーポレートガバナンスの実効性をさらに高めるべく、社外取締役のみが参加する社外取締役会議を定期的に開催しています。

社外取締役同士の忌憚のない活発な議論により、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を行うことで、取締役会の客観性や独立性の強化に役立てています。

社外取締役のスキルマップ

現在の当社における地位・担当				取締役候補者の専門性				
				企業経営	財務会計	法律		
鈴木 武	取締役	指名委員	報酬委員	リスク委員	利益相反管理委員	●	●	—
荒木 幹夫	取締役	指名委員	報酬委員	リスク委員長		●	●	—
松下 功夫	取締役 (取締役会議長)	指名委員長	報酬委員			●	●	—
齋藤 進一	取締役	指名委員	監査委員長			●	●	—
吉田 高志	取締役	監査委員				—	●	—
河本 宏子	取締役	指名委員	報酬委員長			●	—	—
麻生 光洋	取締役	監査委員				—	—	●

委員会

当社は、コーポレートガバナンスの実効性を確保するとともに、当グループのビジネスモデルの健全性および信頼性ならびに経営の透明性をより一層高めていくために、会社法により設置が求められる指名委員会、報酬委員会および監査委員会に加え、取締役会の諮問機関としてリスク委員会および利益相反管理委員会を設置しています。

この利益相反管理委員会は、専門信託銀行グループとして、ほかの金融グループに例のない監督機能を有する委員会です。また、各委員会は、毎年、委員会の自己評価を実施し、抽出した課題に対する改善策を検討・実施していくことで、自律的な運営向上に取り組んでいます。

各委員会の構成員(▲:委員長、●:委員(社外)、●:委員(社内・非執行)、●:委員(社内・執行))

		指名	報酬	監査	リスク	利益相反管理	
社外	取締役	松下 功夫	▲	●			
		鈴木 武	●	●		●	
		荒木 幹夫	●	●		▲	
		齋藤 進一	●		▲		
		吉田 高志			●		
		河本 宏子	●	▲			
		麻生 光洋			●		
	有識者	神田 秀樹 [※]					▲
		外山 晴之 [※]				●	
		細川 昭子 [※]					●
社内	大久保 哲夫	●	●				
	橋本 勝	●	●				
	西田 豊				●	●	
	首藤 邦之			●			
	田中 浩二			●			

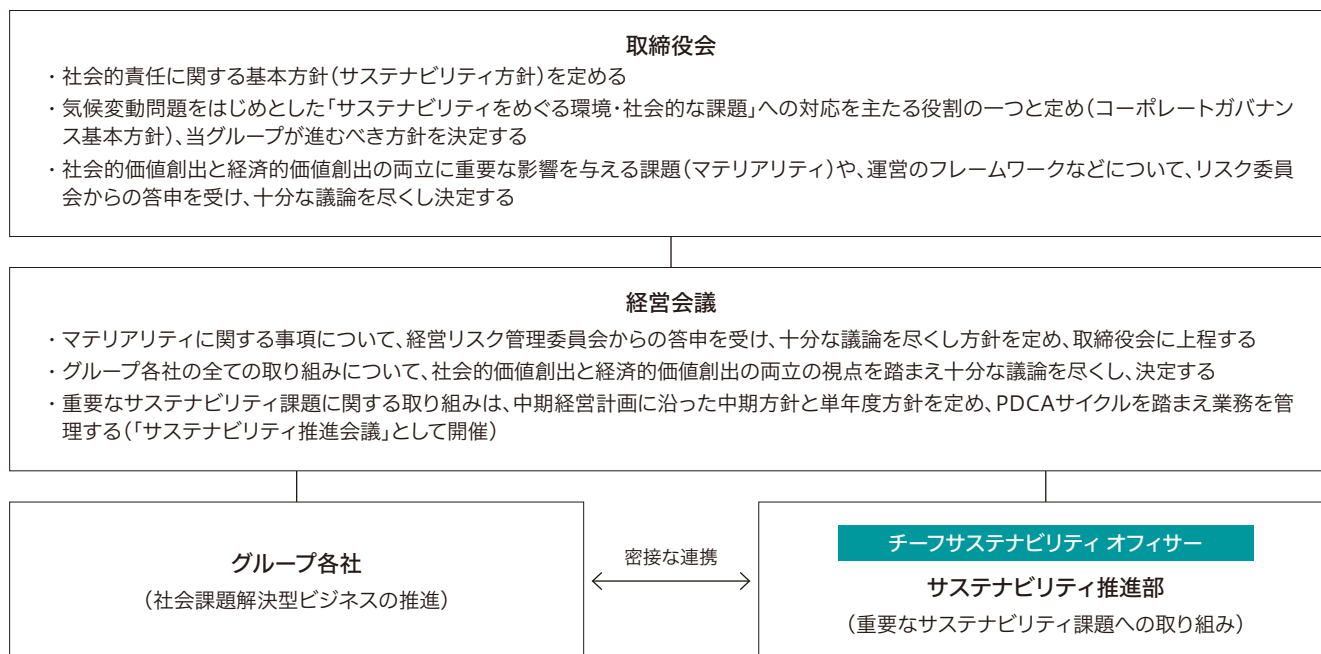
※ 神田 秀樹氏は、三井住友信託銀行の社外取締役です。外山 晴之氏および細川 昭子氏は、社外有識者です。

取締役会実効性評価やサクセッションプラン、役員報酬体系など、コーポレートガバナンスに関する詳細情報は、統合報告書2020 68-79頁をご参照ください。

サステナビリティ推進体制

当グループは、中期経営計画において社会課題解決に向けたポジティブインパクトの創出を基本戦略に掲げ、サステナビリティを経営の中核に据えました。三井住友信託銀行の各事業、関連会社は独自に優先的に対処すべき社会課題を選定し、コアビジネスとして強化していく方針です。他方、気候変動問題などの国内外の重要なサステナビリティ課題については、サステナビリティ推進会議がグループ全体の司令塔になり、国際機関なども連携しながら戦略を策定し迅速に取り組みを進めます。

1. サステナビリティ推進体制



サステナビリティ推進会議の役割

マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> マテリアリティ・マネジメントの推進(18-19頁参照) サステナビリティ業務に関する計画の策定と推進(グループ各社の社会課題解決型ビジネスの進捗状況管理) 気候変動問題への対応(TCFDレポート2020/2021ご参照) サステナビリティレポートをはじめとした戦略的情報開示 投資家をはじめとしたステークホルダーからの信頼獲得・評価向上
業務開発	<ul style="list-style-type: none"> 重要なサステナビリティ課題の解決に貢献する革新的な金融商品・サービスの開発EcoTrustutionの推進 With You活動などを通じたコミュニティへの価値提供の戦略的な推進
社内浸透	<ul style="list-style-type: none"> 社員版統合報告書の全役員・社員への配付などを通じ社員の戦略理解を徹底 Challenge for SDGsや全営業店部の「私たちのSDGs宣言」、With You活動など社内ハンズオンの推進を通じた実践的な知識の早期習得
対話	<ul style="list-style-type: none"> 株主・投資家、国内外のNPO・NGO、国際機関、行政、大学などのステークホルダーとの対話の促進とニーズの把握 インターナル・エンゲージメント(22頁参照)を通じたステークホルダー・ニーズの社内還元と取り組み改善

サステナビリティ評価を反映させた役員報酬

当社は、役員報酬は原則として月例報酬(固定報酬と個人役割業績報酬で構成)、役員賞与(業績連動賞与)、株式報酬(株式交付信託)の組み合わせで支給しています。このうち、

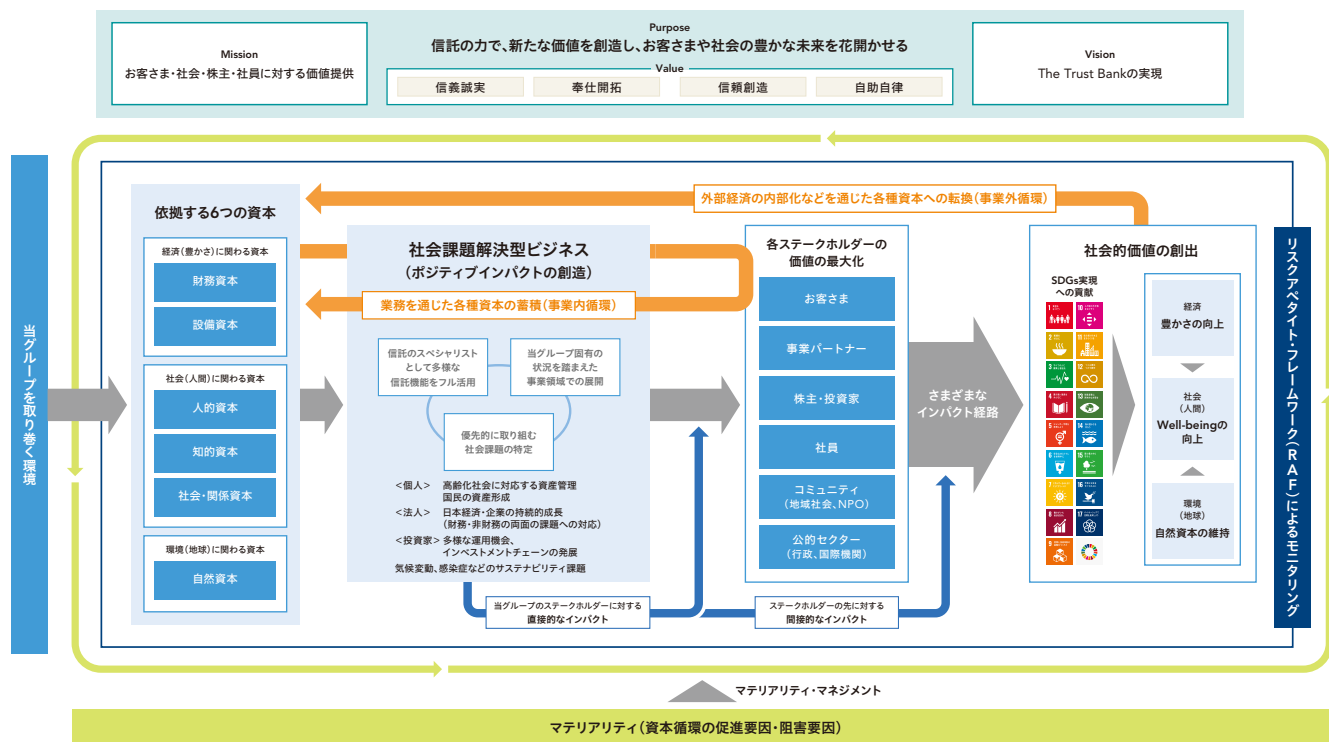
各役員の株式報酬を決定するKPIの一つに「ESGに関する活動状況や評価機関のスコアなど」を組み込み、経営としてサステナビリティを推進する仕組みを導入しています。

→詳細は統合報告書2020 74-75頁

2. サステナビリティ推進の基本理念

社会的価値創出と経済的価値創出を両立させるには、パーパスに基づきステークホルダーの価値を最大化させながらポジティブインパクトを創造するプロセスと当社自身の財務・非財務の経営基盤(六つの資本)を持続的に強

化していくプロセスを有機的に結合するとともに、それを経営レベルで適切に管理する仕組みの構築が必要です。当社は、この仕組みを「価値創造プロセス」として整理しています。



三井住友トラスト・ホールディングス

サステナビリティレポート2020/2021

ポジティブインパクトの創造

当グループは中期経営計画において「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に据えました。社会的価値は当グループの企業活動が生み出す場合もありますが、多くはステークホルダーからその先のステークホルダーへ影響が連鎖する中で形成されていきます。すなわち、SDGsの実現に貢献し最終的に経済(豊かさ)、社会(人間)、環境(地球)に対する良い影響(ポジティブインパクトの創造とネガティブインパクトの抑制)につながる活動が当グループにおける社会課題解決型ビジネスです。

当グループは、中期経営計画において、社会課題解決型ビジネスとして優先的に取り組む三つの課題を掲げました。また、従来から重視してきた気候変動問題や超高齢社会問題に加え、新型コロナウイルス問題などの新たなサステナビリティ課題への対応もビジネスとして取り組んでいく方針です。他方、新型コロナウイルス問題や気候変動問題などの従来想定してこなかったESGリスクへの懸念が高まっています。ビジネス機会の追求だけでなく、こうした新たなリスクへのレジリエンスを高めることも重要なテーマです。

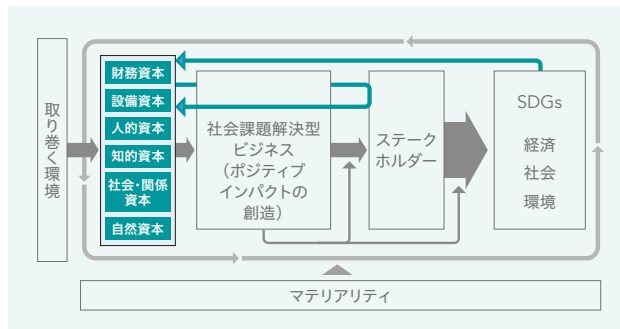
優先的に取り組む三つの社会課題		
<p>〈個人〉 高齢化社会に対応する資産管理、国民の資産形成</p>	<p>〈法人〉 日本経済・企業の持続的成長(財務・非財務の両面の課題への対応)</p>	<p>〈投資家〉 多様な運用機会、インベストメントチェーンの発展</p>

重要なサステナビリティ課題		
気候変動問題	自然資本	金融包摂
超高齢社会問題	新型コロナウイルス問題	

資本循環

事業遂行に必要な元手(資本)は、お金や設備といった財務諸表に掲載される有形資産と、人材やノウハウ、ネットワークといった金銭換算が難しい無形資産で構成されます。財務的資本(前者)と非財務的資本(後者)を事業に投入し、業務遂行を通じた利益の創出や人材の育成、顧客基盤の拡大といった資本の事業内循環と、グループ外に及んだ便益が長期的に当グループに還元(外部経済の内部化)される事業外循環により成長の発射台を持続的に高めていくメカニズムの確立が必要です。当グループが社会課題解決型ビジネスを通じ資本を循環させる仕組みを国際統合報告フレームワークに則って示したものが当グループ独自の

価値創造プロセスで、これがいわゆる「統合思考」を企業経営に組み込むためのプラットフォームとなります。



事業内循環の事例

- ビジネスは総力戦です。あらゆる資本を投入して事業を成長させ、利益を生み出して財務資本を強化します。また、その過程で人(人的資本)が鍛えられ、ノウハウ(知的資本)が蓄積し、顧客基盤(社会・関係資本)が強化されることで翌年度のさらなる成長の発射台を高めます。
- サステナビリティ分野では国内外のネットワーク(社会・関係資本)を重視しています。例えば国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)のワーキンググループに参加して得た知見(知的資本)を生かし、ポジティブ・インパクト金融原則を一般の企業向けの貸出に適応したポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF、資金用途を特定しない事業会社向け融資タイプ)を世界で初めて開発しました。

事業外循環の事例

- 社会課題解決型ビジネスのテーマの一つと掲げる国民の資産形成等の社会課題への取り組みは、長期的な国富の増大、その結果としての顧客基盤(社会・関係資本)の質的な向上や、資産承継のような新たなビジネス機会の創出を通じた収益の拡大(財務資本の強化)を目指すものです。
- 認知症に関するトラブル事例を産官学連携組織に提供、執筆にも加わり出版した金融機関マニュアルは認知症高齢者の金融排除と社会課題の解決(SDGs8.10)に貢献し、金融業界全体のノウハウ(知的資本)となるとともに、当グループのレピュテーション向上(社会・関係資本)につながりました。

マテリアリティ

(1) マテリアリティの定義

資本循環は血液の循環に似ています。血液が滞りなく流れるように資本が順調に蓄積すれば価値創造力は持続的に拡大していきます。人間の身体において悪玉コレステロールが増えると動脈硬化により血液の流れが阻害されます。

逆に善玉コレステロールは動脈硬化を防ぎます。当社は、このようなイメージで中長期的な価値創造プロセスに影響を与える重要課題(マテリアリティ)を捉え、資本循環の阻害要因(=悪玉)/促進要因(=善玉)で構成されると整理しています。

マテリアリティは財務・非財務資本の蓄積による持続的な価値創造力の向上プロセスに重大な影響を与える事象

(2) マテリアリティ特定プロセス

当社では、2015年度にマテリアリティを特定し、2019年度にマテリアリティの見直しを実施しています。2015年の特定においては、銀行グループにとって重要度が高いと考えられた28項目の候補から、中長期的な当グループの企業価値への影響と、当グループがステークホルダーに与える影響を社外役員、社外有識者、社内関係部署にヒアリングの上、17項目を抽出し経営会議で確定しました。一方、経営に重大な影響を与える財務リスクイベントとして、トップ

リスクを選定し、別々に管理してきました。しかし「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹と定めた成長戦略を推進する上で両者の統合は不可欠と判断し、2019年10月、経営会議で決定した新マテリアリティ案を、リスク委員会における協議を経て、取締役会で決議しました。具体的には、従来のトップリスク7項目と従来のマテリアリティ14項目を並べ、重複する項目、および類似する項目を整理した上で、必要に応じて名称を変更するとともに、最新の項目を追加しました。

(3) 当グループのマテリアリティ

当グループのマテリアリティは、企業活動が経済、社会、環境に影響（ポジティブインパクト／ネガティブインパクト）するインパクトマテリアリティ、価値創造の根幹に影響を与える経営基盤マテリアリティ、財務パフォーマンスに

直接的な影響を与える財務マテリアリティの三つのカテゴリーで整理することができます。また、それぞれのマテリアリティがどの資本の資本循環に主に関わっているかについても特定しており、価値創造プロセスの中でマテリアリティの持つ意味を理解し管理する一助となっています。

種類	マテリアリティ	リスク	機会	関連する主な資本	関連頁
インパクトマテリアリティ	サステナビリティをテーマとしたビジネス機会の追求		●	知的資本	各パートに記載
	投融資先の環境・社会への影響に対する配慮	●		社会・関係資本	45-49, 52-53頁
	金融包摂		●	社会・関係資本	142-145頁
	人口減少・超高齢社会問題	●	●	社会・関係資本	113-125頁
	気候変動	●	●	自然資本	58-67, 85-91頁
	技術革新(デジタル・イノベーション)	●	●	知的資本	—
経営基盤マテリアリティ	コーポレートガバナンス	●	●	全ての資本	14-15頁
	リスク管理とレジリエンス(復元力)	●		財務資本	34-44頁
	システム保全とサイバー攻撃対応	●		設備資本	44頁
	人材力の強化と職場環境の整備	●	●	人的資本	94-112頁
	個人情報・顧客データ保護	●		知的資本	140頁
	金融商品の安全性	●		知的資本	43頁
	コンプライアンス	●		社会・関係資本	26-33頁
	顧客本位/フィデューシャリー・デューティー	●	●	社会・関係資本	130-140頁
	金融システムの安定性	●		財務資本	36-43頁
財務マテリアリティ	財務資本の保全	●		財務資本	40-42頁
	持続的な収益獲得	●		財務資本	—

(4) マテリアリティの管理・運営

資本循環の円滑化のための各マテリアリティの管理とその高度化は、基本的には担当の部署が行っています(具体的な対応等は13頁、57頁、93頁、127頁に記載)。

各部署が「内輪の論理」に陥らぬようステークホルダーの視点を取り込むべく、インターナル・エンゲージメントという仕組みを導入しており、その内容や改善状況は取締役会に報告されます(22頁参照)。一方、リスク委員会はマテリアリティに関する事項について取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討を行い、答申を行います。

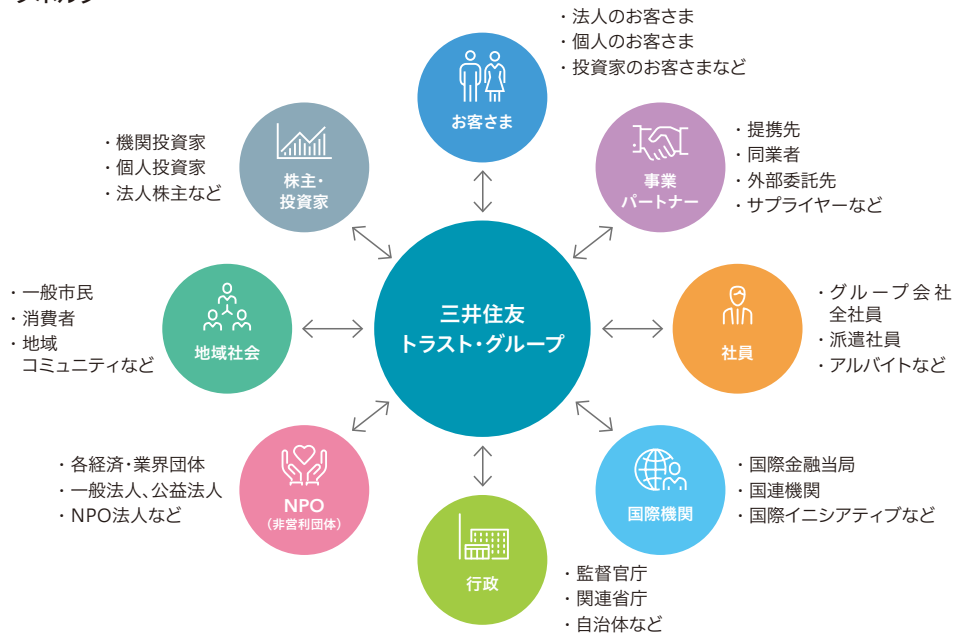
また、当グループは2019年のマテリアリティの見直しの際、気候変動や金融包摂など五つの項目を新たに加えました。サステナビリティ課題は社会情勢を反映し常に変化するものです。当グループではこうした変化に柔軟に対応するダイナミック・マテリアリティの考え方を取り入れていきます。その際、経営レベルで十分に議論を尽くす必要があることは言うまでもありません。2019年の見直し時には、経営会議、経営リスク管理委員会(経営会議の諮問委員会)、リスク委員会、経営トップとのディスカッション等合計12回の議論を経て取締役会で決議されました。

3. ステークホルダーエンゲージメント

当社は経営理念(ミッション)において、お客さま、株主、社員、社会をステークホルダーに掲げ、社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)において、主要なステークホルダーとしてお客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関を列挙し、対話を尊

重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たすことを宣言しています。このように相手を明らかにすることで、当グループが各ステークホルダーにどのように依存し、かつ影響(インパクト)を与えているのかの把握が容易になっており、社会的価値創出のための戦略基盤が整っています。

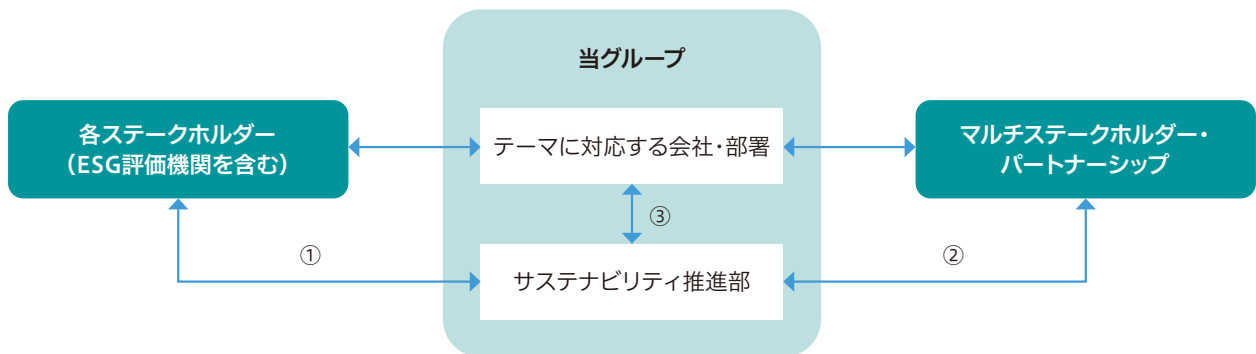
当グループのステークホルダー



ステークホルダーエンゲージメントの三つのアプローチ

当グループのステークホルダーエンゲージメントは、テーマに即して関係会社、該当部署(三井住友信託銀行の場合)が直接行うもの(①:21頁参照)、関係会社、該当部署がマルチステークホルダー・パートナーシップに直接参画するもの(②:23頁参照)、サステナビリティ推進部が自身

のステークホルダーとの対話やESG評価機関等からの情報収集を踏まえ関係会社、該当部署と行うインターナル・エンゲージメント(③:22頁参照)の3通りのアプローチがあり、対話チャンネルを多様化させ、インプットの質と量を高めています。



主要なステークホルダーとのエンゲージメント

お客さま	<p>当グループは、個人・法人のお客さまとのさまざまな対話を通じてニーズを的確に把握し、幅広く専門性の高い商品・サービスを最適な解決手段としてご提案するトータルソリューションのご提供を通じ、お客さまに最大の価値をご提供する「ベストパートナー」でありたいと考えています。例えば三井住友信託銀行の個人トータルソリューション事業では、全国の営業店または営業担当窓口にお寄せいただく声のほか、「お客さまサービス」「お客さまの声アンケート」「三井住友信託ダイレクト」などを通じて、多くのお客さまのご意見・ご要望を頂戴し、お客さま満足の向上につなげています（詳細は134-135頁）。</p>
株主・投資家	<ul style="list-style-type: none"> 当グループは、会社情報の適時適切な開示に努めるとともに、国内外の株主・投資家の皆さまに対する積極的なIR活動、建設的な対話を通じて、透明性の高い企業経営を目指しています。具体的には、会社情報を適時、公正かつ正確に開示することに加え、当グループ業績や業況、事業戦略などについて、トップ自らが積極的に説明会などを通じて、株主や投資家の皆さまにより深くご理解をいただけるよう努めています（詳細は統合報告書2020 114頁）。
地域社会	<ul style="list-style-type: none"> 当グループは、サステナビリティ方針6において「私たちは、企業活動を行うあらゆる地域において、さまざまなパートナーと協力し合い、事業活動や教育・文化事業等の社会貢献活動を通じて、地域社会の活性化や豊かな生活環境づくりを目指します。」と謳っています。これに基づき、三井住友信託銀行のWith You活動をはじめとし、グループ各社はさまざまな活動に取り組んでいます（詳細は149-176頁）。
NPO (非営利団体)	<ul style="list-style-type: none"> 全国銀行協会、信託協会、日本経済団体連合会等の業界団体の会員企業として、他の参加企業の皆さまと、金融機関、企業が社会的な役割を果たすためにどのようにあるべきか議論を深め、企業活動にも反映させています。 280社以上の金融機関がメンバーとなっている21世紀金融行動原則では、持続可能な地域支援ワーキンググループ座長を務め、地域金融を取り巻くさまざまなステークホルダーとの対話を促進し、他の署名金融機関とともに地域のサステナブルファイナンスを推進するための取り組みを推進しています（詳細は23頁）。 当グループは、公益財団法人日本生態系協会と密接に連携して生物多様性問題に関する民間の視点からの提言を行うなど高度な専門性を持つNPOとの長期にわたる関係を構築し、社会・環境問題の解決に向けた腰を据えた取り組みを行っています。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 当グループは、監督機関はもとよりさまざまな関係官庁と日々対話して、金融システム安定のための役割を果たし持続可能な社会づくりに積極的に貢献するための議論を重ねています。 当グループは、諸官庁（環境省、内閣府、金融庁、国土交通省等）が主宰するさまざまな委員会の委員となっており、金融機関の立場から持続可能な社会の形成に向けたさまざまな提言を行っています。
国際機関	<ul style="list-style-type: none"> 当グループは、さまざまな国際的イニシアティブに参加し、社会・環境に関わるグローバルな課題の解決に向け主体的な役割を果たしています（マルチステークホルダー・パートナーシップ（詳細は23-25頁））。
社員	<ul style="list-style-type: none"> やりがい・働きがいを育む風土が浸透し持続するために、三井住友信託銀行では、階層別研修など社員が集まる機会を捉えて、社長以下、役員が経営方針や自身のリーダーシップなどについて語り質疑する場を持っています（詳細は106頁）。 三井住友信託銀行では、社長以下の経営幹部と組合代表者が出席する経営協議会や支部ごとに労使が出席する店部内協議会を定期的に開催し、組合員の労働条件や労働環境の維持等について協議して、社員の声を経営に反映させる取り組みを行っています。また、グループ会社においても、会社と組合や社員代表との対話を通じて、会社の円滑な業務運営と職場環境の維持改善に取り組んでいます（詳細は106頁）。 三井住友信託銀行は、会社施策の浸透度、人事制度・運営や、職場環境・エンゲージメントなどについて、社員の認識状況を客観的に把握するため、全社員を対象として「意識調査」を実施しています（詳細は107頁）。 三井住友信託銀行は、適切な労務管理を推進する観点から、人事運営上の不公平・不公正、ハラスメントなど、人事・労務管理上の問題発生時等において、職制とは別に、全社員が相談できる窓口として、人事部内に「人事相談窓口（LGBTQ相談窓口）」を設置しています（詳細は110頁）。 当グループでは、法令諸規則や社内規程類の重大な違反行為、その可能性が高い行為、またはその他不適切と考えられる行為が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、職制に基づく報告制度とは別に、全ての役員・社員等がコンプライアンス統括部や外部の弁護士事務所に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設けています（詳細は28頁）。
事業パートナー	<ul style="list-style-type: none"> 当グループでは、環境・社会に配慮した物品・サービスを優先的に購入することを定めたCSR調達方針を制定し、グループ会社も含めたCSR調達を推進しています。サプライヤーにも協力を求めながら、CSR調達の対象とする品目の拡大を推進しています（詳細は88-89頁）。

4. インターナル・エンゲージメント

基本的な考え方

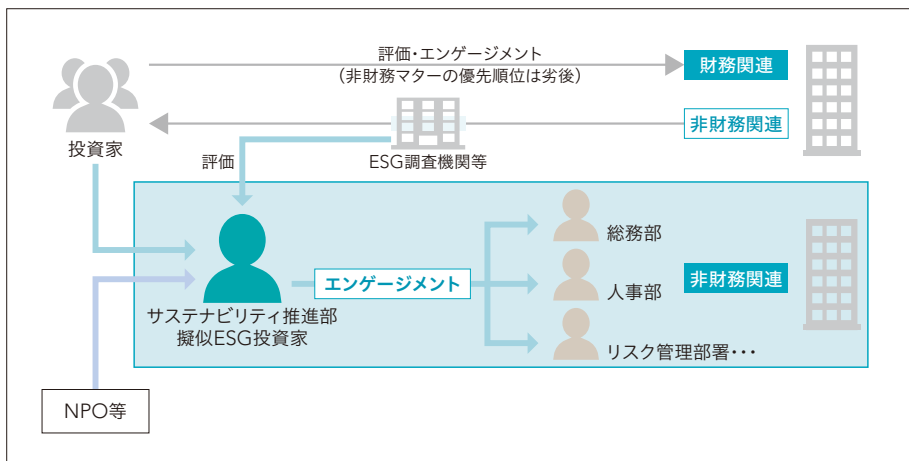
2014年に日本版スチュワードシップ・コードが導入され、機関投資家と投資先企業との間でエンゲージメント(目的を持った対話)が活発に行われるようになってきています。しかし、テーマは財務的な項目が中心で、広範な非財務的テーマでエンゲージメントが行われる機会は必ずしも多くありません。そこで当社では、マテリアリティ項目の中からESG投資家の関心が高い金融セクターの非財務的テーマで、当グループの取り組みに課題があると思われるものについて、サステナビリティ推進部が投資家の行うような体裁で関係部署への対話を行い、取り組みの向上や情報開示の拡充につなげています。当社では、この取り組みをインターナル・エンゲージメントと呼んでおり、取締役会の経営視点での監督機能とは異なる、日々の業務に対する外部の

視点を踏まえた牽制機能を果たすものとして、その位置付けは年々高まっています。なお、インターナル・エンゲージメントの年間計画、取り組み結果や改善状況などは取締役会に報告されます。

インターナル・エンゲージメントのプロセス

サステナビリティ推進部は、ESGに関連する投資家からのレター、ESG評価機関の最新評価とフィードバック内容、ESGやSDGsに関する注目度の高い最新課題等からインターナル・エンゲージメントのテーマを選別します。また、当社を取り巻くステークホルダーが重視する経済・社会・環境面の重要課題について、サステナビリティ推進部がNPOなどとまず直接対話をし、その内容を踏まえて関係部署とエンゲージメントを行います。

インターナル・エンゲージメント



2020年度の取り組み

テーマ	対象部署	エンゲージメントポイント
コーポレートガバナンス	人事部・取締役会室	主にESG評価機関から指摘された現状の課題
人的資本	人事部	人的資本と企業価値の関連性
データセキュリティ	業務管理部	主にESG評価機関から指摘された現状の開示基準
コンプライアンス	コンプライアンス統括部	同上
リスク管理	リスク統括部	同上
気候変動	法人企画部	化石燃料を取り巻く現状の課題と対応方針

5. マルチステークホルダー・パートナーシップ

SDGsの目標17はさまざまなパートナーシップの推進です。当グループは、金融が持続可能な社会形成に重要な役割を果たすことから、他の金融機関を含むさまざまなステークホルダーと連携し、困難な課題の解決にチャレンジする取り組みを非常に重視しており、国内外のパートナーシップに積極的に参画しています。



21世紀金融行動原則(持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則)

当社、三井住友トラスト・アセットマネジメント(SMTAM)、日興アセットマネジメント(NAM)、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、持続可能な社会の形成に向け280社以上のさまざまな業態の金融機関が参加する21世紀金融行動原則の趣旨に賛同し、2011年の起草時より中心的な役割を果たしてきました。また、2013年からは運営委員に加え、地域のサステナブル金融を普及啓発する「持続可能な地域支援ワーキンググループ(WG)」の座長にも就任しています。本WGは、2020年度、預金・貸出・リースWGとの共催で「地域における金融機関のあり方を考える」をテーマにオンラインセミナー「地域循環共生圏とは何か」を連続で開催しています。

21世紀金融行動原則は、環境省のESG金融ハイレベル・パネルにもオブザーバーで参加しています。2020年10月に開催された第3回会合では、金融界の代表的なインパクトファイナンス事例として三井住友信託銀行のポジティブ・インパクト・ファイナンスが紹介され、当社(オブザーバー)からもグローバルな文脈の中で日本政府の取り組みの先進性について説明しました。



UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)

UNEP FIは、金融機関にサステナビリティに配慮した行動を促すための国際的ネットワークで、当社は、2003年に日本の信託銀行として初めて署名しました。また、傘下の不動産ワーキンググループ、自然資本ファイナンス・アライアンス(旧自然資本宣言)にも参画し、国内だけでなくグローバルな金融業界の取り組みの強化にも貢献してきました。また2019年9月に発効した責任銀行原則に署名し、SDGsおよびパリ協定と整合性を持って事業を行うことを表明しました。

また2019年1月より、責任銀行原則の理論的なバックボーンとなったポジティブ・インパクト金融原則に賛同するとともに、ポジティブ・インパクト・イニシアティブに参画し、海外の銀行とともに手法の高度化に向けた活動を行っています。



PRI(責任投資原則)

三井住友信託銀行、SMTAMは2006年5月、NAMは2007年10月に、国連グローバル・コンパクトと国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が共同事務局となり策定したPRIに署名しています。この原則は、年金基金や運用機関など機関投資家に対し、投資の意思決定に際してESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮するよう求めるものです。SMTAMは水リスクワーキンググループ、SMTAM、NAMともにパーム油ワーキンググループ等に参加し関連企業とのエンゲージメントを行っています。



PRB(責任銀行原則)

「責任銀行原則」は、銀行業務を、SDGsや気候変動に関するパリ協定に示されている人権問題や温暖化対策などの社会的な目標に則したものにすることを目的に策定されたものです。2019年9月、三井住友トラスト・ホールディングスは、SDGsおよびパリ協定との整合性をもって戦略的に事業を行うため最大限に努力することを表明し、責任銀行原則の発足署名機関となりました(182-187頁参照)。



国連グローバル・コンパクト(国連GC)

国連GCは、アナン元国連事務総長により提唱された人権、労働、環境、腐敗防止に関する行動原則で、署名企業はその実践に向けた取り組みが求められます。当社は、2005年7月に日本の銀行として初めて署名し、その支持・促進を通じて社会の良き一員として行動することを宣言しました。なお、当社は国連GCの署名企業が参加するグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(GCNJ)のメンバーにもなっています。



TCFD

FSB(金融安定理事会)は、気候変動を金融に対するリスクとして認識し、2017年6月に気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言を公表し、より一層透明性の高い気候変動関連の情報開示を要請しています。当社、SMTAM、NAMは、このTCFD提言を支持し提言に基づいた情報開示に取り組んでいます(TCFDレポート2020/2021参照)。



UNEP FI 不動産ワーキンググループ(UNEP FI PWG)

UNEP FI PWGは、持続可能な開発を促進する不動産金融―「責任ある不動産投資;RPI(Responsible Property Investment)」を促進するためにUNEP FIの署名機関が組成したワーキンググループの一つです。当社は2007年6月に参加し、RPI普及促進のためのメディアチームの一員となるなど中心メンバーとして活動しています。

赤道原則

赤道原則は、プロジェクトファイナンスなどの融資の実施にあたって、そのプロジェクトが自然環境や地域社会に及ぼす影響に十分な配慮をすることを確認するための民間金融機関の国際的ガイドラインです。三井住友信託銀行は2016年2月に赤道原則に署名しました(47-48頁参照)。



「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」リーダーシップ宣言

当グループは、2008年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議において、ドイツ政府の主導による「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」に賛同し、世界の33社とともにリーダーシップ宣言に署名しました。以来、世界のリーダー企業の一員として、生物多様性問題に積極的に取り組んでいます(70頁参照)。

ポセイドン原則

三井住友信託銀行は、2020年3月、海運業界の気候変動リスクに対する金融機関の取り組みとして設立された「ポセイドン原則」に、アジア諸国の金融機関として初めて署名しました。本原則に署名した金融機関は、船舶ファイナンスの対象船舶について毎年CO2排出削減努力の達成度を評価し、各行の船舶ファイナンスポートフォリオ全体のCO2排出削減努力貢献度を算出し公表します(49頁参照)。



自然資本ファイナンス・アライアンス(旧:自然資本宣言)

当グループは、2012年6月に国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「自然資本宣言(The Natural Capital Declaration)」に署名しました。なお、自然資本宣言は「自然資本ファイナンス・アライアンス(Natural Capital Finance Alliance)」と組織を発展的に改組して取り組みを拡大していきます(69頁参照)。

COLTEM

三井住友信託銀行は、文部科学省傘下の科学技術振興機構が助成するCOLTEM(高齢者の地域生活を健康時から認知症に至るまで途切れなくサポートする法学、工学、医学を統合した社会技術開発拠点)に参画し、認知症の方の意思決定を支援し、金融取引や財産管理を円滑に行う仕組みづくりに貢献しています(115頁参照)。



Climate Action 100+

「Climate Action 100+」は、2017年12月から5年間にわたって実施される、温暖化に与える影響が大きいと考えられる企業に対する協働エンゲージメントです。この活動は、「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD:Task Force on Climate-related Financial Disclosures)を基に行われ、温室効果ガス排出量の多い100社超を世界中からリストアップし、PRIやCeresなどの署名機関と協働でエンゲージメントを行って情報開示を求めるものです。本イニシアティブにはSMTAM、NAMが参画しています。



CDP

CDPは、気候変動などの環境問題に取り組む国際NGOで2000年に設立された「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト」が前身です。このプロジェクトは主要国の時価総額の上位企業に対して、毎年質問票を送付しており、企業側からの回答率も年々高まっています。質問票への回答は基本的には公開され、取り組み内容に応じたスコアリングが世界に公表されており企業価値を測る一つの重要指標となりつつあります。本イニシアティブにはSMTAM、NAMが参画しています。



AIGCC

AIGCC(Asia Investor Group on Climate Change)は、気候変動に関するアジアの投資家団体であり、アジアのアセットオーナーと金融機関に気候変動と低炭素投資に関するリスクと機会についての認知を創出するためのイニシアティブです。SMTAM、NAMはAIGCCを通じたエンゲージメントに積極的に参加しています。



Ceres

セリズ(Ceres:Coalition for Environmentally Responsible Economies)は、地球温暖化などの環境問題に関する企業の取り組みを推進するNGOです。組織名称は「環境に責任を持つ経済のための連合」です。主に北米を中心に150の機関投資家が参加する投資家ネットワークでエンゲージメントに積極的に取り組んでいます。本イニシアティブにはSMTAMが参画しています。



FAIRR

SMTAMは主に水産・畜産業に取り組むエンゲージメント団体であるFAIRR(Farm Animal Investment Risk & Return)に加入し、同団体が現在展開している協働エンゲージメントプログラムである“Sustainable protein supply chains”(持続可能な蛋白質サプライチェーン)に参加しています。対象企業に対し水産・畜産物からなる製品の重大なESGリスクおよび機会への意識を高めさせ、企業活動の改善につなげること、SMTAMのエンゲージメント活動のグローバル化、およびそれによる知見獲得とプレゼンス確保を目指しています。



Access to Medicine

Access to Medicineは、欧米の主要な運用機関・アセットオーナーが署名する協働団体です。グローバル大手製薬会社に対し、開発途上国における医療サービスに関する認識を高め、医薬品アクセス向上を求める活動を行います。SMTAMは、グローバル製薬会社に対するエンゲージメント強化を図っています。



30%コアリション(米国)・30%Club(英国)・30%Club Japan

企業の取締役会のダイバーシティを高めるよう活動する投資家ネットワークです。SMTAMは米国(30%コアリション)と英国(30%Clubインベスターグループ)にそれぞれに署名して、活動してきました。加えて2019年5月、30%Club Japanインベスターグループの創設と同時に署名、2019年7月にはNAMも署名し、活動を開始しました。



Investor Agenda

Investor Agendaは、PRI、CDP、Ceresに署名する運用機関(約480団体・機関)が2018年2月に設立した、気候変動に関して行動する低炭素推進機関投資家イニシアティブです。投資、企業エンゲージメント、投資家の情報開示、政策提言について協働・連携することを目的としています。本イニシアティブにはSMTAM、NAMが参画しています。



コンプライアンス・公正な事業遂行

1. 基本的な取り組み方針

当グループでは、コンプライアンスを、「法令・市場ルール・社内規程類等のルールはもとより広く社会規範を遵守し、経営理念(ミッション)に掲げるステークホルダー(お客さま、(地域)社会、株主、社員)の期待に応え信頼を確立すること」と捉え、当グループの目指す「The Trust Bank(ビジョン)」実現に必要な経営上の最重要課題の一つとして位置付けています。

当社では「The Trust Bank」にふさわしいコンプライアンス態勢を実現するため、「行動規範(バリュー)」において、「法令等の厳格な遵守」を宣言し、取締役会が定める「コン

プライアンス規程」等において役員・社員等が遵守しなければならない行動基準を定めています。

また、行動規範に関する具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」において、①業務に関わらず遵守すべき行動規範の解説、②違法行為を発見した場合の対処方法を明確化するとともに、各種業務に応じて個別に理解・留意が必要な事項について「コンプライアンス・ハンドブック」や「社内規程類」等において具体化することで、的確に行動規範を遵守し、コンプライアンスを実現しています。

役員・社員等の遵守基準

1. 社会からの信頼の確立	当社の社会的責任と公共的使命を自覚し、高い自己規律に基づく健全な業務運営を通じて、社会からの信頼を確立していかなければならない。
2. 質の高い金融商品・サービスの提供	信託銀行グループとしての全機能を発揮して、利用者に対し質の高い金融商品・サービスの提供に努めなければならない。
3. 反社会的勢力への毅然とした対応	反社会的勢力に対して、毅然とした対応を行わなければならない。
4. 組織的犯罪による金融機能の不正利用の防止	「マネー・ロンダリング等防止に関する法令等遵守方針」に則り、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守し、当社等の金融サービスが不正に利用されないよう防止に取り組みなければならない。
5. 経営の透明性の確保	当社の経営内容、企業情報の適正かつ公正な開示に努め、経営の透明性を確保しなければならない。
6. 利害関係先等との健全かつ正常な関係の構築	「贈収賄・汚職防止に関する法令等遵守方針」に則り、不正を行ってまで利益追求を行わず、適用される収賄・汚職防止の関連法令等を厳守しなければならない。また、公務員・みなし公務員等あるいは株主・業務上の利害関係先等に対し、社会通念上の社交儀礼の範囲を超える接待や便宜等を供与してはならず、また、利害関係先その他の第三者からの接待や便宜供与を受けてはならない(法令・社内規程類等で許容される場合を除く)。
7. 公正な活動の徹底	常に公私の区別を明らかにし、業務の運営にあたって、当社の利益と相反する立場に立たず、また職務上の地位を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならない。
8. 情報管理の徹底	業務上知り得た情報や当社の機密事項をほかに漏らしてはならない。また、名義のいかんを問わず、未公表の重要情報や当社の業務上の機密事項等を、不正の利益を得る目的で、あるいは当社や他人に損害を加える目的等、不正な目的で利用してはならない。
9. 受託者としての責務の認識	当グループが提供する信託について、受託者として委託者および受益者に負っている責務を認識し、受託者として、善良なる管理者の注意をもって、忠実に信託事務を遂行しなければならない。
10. 損失補てんの禁止	当グループが提供する金融商品・サービスに起因して顧客等が損失を受けた場合において、合理的根拠なく、損失の補てんを行ってはならない。
11. 職場秩序の向上	個々人の人格・個性を尊重し、いかなる場合においても差別行為を行わず、職場秩序を重視し、常にその維持・向上を図るよう努め、働きやすい環境を確保しなければならない。
12. フィデューシャリー・デューティーの実践	「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」に則り、フィデューシャリー・デューティーの実践に努めなければならない。

コンプライアンス意識の浸透への取り組み

当グループでは、取締役会の承認を受け、遵守すべき法令・諸規則等に関する行動規範およびルールの背景・趣旨等に関する解説、違法行為を発見した場合の対処方法などを示した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、グルー

プ全体に周知徹底しています。

また、当グループでは、コンプライアンス意識の浸透を促進するため、グループ全体でコンプライアンス研修を強化しています。具体的には、当社がグループ全体にまたがるテーマについて、研修資料の提供・講師派遣、ディスカッション

型勉強会の企画・運営を行うなど、グループ各社のコンプライアンスに関する統括部署が中心となって実施する研修等のサポートを行っています。

グループ各社においては、上記のほか、各社の業務・商品の特性やお客さまの属性に応じた研修・勉強会の実施、個別テーマに関するeラーニング研修の実施、日常の指導等を通じて、コンプライアンス意識の向上・徹底を図っています。

さらに、当グループでは、コンプライアンス意識の浸透状況を的確に把握するため、主要な子会社等について、毎年度コンプライアンスに関する意識調査を実施し、実態把握と課題の改善に取り組んでいます。当該意識調査では、グループ共通の課題の把握や実効的な施策を実施するため、統一的な質問項目の設定するなど、グループ全体の状況把握に取り組んでいます。

2. 取り組みの概要

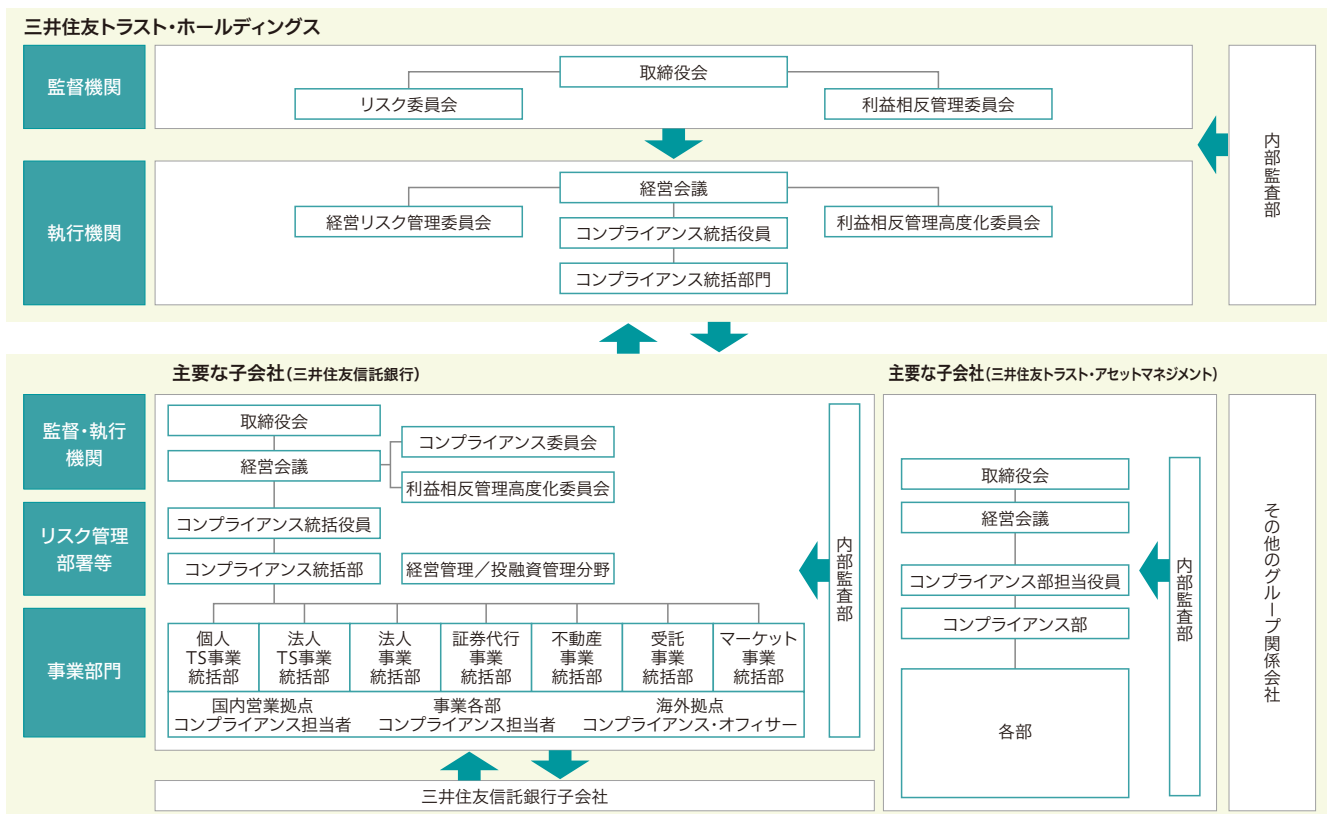
当グループのコンプライアンス体制

当グループでは、毎年度コンプライアンスに係る具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を取締役会の承認を受け、策定するとともに、定期的に取締役会がその進捗状況の把握・評価を行っています。

また、当社は、グループ各社の業務特性に応じた適切なコンプライアンス態勢を整備するため、各社のコンプライアンス・プログラムの策定、進捗・達成状況の監督・指導を行うなど、グループ全体のコンプライアンス態勢を管理しています。

グループ各社においては、当社が定めたコンプライアンス方針等に基づき、それぞれの業務特性に応じた適切なコンプライアンス体制を整備しています。

例えば、主要な子会社である三井住友信託銀行においては、統括部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、当社が定めたコンプライアンス方針に基づき、コンプライアンス方針や「コンプライアンス・プログラム」を策定するとともに、管理・運営状況のモニタリングを行っています。モニタリングによって把握した管理・運営状況等は、コンプライアンス統括役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」の検証を経て、経営会議、取締役会に報告されます。



取締役会、経営会議、コンプライアンス統括部統括役員の役割

取締役会	<ul style="list-style-type: none"> 当グループにおけるコンプライアンス態勢の整備、実施状況の監督 コンプライアンスに係る方針・組織体制の整備 コンプライアンス・マニュアルの整備、コンプライアンス・プログラムの整備・進捗等の評価等
経営会議	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会決議・報告事項の事前検討(コンプライアンスに関する事項の決定および統括部署の態勢整備に関する事項等) 規程・規則の承認・周知に関する事項 コンプライアンス態勢の状況分析、問題点の検証等
取締役執行役員	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンスの重要性および担当業務に関する法令等の留意すべき点に留意した、コンプライアンスを重視した経営の実施
コンプライアンス統括部統括役員	<ul style="list-style-type: none"> 当グループのコンプライアンスの状況について、的確な認識に基づく、適正なコンプライアンス態勢の整備・確立に向けた方針および具体的な方策を検討
コンプライアンス統括部	<ul style="list-style-type: none"> 当グループにおけるコンプライアンス全般の統括 コンプライアンス態勢に必要な規程類の整備、施策・指導等の実施および課題等への対処ならびに研修体制の充実等 コンプライアンス・プログラムの企画立案・進捗等の管理、運営状況のモニタリングを通じた指導等 コンプライアンスに関する事項の取締役会・経営会議等への付議・報告

コンプライアンス・ホットライン制度

当グループでは、法令諸規則や社内規程類の重大な違反行為、その可能性が高い行為、またはその他不適切と考えられる行為が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、職制に基づく報告制度とは別に、全ての役員・社員等(アルバイト、派遣社員、退職者、取引事業者等の役職員等を含む)がコンプライアンス統括部や外部の弁護士事務所に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度*を設けています。同制度では、通報者保護のため、情報管理や通報者のプライバシー保護を徹底し、制度を適正に利用した通報者や調査協力者に対する不利益な取り扱いを厳禁としています。また、グループ統一の運営を確保するため、当社は、子会社等に対し(必要に応じて)同制度に準じた制度を整備させるとともに、通報情報を当社に集約することで今後のコンプライアンス態勢の整備に役立てています。

さらに、適正な制度利用の促進のため、主要な子会社で

コンプライアンス違反発生時の対応

当グループでは、役員・職員等がコンプライアンス違反が発生した場合に適切な対応を行うため、行動規範の具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」において「違法行為を発見した場合の対処方法」を明確化し、上席者を通じたコンプライアンス統括部への報告を役員・職員等に義務付けています。違反部署からの報告を受けたコン

ある三井住友信託銀行が中心となって、社員等に向けたQ&Aや研修ツールを策定・提供するとともに、主要な子会社等において実施されているコンプライアンス意識調査において制度の周知状況を確認しています。昨年度からは、より利用しやすいホットライン制度とすることを目的に、外部の弁護士事務所への電話通報や、三井住友信託銀行において匿名でも安全にメッセージ交換ができ、24時間通報可能なWEBシステムによる通報を採用するなど、通報手段の拡充を図っています。

なお、当グループの不適切な会計処理等の通報先として整備している会計ホットライン制度についても、コンプライアンス・ホットライン制度と同様の態勢を整備しており、子会社等に対する周知のほか、通報窓口を当社ウェブサイトにて公表しています。

(詳細は当社ウェブサイトをご確認ください：
https://www.smth.jp/about_us/management/compliance/index.html)
 ※海外拠点においては現地言語での通報受付が可能

プライアンス統括部は、発生部署とともに事態の調査、解決に向けた顧客対応、社内・当局宛報告、対外公表の必要性の有無など、解決に必要な対応の指導・助言、違反部署および事業統括部が行う再発(未然)防止策等の適切性の検証を行うとともに、事故の発生抑止・削減および事務品質等の向上を目的とした報告・管理態勢の整備を行います。

3. 主要なコンプライアンス・リスクへの対応

主要なコンプライアンス・リスク

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 顧客情報の漏えい • 個人情報の不適切な取得・利用 • 提供する商品・サービスの信頼性欠如 • 適合性の原則の違反 • お客さまへの不十分な説明 • お客さまからの相談や苦情等への不誠実な対応 • お客さまとの節度を越えた交際 • 利益相反取引 • 不適切な会計処理 • 情報開示の軽視 | <ul style="list-style-type: none"> • 違法な利益供与 • 自由・公正な競争の阻害 • インサイダー取引等の不公正取引 • 外為法違反 • 知的財産権の侵害 • 行政との不透明な関係 • 反社会的勢力との取引 • マネー・ローンダリング • テロ資金供与 |
|--|---|

マネー・ローンダリング^{※1}等防止態勢

当グループでは、取締役会の承認を経て「マネー・ローンダリング等防止に関する法令等遵守方針」を公表し、マネー・ローンダリング等に毅然とした態度で臨む意思を明確にしています。

当社は、海外拠点を含むグループ全体で金融サービスの不正利用を防止するため、防止態勢構築に係るグループ共通指針として「AML/CFT^{※2}グローバル・ガイドライン」を制定し、グループ各社における定期的なマネー・ローンダリング等防止態勢に関するリスク評価、リスクに応じた低減措置の実施状況等の確認を通じて、グループのマネー・ローンダリング等防止態勢の監督、課題に対する高度化の指導を行っています。

グループ各社においては、特定されたリスクに対してリスクに応じた低減措置を実施しており、具体的には、口座開設時や送金受付時等の法令（犯罪による収益の移転防止に関する法律、外国為替および外国貿易法等）に基づく確認に加え、お客さまの属性や取引目的、取引内容等に関するヒアリングを実施しており、マネー・ローンダリング等に係るリスクの度合いに応じてさらなるヒアリングを実施するなど、厳格な審査を実施しています。

また、取引開始後も不正な口座異動等がないかシステムによるモニタリングを実施しており、マネー・ローンダリングやテロ資金等への関連が疑われる取引に遭遇した場合は、所管省庁が公表する「疑わしい取引の参考事例」を参考に、社内規程類に定められた報告基準・手続きに基づき、当局に対し適切に「疑わしい取引の届出」を行っています。不正な目的での金融サービス等の利用が判明した場合は、必要に応じて速やかに取引の制限等の措置を実施することで、金融サービスの不正利用の拡大を防止しています。

さらに、当グループでは、上記態勢をより確実なものとするため、グループ各社の実施する業務特性に応じたマネー・ローンダリング等防止に関する社内研修や専門資格の取得等に対する研修資料の提供や助言といった支援を実施しており、グループ全体でのマネー・ローンダリング等防止態勢の高度化に取り組んでいます。

※1 マネー・ローンダリング（資金洗浄）とは、麻薬密売などの犯罪で得た収益をあたかも正当な取引で得た資金とみせかけるために、金融機関の口座や金融商品間で転々とさせ、不正な資金の出所を隠すことを指します。また、テロ資金供与とは、爆弾テロやハイジャックといったテロ行為の実行を目的として、そのために必要な資金をテロリストに提供することをいいます。当社では、提供する金融サービス等がマネー・ローンダリングやテロ資金供与等をはじめとした金融犯罪活動に利用されることを防止することをマネー・ローンダリング等防止対策と称しています。

※2 AML: Anti-Money Laundering, CFT: Combating the Financing of Terrorism

マネー・ローンダリング等防止に関する法令等遵守方針

1. マネー・ローンダリング等防止態勢の整備

当グループは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するための体制とコンプライアンス・プログラムを整備し、強化を図ります。

2. 経営の関与

経営陣は、責任をもってマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策に取り組めます。

3. マネー・ローンダリング等に係るリスク評価

当グループは、定期的にマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に係るリスク評価を行い、その結果に基づきコンプライアンス・プログラムを実施・強化します。

4. 顧客デュー・デリジェンス

当グループは、リスクベースで、顧客デュー・デリジェンスや本人確認等の手続きを行います。

5. 制裁対象者スクリーニング

当グループは、その活動する国の経済制裁関連法令等を遵守して、適切に制裁対象者スクリーニングを行います。

6. 疑わしい取引のモニタリングと報告

当グループは、疑わしい取引を検知するため、取引モニタリングを実施します。疑わしい取引を検知したときは、適切に監督当局に報告します。

7. 研修

全ての役員および社員は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に関する適切な研修を定期的に通じます。

8. 書類の保存

当グループは、法令等で定められた期間を遵守して、マネー・ローンダリング等に関する書類・記録等を適切に保存します。

9. 懲戒手続き

全ての役員および社員は、法令・社内規則に違反した場合は、解雇も含め、懲戒処分を受ける可能性があります。

10. モニタリングおよびテスト

当グループは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策について、リスクベースで定期的にモニタリングおよびテスト（内部監査を含む）を実施します。

反社会的勢力[※]への対応

当グループでは、経営理念、目指す姿である「The Trust Bank」の実現のため、「行動規範（バリュー）」において、反社会的勢力に対する毅然とした対応を貫くことを宣言し、反社会的勢力との取引防止に取り組んでいます。

具体的には、反社会的勢力への牽制や取引開始後に反社会的勢力と判明した場合に取引を解消させる契約上の根拠付けとして、各種商品・サービス等において暴力団排除条項を導入しているほか、新規の個人向け融資等を対象に預金保険機構を介した警察庁データベースへの照会を実施するなどの取引防止態勢を構築しています。また、取引開始後も取引の相手方が反社会的勢力に該当しないか確認する態勢を整備しており、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力と判明した場合は、警察等外部専門機関と緊密に連携し、取引解消等に向けた対応を行う態勢を構築しています。

また、反社会的勢力との取引防止意識をより強固なものとするため、役員・職員等を対象に反社会的勢力との取引防止研修（1回/年）を毎年度実施しています。

※反社会的勢力とは暴力団や暴力団員のみでなく、これらに係る個人や企業等、市民生活の秩序や安全に脅威を与える者・集団を指します。

インサイダー取引防止

当グループでは、インサイダー取引等を防止するため、「インサイダー情報管理規程」において、業務遂行にあたり取得したインサイダー情報の報告義務、伝達・管理方法を定め、厳正に管理しています。

2018年にグループの成長事業と位置付ける資産運用ビ

ジネスの強化を目的に三井住友信託銀行の資産運用機能を三井住友トラスト・アセットマネジメントに統合し、他のグループ各社との厳格な情報遮断体制を構築しています。

三井住友トラスト・アセットマネジメントにおいてはインサイダー情報が投資（運用）を行う部署に伝達されないように特に厳格な管理・情報遮断を行っているほか、「証券会社等との接触等に関するガイドライン」を定め、運用担当者や証券会社営業担当者との不適切な接触を禁止しています。

また、当グループでは各社の態様に応じたインサイダー防止に係る研修態勢を整備しています。例えば、主要な子会社である三井住友信託銀行では、全社員を対象とした研修を年2回（受託事業では年4回）実施するとともに、全役員・社員等から、インサイダー取引未然防止に係る社内規程類の遵守を約する内容を含む誓約書の提出を年2回（受託事業では年4回）受けています。

インサイダー取引再発防止策の進捗状況について

当グループが2012年3月および6月に公表したインサイダー取引の再発防止策については、全て対応済みです。

また、2018年10月1日に三井住友信託銀行の運用部門を三井住友トラスト・アセットマネジメントに統合しましたが、引き続き、当社が中心となり防止策の実施状況・定着状況について、定期的なモニタリングを継続し、再発防止に取り組んでいきます。

※2012年に発生したインサイダー取引規制違反についての詳細は、2012年CSRレポートに記載しています。

URL: <https://www.smth.jp/csr/report/2012/04.pdf>

贈収賄・汚職※防止に向けた取り組み

当グループでは、法令諸規則または社会慣行および慣習に反する接待および贈答品の授受等が行われることを未然に防止するため、取締役会の承認を経て「贈収賄・汚職防止に関する法令等遵守方針」を公表し、経営陣による監督の下、贈収賄・汚職防止プログラムに取り組んでいます。当該プログラムは、定期的な贈収賄・汚職に係るリスク評価を通じ、見直し・強化を行っており、贈収賄・汚職リスクが特に高い海外拠点等で迅速かつ適切な対応がとれるよう現地弁護士事務所と海外拠点との緊密な連携を構築するなど、贈収賄・汚職防止に係る態勢の高度化に努めています。

また、当グループでは贈収賄防止に関する取り組みの遵守を確実なものとするため、定期的なモニタリングを通じ

て履行状況を確認するとともに、毎年度、役員・社員等に対する研修を実施し、贈収賄・汚職防止に係る考え方・相手方との利害関係（許認可、補助金交付、契約等）が存在しないこと等必要な事前承認手続き、許容可能なガイドライン（当社の利害関係者に該当しない公務員に対して提供する場合等）等の周知を行っています。このうち、特に贈収賄リスクに直面する可能性の高い部署（経営管理分野、法人関連分野、投融資関連分野等）においては、追加的な専門研修および遵守に係る誓約書の提出を受けています。

※当グループでは「贈収賄・汚職」を、相手方に不当な影響を及ぼす意図をもって行う接待、ならびに金銭および物品の贈答、その他の利益提供の申し込み、約束および提供する行為、提供者に不当な便宜を図る意図をもって、財物等を受領し、または請求する行為と定義しています。

贈収賄・汚職防止プログラムにおける取り組み事例

接待・贈答などに対する事前承認制度	接待・贈答はもちろんのこと、経費負担、寄付・助成に至るまで贈収賄・汚職につながる可能性のある企業行動を対象とし、関係法令等によって許容される場合であっても事前承認を得る必要がある運営を実施
採用やトレーニーの受け入れの一元管理	採用・トレーニーの受け入れを通じて、不正な利益供与が行われることを防止するため、人事部による一元管理の仕組みを構築
一定の契約類型に関する締結前のデュー・デリジェンス義務化 役員・職員等への研修	コンサルタント等の第三者を通じた資金提供リスクに対応するため、一定の契約類型については契約締結前に、当該第三者に対するデュー・デリジェンスの実施を義務付け
モニタリング・テスト（内部監査含む）	履行状況を個別に確認するため、定期的なモニタリングおよびテストを実施

贈収賄・汚職防止に関する法令等遵守方針

1. 経営の関与

経営陣は、責任をもって贈収賄・汚職防止プログラムの監督に取り組みます。

2. 贈収賄・汚職に係るリスク評価

当グループは、定期的な贈収賄・汚職に係るリスク評価を行い、その結果に基づき贈収賄・汚職防止プログラムを実施・強化します。

3. 接待・贈答の実施に先立つ事前承認

全ての役員および社員は、公務員等に対していかなる接待、贈答、または寄付等の便益供与を実施するにも、関連法令等によって明示的に許容されている場合であっても、事前承認を得ることが必要となります。

4. 適切な贈収賄・汚職リスクのデュー・デリジェンス

代理人またはコンサルタント等の第三者、もしくは合併・買収先との関係を新たに構築するにあたり、当グループはリスクベースで贈収賄・汚職リスクに関するデュー・デリジェンスを実施します。

5. 採用やトレーニーの受け入れの管理

当グループは、公務員等に対して違法な利益供与を実施しているとの疑念を払拭するべく、採用やトレーニー受け入れ手続きの適切性を検証します。

6. 研修

全ての役員および社員は、贈収賄・汚職防止に関する適切な研修を定期的に通じます。

7. 内部通報制度

贈収賄・汚職に関する違反を発見した場合、全ての役員および社員は内部通報制度を利用することができます。同制度では、善意の通報者について不利益処分を行うことが禁止されています。

8. 懲戒手続き

全ての役員および社員は、法令・社内規則に違反した場合には、解雇も含め、懲戒処分を受ける可能性があります。

9. モニタリングおよびテスト

当グループは、接待および贈答に関して贈収賄・汚職防止プログラムに準拠して、リスクベースで定期的なモニタリングおよびテスト（内部監査を含む）を実施します。

談合・カルテル防止

当グループでは、独占禁止法を遵守するため、コンプライアンス・マニュアルにおいて「独占禁止法に関する当社の行動指針」を制定しています。行動指針では、当グループの業務に照らして問題となり得る具体的事案を例示するなど役員・職員等が理解しやすい身近な内容とすることで周知徹底をしています。

さらにグループ各社においては、共同行為や優越的地位の濫用、虚偽・誇大な広告表示の禁止等につきチェックルールを設け、厳格に運営することで独占禁止法を遵守しています。

知的財産権の保護

当グループでは、コンプライアンス・マニュアルにおいて知的財産権を尊重する方針を掲げ、役員・社員等に対し他人の著作物等の無断複製・利用の禁止を徹底しています。また、当グループ各社における知的財産権についても、適切に用いるための社内ルールの整備も行っており、適切に知的財産権を保護しています。

法令改正への適合管理

当グループでは、法令改正等に適切に対応するため、主要な子会社である三井住友信託銀行の経営管理各々が中心となって法令改正に関する情報等を収集し、コンプライアンス統括部が一元的に管理、関係部署における対応への指導等を行う態勢を構築しています。三井住友信託銀行以

外のグループ各社に対しては、三井住友信託銀行が収集した法令改正等の情報を共有することで、各社の法令対応に活用し、グループ全体で法改正に適切に対応しています。

三井住友トラスト・グループの税務コンプライアンスに関する基本方針

当グループは、適正な納税が重要な社会的責任であると認識しています。

当グループの役員および社員の税に対する意識を高め、お客さま、投資家、政府、地域社会など、さまざまなステークホルダー全体のバランスの中で、税について適正な管理を行い、企業活動を推進していくため、税務コンプライアンスに関する基本方針を経営会議決議により制定しています。

この方針に基づき各国の税法、通達・指針、租税条約やOECD移転価格ガイドライン、BEPS^{※1}行動計画等を遵守し、適正な納税に努めるとともに、これらに反する租税回避行為等の防止を図っています^{※2}。

当グループでは、税務の責任者である財務統括役員の指揮のもと、当社の税務チームおよび国内外の各拠点のマネジメントがこの基本方針に沿って連携を図りながら税務業務を遂行しています。

また、重要度が高い案件については、取締役会にて決議・報告が行われます。

※1 BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)

※2 英国税務戦略

https://www.smth.jp/about_us/management/compliance/pdf/UK_Tax_strategy.pdf

税務コンプライアンス方針

税法等の遵守

当グループは、各国の税法、通達ならびに租税条約等税に関するルールを遵守し、適正に納税していきます。

税に関するリスクへの対応

当グループは、税に関するリスクが経営上の重要な課題の一つと認識し、お客さま、投資家、政府、地域社会など、さまざまなステークホルダー全体のバランスの中で、税について適正な管理を行い、企業活動を推進していきます。

税務当局との関係

当グループは、情報開示等透明性を高めることで税務当局との信頼関係を築いていきます。

当グループは、グループ内の国をまたぐ取引が独立企業間原則を遵守した取引であることを文書化し、各国の税務当局に対し説明可能な体制を整備していきます。

株主総会の議決権行使集計業務の適正化に向けた取り組みについて

議決権行使集計業務の不適切性認識について

当グループでは各取引先企業から受託している株主総会の議決権行使集計業務（以下、「集計業務」）において、委託会社株主からの郵送による書面行使、または、スマートフォン等によるウェブサイトを経由した行使（以下、「電子行使」）を受け付けております。

当グループの集計業務を委託している日本株主データサービス(株)（以下、「JaSt」）では、例年、株主総会が集中する繁忙月において、大量の議決権行使書の集計を行う業務時間を確保するため、郵便局と調整の上、郵便局の所定の作業が完了する本来の配達日の前日に郵送物を受領し、集計業務に着手しておりました。この際、本来の配達日の日付が記載された「交付証」を受領していたことから、議決権行使書は交付証記載の日付に到達したものと判断し、交付証の日付を基準に集計業務を行っておりました（上記一連の処理は以下、「先付処理」）。

先付処理は、長年の実務慣行になっていたことから、JaStおよび三井住友信託銀行においてその不適切性を認識することができておりませんでした。先付処理の妥当性について外部の法律事務所も交え検証したところ、書面行使および電子行使による議決権行使の期限日に先付処理で書面により受領した議決権行使書については、交付証の日付にかかわらず、集計結果に算入すべきであったとの最終的な見解となり、集計業務の不適切性の認識に至りました。

業務の見直しについて

今後は、集計業務において実施してきた先付処理を停止し、新たな集計方法を導入するとともに、法令等遵守・管理態勢の一層の強化、議決権行使の電子化の推進等にも取り組んでまいります。具体的には以下の通りです。

(1) 新たな集計方法の導入

先付処理を行わずに、議決権行使書の受領方法の見直し、集計作業の処理能力の向上を図ることにより、委託会社の株主総会運営に支障が出ないよう、厳格かつ円滑な議決権行使集計事務に取り組んでまいります。

(2) 法令等遵守・管理態勢の一層の強化

本事案の反省を踏まえ、以下の取り組みにより、グループを挙げて再発防止に努めてまいります。

① 法令等遵守態勢

本事案において、JaStによる先付処理の法的問題点を長

年検知できなかったことを踏まえ、グループ会社や外部事業者へ委託している業務に関するルールの適法性の検証において、法務・コンプライアンス部門の関与を従来以上に強化致します。

② 外部委託管理

重要な業務を委託する委託先に対しては、委託業務における法務面等のリスクの度合いやステークホルダーへの影響度合い等に応じて、業務運営状況の管理をきめ細かく行ってまいります。

③ 内部監査態勢

内部監査については、法令等遵守態勢の有効性により一層重点を置き、グループ会社に対する監査を含め、その実効性を高めてまいります。

④ フィデューシャリー・デューティー

当グループが提供するサービスのバリューチェーンに含まれる顧客、顧客の株主等のステークホルダーの皆さまに対するフィデューシャリー・デューティーの意識徹底を図るべく、グループ会社を含めた社員への教育・指導を拡充、強化致します。

⑤ 証券代行業務における対策

三井住友信託銀行では、JaStと連携して、JaStの法令等遵守態勢の強化、JaStに対するモニタリング機能の強化に一層取り組むとともに、証券代行業務全般の業務プロセスにおける法的問題点等を主体的に検知するため、組織体制を強化致します。

(3) 議決権行使の電子化の推進

本事案の背景には、株主総会の開催日が集中する繁忙月に、大量の郵送による議決権行使、それに伴う膨大な集計業務が発生するということがあります。当グループとしては、より正確かつ迅速、また委託会社の株主にとって利便性の高い電子行使の普及の取り組みを従来以上に促進してまいります。

具体的には、ご委託会社さまのご協力を得ながら、①電子行使を採用いただく委託会社の裾野の拡大、②個人株主の電子行使利用推進、の二つの軸について議決権行使電子化促進に取り組んでまいります。

本事案を踏まえ、当グループは、コーポレートガバナンスの根幹を担い、社会から着実・堅確な業務遂行を期待される専門信託銀行グループとして、その責任を改めて強く認識し、資本市場の健全な発展に貢献してまいります。

リスク管理とマテリアリティ・マネジメント

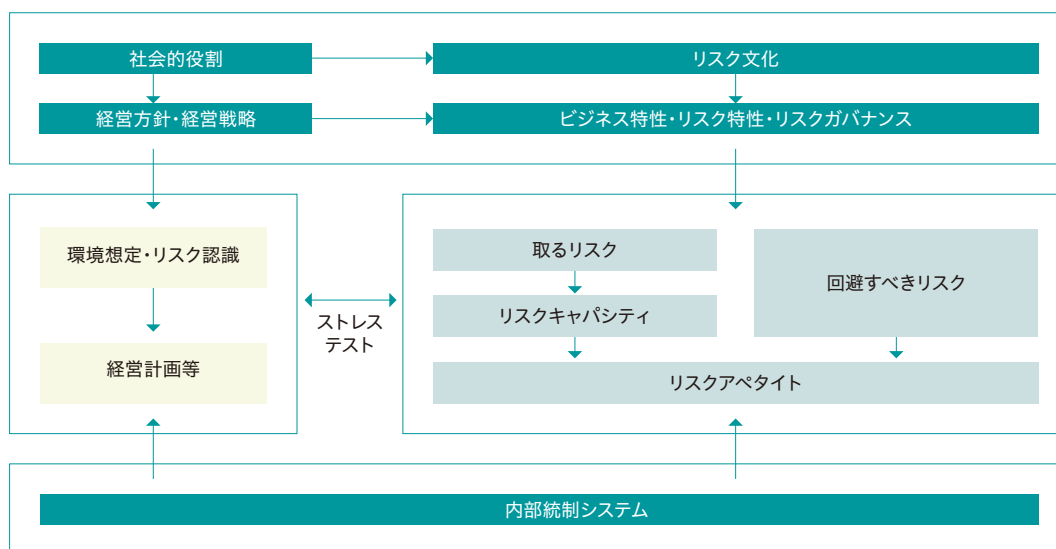
リスクアペタイト・フレームワーク

1. リスクアペタイト・フレームワークの位置付け

リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)とは、当グループの社会的役割および経営理念に基づき、経営が策定した経営戦略の実現のため、リスクキャパシティの範囲内で、リスクアペタイト(経営計画達成のために進んで受け入れるべきリスクの種類と総量)を決定するプロセス、およびそれを支える内部統制システムから構成される全社的な経営管理の枠組みをいいます。

当グループのリスクアペタイト・フレームワークは、収益力強化とリスク管理高度化の両立を主な目的とし、リスクアペタイトの設定・伝達・監視を通じた、資本配分や収益最大化を含むリスクテイク方針全般に関する検討・決定プロセスの透明性の向上、ならびに当グループ内の共通言語として用いることによる経営資源配分の最適化・迅速化およびモニタリング態勢強化の両立を進めるものです。

リスクアペタイト・フレームワークの概要



2. リスクアペタイトの運営

(1) リスクアペタイトの決定

当グループでは、リスクを、取るリスク(リターンを生み出す活動に付随して発生するリスク)と、回避すべきリスク(コンダクトリスクなど、当グループとして許容しないリスク)の二つに分類しています。

当グループのリスクアペタイト・フレームワークでは、パーパス・ミッション・ビジョン・バリューを踏まえ、経営の大方針となるリスクテイク方針を定めるとともに、ストレス

テストの結果を考慮の上リスクアペタイト指標を設定し、取締役会で決議します。また、取締役会で定めた方針の範囲内で、ビジネスごとにより詳細なリスクテイク方針とリスクアペタイト指標を設定し、経営会議で決議します。

リスクテイク方針とリスクアペタイト指標は、経営計画と整合的に決定しており、年1回以上もしくは必要に応じて随時見直しを実施しています。

(2) リスクアペタイトのモニタリング

リスクアペタイト指標は、当グループのビジネスモデルを踏まえた適切なリスクテイクが行われていることを検証するため、リターン・リスク・コストの三つの観点からそれぞれ指標を設定し、定期的にモニタリングを実施します。また、リスクアペタイト指標が設定した水準から乖離した場合には、要因を分析の上、対応策の実行または設定水準の見直しなどを実施します。

(3) リスクガバナンス

リスクガバナンスは、コーポレートガバナンスの一部を構成し、リスクアペタイトの明確化およびこれらのモニタリングを通じ、適切なリスクテイクや、リスクを特定・計測・管理・コントロールする枠組みをいいます。

当グループは、健全な発展を目的として、リスクガバナンスの高度化を推進します。

当社は、コーポレートガバナンス高度化の取り組みとして、リスク委員会や利益相反管理委員会などにおける議論を通じ、リスクアペタイトの運営の高度化に取り組んでいます。

リスクアペタイト・フレームワークの運営体制



3. リスク文化の醸成と浸透

当グループでは、リスク文化を「信託の受託者精神に基づく高い自己規律の下、リスクの適切な評価を踏まえたリスクテイク、リスク管理、リスクコントロールを機動的に実行する当グループの組織および役員・社員の規範・態度・行動を規定する基本的な考え方」と定義しています。

当グループでは、リスク文化の醸成・浸透のため、ビジネスごとのリスクテイク方針を策定し、経営戦略を明確にす

るとともに、社員全員が、適切なリスクテイクを通じて健全性を確保し、持続可能なビジネスモデルを構築していくことを目指しています。また、リスクアペタイト・フレームワークを明文化したリスクアペタイト・ステートメントを策定し、当グループの共通言語として、グループ内のリスクアペタイトに関する活発な議論に活用しています。

リスク管理

1. リスク管理の基本方針

当グループは、経営健全性の確保、経営戦略に基づくリスクテイクを通じた収益確保、持続的成長のため、グループ経営方針、内部統制基本方針に基づき、リスクの特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減、高度化検証・見直し等の一連のリスク管理活動をとおり、リスクの状況を

的確に把握し、リスクに対して必要な措置を講じることを基本方針としています。

当グループのリスク管理のフレームワークは、リスクアパタイト・フレームワークを取り込み、一体化してグループ内で有機的に機能しています。

2. 当グループのリスク特性

当グループは、専業信託銀行グループとして、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業等を融合したトータ

ル・ソリューション型ビジネスモデルで独自の価値を創出することを目指しています。

当グループの事業は、個人トータルソリューション(TS)

当グループの事業と主なリスク特性

事業等 リスクカテゴリー	個人TS	法人TS	法人AM	証券代行	不動産	受託	マーケット	PB	資産形成層 (職域)	運用	経営管理※
信用リスク	○	○	○				○	○	○		
市場リスク		○	○				○				○
資金繰りリスク							○				
オペレーショナル・リスク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※政策保有株式の管理等

リスクの定義

リスクカテゴリー	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、当グループが損失を被るリスクをいいます。このうち、特に、海外向け信用供与について、取引先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢などにより当グループが損失を被るリスクをカウンターリスクといいます。
市場リスク	金利、為替、株式、コモディティ、信用スプレッドなどのさまざまな市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し、当グループが損失を被るリスクをいいます。このうち、特に、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクを、市場流動性リスクといいます。
資金繰りリスク	必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクをいいます。
オペレーショナル・リスク(略称「オペリスク」) (下記はオペリスク内の「リスクサブカテゴリー」)	業務の過程、役員・社員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により、当グループ・顧客・市場・金融インフラ・社会および職場環境に対し悪影響を与えるリスクをいいます。
事務リスク	役員・社員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすなど、事務が不適切であることにより当グループが損失を被るリスクをいいます。
システムリスク	コンピュータシステムのダウン、または誤作動、システムの不備などに伴い当グループが損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより、当グループが損失を被るリスクをいいます。
情報セキュリティリスク	情報の漏えい、情報が正確でないこと、情報システムが利用できないこと、情報の不正使用等、情報資産が適切に維持・管理されないことにより、当グループが損失を被るリスクをいいます。
法務・コンプライアンスリスク	取引の法律関係が確定的でないことにより当グループが損失を被るリスク、および法令等の遵守状況が十分でないことにより当グループが損失を被るリスクをいいます。
コンダクトリスク	グループ各社・役員または社員の行為が、職業倫理に反していること、またはステークホルダーの期待と信頼*に応えていないことにより、当グループ・顧客・市場・金融インフラ・社会および職場環境に対し悪影響を与えるリスクをいいます。 ※合理的な期待水準を把握の上当グループとしての設定する適切なサービスレベル
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正、ハラスメント等、人事・労務管理上の問題により当グループが損失を被るリスクをいいます。
イベントリスク	自然災害、テロ等の犯罪、社会インフラの機能障害、感染症の流行等、事業の妨げとなる外生的事象、または有形資産の使用・管理が不適切であることにより当グループが損失を被るリスクをいいます。
風評リスク	マスコミ報道、風評・風説等によって当社または子会社等の評判が悪化することにより当グループが損失を被るリスクをいいます。

事業、法人トータルソリューション(TS)事業、法人アセットマネジメント(AM)事業、証券代行事業、不動産事業、受託事業、マーケット事業、プライベートバンキング(PB)事業および資産形成層(職域)事業等で構成されています。

当グループの各事業はそのビジネス特性に応じ、信用リスク、市場リスク、資金繰りリスクおよびオペレーショナル・リスクといったさまざまなリスクにさらされています。

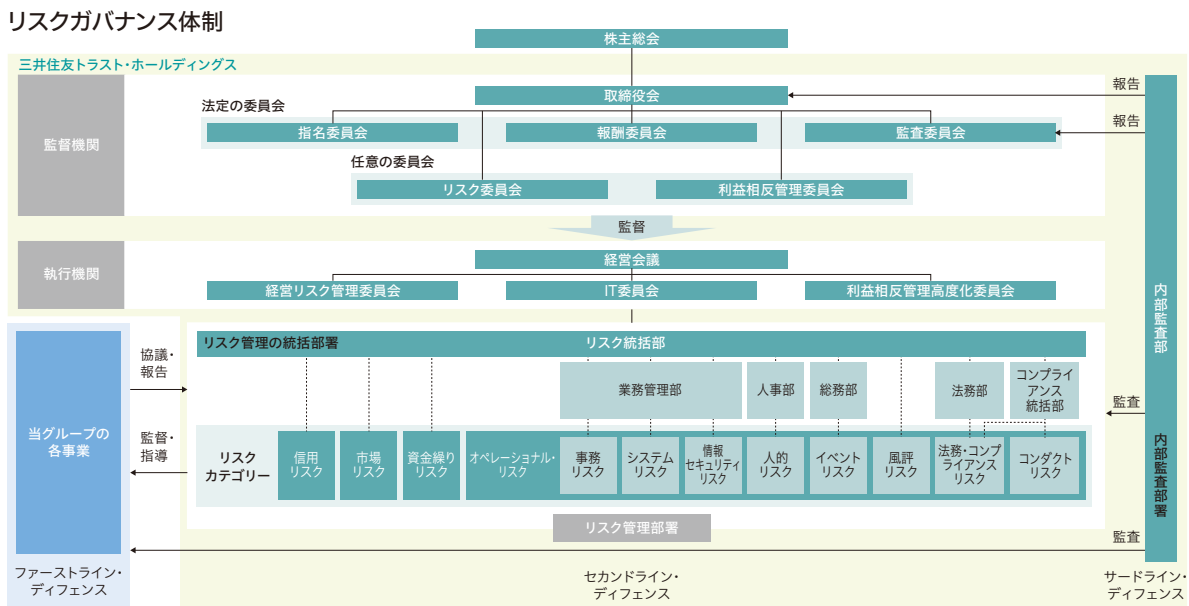
なお、信託業務関連のリスクについては、留意すべき基本的事項を取りまとめたグループベースの「信託業務指針」を

管理高度化の礎として制定しています。また、三井住友信託銀行では、当該リスクについて、信託受託者としての善管注意義務・忠実義務・分別管理義務等の観点も加え、主に、オペレーショナル・リスクのカテゴリーで管理しています。

各事業のリスク量を合算した当グループ全体のリスク量が、取締役会が決定したリスクキャパシティ(健全性・流動性)の範囲におさまっているかどうか等を、定期的に報告しています。

3. リスクガバナンス体制

当グループは、グループ全体のリスクガバナンス体制として、各事業によるリスク管理(ファーストライン・ディフェンス)、リスク統括部およびリスク管理各部によるリスク管理(セカンドライン・ディフェンス)、内部監査部による検証(サードライン・ディフェンス)の三線防御体制(スリーラインズ・オブ・ディフェンス)を構築しています。



(1)ファーストライン・ディフェンス

グループ各事業は、業務商品知識を生かして自事業の推進におけるリスク特性の把握を行います。

各事業は定められたリスクアペタイトの範囲内でリスクテイクを行うとともに、リスクが顕在化した際には現場レベルでのリスクコントロールを迅速に実行します。

(2)セカンドライン・ディフェンス

リスク統括部は、取締役会によって決定されたグループ全体のリスク管理方針に従い、リスク管理全般を統括し、グループ全体を対象にリスクを特定・評価し、リスク管理プロセスを構築し、リスク限度枠の設定を行います。リスクが

顕在化した場合の全社リカバリー戦略をあらかじめ策定します。

リスク統括部およびリスク管理各部は、ファーストラインのリスクテイクへの牽制機能を発揮し、リスクガバナンス体制の監督・指導を行います。

リスク統括部は、リスク管理の状況を経営会議、取締役会へ報告します。

(3)サードライン・ディフェンス

内部監査部は、グループのリスクガバナンス体制およびプロセスの有効性や適切性を独立した立場から検証します。

(4) 経営会議

経営会議は、代表執行役ならびに執行役社長が指定する執行役をもって構成され、リスク管理に関する事項の決定および取締役会決議・報告事項の予備討議を行います。

(5) 取締役会

取締役会は、取締役全員をもって組織され、当グループの経営方針およびリスクテイクの戦略目標を決定し、リスクの所在と性質を十分認識した上で、戦略目標を踏まえたリスク管理方針などを策定し、適切なリスクガバナンス体制を整備し、実施状況を監督します。また、取締役会は当グループのビジネス戦略やリスクの特性を踏まえ、任意の諮問機関として「リスク委員会」および「利益相反管理委員会」を設置しています。

リスク委員会

リスク委員会は、当グループの経営を取り巻く環境認識に関する事項、リスク管理の実効性に関する事項等に関し、取締役会からの諮問を受けてその適切性等を検討し、答申を行います。

利益相反管理委員会

利益相反管理委員会は、信託の受託者精神に基づき当グループが目指す、お客さまの「ベストパートナー」の基盤となる、フィデューシャリー・デューティーおよび利益相反管理に関する事項に関し、取締役会から諮問を受けてその適切性等を検討し、答申を行います。

4. リスク管理のプロセス

当グループでは、リスク統括部およびリスク管理各部がセカンドラインとして、以下の手順でリスク管理を行います。また、このリスク管理プロセスについては、関連するシステムを含め、サードラインの内部監査部により定期的に監査されます。

リスクの特定

当グループの業務範囲の網羅性も確保した上で、直面するリスクを網羅的に洗い出し、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、管理対象とするリスクを特定します。この中で、特に重要なリスクを「重要リスク」として管理します。

リスクの評価

管理対象として特定したリスクについて、事業の規模・特性およびリスクプロファイルに見合った適切なリスクの分析・評価・計測を行います。「重要リスク」については、定期的な、「発生頻度」「影響度」および「重要度」を評価し、トップリスク(1年以内に当グループの事業遂行能力や業績目標に重大な影響をもたらす可能性があるリスク)やエマージングリスク(中長期的に重大な影響をもたらす可能性があるリスク)等に該当するかどうかの判断を行います。

リスクを定量化できない場合は、可能な範囲で影響度を評価し、リスクの性質に応じて予防的措置を講じるなどにより管理を行います。

リスクのモニタリング

当グループの内部環境(リスクプロファイル、配分資本の使用状況等)や外部環境(経済、市場等)の状況に照らし、リスクの状況を適切な頻度で監視し、状況に応じ、グループ各事業に対して勧告・指導または助言を行います。モニタリン

グした内容は、定期的にまたは必要に応じて取締役会、経営会議等へ報告・提言します。

リスクのコントロールおよび削減

リスク量がリスク限度枠を超過したとき、もしくは超過が懸念されるなど、経営の健全性に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合には、取締役会、経営会議等に対して適切に報告を行い、必要な対応策を講じます。

トップリスクなどの予兆管理

当グループのビジネスモデルの特徴とリスク特性を踏まえ、内生要因リスクについては「リスクアペタイト指標」を設定し、管理指標をモニタリングしています。また、外生要因リスクについては、トップリスク等を選定した上で、予兆指標をモニタリングしています。いずれのリスクも、モニタリング結果を踏まえて対応策等を講じています。トップリスクについては、現状、「新型コロナウイルス感染症の世界的流行に関するリスク」「政策保有株式等の価格下落に関するリスク」「信用ポートフォリオにおける大口与信先への与信集中リスク」「サイバー攻撃に関するリスク」などを選定し、対応策とともに取締役会、経営会議に報告しています。

また、エマージングリスクについては、現状、「気候変動に関するリスク」「イノベーションに関するリスク」「日本の少子高齢化の進展に関するリスク」を選定し、リスクの分析と必要な対応策を検討しています。

気候変動リスクについては、「TCFDレポート2020/2021」11頁をご参照ください。

5. 統合的リスク管理

(1) 統合的リスク管理体制

当グループでは直面するリスクに関して、それぞれのリスクカテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、経営体力と比較・対照することによって、リスク管理を行っています(統合的リスク管理)。

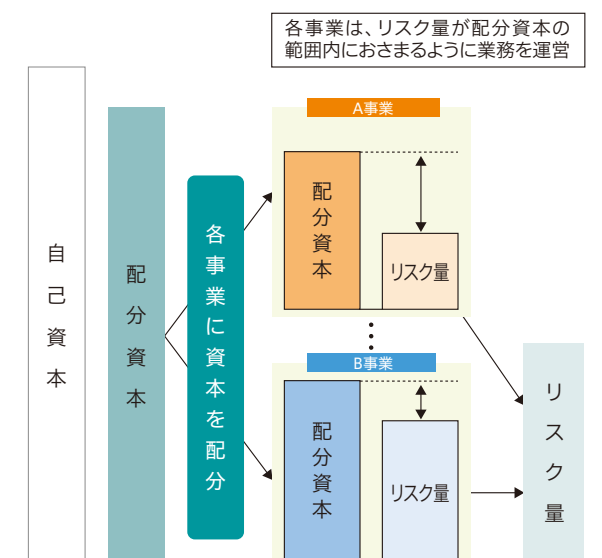
また、当グループでは統合的リスク管理における管理対象リスクのうち、VaR等の統一的尺度で計量可能なリスク値を合算して、経営体力(自己資本)と対比することにより管理しています(統合リスク管理)。

(2) 資本配分運営

当グループでは、三井住友トラスト・ホールディングスが外部環境、リスク・リターン状況、シナリオ分析および自己資本充実度評価の結果を踏まえ、各リスクカテゴリー(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク)を対象に、グループ各社を含めた各事業へ資本を配分する運営を行っています。資本配分の計画は、取締役会で決議しています。配分する資本の水準は、当グループのリスクアペタイトに基づいて決定されます。

各事業は、リスク量が配分された資本の範囲内、かつリスクアペタイトの範囲内となるように業務を運営します。また、リスク統括部は、月次でリスク量を計測し、配分された資本およびリスクアペタイトに対するリスクの状況を、定期的に取り締役会等に報告しています。

資本配分の仕組み



(3) ストレストテストと自己資本充実度評価

リスク統括部は、資本配分の計画の策定および見直しの都度、預金者保護の視点による自己資本充実度の確保のため、仮想シナリオ、ヒストリカルシナリオおよび発生確率検証の3種類のストレステストを実施し、その結果に基づき自己資本充実度を評価の上、取締役会等に報告しています。

仮想シナリオによるストレステスト

十分に強く、かつ現実的に発生可能性のあるストレスシナリオを策定し、ストレス時の自己資本比率等を推計することによって、自己資本充実度を評価します。

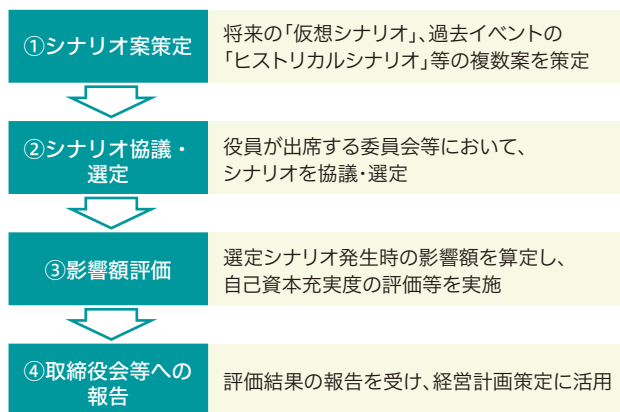
ヒストリカルシナリオによるストレステスト

過去に発生したストレス期におけるパラメータ等を用い、ストレス時の自己資本比率等を推計することによって、自己資本充実度を評価します。

発生確率検証

信頼区間99.9%のリスク量を算出し、その値を自己資本比率規制上の総自己資本と比較することによって、自己資本充実度を評価します。

ストレステストの枠組み



6. 各リスクカテゴリーのリスク管理

(1) 信用リスク管理

① 信用リスクの定義

信用リスクとは、「信用供与先の財務状況の悪化等によって資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失して損失を被るリスク」をいいます。このうち、「海外向け信用供与について、取引先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により、当グループが損失を被るリスク」をカントリーリスクといいます。

② 信用リスクの特性

信用リスクは、金融の基本的機能である「信用創造機能」に関わる最も基本的なリスクであり、銀行業務を営む当グループが保有する重要なリスクの一つといえます。

当グループの信用リスクにおける主要なリスクは、大口与信先のデフォルトや信用悪化により多額の貸倒れ(または引当金繰入)が発生するリスクです。特定企業または企業グループへの与信集中の結果発生する「与信集中リスク」、地域・業種等への与信集中の結果発生する「連鎖デフォルトリスク」を制御するため、債務者格付や国別格付に応じた与信ガイドライン金額の設定や、業種別の与信残高・リスク量のモニタリング等、リスクの適切なコントロールに努めています。

③ 信用リスク管理方針

当グループの信用リスク管理の基本方針は、「個別与信管理の厳正化」と「与信ポートフォリオの分散化」です。前者については、案件審査や調査、自己査定、社内で付与する信用格付等の運用を通じて個別の与信管理をより精緻なものとしています。後者については、与信ポートフォリオ全体の分散を業種別、国別に大口先を含めて管理することで集

中リスクの低減を図っています。また、ポートフォリオの損失可能性を定量的に把握するため、信用リスク量の計測を行っています。

また、信用格付ごとの予想損失率や経費率等を勘案した収益水準を設定し、個別案件の取引条件に反映させることでリスクに見合った利益幅(スプレッド)の確保に努め、「リスク・リターンの適正化」も図っています。

④ 信用リスク管理体制

当社は、グループ全体の信用リスク管理を統括するとともに、グループ各社の体制整備に努めています。三井住友信託銀行は、連結およびグローバルベースのリスク管理体制を整備し、信用リスクを管理しています。

⑤ 信用リスク管理方法

当グループでは、信用リスクを適切に管理するために、入口の与信審査、期中の途上管理を通じ、個別案件ごとに管理する「個別与信管理」と、統計的な手法により特定の業種、地域、企業グループ等へのリスク集中状況等を分析・評価し、与信全体をひとかたまりのポートフォリオとして捉え、マクロ的な視点で管理する「与信ポートフォリオ管理」、二つの相互に補完するアプローチにより、健全なポートフォリオの構築と維持に努めています。

(2) 市場リスク管理

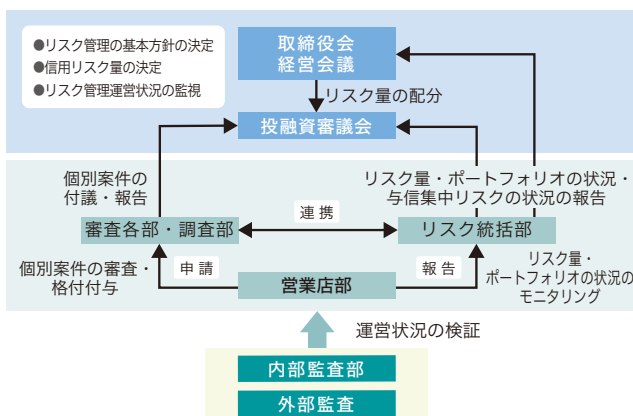
① 市場リスクの定義

市場リスクとは、「金利、為替、株式、コモディティ、信用スプレッド等のさまざまな市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し、当グループが損失を被るリスク」をいいます。このうち、特に、「市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク」を市場流動性リスクといいます。また、銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRBB.」)とは、金利水準の不利な変動が銀行勘定ポジションに影響を与えることによって、現在ないし将来において、銀行の資本および損益が毀損するリスクをいいます。

② 市場リスクの特性

三井住友信託銀行では、資産・負債の金利リスクコント

信用リスク管理体制



ルール等を通じた収益確保を目的とする業務(バンキング)と、金利や為替の短期売買等の取引による収益確保を目的とする業務(トレーディング)を行っており、これらの業務においてはVaR等を用い、同様の体制で市場リスク管理を行っています。トレーディングにおいては、為替・デリバティブ等のマーケットメイク業務による安定収益の確保を目指しています。

当グループの市場リスクにおける主要なリスクは、保有している政策保有株式等の価格下落により損失を被るリスクです。三井住友信託銀行において保有する政策保有株式については、残高削減を基本方針とするとともに、ヘッジを行うなど、リスクの適切なコントロールに努めています。

また、IRRBBは、銀行勘定ポジションにおける、満期のミスマッチ(ギャップ・リスク)、金利のミスマッチ(ベース・リスク)、金利変化に伴うオプション性(オプション性リスク)等により生じます。当社および三井住友信託銀行における金利リスクは低水準となっています。

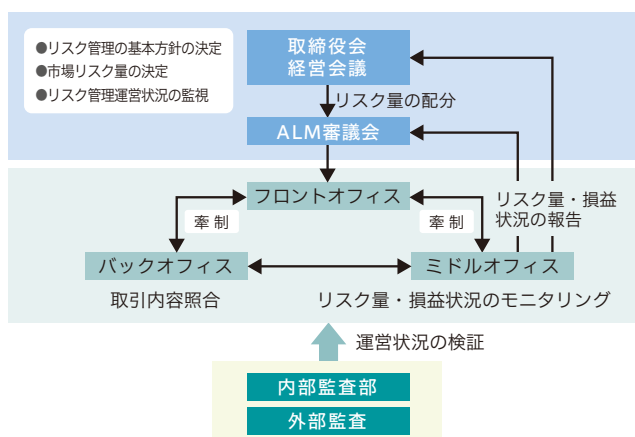
③市場リスク管理方針

市場リスク管理にあたっては、リスクの適切なコントロールにより業務の健全性の確保を求めるとともに、管理体制の高度化に取り組むことにより、当グループの戦略目標、業務の規模・特性に見合った適正な収益の確保を目指しています。また、金利リスクのコントロールにあたっては、金利スワップ等をヘッジ手段とし、ヘッジ会計の適用要件を充足する取引については、ヘッジ会計を適用しています。

④市場リスク管理体制

当社は、グループ全体の市場・資金繰りリスク管理を統括するとともに、グループ各社の体制整備に努めています。三井住友信託銀行は、連結およびグローバルベースのリスク

市場リスク・資金繰りリスク管理体制



管理体制を整備し、市場・資金繰りリスクを管理しています。

⑤市場リスク管理方法

当社は、自己資本の範囲内において、資本の配分計画を策定し、グループ各社へ資本を配分しています。三井住友信託銀行では、配分された資本に基づき、限度枠を設定するとともに、損失限度枠も設定することにより、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるよう運営しています。

また、金利リスクについては、ポジションの経済価値増減額に対しアラームポイントを設定し、モニタリングを行っています。

(3)資金繰りリスク管理

①資金繰りリスクの定義

資金繰りリスクとは、「必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより、当グループが損失を被るリスク」をいいます。

②資金繰りリスクの特性

当グループの資金繰りリスクにおける主要なリスクは、本邦および本邦金融機関の格下げ発生等を想定した場合における外貨調達の悪化リスクです。三井住友信託銀行においては、資産・負債の状況や市場流動性等、通貨別の特性に応じた中長期調達方針を策定し、過去に発生した市場混乱や資金流出に耐え得る安定的な外貨資金繰り運営に努めています。

③資金繰りリスク管理方針

資金繰りリスク管理にあたっては、リスクの顕在化が、当グループの経営破綻に直結するおそれがあることを十分に認識した上で、多様な調達手段による「調達コストと安定性のバランス追求」と、ストレス環境下における調達力検証と対応策の事前検討による「有事の備え」を柱に、適正な資金繰りリスク管理運営の実施を基本方針としています。

銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準(バーゼルIII等)への対応を踏まえ、資金繰りリスク管理体制の継続的な高度化を推進していきます。

④資金繰りリスク管理体制

資金繰りリスク管理体制は、「市場リスク管理体制」と同様の枠組みで運営しています。

⑤資金繰りリスク管理方法

資金繰りリスク管理の指標として、全社および拠点ごと、通貨ごとの資金繰りミスマッチ額に対する限度枠と、限度枠抵触時の対応をあらかじめ定め、遵守状況を日次でモニタリングしています。また、市場環境の急激な変化や当グループ固有の調達環境変化等の複数のシナリオによるストレステストを実施し、資金繰りリスクが顕在化した際に必要となる資金調達額を把握しています。

(4)オペレーショナル・リスク管理

①オペレーショナル・リスクの定義

オペレーショナル・リスクとは、「業務の過程、役員・社員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により、当グループ・顧客・市場・金融インフラ・社会および職場環境に対し悪影響を与えるリスク」をいいます。当グループでは、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティリスク、法務・コンプライアンスリスク、コンダクトリスク、人的リスク、イベントリスクおよび風評リスクに区分して管理しています。

②オペレーショナル・リスクの特性

当グループのオペレーショナル・リスクに係る主要なリスクの一つは、サイバー攻撃(ランサムウェアやDDoS攻撃※)を受けることにより業務運営上の悪影響を被るとともに、当グループが保有する顧客情報等が侵入者に窃取されることにより外部に漏洩するリスクです。当グループでは、情報システムの安全性を確保することにより、サイバー攻撃による不正な侵入・使用等を防ぐための対策を講じています。

※DDoS攻撃:分散型サービス妨害攻撃。標的となるコンピュータに対して複数のマシンから大量の処理負荷を与えることでサービスを機能停止状態へ追い込む手法のこと。

また、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与防止対策の不備に起因して、業務停止命令等の行政処分、巨額な罰金等の支払いおよびレピュテーションの悪化等のリスクがあります。当グループでは、規制(海外規制を含む)等とのギャップ分析と課題の洗い出しに基づき、マネー・ローダリングの排除等に向けた対策の高度化を進めており、リスクベース・アプローチでリスクの削減・抑制を図っています。

③オペレーショナル・リスク管理方針

当グループでは、オペレーショナル・リスク管理体制の整備にあたって、オペレーショナル・リスクを業務遂行に伴い発生する不可避なリスクと認識し、業務やリスクの規模・特性に応じた適切なリスク管理を行い、業務の健全性および

適切性の確保を図ることを基本としています。

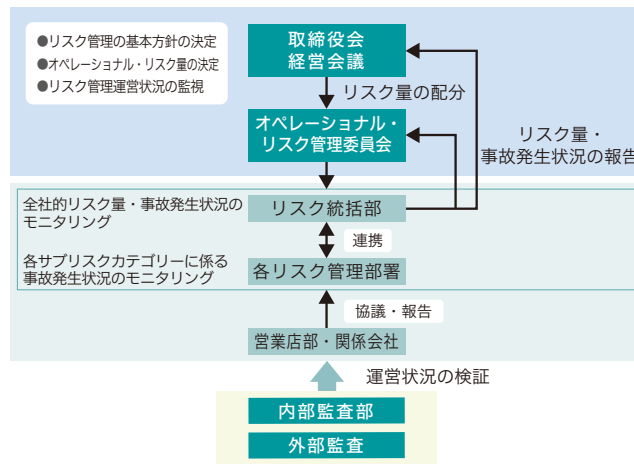
当グループの業務や提供する商品・サービスの拡充や、情報技術の発達・ニーズの多様化等の社会・経済環境の変化に伴う新たなリスクの発現等に備え、オペレーショナル・リスク管理体制の一層の高度化を推進していきます。

④オペレーショナル・リスク管理体制

当グループは、グループ全体のオペレーショナル・リスクの管理に関する基本方針に基づき、グループ各社のオペレーショナル・リスク管理に係る体制整備に努めています。

三井住友信託銀行では、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部署およびオペレーショナル・リスクのサブカテゴリーごとにリスク管理部署を設置しています。総合的な管理部署であるリスク統括部は、各オペレーショナル・リスク管理部署等と連携し、オペレーショナル・リスク管理体制の整備・高度化に取り組んでいます。

オペレーショナル・リスク管理体制



⑤オペレーショナル・リスク管理方法

当グループにおいて、外部委託業務を含めた全ての業務に所在するオペレーショナル・リスクを管理対象とし、リスクを定性・定量の両面から適切に評価・把握するとともに、その顕在化防止のための予防的措置、顕在化した場合の対応・発生原因分析および再発防止策の策定により、オペレーショナル・リスクの削減を図っています。

7. 災害時における危機管理・業務継続(BCP)

(1) 当グループの取り組み

当社と三井住友信託銀行では、自然災害やシステム障害、新種感染症の流行などの危機発生時において、緊急時対応を迅速に実行するため、コンティンジェンシープランを整備しています。

さらに、資金決済などの重要な業務については、BCP(業務継続計画)やバックアップオフィスなど、業務継続体制を整備し、その実効性を確保するため、定期的な訓練、BCP見直しの実施など、業務継続のための体制を整備しています。

発生した危機が重大で影響が広範囲に及ぶなど、三井住友信託銀行や当グループの正常な業務活動に重大な支障を及ぼし、その対応に緊急に総合的かつ高度な経営判断を要する場合には、全社的対応組織として緊急対策本部を設置して、緊急時対応を迅速に実行していきます。

特に、全国に店舗を持つ三井住友信託銀行では、大規模な地震が発生した場合に備え、お客さま、社員の安全や業

務の継続などに配慮した対応を行うとともに、その実効性を確保するため、定期的に訓練を実施しています。

全社的対応においては、緊急対策本部機能の実効性を高めるため、定期的な訓練のほか、情報収集・情報連携の体制強化とともに、東京地区での発災を想定して大阪地区の体制強化も推進しています。

また、支店においては、定期的な訓練を通じ対応力の強化を図るとともに、立地条件や主要設備の状況等、店舗固有事情を踏まえた災害対策への取り組みを推進し、また、支店間での支援体制も整備しています。

(2) サイバー攻撃の脅威への対応

国内外で被害が拡大しているサイバー攻撃の脅威からお客さまの大事な財産を守るため、当社では各種の対応を実施しています(詳細は44頁参照)。

役員・社員の行動基準

1. 役員・社員は危機管理の重要性を十分に認識・理解し、緊急事態の発生に備えるとともに、緊急事態が発生した場合には、迅速かつ的確に対応できるよう、平素より知識の涵養等に努めなければならない。
2. 緊急事態が発生した場合には、役員・社員の判断・行動にあたっては、以下の原則に基づき対応しなければならない。

(1) 生命の安全確保

緊急事態が発生した場合は、お客さま、役員・社員とその家族の安全を最優先で確保する。また、各種緊急時対応においては、常に人道面での配慮を優先させる。

(2) 三井住友信託銀行の企業資産の保全

緊急事態が発生する場合に備え予防と減災措置をとり、緊急事態が発生した場合には三井住友信託銀行の企業資産を保全する。また、業務活動に支障となる悪影響に対して、可能な限りリスク軽減措置を講じる。

(3) 業務継続と早期復旧

緊急事態が発生した場合、優先する業務の早期復旧と継続を図る。

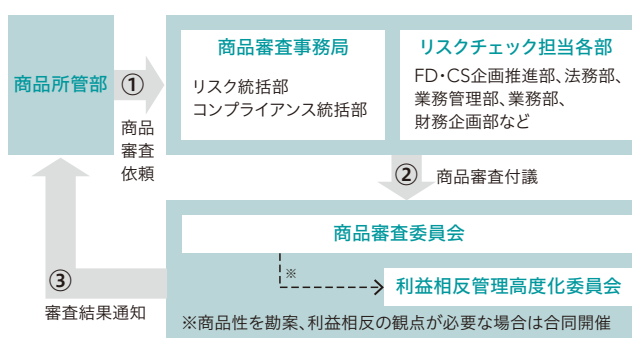
(4) 地域社会との連携

緊急事態が発生した場合、地域における救命活動等、地域との連携を図る。

8. 新商品・新規業務導入時の審査体制

新商品や新規業務を導入する際には、あらかじめ内在するリスクの有無、種類の特定・評価・管理、お客さまへの説明資料・手法など、商品や業務を継続するためにさまざまな体制整備を行う必要があります。この目的達成のため、当グループでは新商品や新規業務の導入時に審査を実施する体制としています。この商品審査のプロセスにおいては、お客さまから信頼していただける商品や業務の導入を重視し、複数の部署がさまざまな角度から検証を行います。また、新商品や新規業務の導入後も定期的なモニタリングによる検証を行っています。

商品審査のプロセス(三井住友信託銀行)



システム保全とサイバー攻撃対応

当社は「システム保全とサイバー攻撃対応」を経営基盤マテリアリティの一つとして設定し、経営における重要課題と位置付けています。情報資産は最も重要な経営資源の一つであり、経営の根幹を揺るがしかねないリスクを内包していることから、当グループでは、保有する全ての情報資産を適切に維持・管理しています。

情報セキュリティに関する責任

当社は、取締役を改定決議権限とする「リスク管理規程」の下位規則である「情報セキュリティ管理規則」において、情報セキュリティリスク管理全般の統括役員を業務管理部統括役員とし、情報セキュリティリスク管理全般の統括部署を業務管理部とする旨を明記しています。

サイバー攻撃の脅威への対応

国内外でサイバー攻撃による被害が拡大、脅威も増大しています。係るなか、当社ではお客さまの大事な財産をサイバー攻撃の脅威から守るため、次のような活動に取り組んでいます。

サイバー攻撃に備えた社内態勢の整備

当グループは、サイバー攻撃に対して「サイバーセキュリティ経営宣言」を策定し、経営主導によるセキュリティ対策強化を推進しています。

サイバー攻撃に対応するため、三井住友信託銀行のシステムを24時間監視するとともに、サイバー攻撃に係る情報収集・分析・対策などを進める社内組織としてSuMiTRUSTCSIRTを設立し、外部の専門機関との連携をとりながら、管理態勢の強化に取り組んでいます。

※サイバーセキュリティ経営宣言の内容については
https://www.smth.jp/about_us/management/risk/pdf/CSMD.pdf

インターネットバンキング取引のセキュリティ強化

インターネットバンキングについては、お客さまの大切なご預金等を不正取引被害から守るための対策として、インターネットバンキング専用セキュリティ対策ソフト「Rapport(ラポート)」を無料でご提供しています。これに加え「電話認証サービス※1」を導入しており、不正払出防止の観点から「インターネットバンキングをご利用される全てのお客さま」に電話認証のご登録を強くお勧めしています。

また、インターネットバンキングサービスに対するDDoS

攻撃※2の対策として、大規模攻撃に対応可能な攻撃緩和サービスを導入し、DDoS攻撃による利用中断リスクの低減を図っています。

今後も引き続き、他社の動向や新規技術の情報収集に努め、不正送金の未然検知・防止など、お客さまが安全に取引を行っていただけるように、万全のセキュリティ対策を講じていきます。

※1 電話認証サービス:お振り込みをする口座が初めての場合に、三井住友信託ダイレクトご利用カードの確認番号に加えて、お手持ちの携帯電話、スマートフォン、ご自宅の電話機等の電話番号を使って認証を行うサービス。

※2 DDoS攻撃とはサイバー攻撃の1種であり、不正かつ大量の通信等によりシステムを利用不可とする攻撃。

リスク評価

当社システム全般については、金融情報システムセンター(FISC)の安全対策基準に準拠した「システムリスク管理要領」の「システムリスク判定表」による自己評価を毎年実施し、担当役員に報告しています。また、サイバーセキュリティについては、海外も含め定期的な評価を実施しています。

セキュリティトレーニング

当グループは、経営層に対する研修、情報セキュリティリスク管理を全社に周知するための教育、サイバーセキュリティ対応部門の強化、およびグループ内啓発活動として、毎年以下のトレーニングを実施しています。

研修	経営層に対するサイバーセキュリティ研修(年1回)
eラーニング※	データプライバシー管理を含む情報セキュリティ研修(半期に1回)
	電子メールを使ったサイバー攻撃(標的型攻撃)への対策研修(年2回)
訓練	対象者をランダムに抽出し標的型メール攻撃を模擬した不審メールへの対応(毎月)
演習	サイバー攻撃シナリオを用いた外部演習への参加(年2回)

※受講対象は、社員のみならず一部の外部委託先社員も対象としています。

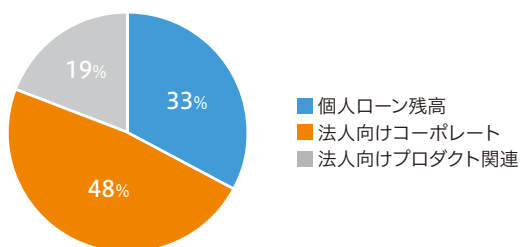
投融資先の環境・社会への影響等の配慮

1. 融資(銀行業務)における取り組み

セクターエクスポージャー

当グループの総資産額59.8兆円の約1/2は貸出金です。貸出残高のうち、約33%が住宅ローンを中心とする個人向けローン残高、残り約67%が法人向け与信残高となっています。法人向け与信残高は、コーポレートとプロダクト関連に分かれますが、法人向けコーポレート与信残高が全体の約1/2近くを占めています。

貸出残高内訳

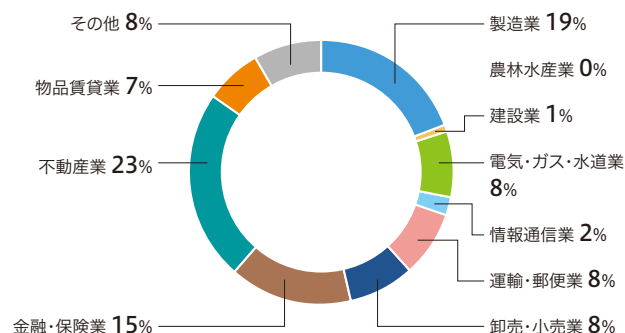


貸出残高約30兆円を業種別に分類したのが右表です。個人向けローン残高はその他に含まれていますので、海外店分および個人向けを除いた約15兆円の国内店分法人貸出残高を分母としてセクターごとのエクスポージャーを示したのが下図となります。構成比として最も大きいのが不動産業、次いで製造業、金融保険業、上位3セクターで約6割を占めています。セカンドティアとして、電気・ガス、運輸・郵便、卸売・小売の3セクター合計で約24%となっています。

業種別貸出金

(単位:兆円)

製造業	3.0
農林水産業	0.1
建設業	0.2
電気・ガス・水道業	1.2
情報通信業	0.4
運輸・郵便業	1.2
卸売・小売業	1.3
金融・保険業	2.3
不動産業	3.6
物品賃貸業	1.1
その他	11.8
海外店分	4.0
合計	30.2



(注)国内店分法人貸出残高を100%とした場合の構成比

セクターエクスポージャーは、法人企画部で管理しており、与信ポートフォリオについては、四半期ごとに投資および融資についての最高決定機関である投融資審議会に報告されています。投融資における環境・社会への配慮という側面からは「三井住友信託銀行における投融資方針」に抵触するリスクのある案件については、サステナビリティ推進部がチェック機能を果たしています。2020年4月には、法人企画部にESGソリューション企画推進室を設置し、法人トータルソリューション事業のESG情報を集約するとともに、サステナビリティ推進部との協働を開始しました。

また、気候変動に関しては、法人企画部メンバーもTCFD対応推進PTのバンキングWGに参画しており、ハイリスクセクターのシナリオ分析に関わっています。TCFD提言においてハイリスクセクターとされている四つの非金融グループ(エネルギー、運輸、材料と建築、農業・食料・林産物)に属するセクターに対して移行リスク、物理的リスク、事業機会の概要を下図のように整理しました。

ヒートマップ

セクター	移行リスク	物理的リスク	機会	エクスポージャー
石油・ガス・石炭	高	中	中	中
電力	高	中	中	高
海運	中	中	中	高
鉄道輸送	低	低	低	中
自動車および部品	中	中	中	中
不動産管理および開発*	低	高	中	高
化学品	中	中	中	中
紙と林産物	中	高	中	低
個人住宅ローン	低	高	中	高

*個人住宅ローンは含みません

定性評価の結果と三井住友信託銀行エクスポージャーを考慮して、2019年度は電力セクターの移行リスク・シナリオ分析と個人住宅ローンの物理的リスク・シナリオ分析を実施しました。2020年度も同様に、三井住友信託銀行にとって重要性の観点からシナリオ分析についての優先度を確定し、順次取り組んでいます。

※詳細は「TCFDレポート2020/2021」をご参照ください。

セクターポリシー

三井住友信託銀行では、以下の通り社会への影響が大きい事業を推進するセクターに関するセクターポリシーを定め、負の影響を及ぼす企業やプロジェクトの投融資を禁止、

抑制するとともに融資先のお客さまへのエンゲージメントを通じて、環境・社会問題に対する認識を共有し、持続可能な社会の構築に貢献しています。

(1) 禁止する取引

- 公序良俗に反すると認められるもの
- 反社会的勢力に対するもの
- 資金使途が投機的思惑に起因するもの
- クラスタ弾の製造を行う企業との取引およびクラスタ弾の製造企業宛の貸し出し等、実質的な製造への関与がある企業との与信取引

(2) 特に留意すべき取引

- 石炭火力発電（今回改訂）
新設の石炭火力発電所へのファイナンスは原則として取り組みません。
- 兵器製造
核兵器、化学兵器、生物兵器等の大量破壊兵器、対人地雷等の非人道兵器の製造を資金使途とする融資等は回避します。
- 森林
世界で急速に進む森林破壊は、生物多様性の減少や生態系の安定性の低下、水源涵養機能の低下、二酸化炭素の固定機能の低下等さまざまな問題を引き起こしています。三井住友信託銀行は、木材の生産およびそれを原材料とする製造業に対しては、国際的な森林認証制度^{※1}の取得状況や、先住民や地域社会とのトラブルの有無等を十分に考慮するなど、慎重な対応を行います。

※1 FSC (Forest Stewardship Council: 森林管理協議会) による森林の管理・経営を対象とするFM認証 (Forest Management Certification) や、認証森林林産物の加工・流通過程の管理を対象とするCoC認証 (Chain of Custody Certification) 等

- パーム油
パーム油は「あぶらやし」から精製され、プランテーション栽培が行われています。パーム油は、利便性や健康食品指向の高まり等により需要が急増する一方、乱開発により熱帯雨林や生物多様性減少の要因となっています。パーム油の生産およびそれを原材料とする製造業に対しては持続可能なパーム油の国際認証・現地認証^{※2}や、先住民や地域社会とのトラブルの有無等を十分に考慮するなど、慎重な対応を行います。

※2 NDPE (森林開発ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ) や高炭素貯蔵 (HCS) 森林の保護を目的に掲げるRSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil: 持続可能なパーム油のための円卓会議) 等

(3) セクターポリシーの見直し

三井住友信託銀行は制定したセクターポリシーの適切性や案件対応状況について、経営会議（「サステナビリティ推進会議」として開催）等で定期的にレビューを実施し、必要に応じてポリシーの見直しと運営の高度化を図ります。

(4) 教育研修

責任ある信託銀行グループの一員として、三井住友信託銀行の役員および社員が環境負荷低減や人権方針、セクターポリシーに対する理解を深めるための教育研修を継続的に実施するとともに、役員および社員が関連する規程や手続きを遵守することを周知徹底致します。

(5) ステークホルダーとのコミュニケーション

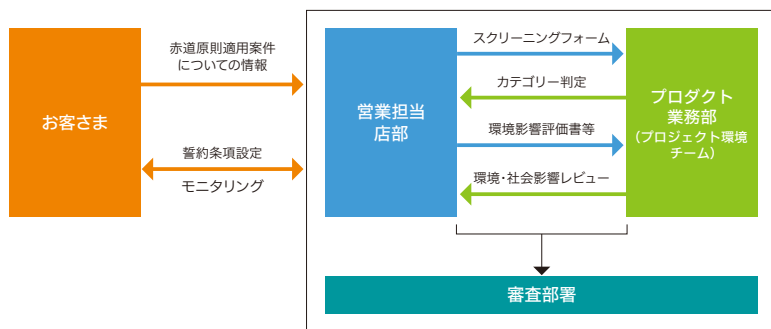
三井住友信託銀行は制定したセクターポリシー等に係るテーマについて、さまざまなステークホルダーと継続的に対話・協働しています。これらステークホルダーとの対話・協働は、三井住友信託銀行のセクターポリシーを社会の変遷にあわせて、より実効性の高い内容とするための見直しを検討する際に役立つものと考えます。

プロジェクトファイナンスにおける取り組み

三井住友信託銀行は、プロジェクトファイナンス等の融資にあたり、プロジェクト実施者に対して自然環境や地域社会に及ぼす影響に十分配慮することを求める民間金融機関の国際的ガイドラインである「赤道原則」に署名しています。

融資の意思決定に際しては、プロジェクトの環境・社会リスク、プロジェクトの所在国、業種に応じた環境社会への影響をレビューし、総合的なリスク判断を行います。

環境・社会配慮評価の体制とプロセス



【適用プロセス】 環境・社会配慮の評価手順を定めた社内運営ルールに従い、赤道原則所管部署が個別のプロジェクトに関する環境・社会影響の評価を実施しています。
【環境・社会影響レビューの実施】 プロジェクトの所在国や業種に応じて、事業者によるプロジェクトの環境・社会に配慮する対応が、赤道原則が求める水準を満たしているか否かをレビューした上で、総合的なリスク判断をします。
【モニタリング】 重要な項目を遵守する旨を融資契約書に反映させており、それらの重要項目の遵守状況を報告書などによって定期的に確認しています。
【社内研修】 営業、評価、審査等に携わる関係部門を対象に定期的な研修を実施し、社内運営の理解や環境・社会配慮の意識向上に努めています。

赤道原則

赤道原則とは、民間金融機関が大規模なプロジェクトに融資を実施する際に、そのプロジェクトが自然環境や地域社会に与える影響に十分配慮されていることを確認するための基準です。具体的には、プロジェクトファイナンスと特定プロジェクト向けのコーポレートファイナンス、および将来的にこれらに借り換えられる予定のつなぎ融資が対象となっており、プロジェクトの所在国や業種を問わず適用されます。

赤道原則は、世界銀行グループの国際金融公社(IFC)が制定する環境社会配慮に関する基準・ガイドラインに基づいており、この基準・ガイドラインは、環境社会影響評価の実施プロセスや、公害防止、地域コミュニティへの配慮、自然環境への配慮など多岐にわたります。

2019年11月の赤道原則協会総会で赤道原則の第四次

改訂が採択されました。先進国における先住民族に対する配慮の強化、リファイナンスなどへの適用対象取引の一部拡大のほか、相当程度以上の影響が考えられる場合に物理的リスク分析を実施すること、年間温室効果ガス排出量が10万t-CO₂超のプロジェクトの場合に、代替案の検討に加えTCFDにおける移行リスク分析を実施することがデューデリジェンス項目に追加され、気候変動への取り組みが強化されました。

赤道原則には2020年12月現在、世界111行(輸出信用機関を含む)が署名しています。署名金融機関は赤道原則に基づいた対策等をプロジェクト実施者に求め、特に発展途上国における大規模案件においては十分な配慮を要する 경우가多く、赤道原則において求められる水準を満たさない場合は融資を見送ることもあります。

赤道原則が適用される金融商品の種類と規模等の要件

種類	規模等の適用要件
プロジェクトファイナンス	プロジェクト総額が10百万米ドル相当以上の全ての案件
FA業務 ^{※1}	同上
プロジェクト紐付き コーポレートローン ^{※2} PRCL: Project-Related Corporate Loans	以下、4条件を全て満たす場合 1. 借入額の過半が、借り手が当該プロジェクトの実質的な支配権を(直接的にまたは間接的に)有する単一のプロジェクト関連向けである 2. 総借入額100百万米ドル相当以上 3. 個別採択銀行のコミット額(シンジケーション組成もしくはセルダウン前)が50百万米ドル相当以上 4. 貸出期間が2年以上
ブリッジローン	貸出期間2年未満で、上記条件を満たすプロジェクトファイナンス、もしくはPRCLによってリファイナンスされることを意図したもの

※1 プロジェクトファイナンス・アドバイザリー・サービス

※2 バイヤーズクレジット型の輸出金融は含み、サプライヤーズクレジット型の輸出金融は含みません。さらに、アセットファイナンス、買取ファイナンス、ヘッジ取引、リース、信用状取引、一般資金、会社の操業維持を目的とした一般運転資金も除かれます。

環境・社会影響レビューの実施

プロジェクトファイナンスの検討のプロセスにおいて、赤道原則の適用対象となる案件について、事業者によるプロジェクトの環境・社会に配慮する対応が、赤道原則が求める水準を満たしているか否かを確認する環境・社会影響レビューを実施します。

環境・社会影響レビューにおいては、対象プロジェクトはスクリーニングフォームに基づき環境・社会リスクに応じて以下のA、B、Cの三つのカテゴリーに分類されます。カテゴリーとプロジェクトの所在国(指定国※、非指定国)や業種に応じた環境影響評価書等を基に詳細なレビューを実施します。環境・社会影響レビューの結果は審査部署へ送付され、審査部署は当該レビュー結果も踏まえた上で、総合的なリスク判断を行います。

※指定国とは、市民と自然環境を守るために構築された強固な環境・社会に関するガバナンス、法体系、組織を有すると考えられる国のことです。具体的には、赤道原則協会のホームページに掲載されています。
<https://equator-principles.com/designated-countries/>

社内研修体制

赤道原則の概念および環境・社会影響レビューの実施フローに対する理解を醸成するため、営業担当部門、評価部門、審査部門、その他関連部署を主な対象として複数回にわたり社内研修を実施しました。今後も定期的な社内研修の実施を通じて、赤道原則の理念と環境・社会影響評価のプロセスに対する理解を深め、社員の環境・社会配慮に対する意識の向上に一層努めていきます。

赤道原則遵守状況のモニタリング

環境・社会関連法規制、許認可に関する重要項目を遵守する旨を融資契約書に反映し、借入人から提出される定期報告書等により、赤道原則適用案件が環境・社会関連の諸規則を遵守して行われているか定期的に確認しています。

赤道原則の適用件数

2019年度に赤道原則を適用した案件は26件です。

✓マークのある実績については、PwCサステナビリティ合同会社による第三者保証を取得しています。

プロジェクトファイナンス案件

	2019年度			
	A	B	C	計
3 ✓	19 ✓	2 ✓	24 ✓	
セクター別	A	B	C	計
鉱業	0 ✓	0 ✓	0 ✓	0 ✓
インフラ	0 ✓	4 ✓	2 ✓	6 ✓
石油・ガス	0 ✓	0 ✓	0 ✓	0 ✓
電力	3 ✓	15 ✓	0 ✓	18 ✓
石油化学	0 ✓	0 ✓	0 ✓	0 ✓
その他	0 ✓	0 ✓	0 ✓	0 ✓
地域別	A	B	C	計
米州	0 ✓	0 ✓	0 ✓	0 ✓
欧州中東アフリカ	0 ✓	3 ✓	0 ✓	3 ✓
アジア太平洋	3 ✓	16 ✓	2 ✓	21 ✓
指定国・指定国以外の国	A	B	C	計
指定国	1	16	2	19
指定国以外の国	2	3	0	5
独立したレビューの有無	A	B	C	計
有り	3	17	0	20
無し	0	2	2	4

プロジェクト紐付きコーポレートローン案件

	2019年度			
	A	B	C	計
1 ✓	1 ✓	0 ✓	2 ✓	
セクター別	A	B	C	計
鉱業	0 ✓	0 ✓	0 ✓	0 ✓
インフラ	0 ✓	0 ✓	0 ✓	0 ✓
石油・ガス	1 ✓	0 ✓	0 ✓	1 ✓
電力	0 ✓	0 ✓	0 ✓	0 ✓
石油化学	0 ✓	0 ✓	0 ✓	0 ✓
その他	0 ✓	1 ✓	0 ✓	1 ✓
地域別	A	B	C	計
米州	0 ✓	1 ✓	0 ✓	1 ✓
欧州中東アフリカ	0 ✓	0 ✓	0 ✓	0 ✓
アジア太平洋	1 ✓	0 ✓	0 ✓	1 ✓
指定国・指定国以外の国	A	B	C	計
指定国	0	0	0	0
指定国以外の国	1	1	0	2
独立したレビューの有無	A	B	C	計
有り	1	1	0	2
無し	0	0	0	0

船舶ファイナンスにおける取り組み

当グループは、お客さまの多様なニーズにお応えすることを最優先に、過去50年以上にわたり安定的に船舶セクターに対するファイナンスを提供してきました。海運市場は、世界経済のファンダメンタルズ、船舶需給などに大きく左右されますが、環境関連諸規則の強化および気候変動リスクへの対応は喫緊の課題となっています。三井住友信託銀行は、お取引先各社の環境投資や環境に配慮した取り組みへのファイナンス強化に加え、国際海運からの温室効果ガス(GHG)削減を金融面から後押しするポセイドン原則への署名も行っています。環境対応は、ポストコロナにおいて企業運営の基本理念としてのみならず、欧米では国政運営の文脈の中で“Build Back Better(より良い復興)”というテーマとして共有されるなど、海運業界においても急速に重要性が増している分野として、今後取り組みを強化していく予定です。

ポセイドン原則への署名

三井住友信託銀行は2020年3月、海運業界の気候変動リスクに対する金融機関の取り組みとして設立された「ポセ

イドン原則(The Poseidon Principles)」に、アジア諸国の金融機関として初めて署名しました。

ポセイドン原則は、国際海事機関(IMO)^{※1}が採択した国際海運から排出される温室効果ガス(以下「GHG」)削減目標やその実現のための対策等を包括的に定める「GHG削減戦略」^{※2}に対する民間金融機関主導の取り組みとして、2019年6月に船舶ファイナンスを手がける欧米主要金融機関11行により設立されたものです。原則の運営は、署名金融機関で構成されるポセイドン原則協会(The Poseidon Principles Association)が担います。同原則は、気候変動への適合性評価(Principle 1: Assessment of climate alignment)、説明責任(Principle 2: Accountability)、実行(Principle 3: Enforcement)、透明性(Principle 4: Transparency)の4原則で構成されています。

※1 国際海事機関(International Maritime Organization; IMO):船舶の安全および船舶からの海洋汚染の防止等、海事問題に関する国際協力を促進するための国連の専門機関。

※2 GHG削減戦略:今世紀中可能な限り早期に、GHGのゼロ排出を目指すことをビジョンに、2018年4月にIMOが採択した戦略。具体的な削減目標には、2008年をベースに、2050年までに年間のGHG総排出量を少なくとも50%削減することなどが含まれる。

IMOのGHG削減戦略 国際海運は世界のCO₂排出量の約3%を占める



同原則に署名した金融機関は、船舶ファイナンスの対象船舶について毎年CO₂排出削減努力の達成度を評価し、各行の船舶ファイナンスポートフォリオ全体のCO₂排出削減努力貢献度を算出し公表することになります。三井住友信託銀行は、2021年度より同原則に基づくCO₂排出削減努力貢献度(気候変動達成度)の算出を開始する予定です。

三井住友信託銀行はポセイドン原則への署名を通じて、本邦海事クラスターの一員として、またグローバルに船舶ファイナンスを展開する金融機関として、これまでと変わらずお客さまの事業活動を支援させていただくとともに、海運業界の気候変動リスク対応に貢献することを目指していきます。

金融機関は船舶融資ポートフォリオの気候変動達成度を公表

- ポセイドン原則に署名した金融機関は、融資担保船のCO₂排出量を毎年集計します
- 各金融機関は、上記個船ベースのCO₂排出量をもとに船舶融資ポートフォリオ全体の気候変動達成度を算出し、公表します
- 弊社は、2021年度から気候変動達成度の公表を予定しています

ポセイドン原則の対象船舶

1	総トン数5,000トン以上
2	国際航海等に従事
3	融資担保船

上記3要件を満たす船舶が対象です

開示のイメージ

船舶融資の総貸出残高	1,000(百万ドル)
気候変動達成度	-1%

(注)実際と開示形式等が異なる場合があります

気候変動達成度

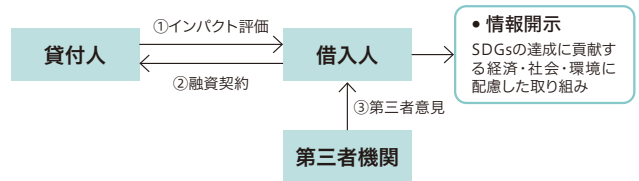
- 2050年にCO₂排出総量を▲50%削減するために、現時点で適正と見込まれるCO₂排出量を船舶の種類・サイズごとにポセイドン原則事務局が決定します(CO₂排出量基準値)
- 上記CO₂排出量基準値と実際のCO₂排出量を比較し、その乖離幅が気候変動達成度として表されます
- 気候変動達成度がプラス値の場合は未達成、ゼロ以下の場合は達成となります

サステナブルローンの取り組み

ポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)

三井住友信託銀行は、2019年3月、国連(UNEP FI)のポジティブ・インパクト金融原則を一般の企業向けの貸出に適応したポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF、資金用途を特定しない事業会社向け融資タイプ)を世界で初めて開発しました。PIFは、企業のサプライチェーンを俯瞰して環境・社会・経済に及ぼす影響(インパクト)を包括的に分析・評価し、プラスの影響拡大とマイナスの影響抑制について具体的なKPIを設定してお客さまにコミットいただき、それを融資契約に織り込んだ商品です。そして、その後のモニ

タリングの実行と結果の開示を通じてお客さまのSDGsへの貢献を後押しし、グローバルな視点からお客さまの競争力(事業や製品・サービスを含む)の向上をサポートするものです。



UNEP FIポジティブ・インパクト金融原則

原則1(定義):

ポジティブ・インパクトとは持続可能な開発の3つの側面(経済、社会、環境)のいずれかにおいて潜在的なマイナスの影響が適切に特定、緩和され、なおかつ少なくともそれらの一つの面でプラスの貢献をもたらすこと。

原則2(フレームワーク):

銀行や投資家は、投融资先のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

原則3(透明性):

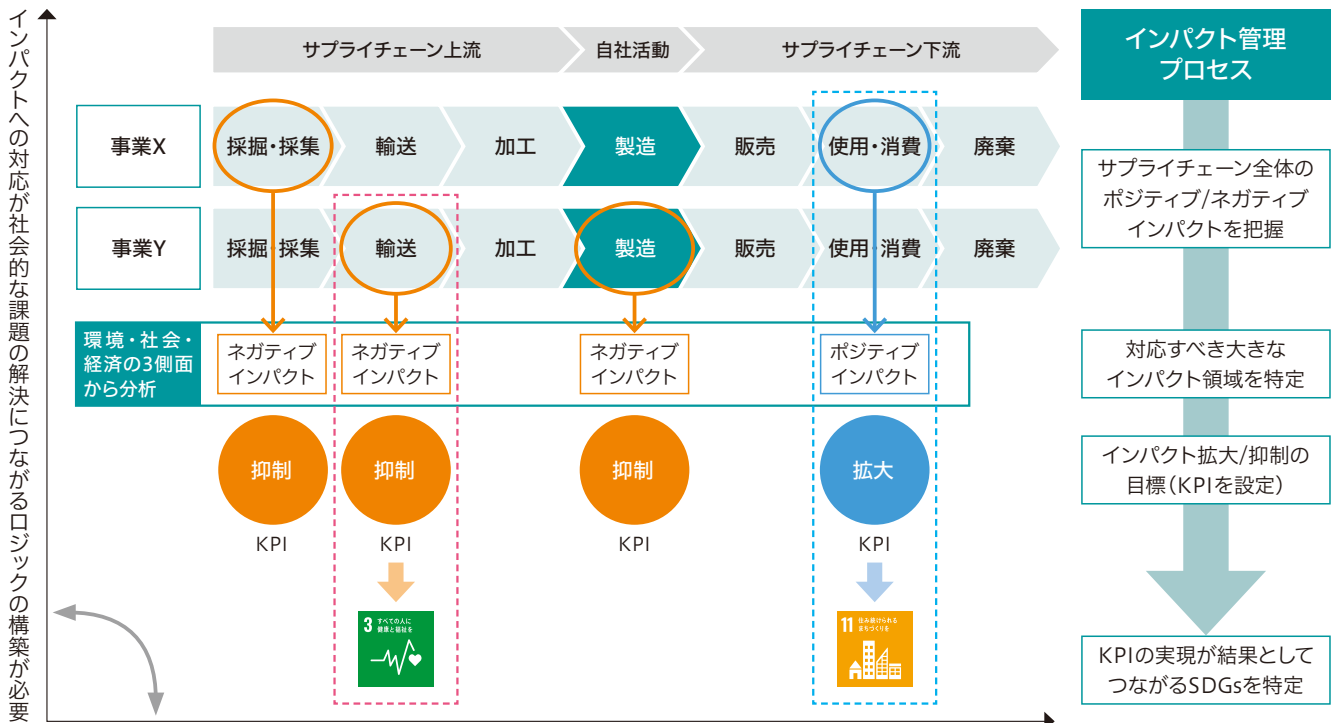
銀行や投資家は透明性の確保と情報開示が求められる。

- 投融资先が意図したポジティブ・インパクトについて(原則1)
- 適格性を判断し、影響をモニターし検証するために確立されたプロセスについて(原則2)
- 投融资先が達成したインパクトについて(原則4)

原則4(評価):

銀行や投資家が提供するポジティブ・インパクト金融は、意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

ポジティブ・インパクト・ファイナンスのインパクト分析



サプライ(バリュー)チェーン全体を俯瞰したインパクトの特定と対応は事業(製品)の競争力に影響する

ESGファイナンス・アワード・ジャパン金賞の受賞と普及活動への尽力

本商品は2020年2月、環境省第1回「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」の融資部門で金賞を受賞しましたが、これは取り組みの先進性だけでなく、国内外の銀行業界への普及に尽力している点も評価されたものです。その後も環境省がESG金融ハイレベル・パネルに設置したポジティブ・インパクト・ファイナンス・タスクフォースにおける「インパクトファイナンスの基本的考え方」(2020年7月発表)の

取りまとめや地方創生に資する地域金融への展開等に積極的な役割を發揮しています。



大久保社長と小泉環境大臣

(受賞理由)

三井住友信託銀行は、サステナビリティを追求するビジネスの推進を取り組みの柱として、サステナブル金融に注力している。また、UNEP FIが制定した各種原則にいち早く賛同するとともに、資金用途を特定しない事業会社向けの融資においては、世界初のPIFを実現した。選定委員会では、顧客との対話を通じたインパクト評価やKPIの設定などのPIFに関する取り組みを今後も継続して進めていく姿勢や、国内外の銀行業界へのPIFの普及にも尽力している点を高く評価した。

PIF取組実績

三井住友信託銀行は、2019年3月に不二製油グループ本社との世界第1号を成約後、2020年12月末までに14件の実績を重ねています。お取引さまとの間で設定したポジティブ

インパクト拡大/ネガティブインパクト抑制の目標(KPI)のモニタリング状況については、三井住友信託銀行のホームページ上で専用ページを開設し開示しています。

取組時期	借入人	融資形態	取組時期	借入人	融資形態
2019年3月	不二製油グループ本社株式会社	相対融資	2020年5月	住友ゴム工業株式会社	相対融資
12月	J.フロントリテイリング株式会社	相対融資	6月	三井化学株式会社	シ・ローン
2020年3月	住友金属鉱山株式会社	シ・ローン*	8月	東レ株式会社	シ・ローン
3月	日本製紙株式会社	相対融資	9月	DIC株式会社	相対融資
3月	株式会社SUBARU	シ・ローン	9月	レンゴー株式会社	シ・ローン
3月	住友林業株式会社	相対融資	12月	リコーリース株式会社	相対融資
3月	東洋アルミニウム株式会社	相対融資	12月	大日本住友製薬株式会社	相対融資

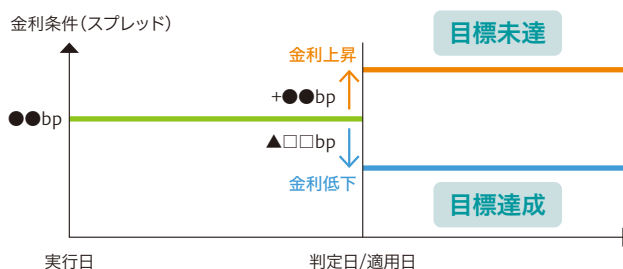
※シンジケートローン

サステナビリティ・リンク・ローン

三井住友信託銀行は、PIFのような包括的なKPIの設定ではなく、借手企業との間で特定のテーマに関して野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs)を設定し、達成状況に応じて金利条件が変動するなどの仕組みを組み込んだサステナビリティ・リンク・ローンの取り組みも行っています。

SPTsは、エネルギー効率(省エネ・再エネ)、水の消費、持続可能な調達、循環経済(リサイクル率)、生物多様性、グローバルESG評価などからお客さまなどとの十分な協議の

上選定し、格付会社などの第三者機関が企業のCSR戦略全般に照らし、設定されたSPTsの妥当性を評価します。



2. 投資(資産運用業務)における取り組み

(1)三井住友トラスト・アセットマネジメントの取り組み

責任投資原則(PRI)への加盟時期	2006年5月
トータル運用資産残高	70兆円(2020年9月末現在)
ESGの取り組み残高	22.4兆円(同上) ※ESGインテグレーションを行っているファンドの残高
ESGに対する考え方	ESGは財務情報に表れない非財務領域の課題であり、時間の経過とともに企業価値に大きな影響をもたらす可能性があるとの考えの下、同課題への対応を、エンゲージメント、議決権行使とともにスチュワードシップ活動の重要な構成要素と位置付けています。これらの活動によりインベストメント・チェーンにおける運用機関としての役割を積極的に果たし、お客さまのリターン最大化、SDGs達成に貢献します。
具体的なESGの取り組み内容	エンゲージメントや議決権行使などを通じ、投資先企業がESG課題に取り組むことで持続的に成長していくことを求めます。現在の主要ESG活動テーマは、1 気候変動問題、2 水資源・海洋汚染問題、3 ガバナンス改革の後押し、4 ESG情報開示の促進の4点としています。これらのESG課題の認識を企業と共有し、時間軸を踏まえた対応の策定およびその開示を促すことにより、課題改善に資する活動を進めています。また、国内外株式・国内外債券の全アクティブプロダクトでESG要素の取り込み(ESGインテグレーション)を実施しています。これにより、お客さまの中長期的な投資リターンの最大化やダウンサイドリスクの抑制、さらには持続可能な社会の実現を促しています。
ESGガイドライン	PRIの署名運用機関として、国連グローバルコンパクトや、SDGsに示された価値観を軸に、投資先企業のESG課題の解決と中長期的な企業価値向上に資するエンゲージメントを行うと同時に、ESGにも着目した投資活動を行います。その際の評価項目を体系付けるべく12のマテリアリティを制定しています。また、自社運用のアクティブ・プロダクト、債券パッシブ・プロダクト、ならびに個別に定めたパッシブ・プロダクトについて、以下に挙げる非人道的兵器の製造などに関与する企業が発行する証券の新規・追加購入の停止、またエンゲージメント結果によっては既保有分の売却をする運営としています。 (対象)クラスター弾、対人地雷、生物兵器、化学兵器
ESGエンゲージメント方針	「企業にベストプラクティスを求める機会」と位置付けて、投資先企業のESG課題の解決を通じた、中長期的な企業価値向上に資する対話、意見表明を行います。気候変動問題、ガバナンス改革の後押しなど四つの重要テーマを設定し、トップダウン型の活動を行うと同時に、12のマテリアリティに基づく体系化したボトムアップ型の活動も行います。また、三井住友トラスト・アセットマネジメント独自のエンゲージメント活動に加え、温暖化ガス、パーム油、森林保全、医療アクセス、ダイバーシティ(女性登用促進)といったアジェンダごとに、グローバルなイニシアティブへの参画、協業を通じた活動も実施します。
PRIアセスメント状況(2020)	戦略とガバナンス(総合評価):A+(6年連続)、上場株式会社における責任投資への統合状況:A+、上場株式会社におけるアクティブ・オーナーシップ:A+、エンゲージメント:A+、議決権行使:A+、債券投資(国債等):A+、債券投資(社債等):A+

詳細は「STEWARDSHIP REPORT2020/2021」をご参照ください。
URL: https://www.smtam.jp/file/114/stewardship_report.pdf

[スチュワードシップ・レポート]



(2)日興アセットマネジメントの取り組み

責任投資原則(PRI)への加盟時期	2007年10月
トータル運用資産残高	26兆円(2020年9月末現在)
ESGの取り組み残高	10兆円(同上) ※投資意思決定プロセスにESGの原則が取り込まれている運用商品・口座の残高
ESGに対する考え方	資産運用会社として、お客さまの利益を最優先に行動することを使命とし、フィデューシャリー原則とESG原則を企業理念と企業活動の最高位に位置付けています。Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治、ガバナンス)を投資に反映させることが企業の長期的な価値の向上と、持続可能な経済成長に貢献していくとの信念から、あらゆる投資プロセスにESGの原則を取り込み、受託者責任を果たすことに努めています。
具体的なESGの取り組み内容	日興アセットマネジメント(日興アセット)の「ESGグローバル・ステアリング・コミッティー」は、四半期ごとにESG投資の取り組みや実践方法、新たなアプローチ方法などを協議・模索するとともに、その確定や実現などを推進しています。国内外の運用拠点のリーダーを中心とする委員と、多数のオブザーバーが参加する同コミッティーの運営は、日興アセットのESG専門職であるESGスペシャリストが執り行います。ESGスペシャリストは、各運用チームのESG活動支援、ESGに関する方針の策定、ESG関連の各種イニシアティブへの参加検討やその活動支援、協働エンゲージメントのコーディネートなどにも従事します。 日興アセットは、中長期的に超過収益を実現するためには、運用プロセスにESGを適切に組み入れていくことが重要と認識しています。日興アセットの全ての国内株式アクティブ運用戦略には、ESG価値評価を含むCSV(Creating Shared Value:共有価値の創造)評価が組み込まれています。CSV理論を応用したスコアは、企業がESG課題への取り組みと収益性や競争力の追求のバランスを取りつつ、社会と株主の双方のために価値を生み出しているかを評価します。日興アセットのアナリストが企業との継続的なエンゲージメントを通じて、企業の前向きなESGの取り組みを積極的に評価しています。
ESGガイドライン	原則その1. 日興アセットマネジメントは、投資分析と意志決定のプロセスにESGの課題を組み込みます 原則その2. 日興アセットマネジメントは、活動的な所有者になり、所有方針と所有慣習にESG課題を組み入れます 原則その3. 日興アセットマネジメントは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます 原則その4. 日興アセットマネジメントは、資産運用業界においてPRI原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います 原則その5. 日興アセットマネジメントは、PRI原則を実行する際の効果を高めるために、協働します 原則その6. 日興アセットマネジメントは、PRI原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します
ESGエンゲージメント方針	日興アセットマネジメントのエンゲージメントでは、投資先企業の業績や財務戦略はもちろんのこと、開示済みの非財務情報で言及された経営方針やビジネス戦略、株主還元策、ESG課題などについて、長期的な視点から企業の成長局面に合わせて意見交換を行います。エンゲージメントの対象は、投資先企業の経営幹部から財務部門、経営企画部門や事業責任者まで広範に及びます。また、特に情報提供に消極的な企業に対しては、経営幹部とのミーティングをご提案し、エンゲージメントの効果を高めるよう努めています。日興アセットマネジメントは投資先企業と、同社が置かれている正確な状況を共有し、中長期的な企業価値の創造をサポートすることを目的に投資先企業とより緊密なエンゲージメントを実現すべく取り組んでいます。
PRIアセスメント状況(2020)	総合評価：A+(7年連続)(責任投資への統合状況：A+、アクティブ・オーナーシップ：A+(エンゲージメント：A+、議決権行使：A+)、債券投資：A+)

詳細は「2019サステナビリティレポート」「日興アセットマネジメントTCFD報告書2019」をご参照ください。

2019サステナビリティレポート

URL: https://www.nikkoam.com/files/pages/about/pdf/esg/nikko_am_2019_sustainability_report_jp.pdf

日興アセットマネジメントTCFD報告書

URL: https://www.nikkoam.com/files/pages/about/pdf/csr/tcf_d_jpn.pdf

【サステナビリティレポート】



【TCFD報告書】



3. コンサルティング業務における取り組み

サステナビリティ経営コンサルティング

感染症の拡大、気候変動問題の深刻化、貧富の差の拡大など人々を取り巻く経済、社会、環境の問題は枚挙にいとまがありません。経済の主役である企業にサステナビリティに配慮した経営を求め、課題解決に主体的な役割を果たしてほしいという声は強まる一方です。

三井住友信託銀行では、サステナビリティ経営を「経済、社会、環境の3側面において、ステークホルダーに対する価値創造と自身の価値創造を両立させる価値創造プロセスを

確立し、経営に完全に組み込むこと」だと考えており、運用業務を通じ長年蓄積してきたESG機関投資家の視点と先進的なサステナビリティ経営の実践者の視点を併せ持つ強みを生かし、「サステナビリティ経営コンサルティング」を推進しています。具体的には、専門性を持つ経験豊富なESGコンサルタント、ガバナンス・スペシャリスト、環境スペシャリストなどからお客さまごとにニーズに即したプロジェクトチームを組成し、納得度の高いアドバイスを行います。

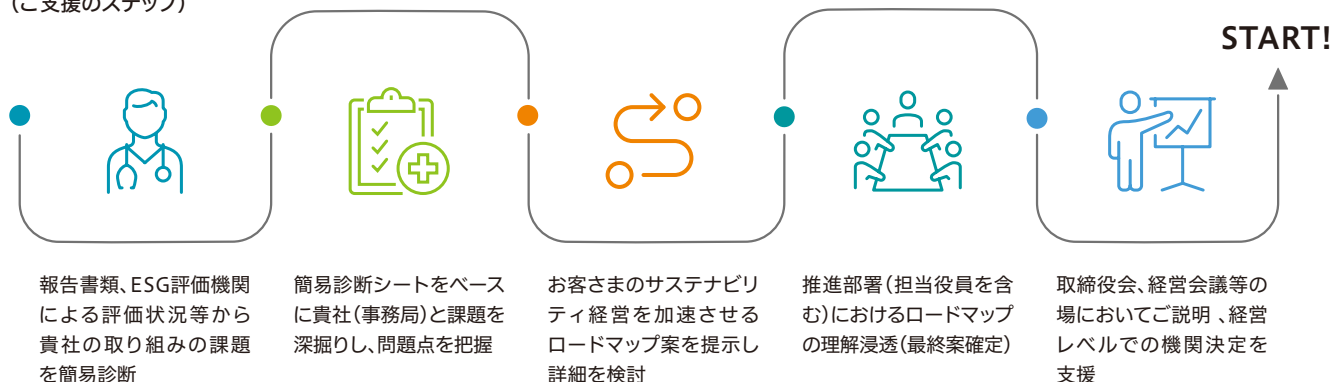
サステナビリティ経営 導入支援	現在の推進体制や取組状況、情報開示などを踏まえ、サステナビリティ経営を加速させるロードマップの作成と社内のマインドセットをご支援
サステナビリティ経営 推進支援	サステナビリティ経営を推進する上で不可欠な価値創造プロセスの策定、インパクトマネジメント、マテリアリティマネジメントの高度化をご支援
サステナビリティ経営 開示支援	サステナビリティ経営をステークホルダーに分かりやすく具体的に伝える手段として、統合報告書を中心とした情報開示の高度化をご支援
サステナビリティ経営 対話支援	サステナビリティ経営への関心を高め、エンゲージメントや議決権行使にESG要素を取り入れ始めた投資家との対話の高度化をご支援

サステナビリティ経営導入支援

三井住友信託銀行が考えるサステナビリティ経営の阻害要因

- グローバルトレンドに対する理解不足(日本の文脈に合わない)と決めつけている
- サステナビリティを「企業の社会的責任」という観点から捉えており、中核となる戦略課題へ落とし込まれていない
- 推進の動機が曖昧なため、社員への指示や情報共有が中途半端になっている。社員の腹落ち感がないことから現場レベルでの取り組みが進展しない
- 取締役会の関与が不十分で、経営層に浸透していない。社内の担当部署に十分な権限が与えられておらず、推進するパワーが不足している
- NGOを含む多様なステークホルダーとの対等な対話できていない(耳の痛い外部からの批判に十分応えていない)

(ご支援のステップ)

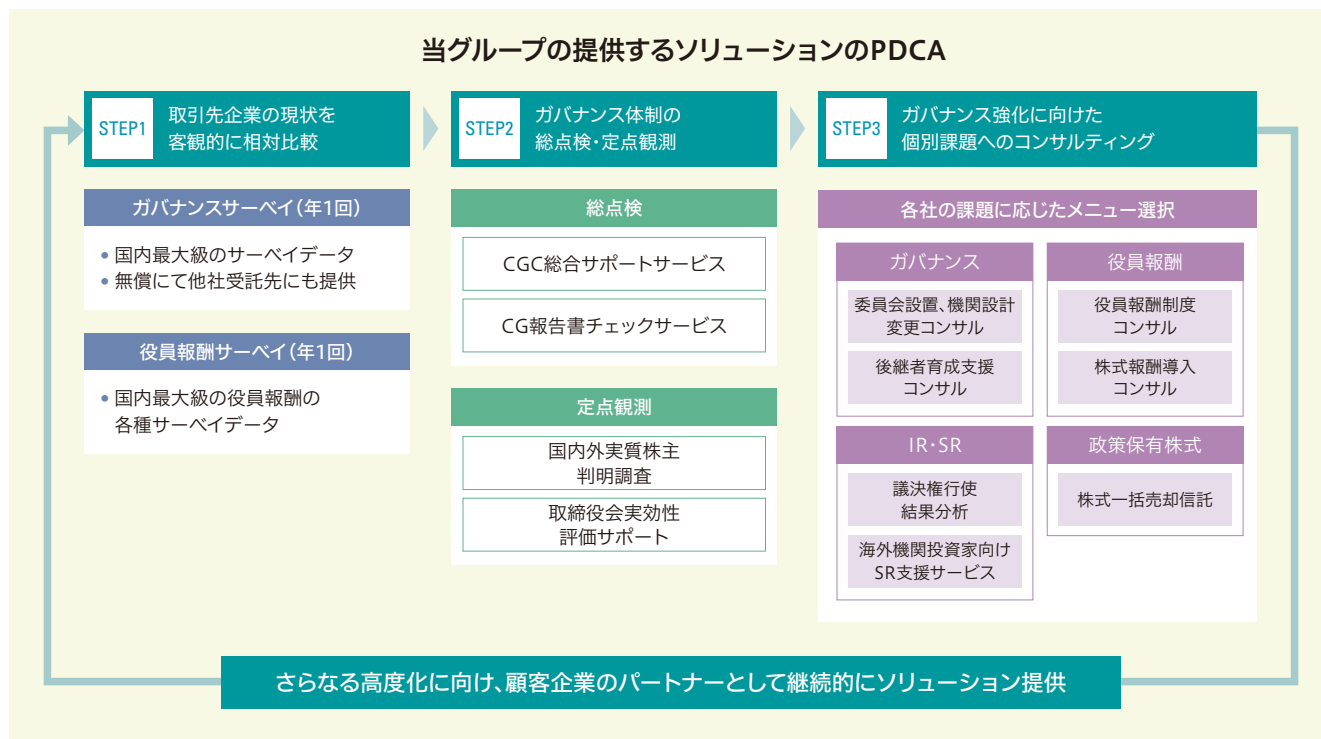
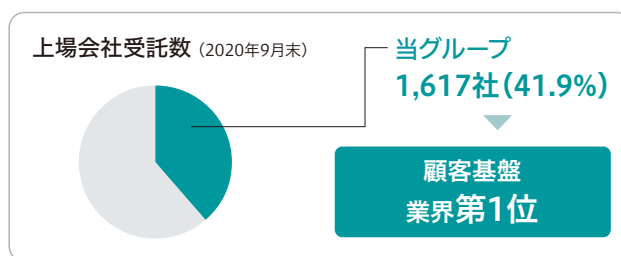


ガバナンスコンサルティング

日本のコーポレートガバナンス改革は、スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードの導入・改訂を経て、企業・投資家双方によるガバナンス強化を進展させています。各企業は、改訂されたコードや各種ガイドライン／ガイダンスを踏まえ、ガバナンス強化に向けより高度な取り組みが求められています。当グループの証券代行事業は、業界トップの顧客基盤を生かした「ガバナンスサーベイ」「役員報酬サーベイ」を切り口に、ガバナンス強化のソリューションをご提供しています。

4年目を迎える「ガバナンスサーベイ」は国内最大級となる約1,650社に参加いただきました。全上場企業の4割以上となる参加企業の企業分布は、全上場企業の分布に相似する国内最大級のガバナンス調査であり、伊藤邦雄教授による監修、実質的取組状況を指数化したガバナンスINDEXデータと比較したデータをご提供するという特徴を有しています。同じく4年目を迎える「役員報酬サーベイ」

はデロイト トーマツ コンサルティングとの協働で実施、こちらも国内最大級の参加企業（約1万8千人の役員報酬データ）、企業属性ごとの分析を行うとともに、報酬水準に加えて報酬ポリシー等の決定方針を深掘り、報酬体系や報酬委員会の運営実務の調査も実施しています。当グループでは、このガバナンス・役員報酬サーベイを切り口に、企業ごとの課題を洗い出し、最適なソリューションを提供、さらなるガバナンス高度化に向け、顧客企業のパートナーとして継続的・多面的にサポートをしています。



当グループでは、ガバナンスコンサルティングを顧客企業の経営陣との密接なコミュニケーション機会と捉え、対話を重ねています。これにより経営陣が抱えるガバナンス領域にとどまらない幅広い経営課題を捕捉し、さらなるソリューションをご提供しています。

たとえば、M&Aアドバイザーや事業承継支援、不動産仲介・有効活用、企業年金制度の導入・変更支援、ウェルス・マネジメントなど、トータルソリューションをご提供できるのが当グループの強みです。

地球

——環境への配慮

056

人の命を支えている清潔な空気、真水、農作物、森林、水産物などを提供する健全な地球がなければ、社会はうまく機能せず、企業は長期的な価値を創造することはできない。

世界経済フォーラム白書「ステークホルダー資本主義を測定する」より

- 057 当グループの「地球」(環境課題)に対する考え方
- 058 気候変動問題
- 068 自然資本(生物多様性問題)
- 077 環境不動産
- 085 環境負荷低減に向けた取り組み

当グループの「地球」(環境課題)に対する考え方

持続可能な社会の三つの要素である経済・社会・環境について、新型コロナウイルスによる感染症の拡大は社会の機能不全が経済に計り知れないダメージを与えることを明らかにする一方で、気候変動などの地球環境問題が社会の存続基盤を根底から崩すこともクローズアップさせました。このことは、経済は社会が健全に営まれていなければ機能せず、その社会も環境の許容範囲を超えてはならないことを示唆しています。当社はこうした観点から、地球環境問題を経済との関連性のなかで捉え、環境方針を制定し、多面的な取り組みを加速させています。

三井住友トラスト・ホールディングス環境方針

1. 商品・サービスの提供

私たちは、「地球環境の保全」、「持続可能な社会の実現」に貢献する商品・サービスのお客様への提供を通じ、社会全体の環境リスクの低減・環境価値の向上に取り組めます。

2. 環境負荷の低減

私たちは、事業活動に伴う資源の消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を認識し、省エネルギー、省資源、資源循環の取り組みを通じ、環境保全・持続可能な社会の実現に努めます。

3. 汚染の予防

私たちは、環境に関する対応の継続的な検証と改善に努め、汚染の予防に取り組めます。

4. 法令等遵守

私たちは、環境保全に関連する諸法令・規則及び各種協定を遵守します。

5. モニタリング

私たちは、環境に関する短期、中長期の目標を設定し、定期的に見直しを行い、取り組みの継続的な改善に努めます。

6. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本方針の徹底と環境教育に努めます。

7. 情報公開

私たちは、本方針を一般に公開し、社外とのコミュニケーションを通じた環境保全活動の推進に努めます。

※気候変動対応行動指針(58頁参照)、生物多様性保全行動指針(69頁参照)は、本環境方針を踏まえた具体的な行動指針として定めています。

関連するマテリアリティ

インパクトマテリアリティ

マテリアリティ	リスク/機会	主たるステークホルダー	主な対応
サステナビリティをテーマとしたビジネス機会の追求	機会	お客さま、地域社会	ビジネスを通じたポジティブインパクトの最大化(環境課題の解決に資する革新的な金融商品の開発や投融資先の積極的な行動変革を促すエンゲージメント等)
投融資先の環境・社会への影響に対する配慮	リスク	お客さま、地域社会、NPO	ビジネスを通じたネガティブインパクトの最小化(セクターポリシーやESGガイドラインに沿った投融資、投融資先の環境に関わる負の影響の抑制を促すエンゲージメント等)
気候変動	リスク/機会	お客さま、株主・投資家、行政、国際機関、社員、NPO	気候変動に対応したガバナンスの整備、戦略の決定、リスク管理の高度化、指標と目標の設定、TCFDに沿った情報開示、ビジネス機会の追求

関連性の高いSDGs



気候変動問題

TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に準拠した取り組みの詳細についてはTCFD REPORT2020/2021をご覧ください
URL:https://www.smth.jp/csr/report/2020/tcf_d_all.pdf



今、世界で最も深刻な環境問題は気候変動問題です。気候変動は異常気象や海面の上昇等を通じて既に人の生活や経済活動にさまざまな影響を及ぼしています。また、その影響は途上国や弱者に対してより悪影響を及ぼし、格差や貧困等の社会的課題の原因となっています。

一方で、気候変動に対する緩和や適応の対策は、自然資本を豊かにすることによって人に対する生態系サービスの

向上につながり、投資の促進や技術革新による社会システムの移行によって経済的な成長を生み出します。地球の持続可能性はCO₂排出量実質ゼロの社会をいかに早く達成するかにかかっています。

気候変動に対してレジリエントな社会を追求する過程は、貧困撲滅と不公平の是正を通じて、持続可能な社会の構築に通じるものと期待されます。

気候変動対応行動指針

1. 気候変動の緩和等に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、自らの事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、気候変動の緩和やその適応に向けた活動の支援に努めます。

2. 商品・サービスの提供

私たちは、金融機能を通じた省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進など、気候変動の緩和に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、気候変動への対応に努めます。

4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と気候変動への対応に向けた教育・研修に努めます。

5. 情報公開

私たちは、気候変動への対応状況を積極的に開示します。

実現に向けた課題

- 2050年より十分早い時期にCO₂排出量実質ゼロを実現する脱炭素社会の構築
- 社会システムの急激な移行に伴い発生するリスクと機会の可視化
- 気候変動に対応したセクターを越えたビジネスモデルの構築
- 気候変動の適応と緩和に資する金融取引の拡大

課題解決のための取り組み

- 金融、信託、不動産の機能を活用した脱炭素社会の構築に向けたソリューションを提供する
- 投融資を通じて、再生可能エネルギーの普及、省エネルギーの推進に資金供給する
- 気候変動に関心の高い投資家の運用ニーズに応える金融商品を提供する
- 不動産、都市における気候変動対策を金融や環境性能評価で推進する
- 責任銀行原則に則った気候変動へのインパクトを重視したファイナンスの普及拡大
- 責任ある機関投資家として、気候変動に関するスチュワードシップ活動を推進する
- 気候変動に関連する情報開示を高度化する

気候変動の取り組みにおいて目標とするSDGsゴール



課題解決に向け設定した目標、KPI

	2019/2020実績		2020/2021目標
インパクトファイナンスの推進	ポジティブ・インパクト・ファイナンス12件 ^{※1}	サステナブルファイナンス長期目標 ^{※3}	2021年度から2030年度までの10年間で累計5兆円(うち、環境分野3兆円)に取り組む
気候変動の緩和	再生可能エネルギーファイナンス累計179件(34件増加) ^{※2} 17,321MW(2,181MW増加) ^{※2}	気候変動の緩和	再生可能エネルギーファイナンスのさらなる積み上げ 2030年度までにCO ₂ 排出量を2019年度比50%削減する ^{※3}
気候関連情報開示	TCFDレポート2020を発行	気候関連情報開示	TCFDレポートの充実

※1 2019年3月の第1号から2020年9月まで

※2 直近1年間の増加

※3 三井住友信託銀行としての目標

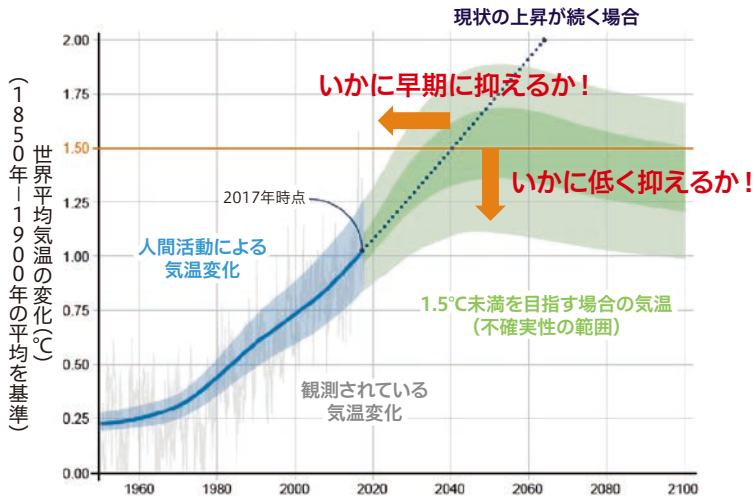
1.5°C未満を目指して

パリ協定と1.5°C特別報告書

2016年11月に発効した「パリ協定」では、持続可能性を確保するために「地球の平均気温の上昇を産業革命以前から2°Cより十分下方に抑え(2°C目標)、さらには1.5°Cに抑える努力をすること」を国際的に合意しました。これにより、世界は低炭素社会から脱炭素社会へのさらなる転換を図

ることとなりました。

2018年10月に気候変動に関する国際間パネル(IPCC)より、1.5°C特別報告書が公表されました。報告書では、持続可能性の確保と貧困の撲滅のために、温室効果ガスの正味排出量ゼロの時代をいかに早く実現する必要があるかを示しています。



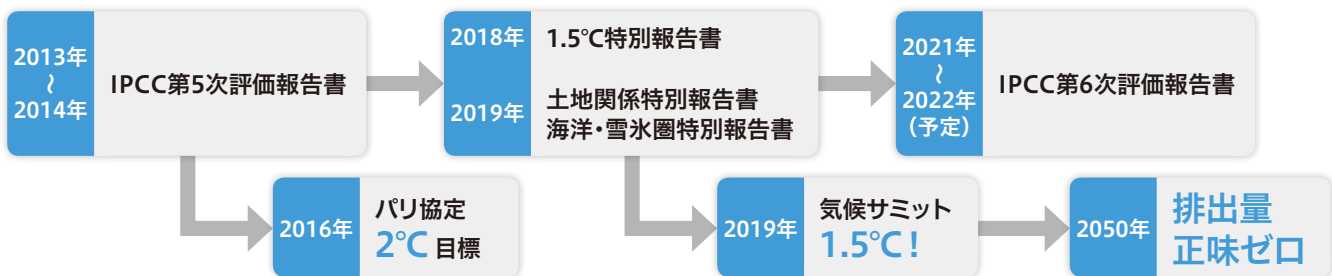
【1.5°C特別報告書要旨】

- 地球の平均気温は産業革命前より既に1°C上昇しており、現在の排出ペースでは2040年に1.5°C上昇する。
- 現状の1°C上昇でも影響は深刻だが、1.5°C上昇すると悪影響が増し、2°C上昇ではさらに多大になる。
- 温暖化は異常気象、海面上昇などを通じて、生態系、人間に大きな影響を及ぼす。
- 対応が遅れると、さらに多くの対策を必要とする。
- 1.5°C未満を目指すことで、SDGsの目標達成にも好影響を及ぼす。

出典: IPCC Special Report on Global Warming of 1.5°C Frequently Asked Questionsに加筆

1.5°C特別報告書の公表後の2019年に、IPCCからは「土地関係特別報告書」と「海洋・雪氷圏特別報告書」が公表され、さらに気候変動による影響が深刻であることが報告されました。これらを受け、2019年9月に国連で開催された気

候サミットでは、国連事務総長が気温上昇を1.5°Cに抑える意思表明を各国に要請、65カ国が2050年までに温室効果ガス排出量を正味ゼロにすることを宣誓しました。



IPCC特別土地報告書

- 産業革命前に比べ、2006～2015年の世界の気温は平均で0.87°C上昇し、陸域は平均1.53°C上昇している。
- 気候変動は生計、生物多様性、人の健康、インフラ、食料システムなどに影響を及ぼしており、既存のリスクをさらに悪化させる。
- 適応には障壁が存在し、土地に関連する対応による緩和への貢献には限界がある。
- 持続可能な土地管理や森林管理は、気候変動が土地の劣化に及ぼす悪い影響を覆しうる。

IPCC海洋・雪氷圏特別報告書

- 世界全体の海洋は、1970年よりほぼ弱まることなく昇温しており、1993年より昇温速度が2倍を超えて加速し、海洋熱波は1982年から頻度が2倍になり、強度が増加している。
- 海洋のCO₂吸収により、海面の酸性化が進行しており、生態系に悪影響を及ぼしている。
- グリーンランドおよび南極の氷床の消失、海洋の熱膨張と合わさって、100年に一度の極端な水位上昇が熱帯では1年に一度以上起こると予測される。

サステナブルファイナンス

三井住友信託銀行は、法人向けバンキング領域において、2021年度から2030年度までの10年間で累計5兆円(うち環境分野3兆円)を取り組むサステナブルファイナンス長

期目標を新たに設定致しました。環境分野や社会分野に対する積極的な資金供給を通じ、気候変動をはじめとする環境・社会課題を解決し、お客さまとともに持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

区分	類型	ファイナンス対象の主な例
サステナブルファイナンス	環境分野(グリーン)	グリーンファイナンス ✓ 再生可能エネルギー、エネルギー効率改善、グリーンビルディング等の気候変動の適応・緩和に資する事業
		ソーシャルファイナンス ✓ 雇用創出、貧困改善、スタートアップ育成、地方創生、公共交通や水道等の基本的なインフラ、病院や学校等の必要不可欠なサービス
		ESG/SDGs評価型融資 ✓ ポジティブ・インパクト・ファイナンス ✓ サステナビリティ・リンク・ローン
		トランジションファイナンス ✓ 脱炭素社会への移行に資する事業 ✓ 進行する超高齢社会への適応に資する事業
		その他 ✓ 上記以外の環境問題・社会課題の解決に資する事業

ポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)

三井住友信託銀行は、お客さまとの関係だけではなく、お客さまと社会(周囲)との関わり(インパクト)を考慮し、それを最適なものにすることを支援し持続可能な社会への移行(トランジション)に貢献するポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組んでいます(50-51頁参照)。自社の活動に起因するCO₂排出量の抑制のみならず、調達や製

品の使用時などのサプライチェーン全体を通じて気候変動の緩和と適応に対する貢献を目指している企業が多数あります。三井住友信託銀行は、これらのインパクトを特定し、ネガティブインパクトの抑制/ポジティブインパクトの拡大についてのKPIを設定し、モニタリングすることを通じ、お客さまの取り組みをサポートしています。

PIFにおける気候変動に関わるKPI設定例

お客さま	テーマ	内容	KPI(指標と目標)
不二製油グループ本社株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 「雇用」「気候」「生物多様性と生態系サービス」および「包摂的で健全な経済」 気候変動 	<ul style="list-style-type: none"> 調達過程におけるNDPE(森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ)を目的とした、サプライチェーン改善活動およびRSPO等の取り組み 製造工程において使用されるエネルギーおよび排出されるCO₂ 	<ul style="list-style-type: none"> 搾油工場までのパーム油トレーサビリティスコア(100%を目指す) グリーンバンスメカニズムに登録されている事案の件数 環境ビジョン2030(2020年4月にCO₂排出量の削減目標について見直し) スコープ1、2:2030年に総量で40%削減(2016年対比) スコープ3(カテゴリ1):2030年に総量で18%削減(2016年対比)
J.フロントリテイリング株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動 	<ul style="list-style-type: none"> 自社活動に起因して排出されるスコープ1、2の温室効果ガス排出量の削減 お取引先様行動原則の浸透によりスコープ3排出量の削減 	<ul style="list-style-type: none"> 2030年CO₂排出量40%削減(2017年対比) 2050年CO₂排出量ゼロ(2017年対比) 2030年までにお取引先様行動原則100%浸透 2030年におけるスコープ3排出量について2017年度比40%削減を目指す
住友金属鉱山株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動 	<ul style="list-style-type: none"> 銅鉱山プロジェクトの推進、Ni鉱山プロジェクトの推進と生産性の改善 鉱山や製錬工程で発生する不純物を分離、固定、有用化する技術の開発等による非鉄金属回収、非鉄金属の安定供給 車載二次電池リサイクル技術の実証と事業化 自社の強みを生かし社会に貢献する新製品・新事業の創出等 温室効果ガス(GHG)排出量ゼロを目指す(スコープ1、2) 	<ul style="list-style-type: none"> 世界の非鉄リーダーとして銅権益生産量30万トン/年、Ni生産量15万トン/年の早期達成を目指す 2022年車載リチウムイオン電池リサイクル技術の事業化 エネルギー・自動車・情報通信分野での新規機能性材料の研究開発および事業化、燃料電池用NiOの事業化、拡大する正極材料市場で世界シェアトップクラスを常時維持 (上記KPI達成により貢献が期待されるインパクトに対するKPI) 2030年低炭素負荷製品GHG削減貢献量600千トン-CO₂以上 2030年までに“今世紀後半排出量ゼロ”に向けた計画を策定 2030年GHG総排出量≤2013年度GHG総排出量 2030年GHG排出原単位26%以上削減(2013年度比)

お客さま	テーマ	内容	KPI(指標と目標)
リコーリース株式会社	• 気候変動の緩和	<ul style="list-style-type: none"> • 事業活動におけるCO₂排出量削減による地球温暖化の抑制 • 環境関連分野の拡大を通じた環境負荷低 	<ul style="list-style-type: none"> • 事業活動(スコープ1・2)におけるCCO₂排出量を2022年度に774t-CO₂(2015年度比30%削減)、2030年度に410t-CO₂(2015年度比63%削減)、2050年にゼロとする • 創エネ・省エネの推進により脱炭素社会を実現する
大日本住友製薬株式会社	• 環境への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> • 温室効果ガス排出量削減 	<ul style="list-style-type: none"> • 2030年度までに温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1+2)を2017年度比で35%削減する
日本製紙株式会社	• 気候変動問題への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> • 非化石燃料への燃料転換 • 製造・物流工程での省エネルギー推進 • 自社林の適切な管理によるCO₂吸収・固定 	<ul style="list-style-type: none"> • 温室効果ガス排出量を2020年度までに2013年度比で10%削減する • 長期目標の設定を検討中であり、2021年5月を目処に開示予定
東洋アルミニウム株式会社	• 気候変動	<ul style="list-style-type: none"> • 「エネルギー見える化」など事業所単位での取り組みを各事業所の仕様にあった形で横展開を図ることでグループ全体でCO₂排出量削減に取り組む 	事業活動からのCO ₂ 排出量削減 <ul style="list-style-type: none"> • 2031年度におけるCO₂排出量を30%削減(2013年度比)
住友林業株式会社	• 持続可能性と生物多様性に配慮した調達	<ul style="list-style-type: none"> • 地球温暖化対策や生物多様性保全を両立する山林経営 • 持続可能な森林資源の活用拡大 • 生物多様性に配慮した環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> • 国内外の森林認証面積:2021年度までに221,467ha • 自社生産苗木の植林面積および供給本数:2021年度までに7,920ha、726万本 • 本燃料用チップ・ペレット等取扱量:2021年度までに1,363,930t • 持続可能な木材の取り扱いおよび木材製品の取扱量:2021年度までに100% • 自生種の販売本数:2021年度500,000本
株式会社SUBARU	• 気候変動の緩和	<ul style="list-style-type: none"> • 自社活動に起因して排出されるスコープ1、2の温室効果ガス排出量の削減 • 燃費性能の改善、電動技術の搭載および電気自動車やハイブリッド車への切り替え、生産販売する自動車からのCO₂排出量の削減 	「環境アクションプラン」を軸に、省エネ、再エネ電源の導入をはじめ、技術革新、市場、規制などの外部要因も考慮しつつ、全社的視点からあらゆる手段を検討し実行 <ul style="list-style-type: none"> • 2030年度CO₂排出量30%削減(2016年度比) • 2030年までに全世界販売台数の40%以上を電気自動車(EV)+ハイブリッド車にする
住友ゴム工業株式会社	<ul style="list-style-type: none"> • 緑化 • 気候変動の緩和 	<ul style="list-style-type: none"> • 地球温暖化防止と生物多様性保全 • 環境配慮型商品の開発 	<ul style="list-style-type: none"> • 植樹によるCO₂吸収量をKPIとして、算出方法を確立した上で目標値を策定 • 2022年度に2005年度比でグローバルのタイヤ1本あたりのライフサイクルCO₂排出量を14%以上削減
三井化学株式会社	• 「環境と調和した共生社会」の実現	<ul style="list-style-type: none"> • 自然エネルギー・非化石原料の使用、製品の軽量化・長寿命化を通じたGHG削減、省エネ・省資源の実現 • 省エネルギーの推進、燃料転換、プロセス革新技術の創出による、GHG削減および化学物質の排出量削減 	<ul style="list-style-type: none"> • 2025年度Blue Value®製品売上高比率30%以上 • Blue Value®、RoseValue®新規認定件数 • Blue Value®製品関連投資、研究開発費 • 2030年度までのGHG排出量削減率:25.4%以上(2005年度比) • エネルギー原単位低減率:5年平均1%以上継続
東レ株式会社	• 気候変動対策の加速	<ul style="list-style-type: none"> • 「地球規模での温室効果ガスの排出と吸収のバランスが達成された世界」の実現 	<ul style="list-style-type: none"> • グリーンイノベーション製品の供給拡大を通じてバリューチェーンへのCO₂削減貢献度を2030年度に2013年度比8倍に拡大 • GHG排出量の売上収益原単位を2030年度に2013年度比30%削減
レンゴー株式会社	• 気候変動	<ul style="list-style-type: none"> • 省エネや、新エネルギーを活用するグリーンニューディールを推進し、CO₂排出量を削減する • エネルギーの多様化、資源の有効利用、地球温暖化防止の観点から太陽光発電やバイオマスボイラなどの設備を積極的に導入し、再生可能エネルギーの利用を拡大する 	<ul style="list-style-type: none"> • 2030年度までにCO₂排出量(対象はスコープ1および2)を2013年度比26%削減 • 2030年度までに再生可能エネルギー比率を25%へ高める
DIC株式会社	• 気候変動への対応	<ul style="list-style-type: none"> • 省エネルギーと低炭素化の推進による、生産活動を通じたCO₂排出量削減目標の達成(スコープ1、2) 	<ul style="list-style-type: none"> • 2030年度に2013年度比で30%のCO₂排出量削減

気候関連グリーンファイナンス

信託機能の活用による投資家向けグリーンファイナンス投資機会の提供

三井住友信託銀行は、気候変動の緩和に資するプロジェクトの資金需要に対し、環境に配慮した資金運用を行う投資家の運用ニーズを「信託」を通じてつなぐ取り組みを推進しています。グリーンビルディング^{※1}の新規取得およびグリーンファイナンスに資金使途を限定した貸付金で運用する合同運用指定金銭信託「グリーントラスト」や、再生可能エネルギー発電事業向けプロジェクトファイナンス債権を裏付けとする自己信託受益権の販売を2018年に開始して以来、グリーンプロジェクトへの投資家からのアクセスを容易にし、良質な投資機会を継続的に提供してきました。

これまで取り組んだグリーントラストはグリーンボンド原則に準拠し、株式会社日本格付研究所(JCR)のJCRグリーンボンド評価において最高位である「Green1」の評価

を取得しています。グリーントラストからの貸付金に関しても、グリーンローン原則に準拠しJCRグリーンローン評価で最高位の「Green1」の評価を取得しています。2019年10月に取り組んだグリーントラストでは、三井住友信託銀行が認証取得をサポートしCASBEE Sランクを取得したグリーンビルディングを資金使途としています。

三井住友信託銀行は、2030年度までのサステナブルファイナンス長期目標^{※2}を新たに設定しており、グリーンプロジェクトに対し銀行勘定から積極的に資金供給を行うとともに、信託機能を活用した金融仲介を一層推進していきます。

※1 CASBEE-不動産等の外部認証を受けた環境性能が高く良好なマネジメントがなされている環境価値の高い不動産

※2 サステナブルファイナンス長期目標の詳細については60頁を参照

グリーンボンド

三井住友信託銀行は、2018年9月に海外市場において同社初となるユーロ建てグリーンボンド(5億ユーロ・償還期間2年)を欧州のESG投資家、アセットマネージャー等に対して発行しました。グリーンボンドにより調達した発行代わり金は、風力発電や太陽光発電を行う国内外の再生可能エネルギー発電プロジェクト16件に対する貸付金に全額

充当され、年間169,595トン^{※3}のCO₂削減に寄与しています(2020年3月末時点)。なお、グリーンボンド発行代わり金の資金充当状況および環境改善効果については、三井住友トラスト・ホールディングスのホームページ^{※4}にて開示しており、第三者認証機関による認証を受けています。

※3 対象プロジェクトのCO₂削減効果に三井住友信託銀行による貸出割合を乗じた数値

※4 詳細は<https://www.smth.jp/csr/greenbond/index.html>をご参照ください。

グリーンボンド発行代わり金を資金充当したファイナンス対象プロジェクトによるインパクト(環境改善効果)

カテゴリー	サブカテゴリー	投資対象国	プロジェクト数	年間発電量(MWh)	年間CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	
					うち、同社貢献分	
再生可能エネルギー	風力発電	カナダ、ベルギー	3	2,665,500	494,988	51,929
	太陽光発電	日本	13	314,011	145,499	117,666
	合計		16	2,979,511	640,487	169,595

インフラ投資法人向け太陽光発電プロジェクトローン

三井住友信託銀行は、2019年11月に再生可能エネルギー発電設備等を主な投資対象とするインフラファンドに対して、当該投資法人が大規模太陽光発電所を取得するための資金として、総額約279億円のローンを組成し、貸付契約を締結しました。当該インフラファンドは今回の貸付資金を活用した太陽光発電所の取得により、総資産額約588億円の国内最大規模の上場インフラファンドとなる見込みです。本件ローンは地域金融機関を含めた合計13行の金融機関が参加するシンジケートローンであり、上場インフラファ

ンドが日本国内において過去に調達したローンとしても最大規模となります。本件ローンにより取得する予定の大規模太陽光発電所に係る土地(地上権)および発電設備等は三井住友信託銀行を受託者とする信託設定による信託受益権化スキームを採用しています。三井住友信託銀行においては地上権付動産の信託受託は初のケースとなります。三井住友信託銀行では、再生可能エネルギーの普及と拡大のために上場インフラファンド市場においても、ファイナンスを中心に積極的に支援していきます。

再生可能エネルギーファイナンス

三井住友信託銀行は、プロジェクトファイナンスを通じて、風力発電、太陽光発電などの大規模プロジェクトの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの大規模発電事業に特化して出資する再生可能エネルギーファンドを設立・運営しています。

プロジェクトファイナンスでは、海外案件における風力発電は洋上、陸上ともに大型化しています。国内案件では太陽光(メガソーラー)がさらに増加しています。これらの三井住友信託銀行が関与したプロジェクトによる発電容量の合計

は17,321MW、年間の発電量は45,294GWh、年間CO₂削減効果は2,047万t-CO₂になります。

再生可能エネルギーファンドの出資プロジェクトによる発電容量の合計は341MW、年間の発電量は390GWh、年間CO₂削減効果は21万t-CO₂になります。

また、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは設備に対するファイナンスで主にメガソーラー案件をサポートしています。固定価格買取制度制定以降、30件、総発電容量52MWのメガソーラー導入を支援してきました。

プロジェクトファイナンスによるCO₂削減への寄与

発電種類	件数(件)	発電容量(MW)	発電量(GWh/年)	CO ₂ 削減効果(万t-CO ₂ /年)
太陽光発電	118	4,664	7,550	386
風力発電	30	5,213	11,054	463
洋上風力	21	6,832	22,991	1,007
バイオマス	9	492	3,655	190
廃棄物発電	1	120	44	2
合計	179	17,321	45,294	2,047

算定対象:三井住友信託銀行が関与したプロジェクトファイナンス案件(国内、海外を含む)
算定範囲:発電容量、発電量、CO₂削減効果はプロジェクト全体に係る数値

【CO₂削減効果の算定方法】

$$\text{年間削減量 (t-CO}_2\text{/年)} = \text{年間発電量 (kWh/年)} \times \text{排出係数 (t-CO}_2\text{/kWh)}$$

- 年間発電量は原則として計画値を使用。
- 国内案件は原則として、算定時点直近における案件所在地の系統電力の電気事業者別排出係数(実排出係数)を用いて計算。
- 海外案件は原則として、GHG Protocolのウェブサイトで提供されているIEAの算定ツールを使用して削減相当量を計算。

再生可能エネルギーファンドと投資家向け運用商品

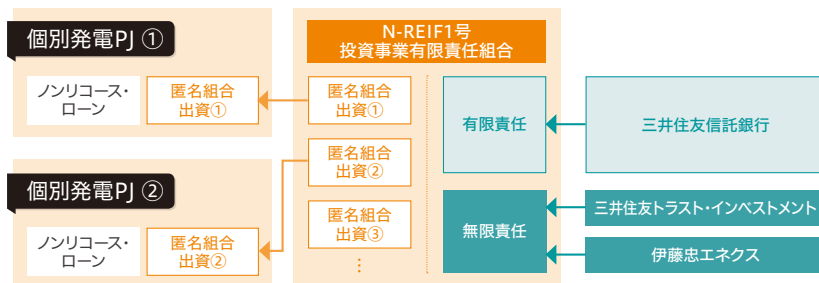
三井住友信託銀行は、再生可能エネルギーの発電事業に出資するファンドを設立・運営しています。また、機関投資家向けの国内再生可能エネルギー事業投資ファンドを設立しました。

2020年9月までに、大規模太陽光発電プロジェクト26件

と風力発電プロジェクト1件(総発電容量341MW)に出資しています。プロジェクト総額1,328億円のうち、当ファンドによる出資合計額は216億円となっています。これらのプロジェクトによる発電量は年間390GWhで、21万t-CO₂のCO₂排出量削減に相当します。

※CO₂排出削減量の計算には、各プロジェクト所在地の電気事業者別排出係数を用いています。

再生可能エネルギーファンドのスキーム



- 再生可能エネルギー事業の普及拡大に、エクイティ性資金の供給によって貢献します。
- 太陽光発電および風力発電より投資実績を積み上げ、その他の再生可能エネルギーへと投資領域を拡大していきます。

機関投資家向け国内再生可能エネルギー事業投資ファンドは、第1号ファンドを、2018年4月に信託設定し、ファンド総額127億円(うち外部投資家115億円)、7プロジェクトの組み入れにより2020年4月に投資期間を満了し、運用

期間に移行しています。第1号ファンドの組み入れプロジェクト全体で総発電容量119MW、発電量は年間138GWとなり、82万t-CO₂相当のCO₂を削減しています。第2号ファンドの組成を検討中です。

「三井住友信託銀行(信託口再生可能エネルギー・ブラウン1号)」の特徴

- 既に稼働済みの国内の太陽光発電事業への匿名組合出資等を運用対象資産とする商品(開発リスクなし)
- FIT制度(再生可能エネルギー固定価格買取制度)に依拠した安定的なキャッシュフローを享受
- 温暖化対策事業によってSDGs、ESG、地域活性化にも貢献

管水路用マイクロ水力発電

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、全国の水道施設へのマイクロ水力発電システムの導入を提案し、地域の温暖化対策、自然エネルギーの活用を推進しています。

日本の水道施設には、自然流下の未利用落差、ポンプ圧送の余剰圧、減圧弁による減圧等の発電に利用できるエネルギーが膨大にあります。当グループでは、自治体より水道

施設を借り、発電システムをリース方式で設置する初期投資の予算ゼロで事業化可能なスキームを提供します。

本スキームで使用する高効率発電システムは、2020年11月現在、全国で32カ所の水道施設に設置されており(計画を含む)、その発電容量は合計1,009kWとなります。年間想定発電電力量は7,113MWh、年間CO₂排出削減量は3,912t-CO₂を見込んでいます。

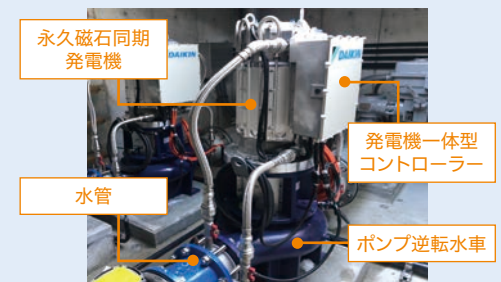
【発電システムの特徴】

- 高効率化: インバーター制御により効率的に発電するシステムを開発
- 低コスト化: 汎用ポンプ・低コスト磁石の活用、標準化部品によるシステム構成
- コンパクト化: 発電機と制御装置の縦置一体化により設置スペースを狭小化

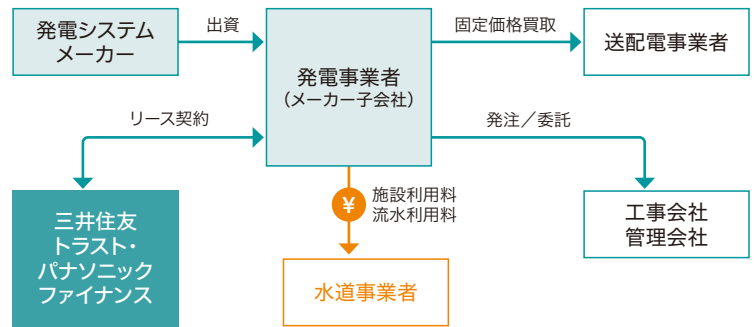
【賃貸方式の特徴(自治体のメリット)】

- 初期投資の予算ゼロでプロジェクト化
- 発電システムの維持管理を発電事業者が実施
- 安定的な賃貸収入、固定資産税の受け入れ

新しく開発した管水路用マイクロ水力発電システム



事業スキーム

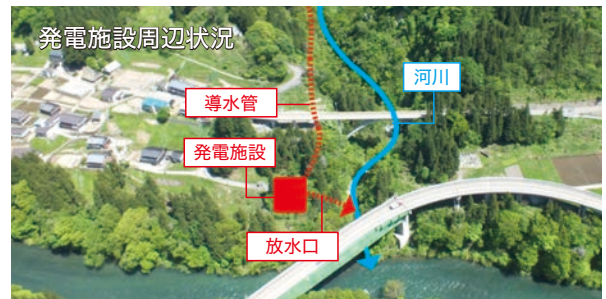
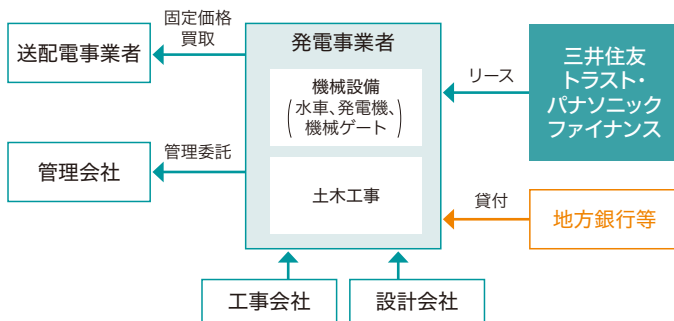


河川水を利用した中小水力発電

環境省の調査では、我が国の河川部で890万kWの中小水力発電の導入ポテンシャルがあるとの結果が出ています。三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、地域

にある水力のエネルギーを利用し、地方銀行とも連携した取り組みで地方創生に貢献しています。

地方銀行とも協働した事業スキーム



急峻で水量の豊富な河川に恵まれた日本で、水力発電はクリーンで有望な再生可能エネルギーです。固定価格買取制度(FIT)を活用した場合の中小水力発電の導入ポテンシャルは最大432万kWといわれています。

FIT導入後に設備認定された中小水力発電は130万kW、そのうち稼働しているのは50万kWと、まだまだ新規に設置する余地が残されています。

既存の農業用水路、河川の形状を生かして大規模ダムを建設しない流れ込み式の中小水力発電所など、環境に配慮した水力発電の導入が可能です。

中小水力発電のポテンシャルと導入量

	設備容量
我が国の導入ポテンシャル※1	890万kW
FIT導入を想定した場合のポテンシャル※1	432万kW
FIT導入後の設備認定量※2	130万kW
FIT導入後の設備導入量※2	50万kW

※1 環境省:令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託事務報告書

※2 資源エネルギー庁調査価格等算定委員会資料

バイオマスガス発電

食品廃棄物などの有機系廃棄物のバイオマスガス発電の導入をサポートしています。

バイオマスガス発電は、食品廃棄物、家畜の糞尿、汚水・下水から生じる有機汚泥などの有機系廃棄物を発酵させて可燃性ガス(主にメタン)を取り出し、それを燃料にして発

電するシステムです。固定価格買取制度を活用した売電が可能なことと併せて、食品リサイクル法でも一定の要件のもとで再生利用等として「熱回収」が認められており、電気と熱と双方の有効活用による総合的なエネルギー効率の向上にも資するシステムです。

導入 メリット

- 廃棄物発生量を抑制し、廃棄物処理コストを削減できます。
- 固定価格買取制度を活用した売電収入を得ることができます。
- 発酵により腐敗臭を抑制し、近隣への悪臭を低減できます。
- 発酵後の消化液は肥料(液肥)として二次利用が可能です。

利用可能 な廃棄物

- 食品廃棄物、食品残渣
- 家畜の糞尿
- 汚水・下水などからの有機汚泥など

バイオマスガス発電のフロー概要



リースの活用によるメガソーラー

リース方式による設備導入は、建設資金の初期投資額をゼロに抑え、固定価格買取制度を活用して安定的収入を得るという、事業計画の堅確性を高めるための有効なファイナンス手法です。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、新規開発案件に加えて、稼働中の設備の譲渡(セカンダリー案件)においてもリース方式でファイナンスを提供しています。また、水上に設置するタイプのメガソーラー発電施設に対してもリース・割賦方式でサポートしています。

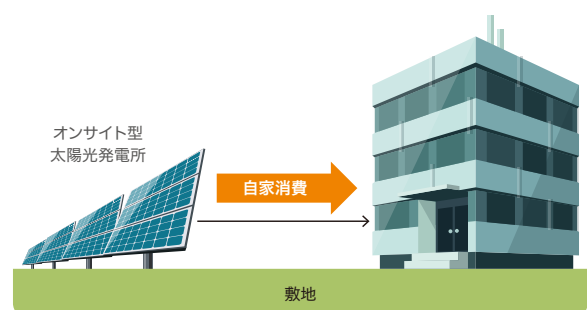
今後もこれまで培ったさまざまなノウハウと金融サービスを融合させ、高度化する再生可能エネルギー事業のさまざまなニーズに最適なスキームを提供します。



オンサイト・自家消費型ソーラー発電

自社所有地や屋根上等(オンサイト)に太陽光発電設備を設置し、自家消費用に再エネ電力を供給するサービスを開始しました。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、実績の豊富な太陽光発電設備メーカーとパートナーシップを組み、企業の電力利用実績等を踏まえた最適な投資プランの策定や、補助金を活用したイニシャルコスト削減のサポートを行っています。CO₂排出量削減対策、スコープ3排出量削減対応、SBTやRE100の参画などの企業の要請に応えるとともに、国が掲げる「低炭素化・脱炭素化の取り組み」に貢献することを目指しています。



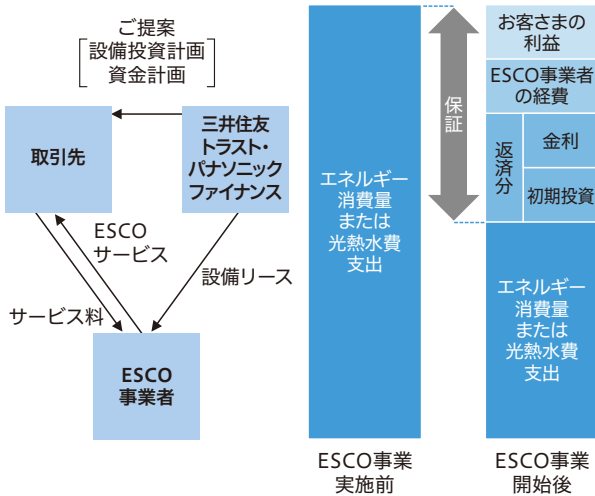
ESCO導入ファイナンス

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、ESCO事業者と連携して、省エネ設備の導入から保守・管理までの包括的な省エネサービスを提供します。

ESCO(Energy Service Company)は省エネに関する包括的サービスを提供し、省エネ量の保証をするサービス

です。リースを活用することにより、設備更新時の投資額をゼロとすることができ、一定の要件を満たす場合には補助金を活用することができます。省エネによる環境保全と、水道光熱費、維持管理費の削減の両立を目指したご提案を致します。

ESCOの概念図



※ ESCOの一形態である「シェアード型」導入のケース

【総合病院での導入事例】

省エネメニュー

熱源：ハイブリッド熱源システム構築、高効率蒸気ボイラー導入
 空調：空調制御システム改善、変风量制御導入、インバータ導入
 照明：LED照明導入
 監視：エネルギーマネジメント機能追加

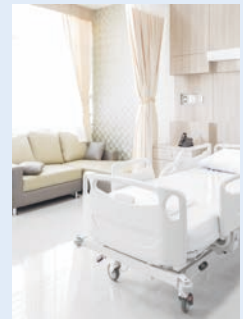
省エネ補助金(当初) 176,591千円

収益改善想定額(年間)

水道光熱費等削減額	80,468千円
ESCO事業費	77,598千円
年間利益	2,870千円

環境負荷削減(年間)

CO₂削減:1,459t-CO₂(19.0%削減)
 電力量削減:172,473kWh(7.7%削減)
 ガス使用量:598,102ℓ(44.7%削減)
 水使用量削減:9,892m³(41.9%削減)
 (効果等は計画値)



省エネ投資のワンストップサービス(補助金活用型リース)

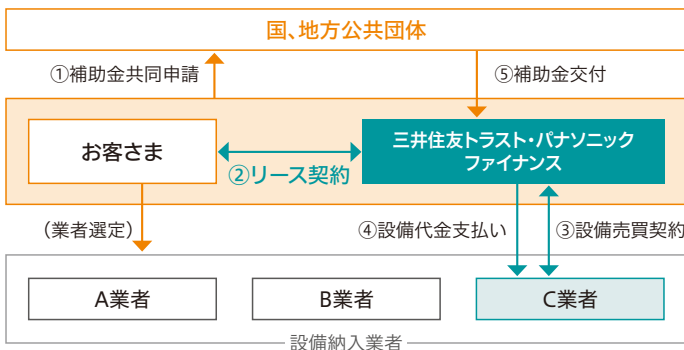
省エネ投資の計画から運用まで、全てのプロセスをサポートするワンストップサービスを提供しています。

- 省エネ診断、省エネ対策検討、機器選定、補助金申請、資金調達からメンテナンスまでワンストップで提供します。
- リースの活用により、初期投資予算ゼロでの省エネ設備

導入も可能です。

- 補助金活用により初期コスト負担を軽減でき、さらなる省エネ・省コストのメリット享受が可能です。
- メーカー、施工会社などとのパートナーシップにより、適切な提案を提供致します。

補助金活用イメージ図

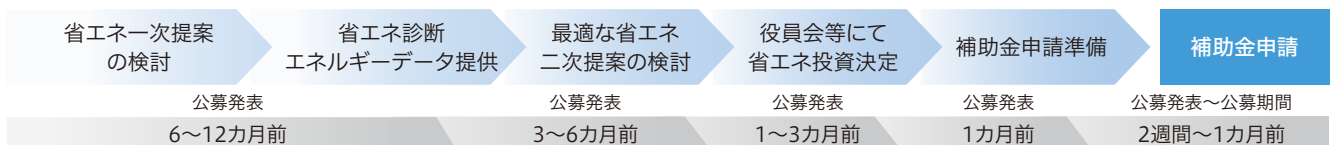


【主な補助金制度】

- 業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO₂促進事業
- 脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業
- エコリース促進事業

※補助金申請にあたっては一定の要件を満たす必要があります。
 ※補助金制度は変更になる可能性があります。

補助金申請までのスケジュール目安



建築物の省CO₂化のサポート

「CASBEE-不動産」認証申請支援コンサルティング

CASBEE-不動産は、環境性能に優れた建築物の不動産マーケットでの普及を目的として、投資家の投資判断にも活用されることを意図して開発された環境性能評価システムです。

CASBEE-不動産の評価項目(オフィスビルの場合)



建築時における環境配慮に向けたお手伝い

エネルギー効率性の向上は建物の環境性能としての最重要テーマです。三井住友信託銀行は、省エネシステムの導入、景観や生態系への配慮、建物長寿命化、リサイクルシステムの採用など建築物の総合的な環境性能向上をアドバイスするサービスを建築コンサルティングにおいて提供しています。

国土交通省「サステナブル建築物等先導事業」(旧住宅・建築物省CO₂先導事業)、経済産業省「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業」に採択され、補助金を獲得した事業もあります。

建築時における環境配慮に向けたお手伝いの事例
おりづるタワー(大規模改修)
(国土交通省 住宅・建築物省CO₂先導事業に採択)



スマートハウス向けリフォームローン

家庭がエネルギーを創り出し、賢く(スマートに)エネルギーを使う場に進化していきます。住宅リフォームローンでスマートハウス化をサポートしています。

スマートハウスでは、太陽光発電に蓄電池や家庭用燃料電池を組み合わせた創エネ、蓄エネによる効率的な電力供給が可能になりました。また、ライフスタイルや気象条件に合わせて需要をコントロールする省エネ機能が充実してきました。2019年から家庭用太陽光発電の余剰買取が終了する設備が大量に発生し始めていますので、既存の住宅のスマートハウス化が家庭における温暖化対策の主要テーマとなります。

スマートハウス化を実現する機器



家庭用の電力、ガスが小売自由化、通信や放送と各種エネルギーとがセット販売されるなどエネルギー産業と情報通信産業のサービスの一体化が進んでいます。また、住宅、家電製品、自動車複合的に機能を発揮するような製品開発が進んでいます。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、太陽光発電の余剰電力買取制度の創設以降、ソーラーローンで家庭用太陽光発電の普及に貢献してきました(ソーラーローンの累積実行総額は2019年9月現在740億円)。今後も販売店や施工業者と協力して、スマートハウス化をリフォームローンでサポートしていきます。



スマートハウス外観

自然資本(生物多様性問題)

地球環境は、あらゆる生きものの生命維持基盤であり、太陽の恵みのもと、水、大気、土、そしてそこで育まれる海や陸の動植物といった自然資本によって構成されています。人間もまた自然資本に依存しており、それを糧に社会システムを構築し経済を発展させてきましたが、その過程で大きな影響も与えてきました。

自然資本は無尽蔵ではありません。依存と影響を的確に把握し管理しなければ、早晚使い果たしてしまうリスクがあります。このことは人間の日々の活動に密接に絡みます。それゆえにSDGsの全てのゴールが自然資本と関連しますが、当グループでは主に企業活動の視点から事業の基盤を置く国内、原料・部品調達の多くを依拠する海外の自然資本に注目し、その適切な依存と管理に資するテーマを目標として選定しました。

自然資本とは何か

多様な生物とそれを育む水、土壌、大気などは、自然資本と呼ばれます。これらは地球生命を維持する基盤であり、あらゆるものに優先し、保全される必要があります。人間の生活は自然資本とそれが生み出す生態系サービスに依って成り立っています。それゆえに自然資本を構成する自然資源を賢く活用し続けることは、環境保全だけでなく社会の基盤を固め、経済の発展を持続可能なものにすると考えられます。

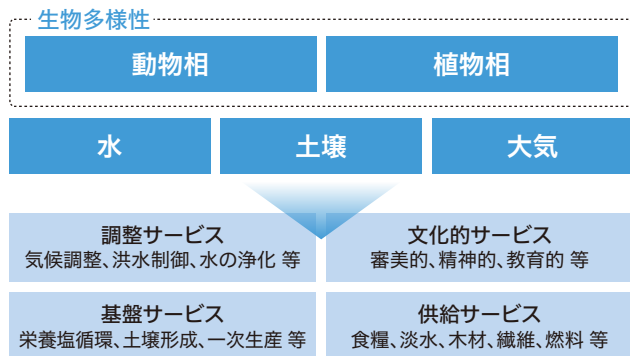
実現に向けた課題

- 自然資本の重要性についての理解促進
- 企業の自然資本への依存と影響の把握方法の確立
- 企業価値の毀損につながる自然資本リスクの可視化
- 企業の自然資本に関する課題の解決に資する金融取引の拡大

課題解決のための取り組み

- 自然資本の重要性を、お客さまへの提案やセミナー、学校教育等さまざまな機会を通じ訴求する。
- 自然資本プロトコルなど自然資本への依存と影響を適切に管理する方法論の確立に貢献する。
- 海外からの調達、事業やプロジェクトの継続に重大な影響を与える自然資本リスクを洗い出し、ESGの視点から投融資プロセスに取り込む。
- 陸域の自然資本の基盤は土地であることを踏まえ、山間部から都市部に至るまでそのエリアに即した生態系の回復に努め、エコロジカル・ネットワークの形成に貢献する。
- 自然資本に関連する投融資や信託などの関連ビジネスを促進する。

自然資本の5要素



課題解決に向け設定した目標、KPI

2019/2020	目標	実績	2020/2021	目標
お客さまへの提案やセミナー等を通じた訴求	年間20件以上	21件	お客さまへの提案やセミナー、学校教育等での訴求	20件以上
グリーンインフラ・ファイナンスの検討	お客さまへの提案を実施	SDGs債の提案を実施	情報開示の高度化	TNFDレポートの発行
森林信託の受託推進	事業性評価対象先の拡大	受託営業を推進	セクターポリシーの高度化	2021年度内に実施

自然資本の取り組みにおいて目標とするSDGsゴール



本レポート別冊版「自然資本」もご覧ください
 URL: https://www.smth.jp/csr/report/2020/nc_all.pdf



自然資本ファイナンス・アライアンス(旧:自然資本宣言)

三井住友トラスト・ホールディングスは、2012年6月にリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」において国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「自然資本宣言(The Natural Capital Declaration)」に署名しました。三井住友トラスト・ホールディングスは国内で唯一の当初からの署名金融

機関です。なお、自然資本宣言は「自然資本ファイナンス・アライアンス(Natural Capital Finance Alliance)」と組織を発展的に改組して取り組みを拡大しています。



自然資本ファイナンス・アライアンスにおける金融機関のコミットメント(抜粋)



ローン、投資、保険ポリシーなどあらゆる金融商品・サービスの意思決定プロセスに自然資本という考え方を統合する場合の方法論開発を支援する。

- (a) 投資先企業の短期・中期・長期的成長の予測におけるESG(環境、社会、ガバナンス)リスク分析に、自然資本の考え方を取り入れることで、債券や株式の評価に全体的アプローチを適用する。
- (b) コモディティを含む、自然資本に直接的あるいはサプライチェーンを通じて間接的に多大な影響を与える特定セクターのクレジットポリシーに、自然資本を評価する考え方を体系的に取り入れる。

三井住友トラスト・ホールディングスの生物多様性保全行動指針

1. 生物多様性の保全に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、希少種や在来種の保護などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、生物多様性の保全に向けた活動の支援に努めます。

2. 商品・サービスの提供

私たちは、生態系に対する適切な経済的・社会的評価を行い金融機能を通じた生物資源の持続可能な利用の促進など、生物多様性の保全に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、生物多様性の保全に努めます。

4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と生物多様性の保全に向けた教育・研修に努めます。

5. 情報公開

私たちは、生物多様性の保全への取り組み状況を積極的に開示します。

当グループのビジネスにおけるこれまでの主な取り組み

- 2000年** 経団連自然保護協議会から公益信託「経団連自然保護基金」を受託(銀行)
- 2008年** ビジネスと生物多様性イニシアティブ・リーダーシップ宣言に署名(ホールディングス)
生物多様性問題対応基本ポリシー(現生物多様性保全行動指針)制定(ホールディングス)
TEEB(生態系と生物多様性の経済学)中間報告の翻訳(銀行)
- 2010年** 生物多様性に特化した日本株投資信託「いきものがたり」を開発(資産運用会社)
- 2012年** 国連持続可能な開発会議(リオ+20)においてUNEP FIが提唱した「自然資本宣言(現自然資本ファイナンス・アライアンス)」に署名(ホールディングス)
- 2013年** 自然資本評価型環境格付融資を開発(銀行)
自然資本研究会を組成(銀行)
- 2016年** 赤道原則に署名(銀行)
- 2018年** 主に水産・畜産業に取り組むエンゲージメント団体FAIRRに参加(資産運用会社)
- 2019年** ポジティブ・インパクト・ファイナンスを開発(銀行)
- 2020年** 融資におけるセクターポリシーの制定(銀行)
岡山県西栗倉村から森林信託を受託(銀行)
TNFD(Task force for Nature-related Financial Disclosures)ワーキンググループに参加(資産運用会社)

*括弧内は現在の取り組み主体

ビジネスと生物多様性イニシアティブ・リーダーシップ宣言の取り組み状況

三井住友トラスト・ホールディングスは、2008年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)において、ドイツ政府が主導した「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」に賛同し、リーダーシップ宣言に署名しました。その後も本宣言を活動の指針として取り組みを継続しています。



宣言内容	2019-2020年の取り組み状況
1. 企業活動が生物多様性に与える影響について分析を行う	自然資本評価型環境格付融資、経済・社会・環境へのインパクトを包括的に分析するポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)、資産運用会社のエンゲージメントに際して投資先の取り組みを分析。
2. 企業の環境管理システムに生物多様性の保全を組み込み、生物多様性指標を作成する	サステナビリティ推進体制の中で自然資本に関する取り組みについて年度計画を策定し、半期ごとに実績をレビューしている。
3. 生物多様性部門の全ての活動の指揮を執り、役員会に報告を行う担当者を企業内で指名する	サステナビリティ推進部長が全ての活動の指揮を執り、経営会議への報告を行っている。
4. 2~3年ごとにモニターし、調整できるような現実的かつ測定可能な目標を設定する	SDGsゴールに向けた課題を踏まえた目標の設定(68頁参照)
5. 年次報告書、環境報告書、CSR報告書にて、生物多様性部門における全ての活動と成果を公表する	自然資本レポートの作成
6. 生物多様性に関する目標を納入業者(supplier)に通知し、納入業者の活動を企業の目標に合うように統合していく	生物多様性への影響が大きい熱帯雨林の違法伐採に関わるコピー用紙、文房具の調達への注視を継続。運用会社において熱帯雨林等に関わる投資家としてエンゲージメントを実施。PIFにおいて融資先との間で自然に関わるKPIを設定しモニタリングを継続。
7. 対話を深め、生物多様性部門の管理システムを引き続き改善していくために、科学機関やNGOとの協調を検討する	UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)のポジティブインパクト金融行動原則に賛同し、自然資本を含むインパクト評価の手法の確立と高度化に向けた取り組みに積極的に参画した。

ステークホルダーのコメント

「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」における優良企業として



Dr. Katrin Reuter
CEO 'Biodiversity in
Good Company'
Initiative, Germany

「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」の創設メンバーとして、三井住友トラスト・ホールディングスは経済における生物多様性の重要性を早期から提唱してきました。特に最近では金融部門にとっても自然の重要性が認識されてきています。2011年に「生物多様性保全」のアクション・ガイドラインが策定された際も、三井住友トラスト・ホールディングスは国内金融機関の中でいち早く生物多様性を事業活動に取り入れました。それ以降も、生物多様性の保全に向けた商品・サービスの開発や持続可能な開発目標(SDGs)に結びつく事業活動など、不断の努力を続けています。このような統合的思考は、経済の持続可能な変革と金融セクターの目に見える改善には不可欠です。私たちは、三井住友トラスト・ホールディングスが「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」の一員であることを誇りに思います。

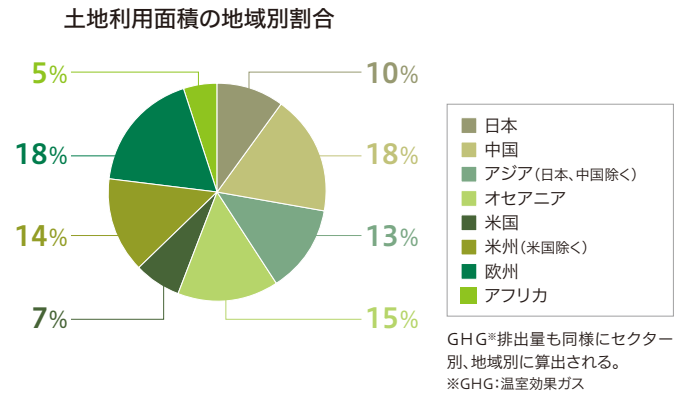
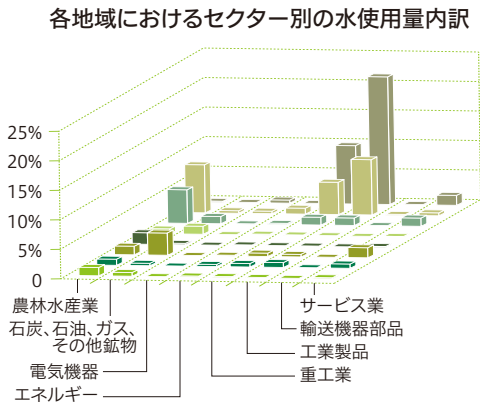
自然資本に関わる商品・サービス

サプライチェーンの自然資本へのインパクト評価

自然資本評価

自然資本評価は、企業活動に起因する自然資本への依存度、影響度を調達品目ごと、国・地域ごとに、サプライチェーンを遡って算定するサービスです。一次サプライヤーからの調達データを活用して算定します。

自然資本評価ツールによるアウトプットのイメージ



自然資本評価のメリット

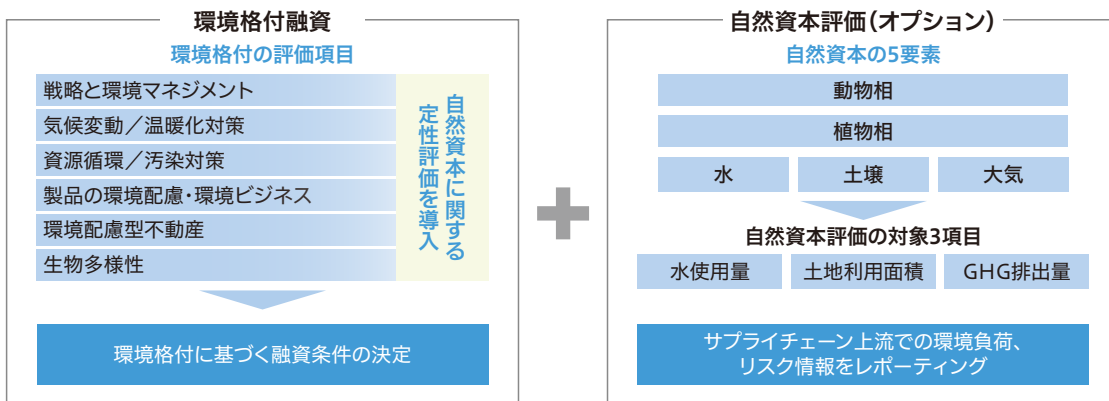
- ① 経営判断に活用可能なサプライチェーンに関する定量的リスク情報の獲得
グローバルなサプライチェーンマネジメントに不可欠な資源利用や、環境負荷に関する隠れたリスク情報が得られます。
- ② 情報開示に利用可能な環境負荷等の定量的情報の獲得
「統合報告」での情報開示や、「CDP」などの調査におけるscope3の回答などに活用可能です。

融資における取り組み

自然資本評価型環境格付融資

企業が事業を継続するためには、資源としての自然資本の持続可能な利用が重要です。グローバル・サプライチェーンにおける、自然資本に関する調達リスクの管理が経営戦略上不可欠だという認識が高まってきました。三井住友信託銀行は、2013年4月、企業の環境に対する取り組みを評

価する環境格付の評価プロセスに、自然資本に対する影響や、取り組みを評価する考え方を組み込んだ「自然資本評価型環境格付融資」を開始しました。自然資本の評価を融資基準に組み入れるという取り組みは、世界初の試みで、我が国の環境白書や欧州委員会の報告書等で先進的な事例として取り上げられました。



(注) オプションはPwCサステナビリティ合同会社提供のESCHERで算定し、オプションのみのご利用はできません。

セクターポリシーの制定

三井住友信託銀行では、社会への影響が大きい事業を推進するセクターに関するセクターポリシーを定め、負の影響を及ぼす企業やプロジェクトの投融資を禁止、抑制するとともに融資先のお客さまへのエンゲージメントを通じて、

環境・社会問題に対する認識を共有し、持続可能な社会の構築に貢献しています。自然資本に関しては、森林、パーム油に関わるポリシーを策定しています(46頁参照)。

ポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)

三井住友信託銀行は、顧客との関係だけではなく、顧客と社会(周囲)との関わり(インパクト)を考慮し、それを最適なものにすることを支援し持続可能な社会への移行(トランジション)に貢献するポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組んでいます(50-51頁参照)。サプライチェーン

全体を通じ自然資本に一定以上の影響を与えている企業は少なくありません。三井住友信託銀行は、これらのインパクトを特定し、ネガティブインパクトの抑制/ポジティブインパクトの拡大についてのKPIを設定し、モニタリングすることを通じ、お客さまの取り組みをサポートしています。

PIFにおける自然資本に関わるKPI設定例

お客さま	テーマ	内容	KPI(指標と目標)
不二製油グループ本社株式会社	生物多様性と生態系サービス	<ul style="list-style-type: none"> 環境と人権に配慮したサステナブル調達 調達過程におけるNDPE(森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ)を目的とした、サプライチェーン改善活動およびRSPO等の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 搾油工場までのトレーサビリティスコア
住友林業株式会社	持続可能性と生物多様性に配慮した調達	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策や生物多様性保全を両立する山林経営 持続可能な森林資源の活用拡大 生物多様性に配慮した環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の森林認証面積2021年度までに221,467ha 自社生産苗木の植林面積および供給本数2021年度まで7,920ha、726万本 本燃料用チップ・ベレット等取扱量2021年度までに1,363,930t 持続可能な木材の取り扱いおよび木材製品の取扱量2021年度までに100% 自生種の販売本数2021年度500,000本
日本製紙株式会社	持続可能性と生物多様性に配慮した原材料調達	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な原材料調達 生物多様性の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 自社林の森林認証取得率100%を維持継続 製紙原料100%を森林認証制度で認められた材とする 海外材チップ・パルプサプライヤー向けアンケート実施率100% 国内の木材自給率を上回る国産材利用率を継続 自社林の森林認証取得率100% 自社林での伐採前の希少種チェックの100%実施
住友ゴム工業株式会社	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止と生物多様性保全 	<ul style="list-style-type: none"> 植樹によるCO₂吸収量をKPIとして、算出方法を確立した上で目標値を策定
東レ株式会社	安全な水・空気を届ける	「誰もが安全な水・空気を利用し、自然環境が回復した世界」の実現	<ul style="list-style-type: none"> グリーンイノベーション製品の供給を2030年度に2013年度比4倍に拡大 水使用量の売上収益原単位をグループ全体で2030年度に2013年度比30%削減
大日本住友製薬株式会社	生物多様性保全	<ul style="list-style-type: none"> 水資源の有効利用 	<ul style="list-style-type: none"> 2030年度までに水使用量を2018年度対比で12%削減

プロジェクトファイナンスにおける赤道原則の遵守

三井住友信託銀行はプロジェクトファイナンスなどの融資におけるリスクマネジメントとして、意思決定のプロセスに民間金融機関のガイドラインである赤道原則の適用を組み込みました。三井住友信託銀行は鉱山開発、石油・ガス開発、発電所、石油化学プラント、インフラ整備などの大規模プロジェクトへのファイナンスが間接的に自然資本に負

の影響を与える可能性があるという認識を持っています。また、環境問題や社会問題を原因としてプロジェクトが中断した場合の貸出債権の価値が劣化するリスクを回避・低減することも健全な金融機関としての責務と考えています(47-48頁参照)。

投資における取り組み

三井住友トラスト・アセットマネジメント(SMTAM)は、2019年9月にESG投資ポリシーを制定し、その中でESGマテリアリティを特定しましたが、それを基に、トップダウン型エンゲージメント活動をさらに高度化することを目的として、新たに12のESGテーマを設定しました。

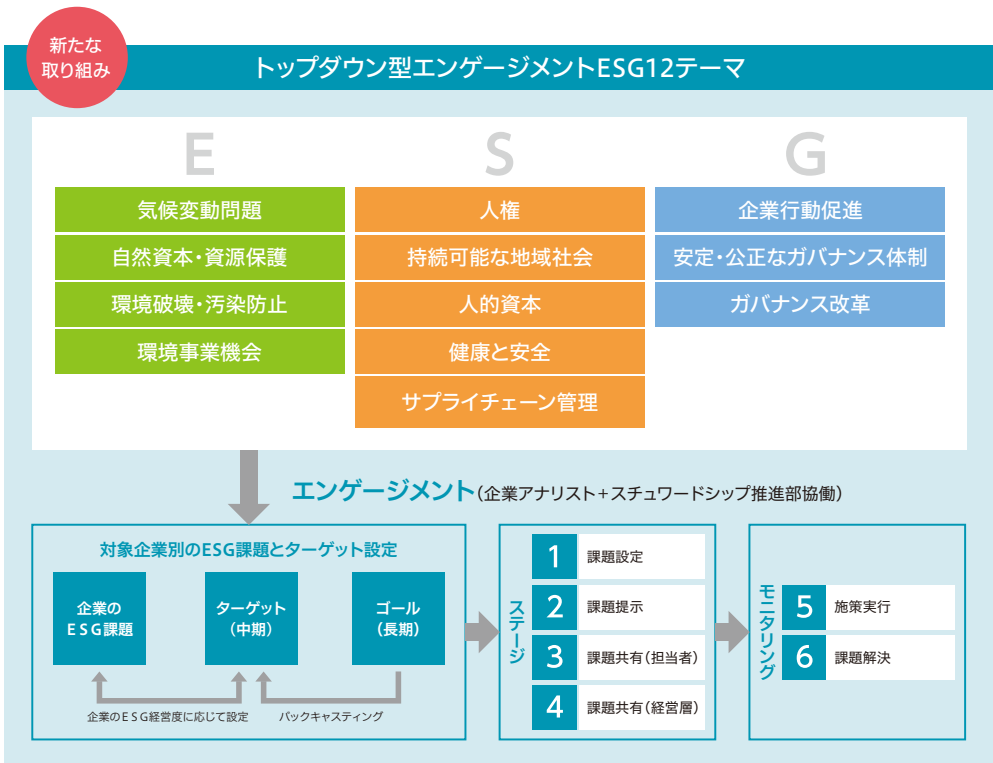
自然資本に関係が深いテーマ

自然資本・資源保護	企業の経済活動拡大は自然資本・生物多様性への負の影響と連動しており、自然資本・生物多様性に配慮した経済活動への転換が課題です。特に食糧不足、水不足、生物多様性の危機は地球規模の課題であり、食品廃棄ロス削減、水資源確保、自然保護は企業の持続性においても重要課題です。
環境破壊・汚染防止	自然環境の破壊・汚染のうち、森林破壊と海洋プラスチック問題は気候変動問題と並ぶ重要課題です。違法な森林伐採や食糧確保のための農地開発は、森林減少によるCO ₂ 吸収量減少を通じた気候変動増大や生物多様性への悪影響が懸念されます。また、海洋プラスチック問題は海洋汚染防止、生物多様性、循環型経済の実現など多岐にわたる重要課題です。サプライチェーン上で関係する各産業においては取り組み強化が不可欠と考えています。

SMTAMは投資先企業の中からESGテーマごとにトップダウンで対象企業を選定した上で、当該企業ごとのESG課題、ESG経営度に応じて、各ESGテーマのゴール(長期目標)、およびバックカスティングによるターゲット(中間目標)を設定し、エンゲージメント活動を推進します。また、エンゲージメントの進捗状況をESGテーマ別に四つのステージで管理し、その先の施策実行、課題解決までモニタリングします。このようなトップダウン型エンゲージメント活動と、事業目線を重視したボトムアップ型エンゲージメント活動の両輪により、投資先企業に対し企業価値と社会・環境価値が両立する中長期的な持続性ある成長を促す、

SMTAMらしい建設的なエンゲージメント活動を展開していきます。

こうしたエンゲージメントをより効率的に行うためにSMTAMはPRI(責任投資原則)が主催する3大ワーキンググループ(パーム油、水資源、森林資源)にリードマネージャーとして参画しているほか、主に水産・畜産業に取り組むエンゲージメント団体であるFAIRRが展開している共同エンゲージメントプログラムである“Sustainable protein supply chains”(持続可能な蛋白質サプライチェーン)に参加しています。



詳細はSMTAM「STEWARDSHIP REPORT 2020/2021」19頁参照

トピック

アマゾン流域の熱帯雨林の開発管理に関するブラジル政府やブラジル中央銀行との対話

2020年6月、資産運用会社三井住友トラスト・アセットマネジメント(SMTAM)が署名・活動しているPRI・CERESの森林保全エンゲージメントワーキング・グループの活動の一環として、ブラジル政府所管機関に対して実効性の伴うアマゾン森林保全・管理と開発状況についての情報開示を行うよう要請する公開レターを提出し、同国政府へのエンゲージメント活動を開始しました。SMTAMは日本の運用機関として唯一当初より賛同し、当プロジェクトのリード・マネージャーの一員として活動しています。同年7月、計4回にわたって同国副大統領や同国中央銀行総裁などと対話を行いました。また、ワーキング・グループで行った対話のほかに、同国中央銀行総裁、駐日大使とも個別に対話を行いました。ここではSMTAM社長の菱田から、投融資の中止もちらつかせる欧州勢とは異なるSMTAM独自の考え方を伝え、日本と同国の経済交流の歴史も踏まえた有意義な意見交換を行いました。

同国の国土の60%を占めるアマゾンならびにアマゾン・バイオームと呼ばれる地域は代表的な熱帯雨林地域であり、気候変動や生物多様性を維持するためにもその地域の環境保全が求められています。現在、政権がアマゾン流域開発の自由化を推進していく方針を表明し、農業開発の自由化・規制緩和を標榜していることや森林火災の常態化から、森林破壊が急速に進展する懸念が投資家の間で強まっています。今回の対話を通じてSMTAMは同国側に「政策の透明性や検証性を高めることによって政策の実効性や信認が高まると考えている」と主張し、同国側からも前向きに対応する旨の反応を得ました。

SMTAMとしては今後も同国当局側や駐日大使館と継続的に対話を続ける中で、同国政府側の取り組みをしっかりと受け止めつつ、アマゾン流域の環境保全と経済開発の両立を支援、監視していく方針です。また、ブラジル側との対話継続の主体としてPRIのワーキング・グループが新たに組成されることになり、SMTAMはグループの中核メンバーの一員としても同国側との対話を継続していく予定です。

不動産事業における取り組み

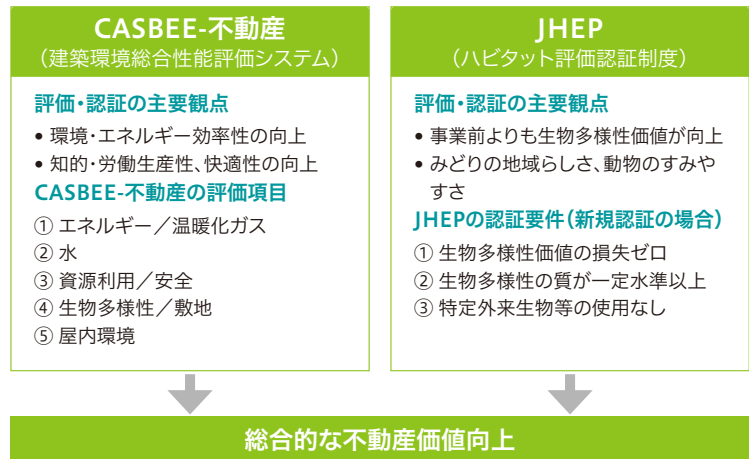
生態系、生物多様性に配慮する建築コンサルティング

建物の環境性能を評価認証する「CASBEE-不動産^{※1}」と敷地の生物多様性を評価する「JHEP(ハビタット評価認証制度)^{※2}」を併用することにより、不動産の多様な環境性能を高め、総合的な不動産価値の向上を図ることができます。

三井住友信託銀行の建築コンサルティングのメニューでは生物多様性への配慮を取り入れています。

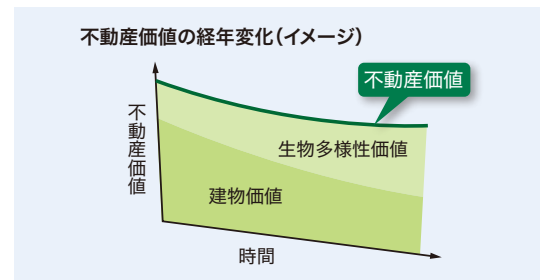
※1 CASBEE-不動産:国土交通省主導のもと、日本で開発・普及が進められている建物の環境性能評価システム。三井住友信託銀行も基準制定に関与。

※2 JHEP(ハビタット評価認証制度):公益財団法人 日本生態系協会が開発した生物多様性の保全や回復に資する取り組みを定量的に評価・認証する制度。



建物の環境性能は省エネ、温暖化対策、生物多様性、耐久性、資源効率性などさまざまな指標で評価されます。

建物の価値は経年劣化しますが、生物多様性の価値は生態系の形成とともに年を追って高まり、敷地と建物が一体となった価値を維持することにつながります。また、地域や近隣の建築物や緑地などと連携することにより、エコロジカル・ネットワークが形成されます。



森林信託

三井住友信託銀行では、林業経営や山林の維持管理における担い手不足、相続問題、施業放棄、所有者不明森林などの社会問題を解決する一手段として、森林信託のスキームを開発し、2020年8月に、本邦初の商事信託として、岡山県西粟倉村に個人の方が所有する森林を信託受託しました。三井住友信託銀行は所有者の方に代わって林業事業体への経営の委託、収入の管理などを行い、間伐収益などによる配当を行っています。

森林信託は、林業再生や地域の活性化を進める「信託ならではの」SDGsへの取り組みです。



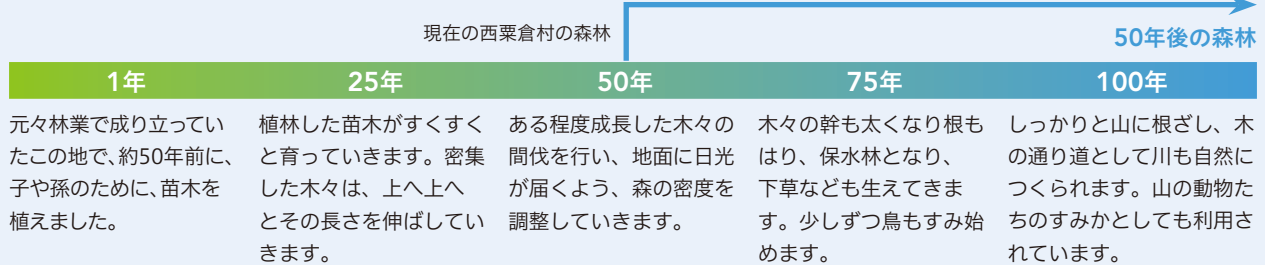
岡山県西粟倉村の取り組み

百年の森林構想

西粟倉村は村の約95%が森林で、そのうち85%を杉・檜の人工林が占めます。西粟倉村では、林業の再生こそ持続可能な村づくりに必要であるという考えのもと、50年前に

先人たちが植えた木を100年先の子孫へと受け渡すために、「百年の森林構想」が立ち上げられました。

西粟倉の森林の100年

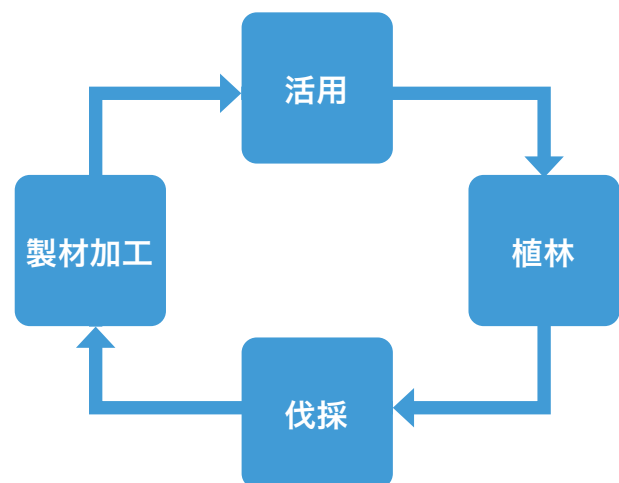


出所：西粟倉村役場ホームページ「百年の森林構想」を基に作成

木材サプライチェーンの構築

村が所有者から森林を預かり、間伐や作業道整備などを行う体制を構築しました。ローカルベンチャーの力も活用しつつ、間伐材を加工して製品化できる環境を整え、生産から販売までのサプライチェーンを構築しています。

また、森林資源を活用したバイオマスボイラーや小水力発電など再生可能エネルギーの導入を進め、地域資源や経済の循環を推進しています。



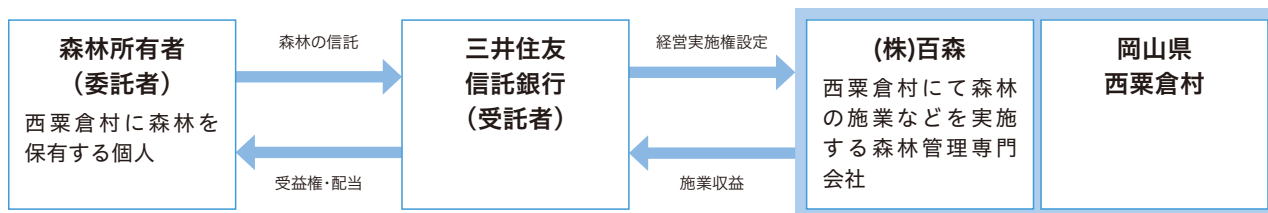
森林信託事業

都市部に居住しつつ西粟倉村に森林を所有する「村外地主」の存在や、所有者不明森林の発生などに対応し、施業地の集約化や施業の効率化を進めるため、森林信託のスキームを開発しました。

森林信託においては、三井住友信託銀行が受託者とし

て、森林所有者(委託者)から森林の信託を受け、森林管理専門会社への計画策定や施業の委託、事業収入の管理、委託者である森林所有者への配当など、森林経営管理業務全般を一括して受託します。

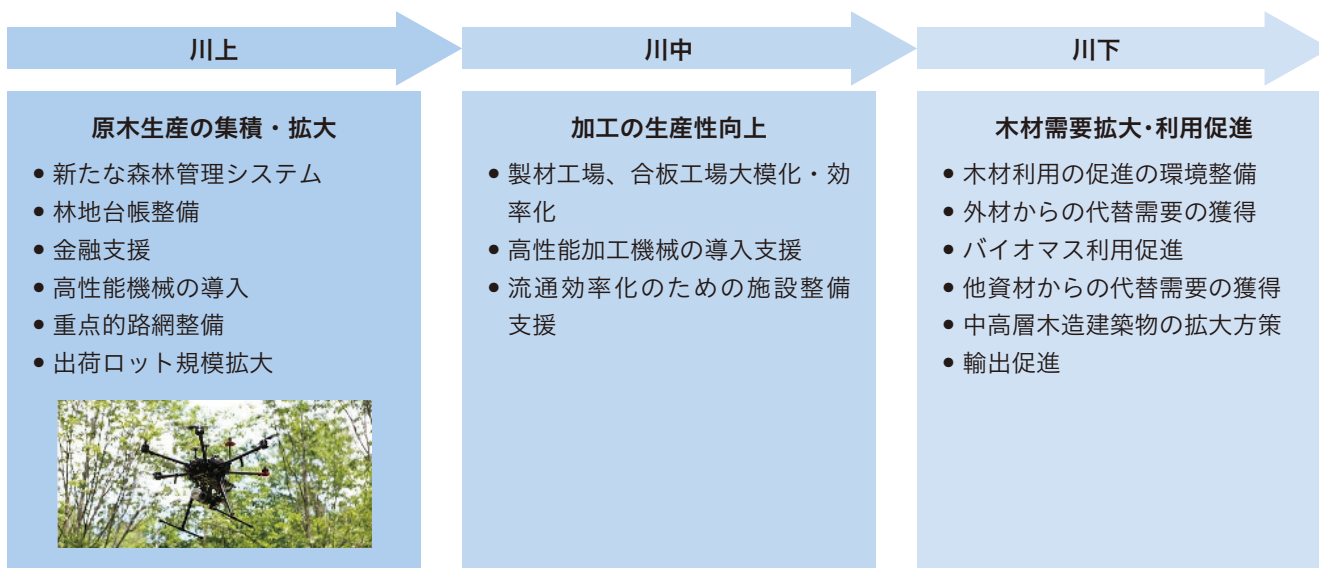
森林信託スキーム



スマート精密林業への取り組み

三井住友信託銀行では、林業のさらなる生産性向上のため、信州大学などと連携し、ドローンやICTを活用したスマート精密林業の実現を支援しています。また、林業再生に

向け、川上だけでなく、川中、川下のそれぞれで効率化・高付加価値化を進めるため、関係者と連携し、サプライチェーン全体の活性化にも取り組んでいます。



ICTによるスマート精密林業化





環境不動産

本レポート別冊版「環境不動産」もご覧ください
URL: https://www.smth.jp/csr/report/2020/efp_all.pdf

建物の建設・運用に関するCO₂排出量は、間接排出分も含めると日本全体の約4割に及ぶともいわれています。また人間は屋内で過ごす時間が長いことから、その屋内環境は当然、滞在者の健康や生産性にも影響します。このように不動産は環境、社会、経済の三側面に大きな影響を及ぼしていることから、SDGs達成に向けた統合的取り組みはこれら三側面の持続可能性(サステナビリティ)向上に大きな効果をもたらすものと考えられます。

当グループでは、エネルギー効率性、資源効率性の高い都市や建築物、生産効率改善に貢献する建築物といった環境配慮不動産の普及拡大を目指します。高い環境性能などがもたらす収益の向上やリスクの低減によって不動産の価値向上に資する取り組みを推進していきます。

実現に向けた課題

- 不動産の環境性能の「見える化」
- 環境不動産の付加価値の「見える化」
- 不動産マーケットにおける環境不動産の付加価値の認知度向上
- 付加価値創出に向けた企業の取り組み拡大

課題解決のための取り組み

- CASBEE-不動産、CASBEE-街区等、環境性能認証の取得を支援する。
- 建築コンサルティングや補助金採択支援を通じて環境配慮建築の実現を支援する。
- 各種委員会や講演会を通じて環境不動産に関する普及啓発活動を行う。
- グリーン金融、環境不動産ファンド等、環境不動産普及につながるビジネスを創出する。

課題解決に向けて設定した目標、KPI(これまでの累計200件)

環境性能認証の取得支援

年間 **20** 件以上

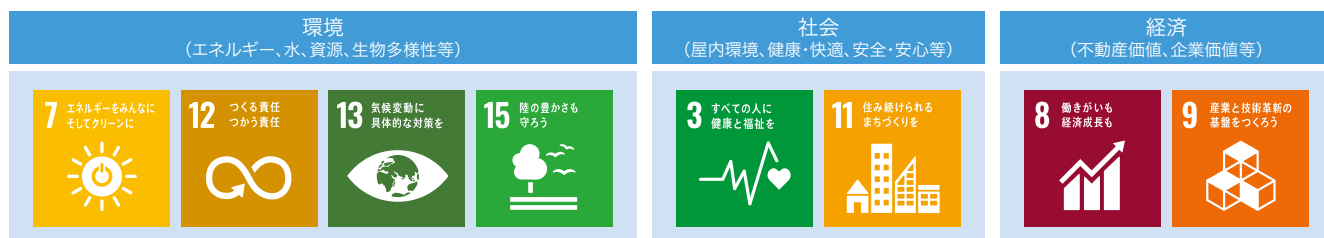
環境配慮建築の実現支援

年間 **2** 件以上

環境不動産の普及啓発活動(投稿・講演等)

年間 **10** 件以上

環境不動産の取り組みにおいて目標とするSDGsゴール



環境不動産のパイオニアとしての主な取り組み

【スタート】

東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文『不動産に関する「環境付加価値」の検討』で最優秀賞受賞(2005年、83頁参照)

【研究会主催】

- サステナブル不動産研究会主催(2007年～)、成果物公表(2009年、2016年)
- スマートシティ研究会主催(2013年)、成果物公表(2016年)

【国連環境計画における取り組み】

- 国連環境計画・金融イニシアティブ不動産ワーキンググループメンバー(2007年～)、責任不動産投資(RPI)の事例集や手引き集を順次公表

【CASBEEに関する取り組み】

- CASBEE®と不動産評価検討小委員会幹事(2007年～)、同小委員会副委員長(2020年～)、CASBEE-不動産による認証の開始(2013年、78頁参照)

【不動産鑑定評価に関する取り組み】

- 日本不動産鑑定協会環境付加価値ワーキンググループ座長(2007年～)
- オフィスビル性能等評価・表示マニュアル作成委員会委員、「オフィスビル性能等評価・表示マニュアル」発表(2017年)

【国および自治体との取り組み】

- 国土交通省「環境不動産普及促進検討委員会」等委員(当初委員会2008年～)
- 東京都「中小テナントビル低炭素パートナーシップ」等委員(当初委員会2012年～)
- 日本サステナブル建築協会「スマートウェルネスオフィス研究委員会」委員、CASBEE経済効果調査の成果を発表(2015年、84頁参照)、CASBEE-ウェルネスオフィスの制度検討(2019年認証開始、80頁参照)

環境不動産ビジネスラインアップ

1. 「CASBEE-不動産」認証申請支援コンサルティング

CASBEE-不動産に関する取り組み

CASBEE-不動産は、建物の環境性能評価が不動産マーケットで広く普及することを目的として、2012年に開発されたシステムです。CASBEE-建築(新築・既存等)などそれまでのCASBEE®との整合を保ちながら、評価項目を大幅に絞り、かつ海外の環境性能評価との読み替えも考慮した内容となっています。

CASBEE-不動産は、GRESB(77頁参照)の評価にも利用できることから、サステナビリティ(持続可能性)に敏感な

不動産投資法人、不動産会社などを中心に活用が広がっています。

SDGs(持続可能な開発目標)やESG(環境・社会・ガバナンス)に関する取り組みを示しやすい評価項目の構成となっています。

三井住友信託銀行は、(一財)建築環境・省エネルギー機構が主催する「CASBEE®と不動産評価検討小委員会」の幹事としてCASBEE-不動産の開発に参画しています。

ご参考 CASBEE-不動産の評価項目(オフィスビルの場合)

エネルギー・温暖化ガス	目標設定とモニタリング/省エネ基準/運用管理体制、使用・排出原単位(計算値)、 使用・排出原単位(実績値) 、自然エネルギー
水	目標設定とモニタリング/運用管理体制、水使用量(計算値)、 水使用量(実績値)
資源利用/安全	新耐震基準適合等、高耐震・免震等、 再生材利用 、躯体材料の耐用年数、主要設備機能の更新必要間隔/設備(電力等)の自給率向上/維持管理
生物多様性/敷地	特定外来生物等を使用しない、 生物多様性の向上 、土壤環境品質・ブラウンフィールド再生、公共交通機関の接近性、自然災害リスク対策
屋内環境	建築物環境衛生管理基準等クリア 、昼光利用、自然換気機能、眺望

※下線は必須項目(評価のためには必須項目をクリアする必要あり)

※赤色の文字は国連環境計画 持続可能建築と気候変動イニシアティブ(UNEP SBCL)が検討する世界共通指標に関連する項目

CASBEE-不動産認証申請支援コンサルティング

三井住友信託銀行は、CASBEE-不動産の認証申請を支援するコンサルティング業務を展開しています。

認証申請を行う不動産の選定などを支援するとともに、CASBEE-不動産評価員の有資格者が不動産の環境性能評価を実施し、認証機関への認証申請をサポートします。

CASBEE-不動産による課題発見と改善に向けた提言

三井住友信託銀行は、CASBEE-不動産の評価とあわせて、環境性能の向上に向けた課題の発見や、その改善に向けた取り組みに関する提言も行っています。

今後も環境不動産普及ビジネスの中で、このシステムを活用したサービスを提供していきます。



CASBEE-不動産評価シート

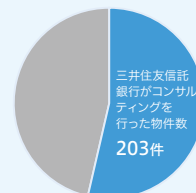
三井住友信託銀行は、CASBEE-不動産認証申請支援コンサルティングを通じて、企業のサステナビリティ課題解決に向けた取り組みを応援しています。

CASBEE-不動産認証物件数
(2020年9月末現在)

CASBEE-不動産認証物件数(2020年9月末現在): 377件

うち三井住友信託銀行がコンサルティングを行った物件数: 203件

(うち上場不動産投資法人(J-REIT)182件、私募不動産投資法人11件、事業法人4件、特定目的会社等4件、生命保険会社2件)



CASBEE-不動産認証申請支援コンサルティングの例

所有者等	建物名称	ランク	認証日
株式会社三越伊勢丹 ホールディングス	伊勢丹新宿本店	S	2016/3/4
インベスコ・オフィス・ ジェイリート投資法人	アクア堂島東館	S	2020/1/31
日本リテールファンド投資法人	mozoワンダーシティ	S	2020/2/28
大和ハウスリート投資法人	アクロスモール新鎌ヶ谷	S	2020/2/28
オリックス不動産投資法人	フェリチタ三条木屋町	S	2020/3/4
アクティビア・プロパティーズ 投資法人	A-FLAG美術館通り	S	2020/3/19
産業ファンド投資法人	IIF野田ロジスティクスセンター	S	2020/3/26
平和不動産リート投資法人	HF桜通ビルディング	S	2020/5/29
プレミア投資法人	グランパーク	S	2020/6/30
日本プライムリアルティ 投資法人	JPR武蔵小杉ビル	S	2020/6/30
イオンリート投資法人	イオンモール多摩平の森	S	2020/7/31
GLP投資法人	GLP横浜	S	2020/8/31
グローバル・ワン不動産 投資法人	品川シーサイドウエストタワー	S	2020/9/30



伊勢丹新宿本店



アクア堂島東館

フェリチタ三条木屋町



mozoワンダーシティ



HF桜通ビルディング



グランパーク



A-FLAG美術館通り



アクロスモール新鎌ヶ谷



品川シーサイドウエストタワー



JPR武蔵小杉ビル



イオンモール多摩平の森



IIF野田ロジスティクスセンター



GLP横浜

2. 「CASBEE-ウェルネスオフィス」認証申請支援コンサルティング

CASBEE-ウェルネスオフィスとは

不動産市場におけるESG投資の普及や健康経営の必要性、知的生産性向上に向けた改革の必要性から、建物の環境性能認証の中でも健康・快適性に特化した新しいオフィスモデル評価体系が2019年6月に開始となりました。

三井住友信託銀行は、国土交通省「ESG投資の普及促進に向けた勉強会」および「スマートウェルネスオフィス研究委員会」にてCASBEE-ウェルネスオフィスの開発に関与しており、CASBEE-ウェルネスオフィスによる評価や認証申請手続きに関する助言、審査対応等の支援業務を行っています。

CASBEE-ウェルネスオフィスの評価要素

分類	評価要素	
基本性能	健康性、快適性	空間・内装、音、光、空気・空調、リフレッシュ、運動
	利便性	移動空間・コミュニケーション、情報通信
	安全性	災害対応、有害物質対策、水質確保、セキュリティ
運営管理	維持管理	維持管理
	満足度	満足度
プログラム	運動促進プログラム	

事例紹介A

ラウンドクロス六本木

オリックス不動産投資法人が所有するオフィスビルです。4-5階部分はオリックスが運営するサービスオフィスとなっており、今回はこのサービスオフィスの専用部分と合わせて、ビル全体の共用部分と設備を対象としたCASBEE-ウェルネスオフィス評価を行い、認証を取得しました。仕事のシーンに応じた多様な座席配置やミーティングスペースに加え、最近重要視されている消毒対応や空気環境保全といったきめ細かい対応も評価されています。



3. 「CASBEE-街区」認証申請支援コンサルティング

CASBEE®(建築環境総合性能評価システム)とは、国土交通省の主導のもと、日本で開発・普及が進められている、建物や街づくりを対象とした環境性能評価システムです。CASBEE-建築、CASBEE-不動産などのツールがあります。

CASBEE-街区は、CASBEE®のさまざまなツールの中でも、住宅地や商業地などの面的な開発(街づくり)を対象とした環境性能評価です。

環境・社会・経済の三つの側面からみた環境品質ととも

に、環境負荷の低減が評価されます。

SDGs(持続可能な開発目標)やESG(環境・社会・ガバナンス)に関する取り組みを示しやすい評価項目の構成となっています。

三井住友信託銀行は、CASBEE-街区による環境性能の評価や、認証申請手続きに関する助言、審査対応等の支援業務を行っています。

事例紹介B

リストガーデンノココタウン

横浜市戸塚区の大規模エコタウン「リストガーデンノココタウン」が2018年7月、CASBEE-街区としては初めての評価認証を最高ランク(Sランク)で取得しました。

CASBEE-街区の認証結果は公表され、雑誌等での紹介やモデルルームでの展示などを通じて、「良質な住まいの提供」「街の活性化」「積極的な地域社会への貢献」などのアピールに役立っています。



4. 建築時における環境配慮に向けたお手伝い

三井住友信託銀行は、我が国初の土地信託を1980年代に商品化し、ビルやマンションなど多くの不動産開発や運営に携わっており、それらの経験を生かした建築コンサルティングのサービスを提供しています。

この建築コンサルティングのサービスにおいて、お客さまのご希望に応じてビルなどへの省エネシステム導入、景観や生態系への配慮、建物長寿命化、リサイクルシステムの採用など、環境配慮に関するアドバイスも行っています。

建築時における環境配慮に向けたお手伝いの例

会社名	所在地	用途	階数	延床面積	目標ランク
クラリオン	埼玉県	本社事務所・研究所	地上10階、塔屋1階	約19,000m ²	A(認証済)
中央労働金庫	東京都	本店	地下1階、地上9階、塔屋2階	約6,000m ²	A(自主評価)
	神奈川県	事務所	地下1階、地上7階、塔屋1階	約10,000m ²	B+(届出)
イオンモール	東京都	商業施設	地上5階	約150,000m ²	A(認証済)
フジ	愛媛県	商業施設	地上3階	約140,000m ²	B+(認証済)
イトーヨーカドー	神奈川県	商業施設	地上4階	約29,000m ²	B+(届出)
東洋製罐グループホールディングス	東京都	事務所 ^{※1}	地下2階、地上21階、塔屋1階	約72,400m ²	S(認証済)
ダイキン工業	大阪府	事務所・研究開発施設 ^{※1}	地下1階、地上6階	約48,000m ²	S(自主評価)
広島マツダ(おりづるタワー)	広島県	事務所、展望所、物販、飲食店 ^{※1}	地下2階、地上14階	約11,500m ²	A(届出)
アンリツ	神奈川県	事務所 ^{※2}	地上7階	約28,000m ²	S(自主評価)
島根銀行	島根県	本店 ^{※1}	地下1階、地上13階	約12,000m ²	S(自主評価)

※1 国土交通省 サステナブル建築物等先導事業に採択
 ※2 経済産業省 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業に採択

環境問題に対する関心の高まりから、最近では建築環境総合性能評価システム(CASBEE®)の認証や自主評価を目指す案件も多くなってきました。また、国土交通省「サス

テナブル建築物等先導事業」(旧住宅・建築物省CO₂先導事業)や経済産業省「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業」に採択された事業もあります。

事例紹介C

おりづるタワー

原爆ドームに隣接したテナントビルの大規模改修計画です。既存躯体を再利用し、耐震補強を兼ねた増築を行うにあたり、増築部分に大庇やルーバー、スパイラルスロープ「散歩坂」を設け、日射遮蔽や通風の活用などのさまざまな省エネ性能の向上を図る機能を併せ持つことにより省CO₂を図っています。また多くの観光客に、大庇を設けた屋上の展望所「ひろしまの丘」や「おりづる広場」を開放し、省CO₂への取り組み等を広く発信しています。

(国土交通省 住宅・建築物省CO₂先導事業に採択)



5. スマートタウン・スマートシティの価値「見える化」と構想策定支援

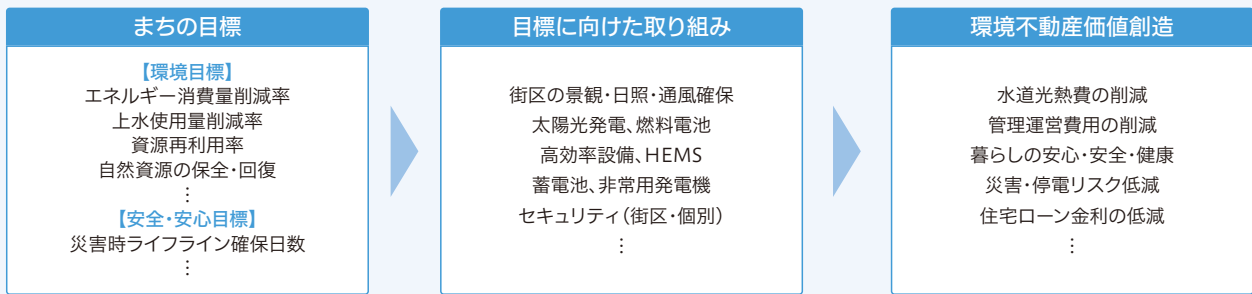
近年、「電気の有効利用に加え、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーの『面的利用』や、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせたエリア単位での次世代の社会システムである『スマートコミュニティ』」（以上、経済産業省ホームページより）のシステムを取り入れたスマートタウン・スマートシティの実現が、地域開発にあたっての重要なポイントとなっています。

スマートタウン・スマートシティ実現のためには、基本構想段階から環境面・社会面・ガバナンス面(ESG)における

街の目標を明確に定めるとともに、コストアップに応じた経済的な付加価値を実現させる必要があります。

三井住友信託銀行はスマートタウン・スマートシティのプロジェクトに関して、環境貢献などのさまざまな取り組みを経済的な付加価値に結び付けるフレームワークの構築や、事業構想の策定をお手伝いさせていただくほか、住宅ローンなどの金融機能の提供を通じて事業の実現をサポートしています。

スマートタウン価値「見える化」のイメージ



事例紹介D

藤沢サステナブル・スマートタウン

「Fujisawaサステナブル・スマートタウン」は、パナソニック株式会社が同社藤沢工場跡地に事業進行中のスマートタウンです。

パナソニック株式会社、藤沢市と、三井住友信託銀行を含む11社のパートナー企業が連携して事業を進め、2014年春にまち開きを迎えています。

三井住友信託銀行は、スマートタウン評価指標(環境不動産価値)の設計、専用の環境配慮型住宅ローンの商品企画などの役割を通じて、この事業に参画しています。

本事業におきましても、タウンマネジメントを含めた地域単位での総合的な省CO₂の取り組みが評価され、平成25年度第1回住宅・建築物省CO₂先導事業(現:サステナブル建築物等先導事業)に採択されています。



提供する価値

環境不動産の付加価値 ① — 不動産の「収益性」から導かれる付加価値

不動産の環境配慮を考える場合、よく「コストが余分にかかるから投資がしづらい」といった声が聞かれますが、不動産投資における価格の理論を踏まえると、環境不動産は追加コストに見合った、あるいはそれ以上の付加価値を生み出す可能性があると考えられます。

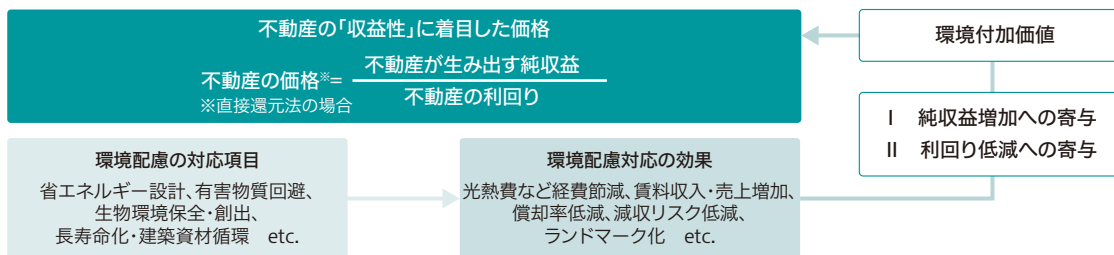
不動産を収益性(どれだけの収益をどれくらい安定的に生み出すか)という観点で見た場合、その価格は、不動産が生み出す純収益(収入-費用)を不動産の利回りで割ることによって求められます。賃料収入などの総収入が多いほど、また水道光熱費や維持管理費などの費用が少ないほど、純収益が増加して不動産価格は高く評価されます。また収益の変動リスクが少なく安定性が高い資産ほど、投資家が要求する利回りは下がるため、不動産価格は高く評価されることとなります。

環境不動産は、省エネルギー効果による水道光熱費の減少や、使用部材の耐久性向上による維持管理費の減少などが純収益の増加につながる可能性があるほか、オフィス環境の向上による生産性の向上や、建物のイメージ向上効果などが賃料アップの要因となるため総収入の増加をもたらす、純収益の向上につながる可能性もあります。

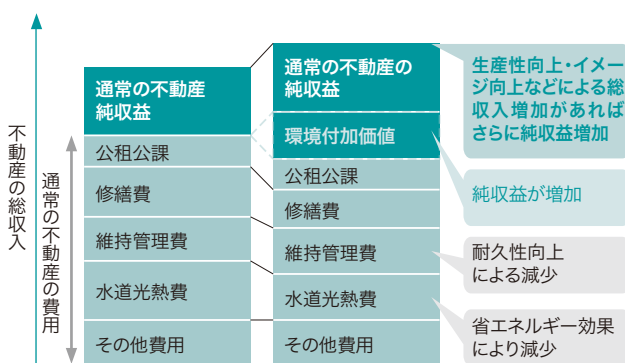
さらに環境不動産は、将来の環境関連の課税強化や規制強化などの影響を受けにくいことから、不動産の利回りに含まれる環境リスクが低減するほか、長寿命化による償却率の低減や環境配慮によるイメージ向上効果が不動産の利回りの低減につながる可能性があります。

以上のような理由から環境不動産が付加価値を持つようになる三井住友信託銀行は考えています。

環境付加価値概念図(1) 不動産の「収益性」に着目した価格

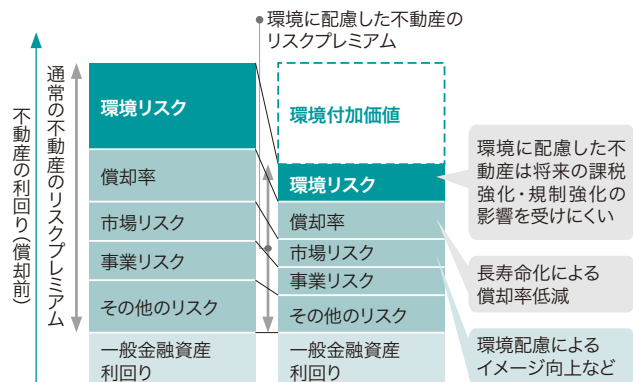


環境付加価値概念図(2) 純収益への反映



出典：不動産に関する「環境付加価値」の検討
(東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文 2005 伊藤雅人)より一部改訂

環境付加価値概念図(3) 利回りへの反映



出典：不動産に関する「環境付加価値」の検討
(東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文 2005 伊藤雅人)より一部改訂

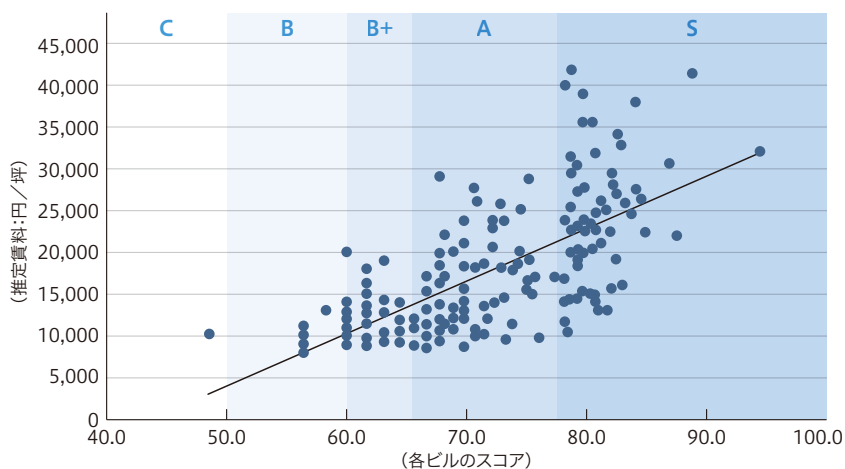
環境不動産の付加価値 2 — 付加価値の「見える化」に向けて

CASBEE経済効果調査

日本において、建物の環境性能とその経済効果との相関性を示した研究成果が少ないことから、三井住友信託銀行は一般社団法人 日本サステナブル建築協会の「スマートウェルネスオフィス研究委員会」経済効果調査ワーキンググループのリーダーとして、CASBEE®(建築環境総合性能評価システム)を用いた経済効果調査を実施しました。この調査では、CASBEE®という、日本で開発・普及が進められている環境性能の総合評価ツールによる認証や評価を受けているビルと、これを受けていないビルを対象に分析を行いました。その結果、「CASBEEの認証や届出を行ったビルは都市全体の平均賃料

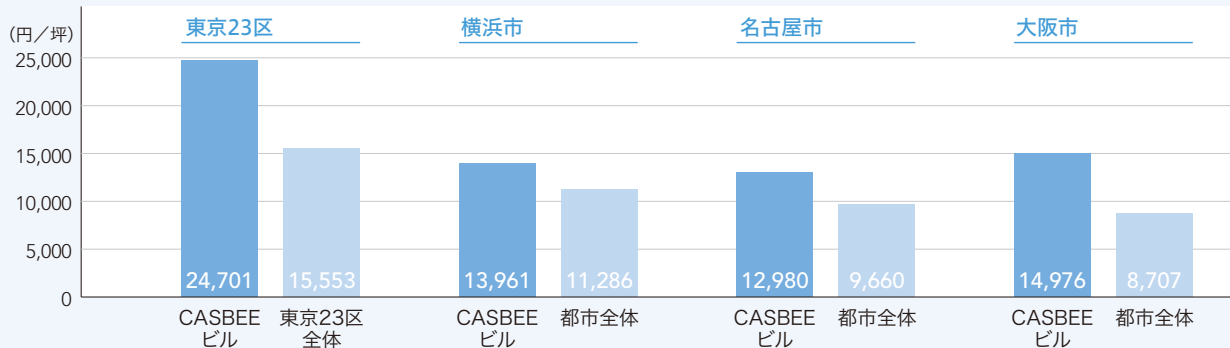
に比べて賃料が約3.6%高い」「CASBEEスコア(100点満点換算)1点あたり、賃料が約0.5%高い」といった可能性が示唆されました。この成果は各種シンポジウムや日本建築学会大会などで発表されています。

CASBEEスコアと賃料の相関関係(単回帰分析)



一般社団法人 日本サステナブル建築協会「スマートウェルネスオフィス研究委員会報告書(平成26年度)」をもとに作成

平均賃料の比較



一般社団法人 日本サステナブル建築協会「スマートウェルネスオフィス研究委員会報告書(平成26年度)」をもとに作成

CASBEEビルに関する重回帰分析の結果一覧

CASBEE評価値等	サンプル数	係数	平均賃料比
CASBEEフラグ(CASBEE評価の有無)	517	564.160	+3.64%
CASBEEランク(5段階の評価ランク)	517	263.525	+1.70%
CASBEEスコア(100点満点の評価スコア)	183	78.974	+0.46%
サービス性能(Q2)スコア	183	1702.667	+9.9%
知的生産性評価	180	319.318	+1.86%

一般社団法人 日本サステナブル建築協会「スマートウェルネスオフィス研究委員会報告書(平成26年度)」をもとに作成

環境負荷低減に向けた取り組み

当グループは、事業活動に伴うエネルギー、紙などの使用による資源の消費とCO₂や廃棄物の排出を通じて自然資本・環境に対して影響を及ぼしており、当グループの事業活動から発生する環境負荷の削減に努め、社会に対するマイナスの影響を低減させることが重要課題と認識しています。また、当グループは投融資先の環境・社会への配慮を投融資の意思決定に組み込んでいます。事業活動に直接起因する環境負荷を削減する取り組みと投融資先から間接的に発生する環境負荷を削減する取り組みの双方を推進し、社会全体での環境負荷の低減を実現することを目指しています。

SDGsでは多数の環境問題に関する目標、ターゲットが設定されています。SDGsの17の目標と関連して当グループの

事業活動に起因する環境問題への対応として取り組んでいる活動は、紙ごみをはじめとする一般廃棄物やPCB、フロン類など化学物質を含む廃棄物の削減と適正な管理・リサイクル・処分(目標3)、効率的な水の利用(目標6)、2013年以降に新規開設した4店舗における太陽光発電による再生可能エネルギーの利用(目標7)、本店ビルにおける建築物環境性能表示制度CASBEE-不動産の認証取得(目標11)、原材料となる熱帯雨林の伐採における環境・人権に配慮した紙のCSR調達(目標12および目標15)、電力使用量の削減を主とする省エネルギー活動(目標13)などです。なお、三井住友信託銀行では、毎年環境マネジメントをテーマとしたeラーニングを全社員向けに実施し、理解の向上を図っています。

1. 環境負荷削減の取り組み

業務効率化の枠組みと一体化した環境マネジメントシステムの運用

当グループは、事業活動から生じる環境負荷削減の取り組みを業務効率化推進の枠組みのもとで展開する、環境マネジメントシステムを運用しています。このシステムは、時間(労働生産性)、物品(資源生産性)、経費(資金効率性)に関して、共通の活動を通じて「業務効率化」「環境負荷削減」「経費削減」を同時達成することを目的としています。具体的には主たる活動を業務フローの見直しや残業時間削減のシフト変更などの業務効率化を目指す活動におき、それに付随する形で、紙の使用量の削減、残業時間帯の照明や空調の使用に伴う電力使用量の削減といった効果が得られ

る運用を目指しています。

環境負荷削減の対象項目は①電力使用量(CO₂排出量)削減、②紙使用量の削減、③廃棄物発生量の削減、④グリーン購入(CSR調達)の4項目としています。業務効率化の推進は全店部で実施しており、全店部で環境負荷削減の意識付けを図っています。当社単独の取り組みでは解決が難しい問題では、サプライヤーに素材の変更を依頼するなどCSR調達におけるサプライチェーンマネジメントでの対応を推進しています。

業務効率化、環境負荷削減、経費削減の同時達成の取り組み事例

取り組み事例	業務効率化の効果	経費削減の効果	環境負荷削減の効果
会議のペーパーレス化	コピー作成、資料差し替え等の業務負担軽減および時間削減。情報漏洩防止	紙購入代金の削減、廃棄物処理費用の削減	紙使用量削減による森林資源保全、廃棄物削減による環境保全
時間外削減のための業務平準化、時間管理(定時退社励行、早帰り日設定)	時間外削減を通じ捻出したオフ時間での自発的活動	時間外人件費の削減。時間外照明・空調使用等による電気代の削減	電力使用量削減による地球温暖化防止効果

2. CO₂ゼロエミッションに向けた取り組み

三井住友信託銀行のCO₂排出量を、2019年度を基準として、2030年度までに50%削減、2050年度までにゼロとする。

CO₂排出量削減中長期目標の制定

当グループは、気候変動の緩和に貢献することを目的として、中核企業である三井住友信託銀行の事業活動に起因して、本店、電算センター、支店等の拠点ビルから排出するCO₂排出量の中長期削減目標を制定しました。

パリ協定は、「世界の気温上昇を産業革命前よりも2℃を十分に下回り、1.5℃に抑えることを目指す」ことを目標としており、その達成に向けて日本をはじめ国際的な取り組みは、2050年度にCO₂排出量実質ゼロを目標として進められています。

当社は、責任銀行原則および責任投資原則署名機関として、サステナブルファイナンス、ESG投資を推進しており、サステナビリティ方針に掲げる「事業を通じた環境問題の解決への貢献」と「環境負荷の低減」を両立させる責任があります。

中長期目標は、2050年度に世界の共通目標であるゼロエミッションを達成することを目指すとともに、パリ協定の目標達成に向けた国際的な削減目標の基準とされているSBT (Science Based Target) が、1.5℃目標を達成する削減率として4.2%/年以上の削減を求めていることを参考として、マイルストーンとなる2030年度に直近の2019年度の排出量を基準として、50%の削減を目指すこととしました。

2030年に向けた目標達成のための取り組み

三井住友信託銀行のCO₂排出量の約8割が購入電力に、約1割が自家発電による都市ガスの燃焼に起因することから、主に電力関連の対策によって50%の削減を目指します。

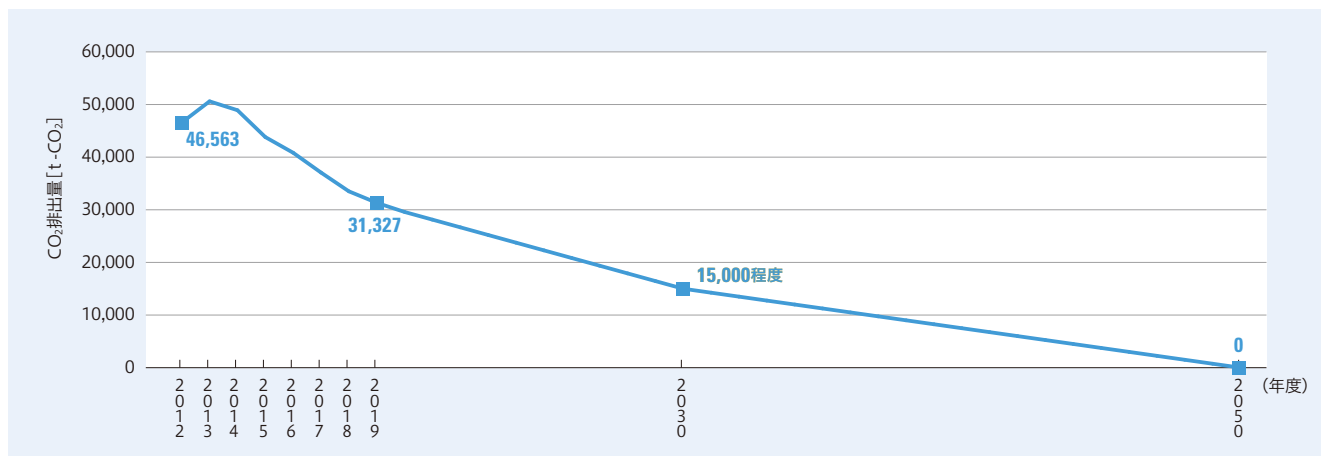
省エネなどの三井住友信託銀行の自助努力による取り組みと再生可能エネルギーの普及などの社会全体の取り組みへの貢献によって、目標達成を目指します。

(1) 業務効率化の推進、高効率機器の導入による省エネの推進
業務効率化(主に時間外削減)、電算センターでの高効率機器の導入(サーバーや空調の更新、クラウド化等)、本店ビルや店舗の床面積の削減等によって、概ね10%程度の削減を見込んでいます。設備更新の意思決定の際には、エネルギー効率性の改善度をCO₂排出量の削減の点からも評価し、計画的に削減を推進していきます。

(2) 再生可能エネルギーの普及による電力排出係数の低減への貢献
国内の電力において再生可能エネルギーが普及すると、電力の低炭素化が促進され、日本全体で電力排出係数を低減することができます。当グループでは信託、金融の機能を生かし再生可能エネルギーの普及に貢献することで、結果として三井住友信託銀行のCO₂排出量の低減を図ることができます。このような社会全体での取り組みで、10%程度の削減が見込まれます。

(3) 三井住友信託銀行自身による再生可能エネルギーの導入
購入電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替えることで、30%程度以上のCO₂排出量の削減を見込むことができます。

三井住友信託銀行発足以降のCO₂排出量の推移と将来目標



三井住友信託銀行のCO₂排出量削減の取り組み

当グループでは、事業活動に投入する電力、ガスなどのインプットと、事業活動から排出されるCO₂のアウトプットの双方の環境負荷削減に努めています。三井住友信託銀行は省エネ法の適用を受けており、全国の全ての拠点におけるエネルギー使用量、CO₂排出量を共通のシステムを活用して集計しています。2015年度以降の直近の5年間をとおして、事業に投入する総エネルギー使用量は毎年着実に減少し、5年間で20.0%の削減となっています。2019年度における国内全拠点での電力使用量は54百万kWhと前年度の56百万kWhから2.2%削減しました。都市ガス使用量は1.8百万m³と前年度とほぼ横ばいとなりました。電力の削減は、大規模拠点による省エネの促進や店舗の統廃合による効果によるものです。当グループの施設で最も電力使用量の多い府中ビルでは時間外の空調使用を社員の退出に厳格に合わせるなどの運用の徹底を推進し、各部署に対して運用上の集計データをフィードバックすることで意識付けと実践の周知徹底を図り大きな成果を得ています。

地球温暖化の原因となるCO₂の排出に関しては、2019年度の年間排出量は31,327t-CO₂となり、ピークであった

2013年度の50,605t-CO₂と比較して38.1%削減しています。scope1排出量、scope2排出量ともに直近5年間(2015年度比)では11.6%、30.7%と大幅に削減しています。大規模拠点ビルの廃止や店舗の統廃合によって総床面積が大きく減少していますが、2019年度における床面積当たりの排出量原単位は0.085t-CO₂/m²と2015年度比17.5%の削減を達成しています。

また、三井住友信託銀行の東京都内にある、本店ビル、府中ビル、芝ビルの3カ所の大規模拠点は、東京都環境確保条例によるCO₂排出量削減義務(本店ビルは建物の他の区分所有者との共同での削減義務)を負っています。着実に排出量を削減しており、第二計画期間(2015年度から2019年度)の5年間では、削減義務量が合計31,378t-CO₂であるところ、削減量は91,726t-CO₂と60,348t-CO₂という大幅な超過削減を達成しました。第一計画期間(2010年度から2014年度)の超過達成によって獲得した47,540t-CO₂の排出権の活用せずに第二計画期間の目標を達成しました。第三計画期間(2020年度から2024年度)についても、削減義務が厳しくなりますが、達成に向けて取り組みを推進します。

エネルギー使用量とCO₂排出量の推移(国内拠点)

エネルギー使用		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
総エネルギー使用量(熱量)	GJ	846,829	801,370	736,011	688,949	677,157
総エネルギー使用量(原油換算)	kl	21,848	20,675	18,989	17,774	17,470
エネルギー使用原単位	kl/m ²	0.051	0.049	0.047	0.048	0.047
電力	千kWh	71,206	66,742	60,444	56,003	54,753
都市ガス	千m ³	2,153	2,107	1,996	1,869	1,893

CO ₂ 排出		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	43,816	40,833	37,068	33,504	31,327
調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂	43,470	40,393	36,240	32,864	30,840
排出量原単位	t-CO ₂ /m ²	0.103	0.098	0.093	0.090	0.085
排出量原単位(調整後)	t-CO ₂ /m ²	0.102	0.097	0.091	0.088	0.084
scope1排出量	t-CO ₂	5,002	4,907	4,575	4,362	4,421
scope2排出量	t-CO ₂	38,813	35,925	32,493	29,142	26,906

算定範囲:省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)の対象となる三井住友信託銀行の国内の施設。
一部の施設には三井住友トラスト・アセットマネジメントを含むグループ会社も入居。
算定方法:省エネ法の算定方法に準拠して算定。

東京都環境確保条例の対象拠点のCO₂排出量の推移

		第二計画期間					合計
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
基準排出量	t-CO ₂	51,733	52,511	41,123	41,123	41,123	227,613
排出上限量	t-CO ₂	44,402	45,048	35,595	35,595	35,595	196,235
削減義務量	t-CO ₂	7,331	7,463	5,528	5,528	5,528	31,378
CO ₂ 排出量	t-CO ₂	31,735	30,550	24,926	24,806	23,870	135,887
排出削減量	t-CO ₂	19,998	21,961	16,197	16,317	17,253	91,726
超過削減量	t-CO ₂	12,667	14,498	10,669	10,789	11,725	60,348

東京都環境確保条例の「温室効果ガス排出量削減義務と排出量取引制度」による排出量削減義務を負う三井住友信託銀行の4拠点(府中ビル、芝ビル、調布ビル、目黒ビル)および本店ビルの削減状況。2017年度より調布ビル、目黒ビルが対象外。
削減義務率は本店ビルが6%、そのほかの拠点は17%。
本店ビルは共同ビルですが、区分所有者ごとの義務率は定めていません。
第一計画期間の超過削減量47,540t-CO₂は全て第二計画期間に繰り越しています。
排出量は第三者検証機関による検証を受けています。

2020年度までの中長期目標の達成状況

当グループでは全国銀行協会の銀行界としての取り組みとして定めた2020年度までの中長期目標に基づき、電力使用量の削減に対する取り組みを推進してきました。電力使

用量の削減に関しては、全国銀行協会が設定した延べ床面積当たりの電力使用量の削減目標に関して、2019年度時点で2009年度比▲29.7%と大幅な削減を達成しました。

三井住友信託銀行環境中長期目標

CO ₂ 削減 (電力使用削減)	2020年度における電力使用原単位(電力使用量/延べ床面積)を2009年度比で10.5%減とする。 (三井住友信託銀行)
--------------------------------	---

電力使用原単位に関する環境中長期目標の達成状況

		2009年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
電力使用原単位	kWh/m ²	213.31	161.06	152.60	151.32	149.93
	2009年度比	—	-24.5%	-28.5%	-29.1%	-29.7%
電力使用起源CO ₂ 排出量原単位	t-CO ₂ /m ²	0.087	0.081	0.076	0.072	0.067
	2009年度比	—	-6.9%	-12.7%	-17.1%	-22.9%

2009年度は経営統合前の各行の合計により算出

3. その他の環境負荷削減の取り組み

紙の使用量については、2019年度は676tと前年度比30t(4.2%)減少しました。今後も業務効率化活動を推進し、紙使用量の削減に努めます。アウトプット項目では、紙ごみの排出量は前年度比90t削減し、リサイクル率は100%を維持しています。紙ごみ以外のその他の廃棄物は336tと前年度比16.3%の増加となりました。一方で、リサイクル率

は62%と直近5年間で最も高い値となりました。循環型社会形成の推進のため、コピー用紙に関しては引き続き古紙100%の再生紙の購入に努め、総廃棄物発生量の削減やリサイクルによる有効利用にも努めていきます。PCB特別措置法やフロン排出抑制法などによって事業者課せられる機器や化学物質の適正な管理・処分に努めます。

紙、水の使用、廃棄物排出、リサイクルに関するパフォーマンス

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
紙投入量	t	726	712	738	706	676
うち再生紙	t	526	596	566	568	531
水使用量	千m ³	166	166	139	127	122
廃棄物等総排出量	t	1,347	1,756	1,332	1,304	1,268
紙排出量	t	946	1,280	1,050	1,025	933
うち再生利用量	t	930	1,280	1,050	1,025	933
リサイクル率	%	98	100	100	100	100
その他廃棄物排出量	t	401	477	282	289	336
うち再利用量	t	124	132	115	137	207
リサイクル率	%	31	28	41	47	62

集計範囲:拠点ビル(水使用量は一部支店を除く)

4. CSR調達

SDGsの目標12「つくる責任、つかう責任」は持続可能な製造消費形態を確保することを目標とするもので、消費者に対しても、天然資源の持続可能な管理および効率的な利用、土壌・大気・水の汚染防止、廃棄物の削減につながる活動を求めています。

三井住友トラスト・グループは、「三井住友トラスト・グ

ループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」に基づき、環境・社会に配慮した物品・サービスを優先的に購入することに努めています。また、CSR調達の普及を促進し、環境・社会に配慮するサプライヤーと協働することにより、社会から信頼される企業グループとして、社会の持続的発展に貢献します。

CSR調達方針

事業で使用する紙や文房具、什器備品等は、資源の採掘から加工・製造、販売にわたる長いサプライチェーンを経て調達しています。その過程で環境汚染や人権問題などがおこ

らないように配慮された製品・サービスを調達することは消費者としての責務です。当グループでは「CSR調達方針」を制定し、調達における環境・社会配慮を推進しています。

1. 公正な取引

私たちは、経済合理性、適正な品質、納期の厳守、社会規範の遵守、社会的課題への配慮、環境配慮などを総合的に勘案し、公正、透明な方法でサプライヤーを選定します。正当な理由なく、特定の取引先に利益を供与したり、不当な不利益を課すようなことはしません。

2. 法令等遵守

私たちは、調達にあたって法律及び社会規範を尊重し、いかなる場合もこれらに違反しません。反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求は拒絶します。

3. 社会的課題への配慮

私たちは、基本的人権を尊重し、労働安全衛生に配慮し、不当な差別や強制労働や児童労働などの人権侵害を行わない、サプライヤーとの取引、製品・サービスの調達に努めます。

4. 環境への配慮

私たちは、環境負荷低減の取り組みを推進し、気候変動、生物多様性などの環境問題の抑制や緩和に資する、サプライヤーとの取引、製品・サービスの調達に努めます。

5. サプライヤーとの協働

私たちは、調達にあたって社会的課題や環境への配慮をサプライチェーンにわたって実践するため、サプライヤーに協力を求め、協働して取り組みを推進します。

プラスチックゴミ問題対策

河川などから流れ込んだ「海洋プラスチックごみ」が引き起こす海洋汚染が、海洋生態系や漁業、観光産業等に多大な影響を及ぼし、世界的な問題となっています。経済成長や生活の利便性追求によって廃棄物は増加の一途をたどっています。当グループではこの世界的な海洋汚染問題への具体的アクションとして「三井住友トラスト・グループ プラごみゼロ宣言」を策定しました。三井住友信託銀行では、大型拠点ビルに設置している社員向けのコンビニエンスストアの店舗で品物を購入する際は、レジ袋やストローなどを使用しない運営としています。また、各拠点ビルではごみ分別に向けてのポスター掲示を行うなど、ごみ分別強化に向けた注意喚起に注力しています。

また、グループ全体で、業務やお客さまへの送付時等に使用する窓空き封筒の窓部分の素材を、分別せずに廃棄可能なパルプ素材「グラファン」への切り替えを推進し、お客さまからのプラスチックごみの排出を削減するよう配慮しています。



持続可能な紙利用

三井住友信託銀行は、紙の原料調達のために熱帯雨林の伐採や生態系の破壊が進むことに問題意識を持っています。同様の認識を共有する紙のユーザー企業やWWFジャパン（(公財)世界自然保護基金ジャパン）とともに「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」を設立し、各企業の取り組み状況を共有するとともに、サプライヤーに対してより環境・社会に配慮した紙の供給を要請することで、持続可能な紙利用の社会全体への浸透を目指しています。2013年に三井住友信託銀行を含め5社で発足したコンソーシアムは、2019年10月以降10社に拡大しています。

持続可能な紙利用のためのコンソーシアム

本コンソーシアムは、紙を生産もしくは販売する企業ではなく、製品パッケージや販促資材用の印刷物、コピー用紙や封筒類などの紙製品を自らで利用するために購入する企業や団体をメンバーとしています。参画する企業は、責任ある調達方針を策定し、運用することが求められます。より消費者に近い立場にある企業が責任ある紙調達を運用することで、サプライチェーンの下流にいる消費者・消費企業はもちろん、上流の事業者に対しても持続可能な紙利用を広めることを目指しています。

「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」の紙利用に関する基本的な考え方

- 信頼できる認証制度や再生紙を優先的に利用すること
- 保護価値の高い地域を破壊していないこと
- 伐採にあたって原木生産地の法令を守り、適切な手続きで生産されたものであること
- 重大な環境・社会的問題に関わる事業者の製品ではないこと



5. グループ会社における取り組み

日興アセットマネジメントは、グローバルの各拠点において使用した電力、交通、出張（渡航）のデータを基に二酸化炭素（CO₂）排出量を集計し、2019年度における同社の二酸化炭素排出量総量が6,274.1t-CO₂、従業員一人当たりの排出量が6.75t-CO₂/人、そして売上10億円に対する排出量が62.07t-CO₂であることを確認しました。

その結果を踏まえ、CO₂排出量相殺のためのカーボン・オフセット・プロジェクトに参加しました。オフセットに際して提供した資金は、インドにおける太陽光発電関連事業および中国における風力発電事業によるエネルギーミックスの充実を目指すプロジェクトに充当され、同社として2018年度の排出分に続き、2019年度の排出量においても「カーボン・ニュートラル」（炭素中立）を達成し、認証を得ました。これらのプロジェクトへの参加によって、安定的なエネルギーの提供のみならず、当地における持続可能な雇用を創出し、地域社会における医療・衛生の改善や教育機会を向上することで、日興ア

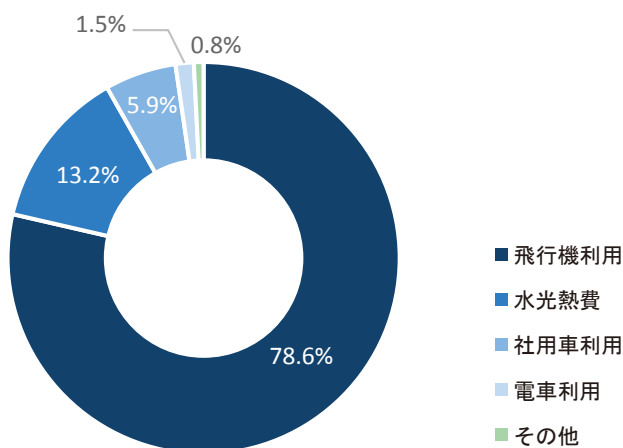


セットマネジメントが重点的に取り組んでいる三つの分野、「環境・気候」「不平等をなくす」「ダイバーシティ&インクルージョン」に貢献することができました。

さらに、二酸化炭素（CO₂）排出量を集計した結果、同社の業務運営による二酸化炭素排出量の内訳は以下のグラフの通り、国内外の飛行機移動に起因する割合が7割以上を占めることが確認されました。このことから、社員向けに各航空会社が運営するオフセットプログラムを紹介し、また搭乗するクラスによって一人当たりの専有面積が異なるため、二酸化炭素排出量が異なることなど、出張時に排出される二酸化炭素の削減方法を提案しています。

また、ロンドンおよびエジンバラオフィスで使用している電力は、2019年より100%再生可能エネルギーの電力で賄っています。来年度以降も排出する温室効果ガスを外部のオフセットプロジェクトの参加等とおして相殺する方針ですが、何よりも排出量自体を減らす自助努力が最も重要であると考えます。

日興アセットグループ
二酸化炭素排出量の内訳



日興アセットマネジメントの三つの環境方針

グリーンインバスターの拡大

社会的責任投資（SRI）ファンドによる資金の流れは、環境保全に大きな意義を持つことから、これらの投資家（グリーンインバスター）の拡大に取り組みます。

省エネルギー・省資源等のオフィス活動の推進

オフィスの省エネルギー・省資源、廃棄物のリサイクルの促進やグリーン購入の拡大に取り組みます。また、環境に関する法規制その他の要求事項を遵守し、環境汚染の予防を図ります。

情報開示（ディスクロージャー）の充実

環境に関する情報開示（ディスクロージャー）の社会的システムとしての定着と充実が環境保全の観点から極めて重要との認識のもとに、環境方針をはじめとする日興アセットマネジメントの環境への取り組みについて、積極的に公開し、情報開示の充実に努めます。

東京本社では、環境関連指数を数年間にわたって記録・分析しています。東京本社のビル設備は、雨水や排水の再生利用に加え、自然採光、エネルギー効率の良い照明の使

用、太陽光発電の推進を通じて、モニタリングを行うとともにエネルギー利用の最小化について積極的に取り組んでいます。

日興アセットマネジメント(東京本社)の環境パフォーマンス

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	前年度比
電力使用量	千kWh	1,071	1,029	1,057	1,092	1,007	-7.8%
総エネルギー使用量	GJ	14,022	13,441	13,807	15,191	13,710	-9.8%
二酸化炭素排出量*	t-CO ₂	671	643	670	723	654	-9.5%
一人当たりコピー用紙購買量	枚	672	614	548	496	457	-7.9%
文房具グリーン購入比率	%	50.6	65.0	58.8	54.5	13.6	-75.0%

対象範囲:本社ビル(東京ミッドタウン・タワー)

対象期間:年度ごと(4月から翌年3月までの1年間)

※二酸化炭素排出量:東京都環境確保条例の特定温室効果ガス排出量の計算式に基づき算出。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、電力使用量の削減、コピー用紙使用量の削減、ガソリン使用量の削減に取り組んでいます。フリーアドレスの導入、パソコンやプロジェクターのネットワーク化でオフィスのコンパクト化を実現し、ペーパーレス会議、ワークフローによる電子決裁化、残業時間の削減により、電力使用量とコピー用紙使用量の削減に取り組んでいます。2018年度において電力使用量は前年度比4.7%削減しました。コピー用紙使用量は、前年度比5.3%増加しましたが、これは子会社業務の移管に伴う使用量が4.2%を占め、それを除けば1.2%の増加に抑えることができました。2020年から社内決裁の電子化を開始しており、削減の取り組みを継続します。

また、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、

営業活動における社用車利用から公共交通機関利用への切り替えを推進し、営業活動におけるCO₂排出量削減に努めてきました。2018年4月に社員の健康管理と安全確保および営業活動の効率化を目的として「業務用車両に関するガイドライン」を制定しました。長距離運転を削減することによる運転者の疲労軽減と交通事故抑止、移動時間の有効活用と合わせて、営業車両からのCO₂排出量削減といった社会(健康、安全)と環境の目的を同時に達成しようとするものです。レール&レンタカーの活用を励行することによって、自社の営業車両のガソリン使用量を前年度比▲19.0千kℓ(21.3%)と大幅に削減することができました。この削減量はCO₂排出量に換算すると約44.1t-CO₂に相当します。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの環境パフォーマンス

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	前年度比
電力使用量	千kWh	1,007	1,008	982	984	938	-4.7%
ガソリン使用量	kℓ	127	118	117	89	70	-21.3%
コピー用紙使用量	千枚	16,590	17,464	17,508	17,567	18,499	5.3%



人

——社会への配慮

092

人は、富の創造を牽引したり、革新的な製品・サービスを開発したり、暮らしや仕事の場となるコミュニティを支援するグローバルな経済的な豊かさの中心に置かれている。

世界経済フォーラム白書「ステークホルダー資本主義を測定する」より

- 093 当グループの「人」(社会課題)に対する考え方
- 094 個人の尊重
- 113 超高齢社会問題への対応

当グループの「人」(社会課題)に対する考え方

SDGsが目指す持続可能な社会は「人間を中心に据えた社会」を想定しており、17のゴールは究極的には人々の幸福を目指すものです。1948年、WHO(世界保健機関)は人間の幸福な状態をWell-being(精神的・肉体的・社会的に満たされた状態)と表現し、OECD(経済協力開発機構)はWell-beingの条件を所得や雇用、住宅といった実体が伴った有形のものと健康や教育、社会とのつながりなどから得られるQOL(生活の質)という無形のものからなると定義しました。当社は豊かさの追求や地球環境の配慮に関わる取り組みも、最終的にはお客さまや社員だけでなくあらゆる人間のWell-beingにつながるポジティブインパクトの創造と整理しています。

OECDによるWell-beingの定義

有形のもの	無形のもの(QOL:生活の質)
<ul style="list-style-type: none"> 所得と富 雇用と収入 住宅 	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態 ワークライフバランス 教育・技能 政治との関わりとガバナンス 社会とのつながり 環境品質 個人の安全 個人が感じている総合的な生活満足度

関連するマテリアリティ

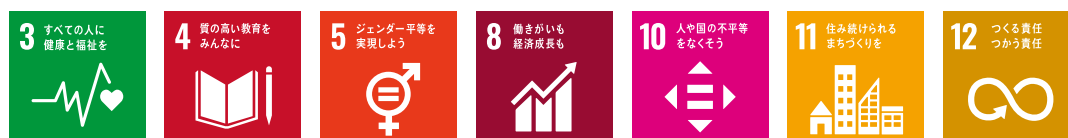
インパクトマテリアリティ

マテリアリティ	リスク/機会	主たるステークホルダー	主な対応
サステナビリティをテーマとしたビジネス機会の追求	機会	お客さま、地域社会	ビジネスを通じたポジティブインパクトの最大化(社会課題の解決に資する革新的な金融商品の開発や投融資先の積極的な行動変革を促すエンゲージメント等)
投融資先の環境・社会への影響に対する配慮	リスク	お客さま、地域社会、NPO	ビジネスを通じたネガティブインパクトの最小化(セクターポリシーやESGガイドラインに沿った投融資、投融資先の人権問題等負の影響の抑制を促すエンゲージメント等)
人口減少・超高齢社会問題	リスク/機会	お客さま、地域社会、事業パートナー	高齢者のWell-beingへのインパクトという視点からの業務の見直し、認知症問題への対応、子育て支援の観点も踏まえた財産の世代間移転等

経営基盤マテリアリティ

マテリアリティ	リスク/機会	主たるステークホルダー	主な対応
人材力の強化と職場環境の整備	リスク/機会	社員	多様な人材の確保・登用、適切な人事評価と給与体系、人材育成、社員満足度の向上、社員の健康の増進、雇用と労働者の権利保全等

関連性の高いSDGs



個人の尊重

企業価値向上のための人的資本の高度化

人材戦略

当グループは行動規範(バリュー)において、「信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮」することを謳っています。企業価値の向上とステークホルダーへ提供する価値の最大化を図る上で人的資本の高度化は不可欠です。

当グループは、個別の人事施策を機能別に分類し、各機能が相互にシナジーを働かせながら人的資本の高度化を図る

プロセスを長期投資家の視点を交えて整理し、情報開示の拡充にもつなげています。

社員に対しては、組織と社員個人が、多様性を生かしつつ活動の根底で同じ思いを持って相互の成長に貢献し続けるようエンゲージメントを高めることで、社会構造の大きな変化の中でも新たな価値を創造していきます。

人事制度 運営理念

1. 幅広い分野における創造性発揮、付加価値の創出に向けて、個々人の多様性を尊重し、主体的な取り組みを促していく。
2. 信託銀行としての専門性と総合力を高めるために、社員の切磋琢磨と自律的成長を促していく。
3. 個々人の持てる力を最大限に生かすために、能力に応じた適材適所の配置を進めていく。
4. 個々人が自己実現と会社貢献に意欲とやりがいを持てるように、能力・役割・成果に応じた公平・公正な評価・処遇を行っていく。

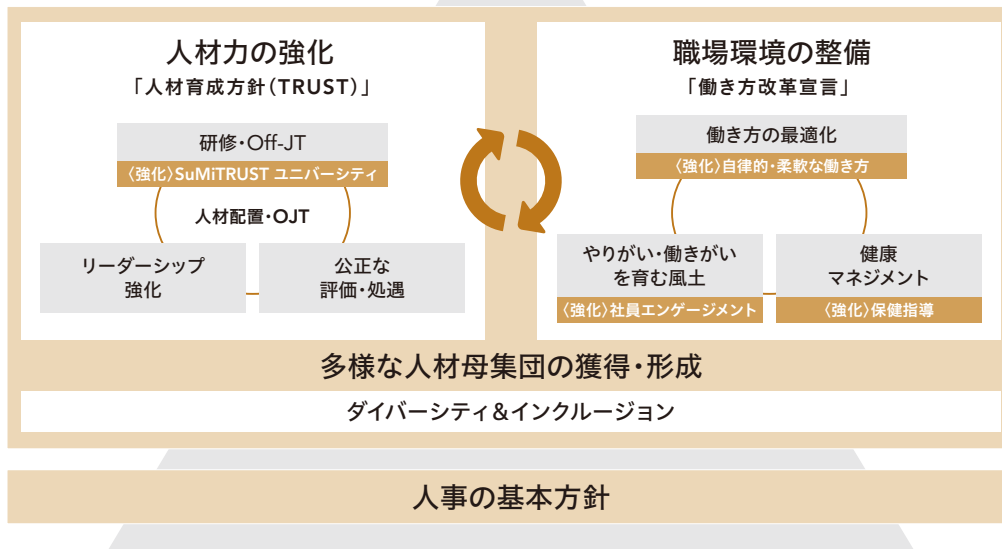
企業価値向上

社会的価値の創出

経済的価値の創出

SuMiTRUSTグループトータルでの価値発揮

人的資本の高度化



人事の基本方針

個々人の多様性と創造性が組織の付加価値として存分に生かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供するとともに、高度な専門性と総合力を駆使してトータルなソリューションをご提供できる人材集団を形成し、その活躍を推進します。

ダイバーシティ&インクルージョン

ダイバーシティ&インクルージョンの推進

多彩な機能、多様な事業ポートフォリオを強みとする当グループは、個々人の多様性と創造性が組織の付加価値として存分に生かされることを人事基本方針として掲げています。社会のダイバーシティ推進という概念の認知・浸透が進むなか、多様性を重んじる企業文化とダイバーシティ推進を相互に関連させてダイバーシティ&インクルージョン推進の取り組みを加速するため、2016年10月に三井住友信託銀行の人事部門内にダイバーシティ&インクルージョン推進室(略称:D&I推進室)を設置しました。D&I推進室は、人事部の専任担当者と各事業統括部のメンバーで構成されており、社員個人の働き方の多様化を進めるとともに、企業価値の向上につながる各事業の実情に合った施策を推進し

ています。

また、ダイバーシティの推進はビジネス界の一大潮流となっており、ESGを重視する長期投資家の関心が高まっていることも踏まえ、2017年10月には三井住友トラスト・ホールディングスの人事部門内にもD&I推進室を設置し、グループ全体でダイバーシティ&インクルージョン推進に取り組んでいます。

※三井住友トラスト・グループのダイバーシティ&インクルージョンの取り組み
URL:https://www.smth.jp/about_us/management/human_resources/diversity_inclusion/index.html

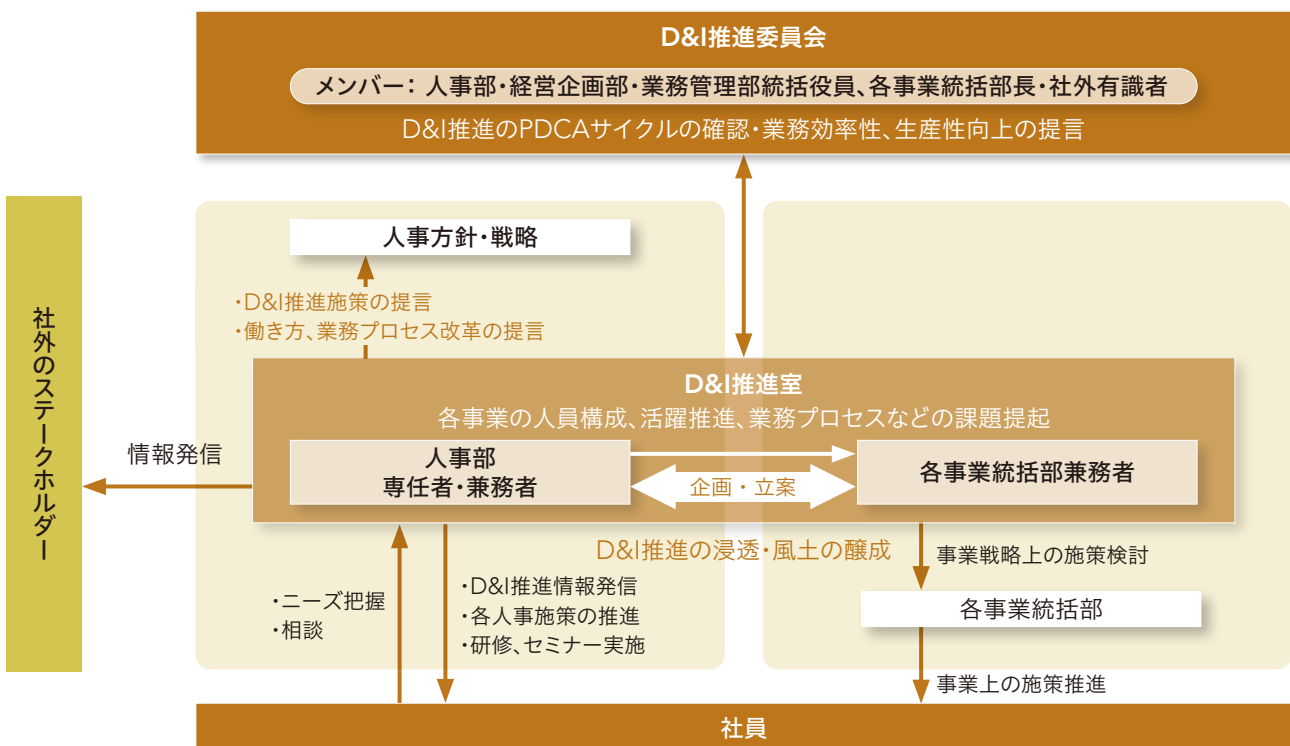
ダイバーシティ&インクルージョンレポート 第3号(2020.5.29発行)
URL:https://www.smth.jp/about_us/management/human_resources/pdf/200529.pdf

1. 三井住友信託銀行のダイバーシティ&インクルージョン推進体制

三井住友信託銀行は、ダイバーシティ&インクルージョンの重点推進項目として、女性、障がい者、グローバル人材の

活躍推進、両立支援制度の充実、人権・LGBTQへの理解促進を掲げ、取り組みを行っています。

三井住友信託銀行D&I推進組織図



2. 女性活躍推進の取り組み

当グループは、「個々人の持てる力を最大限に生かすために、能力に応じた適材適所の配置を進めていく企業」として、性別にかかわらず能力本位で管理職に登用しています。

三井住友信託銀行では、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（行動計画）として、2020年3月までに課長級以上の女性管理職を300名とする目標を掲げて活動を推進してきました。2019年10月に357名と前倒して目標を達成し、2020年4月からは、意思決定ラインにおける女性を増やすことを目的に、2023年3月末までに課長以上のラインのポストに就く女性の比率を12%以上、マネジメント業務を担う女性の比率を30%以上とする新たな行動計画を策定しました。

各事業における計画的な育成を図るための「パイプラインモデル」の策定や女性リーダー層を対象とするゼミ、自律的なキャリア形成を目的にした研修等、「人材育成No.1」と「人材活躍No.1」を目指し、女性のマネジメント登用を見据えたさまざまな研修を行っています。また、活躍領域を広げ、多様な業務にチャレンジできる配置を幅広く行っており、研修のみならず、異動・配置・業務アサインを通じて成長の機会を提供しています。

女性の管理職登用を意識した人材育成

女性の着実なキャリア形成を支援

三井住友信託銀行では、女性社員のキャリア形成にとってターニングポイントとなるタイミングにあわせ、主体的なキャリア形成を考える機会提供とネットワーク構築を目的とした研修をきめ細やかに実施しています。2019年度は、転居を伴う勤務地変更のないAコース社員のキャリア形成支援を拡充させるべく、研修内容について大幅な見直しを行いました。入社6年目の社員を対象に、外部講師や先輩社員の講話を参考に、自らの中長期的なキャリアを自律的に考えるキャリアデザイン研修を実施、ライブイベントによる影響を受けやすい女性社員の悩みに寄り添い、人生設計の一環としてキャリアをデザインする機会を早期に提供する取り組みを行っています。また、課長登用の一歩手前のAコース社員に対して、女性取締役を講師にリーダーシップ研修を実施。管理職になることへの不安やプレッシャーを払拭し、自分らしい管理職像を描き能力を発揮することで、さらなる上位職を目指せるよう、成長をサポートしています（コース体系については98頁参照）。

三井住友信託銀行の女性役員・管理職の状況

	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末
①役員	2人 (2.8%)	2人 (2.9%)	4人 (5.7%)
②部長級のポストに就く女性	6人 (2.4%)	9人 (3.7%)	12人 (4.8%)
③課長級のポストに就く女性	130人 (11.3%)	134人 (11.8%)	135人 (11.7%)
④課長以上のラインのポストに就く女性(②+③)	136人 (9.7%)	143人 (10.3%)	147人 (10.5%)
⑤マネジメント業務を担う女性	1,369人 (22.6%)	1,423人 (23.9%)	1,570人 (25.8%)

※カッコ内は女性比率です。①は執行役員含む ⑤は④含む係長級以上の女性管理職

社外ネットワークの活用と役員との対話

異業種交流による視野の拡大や自分のキャリアを客観的に見つめ直す機会として、他社との共同イベントへの派遣を行っています。また、会社主催のイベントや研修だけではなく、営業店部においても、取引先企業等の女性社員との交流を図りながら、自らのキャリアを考える機会とする活動を行うなど、ボトムアップで女性活躍推進に取り組んでいます。

さらに、女性社員の育成には役員も積極的に関わり、役員と直接対話し経営の視点や女性社員への期待事項を伝える役員ゼミを実施しています。役員ゼミの中には、育児中の女性社員も参加しやすいランチタイムに行うなどの工夫をしているものもあり、女性社員の成長に資するようさまざまな機会を提供しています。

役員・マネジメント層への研修

女性が活躍する環境を整える上で鍵になる、マネジメント層の意識改革を推進するため、三井住友信託銀行では管理職向け研修にアンコンシャス・バイアスや女性の健康課題に関するテーマを取り入れています。また、経営企画部、人事部、業務管理部の統括役員が参加するダイバーシティ&インクルージョン推進委員会では、若手社員やグループ会社の女性マネージャー、他社でダイバーシティ推進経験のある社外有識者などから、女性活躍についてそれぞれの立場から提言を行う場を設けるなど、役員のダイバーシティ&インクルージョンへの理解を深める取り組みも行っています。

3. 両立支援への取り組み

ライフイベントに左右されないキャリア形成の支援

勤務地変更と海外転勤帯同休職制度

三井住友信託銀行では、転居を伴う勤務地変更のないAコース社員が配偶者の転勤などの際に勤務地を変更できる制度を2016年度に導入しました。さらに、2017年7月から、配偶者(社内、社外問わず)の海外転勤に帯同する社員について、休職を認めることとしました。この制度は性別を問わず、申請可能です。家庭環境に大きな負荷がかかる配偶者の海外転勤の際に、「仕事」か「家庭」か、の2択以外の選択肢を会社として提供し、自律的なキャリア形成を支援したいという思いからこの制度が生まれました。国内の勤務地変更、海外転勤帯同休職制度、いずれも活用され、ライフイベントに左右されないキャリア継続の取り組みが進んでいます。

利用者実績

2020年3月末現在の
国内の勤務地変更

150名

2020年3月末現在の
海外転勤帯同休職制度

18名

ワークとライフの調和

働き方改革宣言(103頁参照)の中のテーマの一つ、「多様な働き方とワークライフバランスの実現」の取り組みとして、三井住友信託銀行では、男性社員の育児休業取得率100%を目標としています。男性社員が家庭機能の一部を担うことを当然と考える風土の醸成や、会社以外の場所での新たな気付き、社会の変化を感じるきっかけづくりとして全社的に推進しており、2017年度に続き2019年度も100%を達成しました。目標達成後も取得日数の長期化に取り組むなど、引き続き、風土として定着を図るため推進活動を継続しています。

また、今後増加が見込まれる介護と仕事の両立について、2020年4月からの行動計画として、「年1回、介護制度における制度や風土に関する意識調査を行い、評価得点を肯定的と評価できる60点以上とする」という目標を掲げました。社員の介護に関する理解を深めるため、従業員組合と共催で、全国の社員が参加しやすいオンラインでの介護ウェブセミナーを実施したり、マネジメント向けに、介護をする部下との円滑なコミュニケーション等を学ぶセミナーを開催しました。

4. グローバル社員の活躍推進

三井住友信託銀行では、海外支店または海外現地法人に勤務するナショナル・スタッフを対象に、研修を毎年開催しています。研修は、三井住友トラスト・グループおよび業務理解の深化、参加者同士およびビジネスラインとのネットワーク強化等を目的に、経営戦略講義とディスカッション、日本のビジネス文化や歴史、各事業概要などに関する講義を行っています。

また、日本に配属された海外採用新入社員との円滑なコミュニケーション促進を図るため、新入社員が配属された部署の上司などを対象とした、異文化コミュニケーション研修を実施しました。日本と他国の文化・習慣の違いを比較し、多様な文化(価値観・習慣など)があることを知り、仕事上で起こりやすい異文化間の誤解やトラブルを回避するためのコミュニケーションスタイルを浸透させる取り組みを行っています。

5. 障がい者の活躍推進

三井住友トラスト・グループでは、障がいのある人も、職場の一員としてやりがいを持って輝きながら働けることを目指しています。日興アセットマネジメントでは、2013年以降、「アスリート社員」プログラムを展開し、車いすのアスリートの採用に注力しています。このプログラムを通じて入社した社員には、障がい者ワーキング・グループを立ち上げ、同グループの使命である「全ての社員にとって働きやすい環境づくり」に携わっている者もいます。

また、三井住友信託銀行では、お客さまと接する営業店や本部の事務業務など、障がいのある人が仲間として働く

場所が増えています。働き出した後の悩みや要望などに応えるため、入社後の本人との面談にも力を入れています。面談から得た気付きを、ハード・ソフト両面から、より働きやすい職場環境の整備などにつなげています。2020年9月30日時点の障がい者雇用率は2.28%となっています。

障がい者雇用率

2020年9月末時点

2.28%

障がい者在籍店部

2020年9月末時点

110店部

多様な人材母集団の獲得・形成

人材力の強化

三井住友トラスト・グループ人材育成方針

当グループは、未来を創る社員の成長とキャリア形成に対して、「TRUST」で構成する育成精神に基づき、職場の環境整備と人材力の強化を推進します。

- Talent** ……才能(個性)が開花できる
- Respect** ……一人一人を尊重する
- Uniqueness** ……真のプロフェッショナルが育つ
- Support** ……教え合い、支え合いをモットーとする
- Try** ……日々の小さな挑戦を称える

当グループは、「信託(TRUST)の受託者精神」に基づき、成長した社員を通じて、お客さまに貢献し、ひいては持続的な社会の形成へ貢献していくことで、共通価値創造の最大化を図り、社会から選ばれる企業グループを目指します。



トータルなソリューションをご提供する人材集団をレベルアップする両輪(94頁参照)の一つである「人材力の強化」に向けて、「人材育成No.1金融グループ」を掲げて施策を進めてきましたが、デジタル化などによるビジネスモデルの変革スピードがますます高まる現在においては、グループ内でより具体的な指針を共有し推進を加速する必要があります。そこで、2018年4月に当グループ共通の人材育成スローガンとなる「人材育成方針」を制定しました。

さらに、2019年度からは、この人材育成方針を通じて、若手からシニアまで、性別やコースにかかわらずあらゆる人材が活躍できる「人材活躍No.1金融グループ」を目指して各種施策に取り組んでいます。

自らのキャリアを主体的に選択するコース体系

三井住友信託銀行では、社員のキャリア形成を推進する「コース制」を導入しています。コースは、転居・転勤の有無や、対象とする業務などによってGコース・Rコース・Aコースの三つがあります。また、各コース社員を業務能力レベルに応じて四つの職群にランクする全コース共通の枠組みを設け、年齢や性別に左右されない人事運営を推進しています。キャリア形成状況については、全社員が定期的に上司と面談し、評定とフィードバックを受けています。

コース名称	転居転勤	対象業務	主に期待する役割
Gコース (General & Global) 全国転勤型	あり	全業務	<ul style="list-style-type: none"> 部・営業店レベルの組織のリーダー または 各業務の高度なプロフェッショナル
Rコース (Retail & Region) 対象業務・地域限定型	対象地域内※ あり	個人トータル ソリューション 業務	<ul style="list-style-type: none"> 個人トータルソリューション業務の部・営業店レベルの組織のリーダー または 個人トータルソリューション業務の高度なプロフェッショナル
Aコース (Area) 地域限定型	なし	全業務	<ul style="list-style-type: none"> 部・営業店のマネージャー または 各業務のプロフェッショナル

※ 全国型、地域型(首都圏・近畿圏・中京圏)

鍛える人材配置とOJT※

当グループの人材育成はOJTを基本としていますが、併せて成長意欲を喚起し本人の持つ能力を最大限発揮できる配置も重視しています。三井住友信託銀行では、社員本人が、業務経験を通じて自身の業務適性を見極められるよう、入社後の一定期間内に複数業務領域を経験する人事異動を実施しています。また、「信託業務に関する高い専門知識」と「受託者精神への深い理解」を有する人材を養成する目的で、一定期間信託業務・商品・サービスに係る企画・開発を担うセクションにて業務を習得する信託研修生制度などを推進しています。

※On-the-Job-Trainingの略：職場内での上司・先輩が、部下に日常の仕事を通じて、必要な知識・技能・仕事への取り組みなどを教育すること。

新入社員と育成担当者、店部長席とのコミュニケーションツール



優秀な人材の採用

優秀な人材の採用が、強靱な企業体質を構築する出発点であることは言うまでもありません。三井住友信託銀行の採用ホームページでは、人事制度の特徴をはじめ、「信託」の仕組みや意義、各事業の業務内容を分かりやすく説明しているほか、社員のインタビューを掲載するなど、当グループで働く人たちの等身大の姿に多く触れられるように工夫

新卒採用者数

	合計(男女計)	うち男性	うち女性
2016年度	412人	168人	244人
2017年度	433人	179人	254人
2018年度	402人	178人	224人
2019年度	396人	153人	243人
2020年度	402人	140人	262人

を凝らしています。また、法務などの専門人材の採用枠の設定や、デジタル関連業務・資産運用業務への初期配属などにより、信託銀行員としての専門性の発揮が期待できる人材の戦略的な獲得を実施しています。

2021年4月入社の新卒採用活動では、Webを活用してエントリーした人数が23,000人を超えており、厳選を重ねて採用者を決定します。

配属における主体性の尊重

三井住友信託銀行では、新入社員の配属は、入社前に内定者一人ずつと面談し本人の適性を見極めて行います。他方、各自の主体性・意欲も重視しており、内定者が自ら希望する資格取得(年金アクチュアリー、不動産鑑定士)、当初配属業務(グローバルビジネスやデジタルトランスフォーメーション、資産運用・管理業務、マーケット業務等)にチャレンジする機会を提供し、信託銀行員としての早期の専門性の習得と専門人材の継続的な輩出に向けた取り組みを実施しています。

公募制度

三井住友信託銀行では、社員の配置においては、社員自身による主体的・自律的なキャリア形成を推進するために、業務公募制度を設けています。これは、さまざまな部署が設定する公募枠にエントリーした希望者が人事部の選考を通過すれば、実際にその業務・事業の部署に異動できる制度です。



※2020年度より利用者数の集計方法を見直し、2018年度に遡って修正

グループ間の人材交流

三井住友トラスト・グループでは、連結経営強化、グループ全体での人材力強化の観点から、相互の人材の出向を推進しています。また、こうした円滑な人材交流ができるように、三井住友トラスト・キャリアパートナーズではグループ各社向けに研修を実施しています。



オンライン研修の様子

研修をはじめとしたOff-JT*の充実

当グループの人材育成・能力開発はOJTを基本とした上で、外部の教育機関等とも提携し、業務スキル等の向上を目的とした研修や、自己研さんを促すための自己啓発のコンテンツも数多く整備しています。

当グループではこの学びのプログラム全体を「SuMiTRUST University」と称し、「信託らしい」「三井住友トラスト・グループならではの」独自の付加価値を発揮する人材の育成を目指しており、2020年度からは「リスタート」とし、各人の興味を原動力に、いつでもどこでも自由に組み立てる学びの場としての進化を目指しています。

コンテンツとしては、従来集合型で実施していた新人研修、階層別研修等の各種研修や、外部より講師の方をお招きするセミナー等を全てオンライン化し、全国各地、さらには海外店からでも参加できる体制を整えました。また、業務にとらわれずより自由な学びが実現できるよう、大学の講義に短期で通学できるプログラムやさまざまな動画研修をいつでも自由に学べる学習サービス、特定のテーマを研究する社内ゼミ活動等、新たな取り組みにも注力しています。

学びのインフラについては、各人が自由に学びを組み立てられる履修管理システムや、社員同士の学び合いのサポートとなるコミュニケーションツールの整備を目指し、会社や雇用形態に関わらずグループ全社員が利用可能な学びのプラットフォーム構築を進めています。

各種研修

- 新入社員研修・階層別研修・業務別研修・語学研修(英語・中国語)経験や習熟度に応じて段階を分け、きめ細やかに対応

Web Campus

- eラーニングをはじめとしたWebを活用した学習システム
- 遵守すべきルールや業務知識、ビジネススキルなどを全社員が学習

自己啓発支援

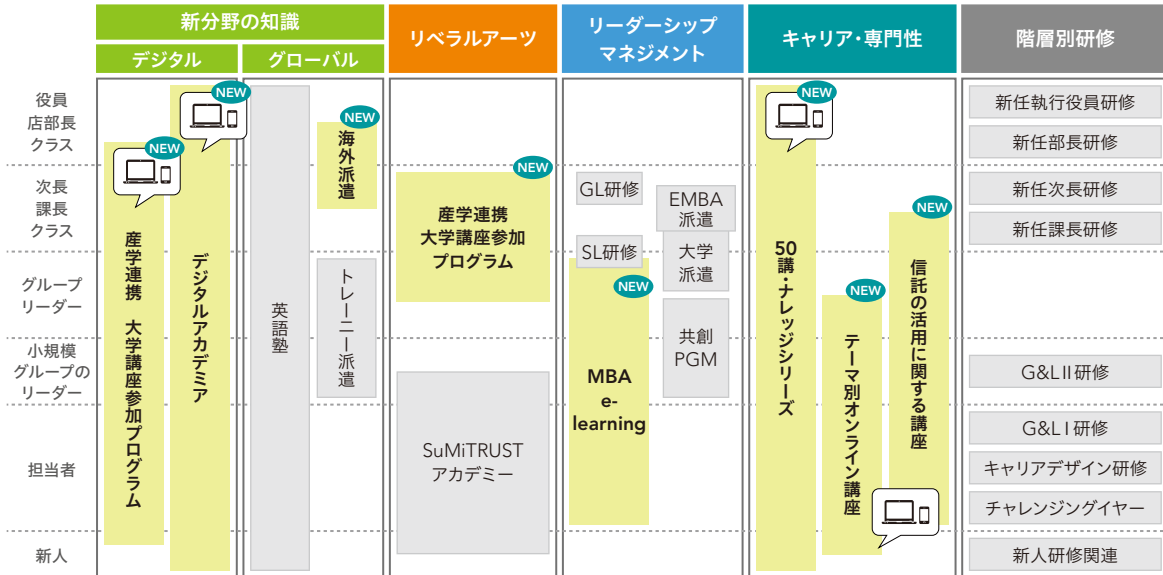
- 各種資格・検定試験の受験料援助、取得支援金交付、および特定図書支給

各種トレーニー制度

- 資格取得、語学トレーニー制度などの能力開発研修を実施
- 海外派遣研修、語学トレーニー制度(英語・中国語・タイ語)、業務トレーニー制度(ニューヨーク、ロンドン、上海、シンガポールなど)

*Off-the-Job-Trainingの略:講習会や研修などにより、OJTでは習得できない知識やスキルを教育すること

SuMiTRUST Universityの概要図



リーダーシップの強化

次世代リーダーの養成

三井住友信託銀行は、一橋大学大学院との共同プログラム開発・運営により、次世代経営者候補の育成としてGL研修(Global Leader、次長・審議役層)、次世代リーダー候補育成としてSL研修(Strategic Leader、課長・担当層)を実施しています。経営を担っていく上で必要となる価値観や

一般教養(リベラルアーツ)、MBAの各要素を学び、各セッションや講義を通じて、最終的に経営への提言を行うというプログラムを実施しています。また、女性社員のリーダー育成については、役割が大きく変わるタイミングで研修を実施し、マネジメントへのステップアップに備えています(96頁参照)。

これらの研修受講後には、登用や配置転換などで、研修での学びをさまざまな環境で実践する機会を与えるなどの運営も併せて実施しています。

また、三井と住友の歴史探訪、社外講師陣・留学生との交流などを通じて、三井住友トラスト・グループの起源および事業精神の再確認、視野の拡大、グローバル意識の醸成、社内外ネットワークの構築を目指しています。

グローバル人材戦略

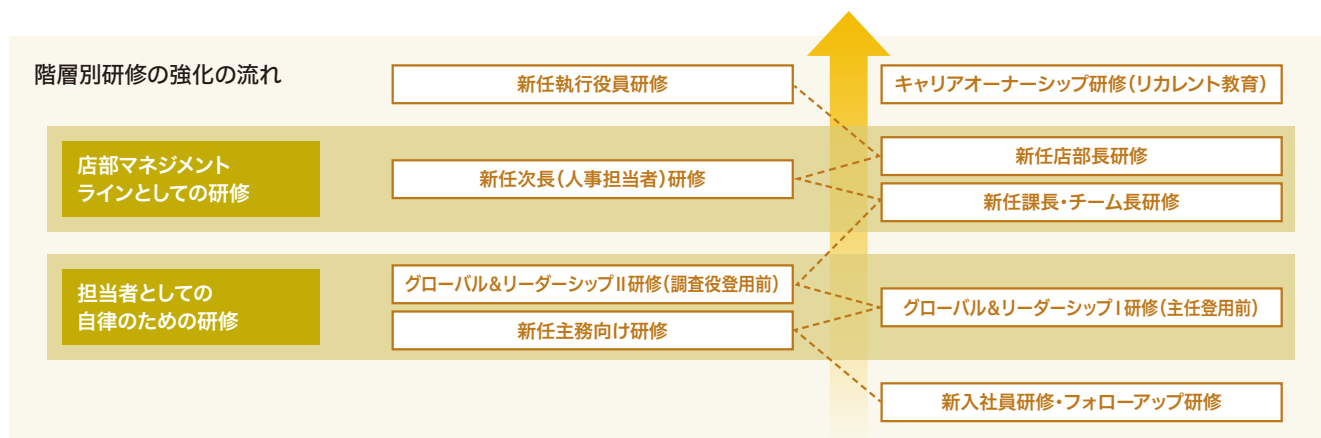
三井住友トラスト・グループでは、グローバルな視野を身につけ、国内外の各業務分野において活躍できる人材を継続的に輩出するために、日本からの海外への派遣社員を115人(2012年3月末)から213人(2020年3月末)に増員するとともに、日本で働く外国籍社員についても22人(2012年3月末)から65人(2020年3月末)に増員しました。また、海外拠点で採用したスタッフの海外拠点間の異動、トレイニー目的での本店での受け入れも検討中です。



階層別研修の強化

三井住友信託銀行は、戦略的な攻めのビジネス展開のための次世代リーダー養成としての研修のほか、社会インフラとしての信託業務をより強固なものとするための人材パイプラインを想定した階層別研修を実施しています。若手社員に対しては、まずは担当者としての自主自律を促すためのマインドセットほかビジネススキル習得を目的とした各種研修を実施しています。また、課長・チーム長以上に対しては、経営陣からの要請に応えつつ店部運営を守るためのチームビルディングほかマネジメントとしての気付きを得るための研修を実施しており、これらは一環したリーダー養成を目的として外部教育機関が提供するプログラム(7つの習慣)に基づき、共同で企画・実施をしています。人材育成にあたっては、学びだけでなく実践による経験学習が重要であることから、研修の場でのグループディスカッション等を通じた気付きのほか、研修後の事後課題等によりサポートすることで、より安定的な人材パイプラインの構築を目指しています。また、人生100年時代を見据えたりカレント教育のほか、2019年度より、外部講師(元経営者や大学教授等)を招き新任の執行役員に対しても研修を行うなどして積極的な人材開発に取り組んでいます。

なお、これら研修については、多様な働き方に応じた柔軟性のある運営を基本とし、人材成長を促す態勢としています。



人材育成のための研修関連データ(2019年度)

のべ受講者数	うち選抜・指名研修受講者数	総研修実施時間	研修費用	研修実施日数
10,628人	98人	5,785時間	5.4億円	192日

デジタル人材強化

三井住友信託銀行では、テクノロジーを生かしたビジネス変革によりお客さまや社員に価値提供ができるデジタル人材の強化を推進し、多種多様な学びの方法や機会をご提供しています。外部のデジタル分野の専門家や著名人の講義や、注目のトピックスをオンラインで発信する「デジタルアカデミア」や、AI・ブロックチェーン等の先進技術や確率・統計等を生かした分析手法を学ぶ大学講座参加プログラムを導入しています。また、IT関連企業とのビジネスモデル検討の共同研修を導入するなど、デジタル人材強化を通じたイノベーション創出に挑戦しています。

公正な評価・処遇

多様な人材を公正に評価し処遇していくためには、評価制度の目的を全社員が共有し実践することが必要ですが、実践に際しては客観性が欠かせません。そこで三井住友信託銀行では、人事部のメンバーが3年程度の間隔で各店部に往訪し、社員と面談を実施しています。また、多面的に人物を捉える方法として、店部マネジメント層のライン長(店部長、次長、課長など)の日頃のマネジメント行動について部下などが匿名で回答する調査(サーベイ)を導入し、マネジメント行動の改革促進や双方向コミュニケーションの風土醸成を促進しています。

人事評価制度の目的

- 会社と個人のベクトルを同じ方向に合わせ、組織としてのパフォーマンスを最大化する
- 目標・課題の設定、日々のコミュニケーション、振り返り面談等を通じて、行動変革・能力開発につなげる
- 一人一人が生み出したさまざまな成果と、発揮した多様な能力を適正に評価し、適材適所の配置、公正な処遇につなげる

本人参加型の人材評価制度

三井住友信託銀行における人事評価制度は、「本人参加型」です。社員は、年度初めに上司と入念にすり合わせて具体性を持った業務遂行課題を決定します。当年度末、上司は本人と面談し、設定された課題に対する成果の達成レベルと成果に至るまでのプロセスについて振り返り、納得感の高い業績の評定と、成果に至るまでの過程において発揮された能力の評定を行います。発揮された能力として、倫理やコンプライアンスの遵守状況、人材育成への関与度合いなども評価の対象となります。

三井住友信託銀行は、2019年度から、短期的な取り組みのみでなく、中長期的な課題へも取り組みやすくするよう、業績評価のサイクルを従来の半年間から1年間へ変更しました。評価期間は長くなりますが、少なくとも四半期に1度は面談を実施することとし、日々の課題のタイムリーな共有・解消や、期中のプロセスチェックを行うことを目指しています。

会社業績を反映した賞与制度

三井住友信託銀行では、社員一人一人の最大限の能力発揮を促していく観点から、「当グループ全体の収益の積み上げと所属する事業・店部へ貢献することへのインセンティブ」

「業績反映プロセスの明確化を通じた公正で透明性の高い制度運営」を狙いとして、グループ全体の業績から個人の業績・成果までを適切に賞与金額に反映させる体系を導入しています。

当グループは適切な人材評価と業績を反映した賞与の支払いを通じ、優れた人材が最大の力を発揮する環境を整えています。

また、三井住友トラスト・ホールディングスの株式を定期的に買い付ける従業員持株会を提供し、社員の財産形成を支援しています。

評価対象となる社員

12,973人(2020年3月末)

業績賞与を決定する際の会社業績指標

連結実質業務純益の達成率、
連結当期純利益の達成率

個人業績を測定する際の評価方法

人事評価制度に定める業績評定結果をベースに、
所属社員間の相対配分により決定

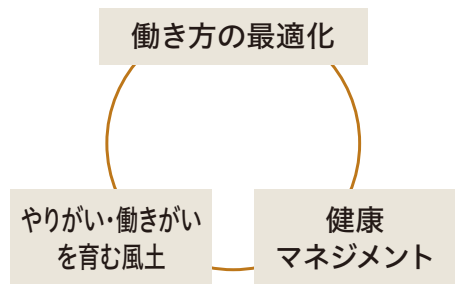
職場環境の整備

働き方改革宣言

三井住友トラスト・グループは、「個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に生かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場の提供」を、トップコミットメントとして宣言し、以下のテーマについて、グループを挙げて取り組みます。

1. 多様な働き方とワークライフバランスの実現
2. 健康意識の発揚と適切な労働時間管理等を通じた健康増進の支援
3. 全社員がやりがいを持って活躍し成長できる機会の提供

社員一人一人のいきいきとした働きを通じて、お客さまの利益に貢献し、社会に役立つ企業グループであり続けます。



当グループの人材集団をレベルアップする施策の両輪(94頁参照)のもう一方である「職場環境の整備」においては、2017年5月に三井住友トラスト・ホールディングスと三井住友信託銀行の両社長をトップとする「働き方改革本部」を立ち上げるとともに、トップコミットメントとして「働き方改革宣言」を制定しました。

この宣言に基づく取り組みにより、三井住友信託銀行では、毎年実施している社員意識調査において職場環境・ワークライフバランスの項目が全般的に向上しています。

労働に関する国際原則への支持

当グループは国連グローバル・コンパクトへの署名を通じ「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」を支持しています。

また、労働基準に関する会社のガイドラインを社内イントラネットで閲覧できるよう配信しており、海外拠点も含めて共有しています。

具体的な取り組み

- 勤務時間インターバル(終業時刻と翌日の始業時刻との間)9時間取得ルールの設定・遵守
- 関係会社を含めたグループ全社員の勤務時間の把握と過重労働の未然防止措置の徹底
- グループ全体の時間外勤務状況、健康推進体制の運営状況について、年4回取締役会に付議、社外役員を含め意見を聴取し、施策立案・遂行に活用
- 効率的業務運営を実践しているマネジメントの好事例をイントラネットに展開
- 全館禁煙化の実施
- ビジネスカジュアルの通年化
- RPAによる現場へのデータ還元

働き方の最適化

労働環境の改善に向けて

当グループでは、労働環境の改善に向けたさまざまな取り組みを行っています。具体的には、業務効率化と時間管理の徹底による時間外労働の削減を進めています。業務プロセス改革や店舗戦略の推進により、5年程度で店舗事務の70%を削減することを目指しています。また、定型業務の自動化など本部業務での効率化も着実に進めています。

これらにより創出した戦力は、現場の営業戦力やIT業務など専門分野へのシフトにより顧客対応を強化し、サービスの向上につなげていきます。

また、休暇の取得促進、早帰り月間・定時退社週間などを実施し、総労働時間の縮減に努めています。

三井住友信託銀行社員の有給休暇取得状況(2019年度実績)

有給休暇取得平均日数	16.2日
有給休暇取得率	60%

三井住友信託銀行社員の残業の状況(2019年度実績)

1カ月当たりの平均残業時間(法定時間外)	20時間
1カ月当たりの残業時間(法定時間外)が60時間を超える社員の割合	0%

ワークライフバランス実現のための取り組み

当グループでは、社員が安心して働き、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。その一環として、父親支援・男性のワークライフバランス等の事業を展開する特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパンが設立した「イクボス企業同盟」に加盟しています。本同盟での活動を通じて、社員の「多様な働き方とワークライフバランスの実現」への取り組みが、当グループの持続的な成長のためには不可欠であるというメッセージをあらためてグループ内に浸透させ、マネジメント層の意識改革と育成を推進しています。

出産・育児については、三井住友信託銀行では、子どもが

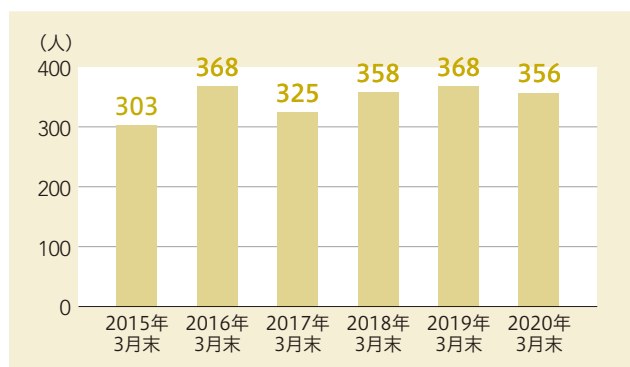


2歳になるまで取得可能な育児休業に加え、男性の育児休業取得の推進、年間10日まで(対象となる子が二人以上の場合)の子どもの看護休暇制度、妊娠中および小学校3年生を修了するまでの子と同居し養育する場合に適用される短時間勤務制度、時間外勤務・深夜勤務の免除など、安心して子育てができる環境を整えています。2020年3月末時点で356人の社員が、本制度を利用して育児休業を取得しています。また、出産予定の社員と管理者それぞれに向けて、制度概要や留意事項を案内する育児ハンドブックを制定しているほか、育児休業中においてもアクセス可能な社員向けウェブサイトや、育児中のお役立ち情報や会社情報の提供をメールマガジンにて行っています。また、外部講師による

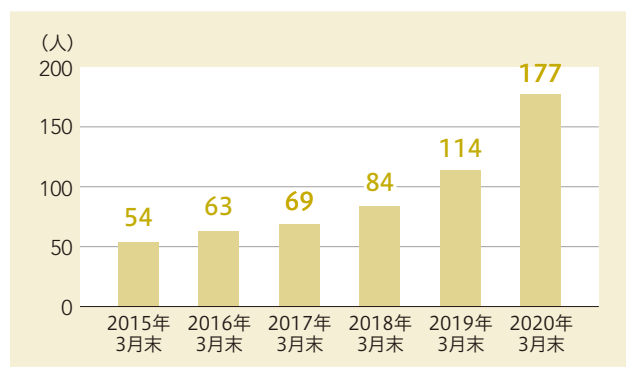
柔軟な勤務制度の利用状況(2019年度実績)

育児・介護に関わる短時間勤務制度利用者数	636
育児・介護に関わる時差出勤・時間外免除制度利用者数	240
在宅勤務制度利用者数	323

育児休業者数推移



介護休暇取得者数推移



三井住友信託銀行の出産・育児に関する制度(2020年3月末現在)

項目	妊娠	産前	産後	1歳未満まで	2歳に達する日まで	小学校入学前まで	小学校3年まで
時差出勤	○	○	○	○	○	○	○
通院時間の確保・通勤緩和等	○	○	○	○			
産前・産後休暇(産前・産後8週間/有給)		○	○				
出産・育児休業(最初の1週間は有給)	○	○	○	○	○		
育児時間(1日1回1時間または1日2回各30分/有給)				○			
時間外勤務の免除	○	○	○	○	○	○	○
深夜勤務の免除	○	○	○	○	○	○	○
短時間勤務制度(1日2時間を超えない範囲で勤務を短縮)	○	○	○	○	○	○	○
看護休暇				○	○	○	

復職者向けのセミナーを開催し、両立に不安を持つ女性社員同士のネットワークづくりや、円滑な職場復帰を支援していることに加え、育児で時間に制約をもって働く社員を部下にもつ課長を対象にケーススタディを使って組織運営を考える研修なども実施しています。

介護については、介護についての基本的な知識が分かる介護ハンドブックの制定や介護セミナーの定期開催のほか、年間10日まで(対象家族が二人以上の場合)の介護休暇制度、最長1年間の介護休業制度や最長3年間(対象家族一人当たり)の短時間勤務制度を設けています。また、突然の介護に備えて、社員の介護リテラシーを引き上げるべく、年2回のeラーニングにて、介護の特徴や介護制度に関する知識習得のための啓発研修を実施しています。

がん治療との両立支援

三井住友信託銀行では、2019年度よりがん治療と仕事の両立を目的に時間単位で取得可能な休暇制度などの柔軟な勤務制度を導入しました。また、厚生労働省が推進する「がん対策推進企業アクション」にも参画しています。

柔軟な働き方の推進

三井住友信託銀行では、2018年度より生産性向上や両立支援を目的に、自宅等でのテレワーク勤務を開始しました。2019年度からは、支店の有効利用や通勤負担軽減等の観点からサテライトオフィス勤務を試行開始しており、2020年度からは利用者や対象店舗を拡大しています。時差出勤の利用も促進し、社員が働く時間や場所をフレキシブルに選択できる環境を整備しています。

また、2019年度より、ビジネスカジュアルを通年化しました。これにより、時々の業務内容や顧客属性にふさわしい服装を自ら選択する社員の「自律性」を高め、「寒暖に対応しやすく・働きやすい職場づくり」を推進していきます。

健康マネジメント

「健康意識の発揚と適切な労働時間管理等を通じた健康増進の支援」については、グループ社員全員の心身両面での健康推進を目指して、前述の働き方の最適化を推進するとともに、各事業所に産業医・衛生管理者(衛生推進者)を設置してきめ細かい健康管理指導を行うとともに、eラーニングによる健康の重要性についての啓発活動を実施しています。また、ラインマネジメントに対しては、研修などを通じて自身と部下の心身の健康管理の重要性についての認識を高める活動を行っています。

具体的な取り組み事項

- 健康管理強化の観点から、社員の自己保健義務の周知徹底を図り、自律的・自発的な健康管理を促進
- 長時間労働となる場合の半日休暇の取得勧奨、出社時間を遅らせるなどの柔軟な運営の定着化
- 定期健康診断・再検査・要治療の未受診者について、店部と連携して受診を徹底させる運営開始
- 定期健康診断以外にも、店部における日々のコミュニケーション、人事面談、職務状況申告書(年1回)を通じて、各社員の健康状態を把握できる態勢の整備
- インフルエンザ予防接種の実施(主要拠点ビル、一部支店)、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染防止に向けた注意喚起
- 始業時におけるラジオ体操励行
- 時間外勤務状況、健康推進体制の運営状況について、年4回取締役会に報告。社外役員を含め幅広く意見を聴取し、施策立案・遂行に活用

これらの取り組みが評価され、当グループは2018年より3年連続で経済産業省より、優良な健康経営を実践している法人として「健康経営優良法人～ホワイト500～」に認定されています。

また、新型コロナウイルスが感染拡大している状況を踏まえ、社員の心理的不安に対応すべく「コロナ相談窓口」を設置し、速やかに適切な対応を行うよう努めています。

体の健康

全社員に年1回の定期健康診断を義務付けるとともに、医療機関での対応が必要な社員は漏れなく受診するよう、人事部等から個別に受診勧奨を行っています。また、その家族に対しても健康保険組合を通じて人間ドックなどの受診補助を実施しています。

心の健康

全社員を対象に年1回ストレスチェックを実施し、個人にフィードバックすることに加えて、ラインマネジメントによるケアを実施するための産業医による教育や、企業内の健康推進センターなどにおけるメンタルカウンセリングタイムの設定のほか、健康保険組合では電話による無料健康相談を実施するなど、社員が利用しやすい相談体制を整備しています。年1回実施のストレスチェックに際しては、集団分析結果を従業員組合に提示し「職場環境の改善」について協議して向上に努めています。

やりがい・働きがいを育む風土

「全社員がやりがいを持って活躍し成長できる機会の提供」に向け、チャレンジと学びを後押しする風土構築と双方向コミュニケーションの活性化に取り組んでいます。

上司が部下の日頃の悩みや課題を知ることでタイムリーに成長・活躍を手助けし、キャリアプランを一緒に考える時間を確保できるよう、上司と部下間の面談を少なくとも四半期に1度は実施する運営としています。

また、当グループでは前述の通り、ゼミ、塾・道場など店内にとどまらず有志を募って学びの機会をつくる活動の推奨や、外部講師による講演の定期的な開催などを展開してきました。三井住友信託銀行では、地域限定型から全国転勤型への転換や、希望する業務・事業への異動にチャレンジする業務公募制度など、社員自身による主体的・自律的なキャリア形成を推進しています。

併せて、グループ社員の前向きな意欲を新商品やイノベーションという形にして新たなソリューションにつなげるために、新事業・業務の創出に向けた社員による未来づくり活動を推進し、社員のやりがいにつなげています。



当グループのミッションなどを議論する次世代リーダー養成の研修

Trust Bank”と銘打った議論の場を設けています。

具体的な題材をベースに役職やチームにかかわらず社員同士の自由な議論を通じて「モチベーションの高い職場づくり」を実践しています。

三井住友信託銀行では、結社の自由を認め、労働者の団結権、団体交渉の権利を尊重し、社員が経営層へオープンにコミュニケーションできる権利を保証しています。従業員組合の加入者数は11,650人で社員の87.5%を占めており(2020年9月末)、これは2018年7月に新たにアソシエイト社員が組合加入したことにより2017年3月基準の8,537人に対して全社員における組織化率は大幅に向上しています。社長以下の経営幹部と組合代表者が出席する経営協議会や支部ごとに労使が出席する店部内協議会を定期的に行い、組合員の労働条件や労働環境の維持等について協議して、社員の声を経営に反映させる取り組みを行っています。

なお、グループ会社においても、会社と組合や社員代表との対話を通じて、会社の円滑な業務運営と職場環境の維持改善に取り組んでいます。

シニア社員の活躍推進

三井住友信託銀行では、一定の基準を満たす定年退職者について、希望に応じ65歳までの雇用機会を提供する継続雇用制度(エルダーパートナー制度)を整備していましたが、2021年4月からは定年を65歳まで延長しシニア社員が長く活躍できる環境を整えていきます。

また、高度な専門性を発揮する社員については、「フェロー」として認定を行い、処遇にも反映させる仕組みを導入しています。



業務公募に先駆けて開催される事業説明会

社員との対話

会社と社員が同じ方向を目指せるよう、当グループのビジネスモデルや価値創造ストーリーを分かりやすく編集した「社員版統合報告書」を配布して社員の理解を促進しています。

また、風土が浸透し持続するためには、役員と社員および社員同士の双方向コミュニケーションが良好であることも不可欠です。三井住友信託銀行では、階層別研修など社員が集まる機会を捉えて、社長以下役員が経営方針や自身のリーダーシップなどについて語り質疑する場を持っています。

現場においては、受託者精神に則った意識の醸成やチームワークの向上などを目的に、「ディスカッション“The

海外勤務者・渡航者のための異文化理解ハンドブック作成

三井住友信託銀行は、全ての海外拠点の勤務者や出張者が留意すべき社会・慣習上のリスクを記載した「海外アプリケーションハンドブック」を作成しました。本ハンドブックの作成にあたっては、米国のCSR推進団体BSRが制作したレポートと、東京人権啓発企業連絡会が発表した研究資料等を参考にしています。



各国の特色や国民性、それぞれの文化・宗教に基づく慣習やタブーを知っておくことで、相手の行動や心情をより深く理解し、円滑なコミュニケーションや信頼関係を構築することが可能となります。ハンドブックは、トランスペアレンシー・インターナショナル※による汚職認知度ランクなどの各国の概要データ、ビジネスや食事などのシーン別マナー、一般常識とタブー、日本の文化・生活習慣との違い、各国の女性の人権、宗教に起因する慣習・ルールを拠点別にまとめ、勤務者が渡航前に閲覧できるよう、海外業務部と人事部が中心となって社内に周知しています。

※腐敗、特に汚職に対して取り組む国際的非政府組織。本ハンドブックの各国の汚職認知度ランクは、同組織による世界180カ国を対象とした汚職認知度を掲載。

ハラスメント防止ハンドブックの配布等

当グループでは、相談窓口への相談事例や社会的注目度の高まりを受けて、ハラスメント事案の未然防止と事態の深刻化を防ぐため、ならびにハラスメントを正しく理解し、当グループ社員が組織人として正しい行動がとれるよう、「ハラスメント防止ハンドブック」をグループ全社員に配布しているほか、三井住友信託銀行では、毎年全社員を対象に「ハラスメント防止研修(eラーニング)」を実施しています。正しい理解を通じて、ハラスメントの撲滅と、互いを尊重する風土の醸成、働きやすく、働きがいのある職場環境を目指しています。

労働慣行等に関する苦情に対する対応態勢

三井住友信託銀行は、適切な労務管理を推進する観点から、人事運営上の不公平・不公正、ハラスメントなど、人事・労務管理上の問題発生時等において、職制とは別に、全社員（コース社員、専門社員、アソシエイト社員、アルバイト、派遣社員を含む）が相談できる窓口として、人事部内に「人事相談窓口(LGBTQ相談窓口)」を設置しています。労務トラブルに対するセーフティネットとして、匿名でも受け付けており、相談事項については関係者と速やかに連携を図り、適切な対応を行うよう努めています。

アソシエイト社員については、職場における人事管理とは別に、関係会社(三井住友トラスト・ビジネスサービス)を通じて巡回面談等を行う「人事サポート業務」を実施しています。

個々人のコンディションの把握に努めるとともに、職場では伝えにくい意見・声を吸い上げることで、労務トラブルの未然防止につなげています(110頁参照)。

三井住友信託銀行の労働慣行等に関する相談件数

年度	相談件数
2015年度	42件
2016年度	78件
2017年度	65件
2018年度	76件
2019年度	68件

社員満足度調査の結果

三井住友信託銀行は、会社施策の浸透度、人事制度・運営や、職場環境・エンゲージメントなどについて、社員の認識状況を客観的に把握するため、全社員を対象として「意識調査」を実施しています。なお、実施時期の見直しに伴い、2018年度は実施していません。また、2020年度は実施済みですが、2021年1月現在集計中です。

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2019年度
活性度	62.1	61.5	60.9	62.1	59.1
満足度	61.4	61.1	60.8	59.8	60.4

活性度…将来への期待感、前向きな思考傾向、組織への貢献意識、仕事へのモチベーションの高さなどを示す指標。

満足度…業務内容や職場環境、人間関係からどれだけ満足度を得ているかを示す指標。

社員の状況(三井住友信託銀行)

	2019年3月末	2020年3月末
社員数	13,469人 (男性5,956人)(女性7,513人)	13,527人 (男性5,950人)(女性7,577人)
香港	62人	63人
日本	12,744人	12,737人
中国	131人	131人
韓国	4人	4人
シンガポール	144人	142人
インドネシア	8人	6人
イギリス	176人	237人
アメリカ	200人	204人
シドニー	—	3人
平均年齢	42.4歳 (男性43.5歳)(女性41.4歳)	41.4歳 (男性43.5歳)(女性39.6歳)
平均勤続年数	13.4年 (男性16.0年)(女性11.0年)	14.1年 (男性16.3年)(女性11.8年)
平均年間給与 ※厚生労働省が定める地域別の最低賃金を確保	7,198千円	7,349千円
派遣社員数	402人	446人
アルバイト数	45人	49人
障がい者雇用数	289人 (障がい者雇用率 2.21%)	301人 (障がい者雇用率 2.28%)
継続雇用制度利用者数	424人	455人
離職者数(年間)	301人 (男性134人)(女性167人)	285人 (男性128人)(女性157人)
労働災害件数(年間)	93件 (うち業務上災害:45件、通勤途上災害:48件)	125件

人権に関する取り組み

1. 人権マネジメント

人権方針の制定

当グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」において個人の尊重を掲げ、あらゆる企業活動において、個人の人権、多様な価値観を尊重し不当な差別行為の排除をうたっています。また、この方針を徹底するために2013年12月、人

権に関する行動・判断の基準となる「人権方針」を制定し、2016年11月1日にはLGBTQ、障がいに対する差別の禁止文言を追加しました。当グループは本方針に基づき、日々の事業活動や商品・サービスを提供する上で関わる全てのステークホルダーの人権を尊重します。

人権方針

私たち三井住友トラスト・グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」に基づき、お客さまをはじめ、すべてのステークホルダーの基本的な人権が尊重される企業風土・職場環境の醸成に取り組み、企業活動のあらゆる局面において、常に高い倫理観と社会的良識を持って行動し、社会から信頼される企業グループとして、その持続的発展を目指します。

1. 国際規範の尊重

私たちは、世界人権宣言や国連グローバル・コンパクトによる企業行動規範など、人権に関する国際規範を尊重します。

2. 差別の禁止

私たちは、あらゆる企業活動において、人種や国籍、性別、性的指向、性自認、出身、社会的身分、信条、宗教、障がい、身体的特徴などを理由とした差別や人権侵害を行いません。

3. 人権を尊重する企業風土の醸成

私たちは、あらゆる人権問題を自らの問題としてとらえ、相手の立場に立って物事を考えることを励行し、人権を尊重する企業風土を醸成します。

4. 働きやすい職場環境の確立

私たちは、全ての役員・社員一人ひとりが互いをビジネスパートナーとして認め合い、自由に意見を言い合える対等な関係を構築

することで、働きやすい職場環境を確立していきます。

私たちは、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を人間の尊厳を傷つける行為として認識し、これを行いません。

5. 公正採用の実施

私たちは、社員等の採用に当たって、本人の能力と適性のみを基準とした、厳正かつ公平な選考を行います。

6. 人権啓発研修の実施

私たちは、人権に関する実際または潜在的なあらゆる課題の解決に向け、全ての役員・社員一人ひとりが人権に関する正しい知識と理解を深めるため、毎年の職場内人権啓発研修を中心として、あらゆる機会を通じ、同和問題をはじめとする幅広い人権啓発に取り組んでいきます。

当グループは、本方針を海外の拠点に対しても適用するとともに、海外を含む投融資先や調達・委託先(サプライチェーン)の企業活動が人権に与える負の影響について情報収集し、法規範等に反する場合等には、都度必要に応じた対策を講じていきます。

基本的な考え方

当グループの人権マネジメントは2011年6月、国際連合人権理事会において採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて構築されています。

ビジネスと人権に関する指導原則に準拠した人権マネジメント体制

コミットメント	「人権方針」の制定。
人権デューデリジェンス ^{※1} の実施	1年に1度、海外を含む全店部・全関連会社に、人権対応状況をチェックするための「人権デューデリジェンス自己チェック表 ^{※2} 」を配信。
救済へのアクセス	人事部「人事相談窓口(LGBTQ相談窓口)」が担当。

※1 人権デューデリジェンスとは、当グループの活動および当グループと関係を有する他者の活動から生じる、人権への実際または潜在的な負の影響を特定するとともに、防止・軽減等の措置を講じて、その効果を継続的に検証・開示する一連の取り組みを指します。

※2 人権デューデリジェンスが実施されているか、「人権方針」が遵守されているか、また、人権侵害が発生していないかなど、人権マネジメント体制関係各部の取り組み状況を確認するチェック表を指します。

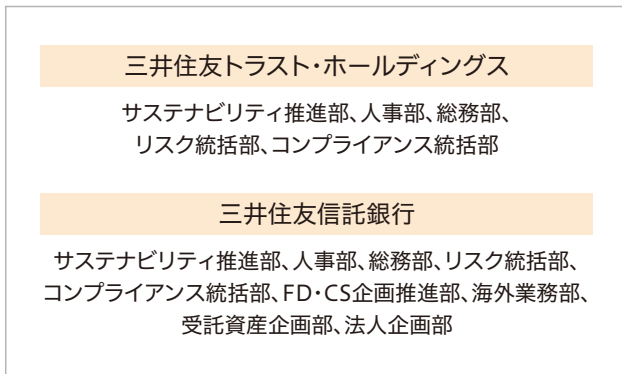
人権マネジメント体制概要

三井住友トラスト・ホールディングスと三井住友信託銀行の合同組織として、サステナビリティ推進部長を議長とした「人権デューデリジェンス連絡会」を2013年12月に設置しています。関係各部の役割は以下の通りです。

人権デューデリジェンス連絡会

- サステナビリティ推進部長を議長とし、海外を含む当グループ全社の人権対応状況を調査し、必要な課題の抽出、改善策を協議します。
- 人権デューデリジェンス自己チェック表を用いて、人権対応状況の調査を1年に一度実施します。

人権デューデリジェンス連絡会構成部



サステナビリティ推進部

人権デューデリジェンス連絡会での協議に基づき、当グループの人権への取り組み体制の整備・強化に向けた目標・計画を策定します。

人事部・人権啓発推進委員会

人権デューデリジェンス連絡会での協議に基づき、人権啓発研修等の計画を策定し、実施します。具体的には、人事部統括役員を委員長とする「人権啓発推進委員会」を中心に、人権問題に関する各種研修や啓発活動を実施しています。

人権啓発推進委員会「組織体制」



海外含む全店部・全関連会社

人権デューデリジェンス自己チェック表に基づき、各々が「人権方針」遵守状況等を確認します。

人権デューデリジェンス自己チェック表(主な項目)

- 経営における人権問題への配慮
- 人権啓発推進体制
(運営状況、人権問題発生時の対応等)
- 人権教育
(人権啓発研修の実施状況等)
- 人権課題分野別対応状況
 - 同和問題への理解と啓発
 - 公正な採用選考を行っているか
 - 企業と社会(差別表現の排除、ユニバーサルデザインへの理解等)
 - 職場の人権(ハラスメント防止、高齢者への配慮、身障者への配慮、HIV等感染症への理解、LGBTQへの理解等)
 - 仕事と家庭の両立(多様な就労体制への配慮、旧姓使用への配慮、出産・育児支援、介護休暇等への理解等)
 - 働き甲斐の追求(公正な人事評価・処遇、機会の均等、個性の尊重、障がい者や妊婦等に配慮した安全管理・危機管理等)
 - さまざまな人権問題についての啓発活動(民族差別、高齢者、児童労働、ハンセン病、LGBTQ、出所受刑者等)
 - 投融資・サプライチェーンで配慮すべき人権問題(人種差別、児童労働、人の健康、生活等に影響を及ぼす環境破壊、人道に反する兵器・武器製造、適正な採用活動、就労者の人権配慮等)
- 人事部人権啓発担当者の活動状況

人事相談窓口(LGBTQ相談窓口)

人権に関する各種相談に応じるとともに、人権への負の影響が顕在化した場合には、関係各部と連携し、速やかに必要な対策を講じます。当窓口へは匿名での相談も可能であり、被害者のプライバシーを保護します。

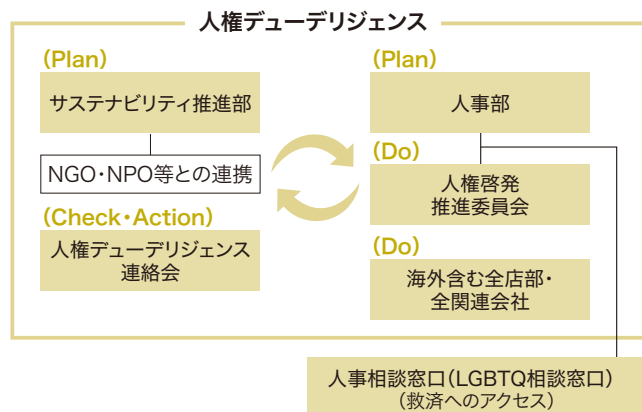
2019年度人事相談窓口受付件数68件、うち人権侵害の懸念ある事態はハラスメントを含め27件でした。

相談者の要望に応じて、職場へ働きかけ、行為の当事者および周囲の第三者へのヒアリングを重ねて事実を認定します。その上で、当事者の異動等による相談者の職場環境改善を図るとともに、規定に則り、行為者に対して懲戒処分を下す場合もあります。なお、2019年度の受付案件は5件を除き対応解決済みです。

PDCAサイクルによる人権マネジメント

当グループでは、個人の人権、多様な価値観を尊重し不当な差別行為を排除して、全てのステークホルダーの基本的な人権が尊重される企業風土・職場環境の醸成のため、PDCAサイクルで人権マネジメントの質的向上を図っています。

PDCAサイクルを踏まえた人権マネジメント体制



2. 人権尊重についての教育

人権啓発推進委員会では、毎月一回、人権尊重の好事例等を紹介する「人権啓発ツール」を全社員にメールで発信しているほか、当グループ全社・全店部において、人権問題に関する各種研修を実施しています。人権啓発を目的とした研修は、2019年度は261部署で開催、階層別研修での講義

も含めると合計403時間、延べ24,177人が受講しました。

年1回実施する職場内人権啓発研修では、人権デューデリジェンスの結果、さらなる教育が必要と認められた課題があればテーマとして取り上げています。

3. 多様な人権を守るために

ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組み

グループ全体の「ダイバーシティ&インクルージョン」の理念と目的を共有し、着実に推進するべく、社員に情報発信しています。

同和問題、在日外国人問題への取り組み

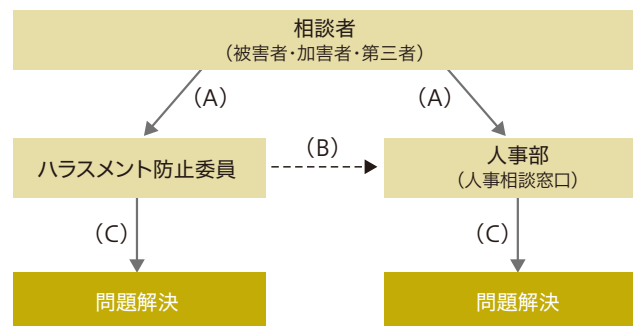
当グループは、同和問題への対応を、人権啓発推進にあたっての特に重要なテーマとして捉えています。同和問題は当グループが人権啓発をより積極的に取り組むようになった原点です。東京人権啓発企業連絡会等の社外の知見を踏まえながら、新人研修をはじめとした各種研修や啓発活動を通じ、偏見や差別意識の徹底した排除に取り組んでいます。

また、在日外国人問題に関しては、2012年7月9日から新たに施行された在留管理制度を採り上げ、各階層別研修において窓口での本人確認の場面などを想定し、本人確認書類の取り扱いやプライバシーの尊重など、外国人の人権への配慮を周知しています。

セクシュアルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止活動

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントといった行為は、個人の人格および人権を傷付ける行為であり、当グループでは厳禁としています。特にセクシュアルハラスメントについては、厳格に禁じています。また、パワーハラスメン

ハラスメントに関する相談・苦情受付、事後処理体制



- (A) 相談・苦情申し出は各部・営業店のハラスメント防止委員または人事部「人事相談窓口」等で行う。
- (B) ハラスメント防止委員は必要に応じて人事部「人事相談窓口」へ相談し、アドバイスや対応を依頼する。
- (C) ハラスメント防止委員・人事部「人事相談窓口」は相談者の相談内容などを理解し、必要に応じて加害者とされる者や関係者へのヒアリングなどにより事態を的確に把握し、アドバイスなどにより事態の解消を図る。

トについては、上司から部下に対して行われるものだけではなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対してのものまで、職場の優位性に基づく行為全てをなくしていくことに努めています。万一、ハラスメントが発生した場合の相談・苦情については、各部・営業店のハラスメント防止委員または人事部「人事相談窓口」が申し入れ窓口となっています。被害者から相談があった場合には、担当者が行為の具体的態様、当事者同士の関係、被害者の対応などについて、関係者へのヒアリングなどを通じて総合的に調査し、ハラスメントの加害者には懲戒など厳正な処分を行います。

なお、職場内人権啓発研修をはじめ、新人研修や各種階層別研修においても取り上げて啓発活動を継続的に実施しています。

また、相談窓口への相談事例や世間の動向を踏まえ、2018年度には「ハラスメント防止ハンドブック」を制定、全社員に配布し、さらなる啓発に努めています。

当窓口へは匿名での相談も可能であり、被害者のプライバシーを保護します。

LGBTQへの取り組み

当グループでは、前述の通り2016年11月の人権方針改定の際に、LGBTQに対する差別の禁止文言を追加しました。LGBTQなどの性的マイノリティの社員が自分らしく能

力発揮をしていける職場環境の整備として、三井住友信託銀行では、相談窓口の設置や福利厚生制度の改定、研修を通じた啓発活動などに



継続して取り組んでいます。また、三井住友信託銀行では同性パートナーを配偶者とみなしてご利用いただける住宅ローンを取り扱っており、三井住友トラスト・グループとして「東京レインボープライド」への協賛を行うなど、LGBTQ支援の姿勢を社外、社内に表明しています。これらの取り組みが評価され、LGBTQに関するダイバーシティ・マネジメントの促進と定着を支援する任意団体wwP(work with Pride)による、LGBTQなどの性的マイノリティに関する取り組みの評価「PRIDE指標」において、2018年度までは三井住友信託銀行が2年連続で「ゴールド」を受賞、2019年度からはグループに取り組みを広げ三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメントが「ゴールド」を受賞、2020年度はさらに三井住友トラスト・ビジネスサービスが加わり、三井住友トラスト・ホールディングスおよびグループ3社*の取り組みに対して、グループとして「ゴールド」を受賞しました。

※三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメント、三井住友トラスト・ビジネスサービス。なお、日興アセットマネジメントは2019年度、2020年度と単体でゴールドを受賞。

4. 投融資における人権問題への対応

人権方針

当グループは、人権方針において、海外を含む投融資先の企業活動が人権に与える負の影響について情報収集し、法規等反する場合には、都度必要に応じた対策を講じることをうたっています。

人権問題に関わるエンゲージメント活動

三井住友トラスト・アセットマネジメントは、責任ある機関投資家として、グローバルに投資先企業に対して積極的な働きかけ(エンゲージメント・議決権行使)を行い、課題解決を促しています。

人権問題に関する事例として、クラスター爆弾製造に関する懸念のあったイスラエルの軍事・防衛関連企業へのエンゲージメントが挙げられます。クラスター爆弾の製造は、オスロ条約など国際条約で非人道的兵器として製造・使用が禁止されており、人道上の観点から風評リスクに晒されています。三井住友トラスト・アセットマネジメントは当該企業に対し、クラスター爆弾の製造に手を出すべきではないこと、少なくともクラスター爆弾の製造に関するリスクや今後の方針を明確化して開示すべきであることを意見しました。その結果、当該企業は迅速に対応し、国際条約に抵触する事業には関わらないことについて方針を開示しました。

5. 調達における人権配慮

当グループではCSR調達方針を定め、基本的人権を尊重し、労働安全衛生に配慮し、不当な差別や強制労働、児童労働

などの人権侵害を行わないサプライヤーとの取引、製品・サービスの調達に努めることとしています(89頁参照)。

超高齢社会問題への対応



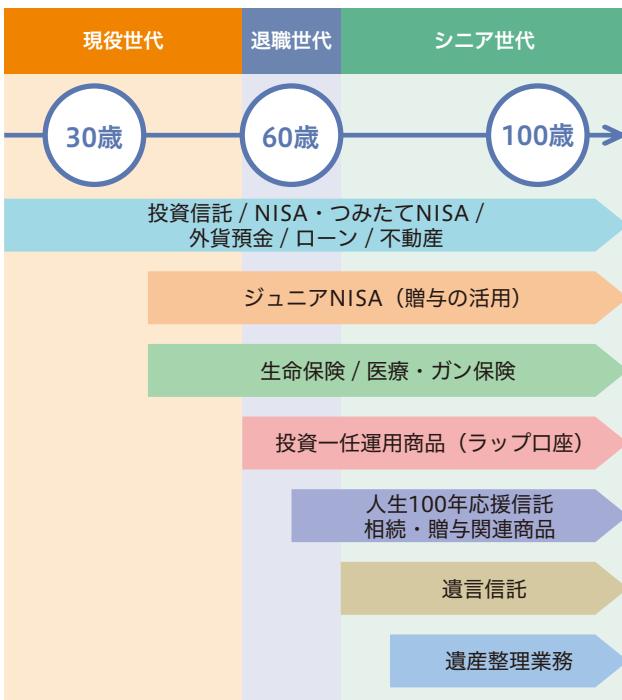
長谷川和夫先生と佐藤浩市氏の対談については、三井住友信託銀行ホームページをご覧ください。
<https://www.smtb.jp/special/specialtalk1.html>

1. 人生100年時代のベストパートナーとして

人生100年時代は、従来のライフプランとは異なる形での「ふやす」「そなえる」「のこす」などの準備が必要となります。

当グループでは、お客さまの人生100年時代のベストパートナーとなることを目指し、世代別のお客さまの課題・ニーズを

を体系化した提案資料「コンサルティングプラン」などに基づく、充実したコンサルティングツールを取り揃え、お客さま本位のコンサルティングを実践し、適切な信託商品を、人生の中の適切なタイミングでお届けするよう努めています。



お客さまのニーズ	ニーズにお応えする主な商品等 (例)
ふやす	投資信託・外貨預金
	NISA、つみたてNISA
	ジュニアNISA
そなえる	投資一任運用商品(ラップ口座) ● 三井住友信託ファンドラップ
	生命保険 ● 各種個人年金保険 ● 各種終身保険
	医療・ガン保険
のこす	生命保険
	相続・贈与関連商品 ● 暦年贈与サポート信託 ● 家族おもいやり信託(一時金型) ● 人生100年応援信託 ● おひとりさま信託 ● 教育資金贈与信託 ● 結婚・子育て支援信託
	不動産仲介・有効利用 遺言信託 遺産整理業務
すむ・かりる	不動産・ローン

世界の中で最も長寿化が進んでいる日本は、「日本が超高齢社会となった後も、社会的安定を保っていること」「高齢者を含めた国民の生活水準を改善してきていること」などで評価されていますが、今後についても「人生100年時代のフロントランナー」として、超高齢社会を迎えても豊かさを高めることができる先例を示してもらいたいとの期待も

含め、取り組みが注目されています。

当グループでは、信託の力を中核とし、「人生100年時代のフロントランナー」たる日本の高齢者の皆さまが、自らの意思に基づき、安心して幸福に人生を過ごされることができるよう豊かな高齢社会が実現できるよう、取り組みを進めています。

人生100年応援部

三井住友信託銀行は、「人生100年時代」の到来により個人のお客さまに生じるさまざまな課題に対し、適切なソリューションを提供することを目的とした「人生100年応援部」を設置しました。

「人生100年応援部」では、長寿化による人生の時間軸の変化が生じさせるお客さまのニーズの多様化、複雑化を捉え、お客さまへ安心や安全、楽しみをご提供すべく、長年培った信託銀行グループならではのノウハウを生かしてソリューションメニューを開発し、順次ご提供していきます。

財産管理や相続に関するサービスを提供する一般社団法人安心サポートの設立

一般社団法人安心サポートは、2018年11月に三井住友信託銀行が母体となり設立した法人であり、三井住友信託銀行と一体となって※、高齢者の方々への財産管理サービス(施設入居時の入居保証、介護サービス等契約代行、任意後見、死後事務等)をご提供しています。

※三井住友信託銀行の金銭信託、遺言代行信託、生命保険信託等、分別管理機能をはじめとした各種信託との組み合わせにて(おひとりさま信託、安心サポート信託等)、お客さまの資産を、ご自身のために、もしくはご自身のお考え通りにとり行う、安心のソリューションをご提供しています。



2. 認知症等判断能力の低下への対応

人生80年時代から100年時代へ移行することにより、認知症や要介護となる期間が、人生の中の一部にあることを前提に準備することが必要な時代に、私たちは生きることになりました。三井住友信託銀行は、ノーマライゼーションの視点に立ち、認知症のお客さまであってもこれまでと変わらぬ生活を送ることができるような社会を目指し、さまざまな取り組みを行っています。

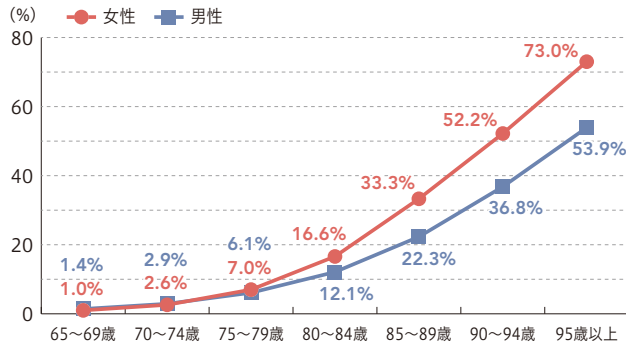
営業店における対応能力・リテラシーの向上

三井住友信託銀行では、国の認知症高齢者にやさしい地域づくり政策「新オレンジプラン」に基づき、認知症の人と家族の応援者である「認知症サポーター」養成を推進し、個人トータルソリューション事業(以下、個人TS事業)の営業店の指導者層である課長に対し日本応用老年学会の「ジェロントロジー・コンシェルジュ」認定資格の取得を義務づけています。

また、個人TS事業の全営業店に「認知症の人にやさしい金融ガイド」を配備の上読み合わせ勉強会を実施するなど、より実務的な対応力を強化しています。あわせて、対応スキルの修得を示す資格として、2021年1月に創設される「銀行ジェロントロジスト」認定資格を、個人TS事業の営業店の全社員が取得する予定です。



年齢別認知症出現率



出典: 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 平成24年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等推進事業「認知症の総合アセスメント」

認知症サポーター	3,973人
ジェロントロジー・コンシェルジュ認定試験	924人 (2014年から個人TS事業の全店部長が受験、2020年から課長以上に拡大)
銀行ジェロントロジスト認定試験	2021年1月の資格適用時より全営業店で受験予定

※人数は2020年9月末時点の実績

意思決定支援に向けたCOLTEMとの連携

認知症に関する取り組みとして三井住友信託銀行は、文科省傘下の科学技術振興機構が助成するCOLTEM(高齢者の地域生活を健康時から認知症に至るまで途切れなく法学、工学、医学を統合した社会技術開発拠点)およびその研究リーダーの京都府立医科大学大学院(成本迅医学研究科精神機能病態学教授)と連携を取りながら推進しています。2017年9月に出版した「認知症の人にやさしい金融ガイド」もその成果の一つです。また、金融と認知症に焦点を当てたシンポジウムの開催を主導するなど、金融業界全体の認知症対応力の向上に貢献してきました。本連携を通じて培った知見は、三井住友信託銀行自身の商品・サービスの開発等にも大きく役立っています。

また、同社は、金融機関高齢顧客対応ワーキンググループの開催や参画など、金融業界全体の認知症対応力の向上にも注力してきました。COLTEMの後継組織として設立された一般社団法人日本意思決定支援推進機構にも参画し、2021年1月にスタートの「銀行ジェロントロジスト」認定試験の創設にも貢献しています。

認知症のお客さまの財産管理

認知症などの理由で判断能力が不十分になると、預貯金の管理やさまざまな契約を自分で行うことが難しくなり、振り込み詐欺や悪徳商法の被害に遭う恐れが高まります。財産管理において、まず優先すべきは言うまでもなく「守り」です。次に必要なことは財産管理における「日常生活支援」です。生きていくために年金を受け取ったり、税金や公共料金の払い込みや、買物の代金の支払いなど日常生活のお金の管理をサポートすることが必要です。また「想いをつなぐ」ためのサポートも重要です。認知症になって意思(想い)の伝達が難しくなっても、やりたいこと、やってほしいことに変わりはありません。ただ、それを支援者の配慮に頼るには限界があり、特に契約など法律行為が伴うことは、判断能

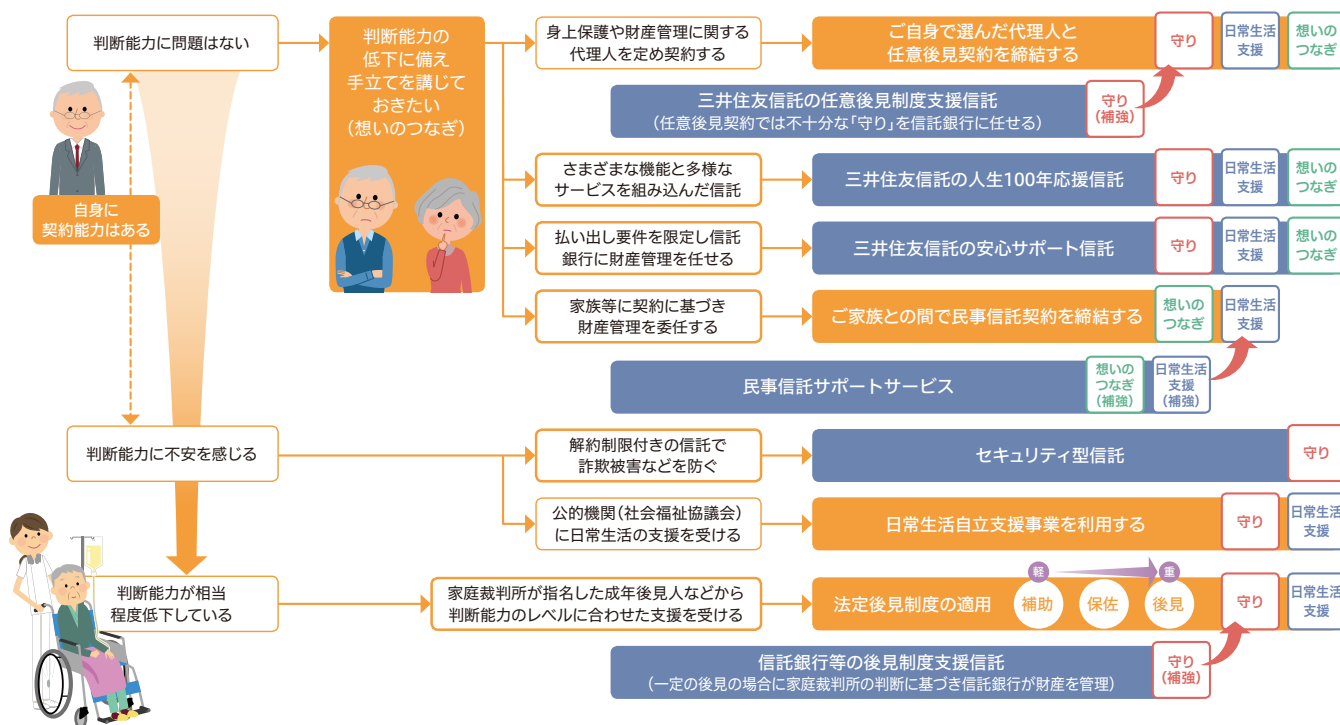
力があるうちに私的な契約で「想いをつなぐ」ための手立てを講じておくことが必要です。当社では、シニア世代応援レポート「認知症問題を考える」を作成し、成年後見制度やその他の公的な支援の仕組み、およびそれらを補完する金融商品・サービスを分かりやすく整理し、ご提案しています。



<https://www.smith.jp/csr/report/2019/all5.pdf>



認知症に対応した財産管理ラインアップ

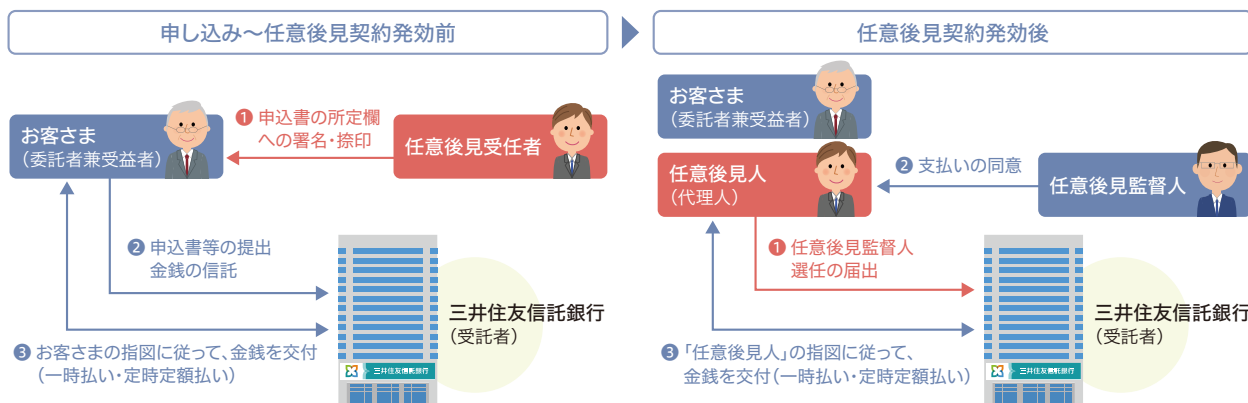




任意後見制度支援信託

ポイント 任意後見制度において金銭を管理する信託を別途設定することで、「守り」をより堅牢にします。

任意後見制度をご利用される方の財産を金銭信託で管理することで、任意後見制度をサポートするための信託です。任意後見契約が発効した後は、お預け入れいただいた金銭信託からの払い戻しには任意後見監督人の同意が必要となりますので(一時払い)、安全・確実に財産の保護を図ることができます。また、日々の生活に必要な資金などを定期的にお受け取りいただくこともできますので(定時定額払い)、任意後見人が担う財産管理のご負担も軽減することができます。任意後見契約が発効するまでの間は、ご自身またはお手続きを代理される方による一時払いや定時定額払いに関するお手続きが可能です。代理人によるお手続きをされる場合は、その都度、お客さまからの委任状の提出が必要となります。



人生100年応援信託<100年パスポート>

ポイント 人生100年時代となり、今後多くのお客さまに起こることとなる判断能力の低下に対する備えとして有効な機能群をワンパッケージにした、お客さまに安心して豊かな人生を楽しんでいただくための信託商品です。

認知症など判断能力の低下時に直面する、「預貯金の引き出しなどの困りごと」に対する備えとして有効な機能群をそろえた金銭信託です。成年後見制度とタイアップしたソリューションのご提供も含め、幅広くお客さまの立場に立ったコンサルティングを行う、人生100年時代のお供に、最適の信託商品です。



ワンパッケージの4つの機能

まかせる支払機能(年金型 + 目的内随時型)

認知症や健康の不安に備え、支払い手続きをまかせる方をあらかじめ指定できます(4親等内の親族、弁護士、司法書士、税理士を指定いただけます)。

認知症や健康が不安な期間において

- 毎月の生活費等の受け取り(毎月30万円まで)ができます。年1回追加支払いも可能です。
- 金額が大きくなりがちな医療費、介護費、住居費、税金、社会保険料のお支払いも可能です(あらかじめ払戻しの同意者を定めることもできます)。

防犯あんしん機能

年間16,000件*にのぼる特殊詐欺などに備え、あらかじめ払戻しの同意者を定めることができます。

ねんきん受取機能

毎月の生活費を定期的に受け取れます。充実した暮らしのための支出や生前贈与にも活用できます。

おもいやり承継機能

ご相続発生時に、あらかじめご指定いただいた相続人に500万円までをスムーズにお支払いします。

*警視庁によると、2019年は16,851件、総額363.9億円の被害が発生。



安心サポート信託(金銭信託型)(ファンドラップ型)

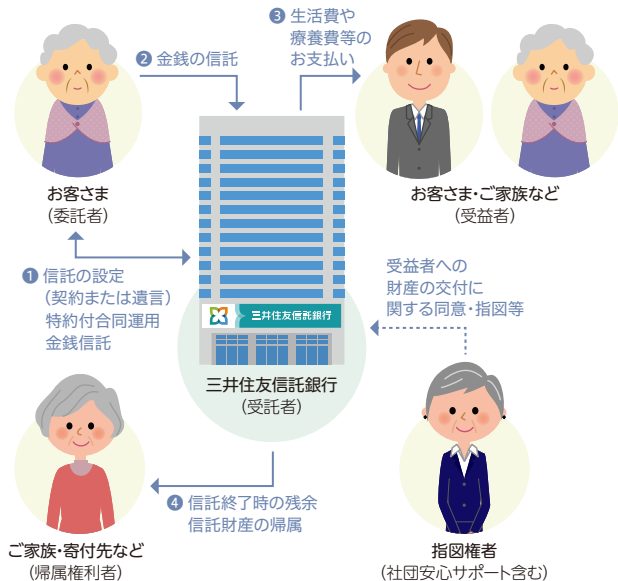
ポイント 認知判断能力の低下時にもご自身の意思に沿った資産の管理ができ、運用の継続も可能な信託商品です。

お客様自身とご家族などの方々のために、大切な財産をオーダーメイドかつ、中長期のサポートによって保全・管理、そして運用を行います。三井住友信託銀行が設立した一般社団法人安心サポートと連携し、財産や身の回りのことに対する不安を軽減する「信託銀行」ならではの商品です(ご契約内容はお客様の資産形成・管理の方針をお聞きした上で、一緒に設計致します)。

ファンドラップ型については、お客様が資産運用を継続しつつ、必要に応じて取り崩しができるように、三井住友信託ファンドラップによる運用を継続しながら、必要に応じて換金の上、生活費や医療・介護費等をお支払します。換金・支払いについては、信託契約であらかじめ条件を設定いただけるほか、緊急時など必要な場合については三井住友信託銀行の判断により実施致します。

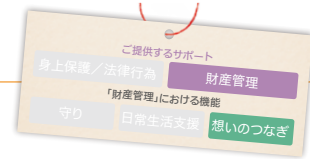
※安心サポート信託は取扱店舗を限定しています。

安心サポート信託の仕組み



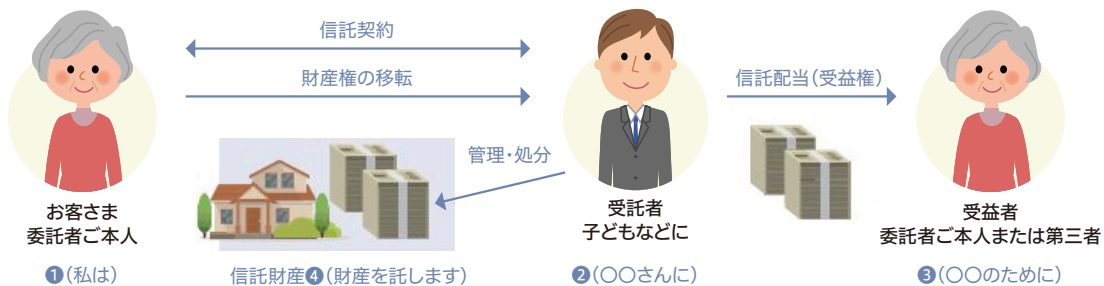
民事信託

ポイント 信託銀行が引き受ける(受託者となる)信託ではなく、家族などが受託者となる信託で、想いをつなぐよう契約を自由に設計します。専門士業が契約をサポートするケースが増えています。



民事信託の仕組み

※民事信託には財産(金銭)を分別して管理する信託受託者のための預金口座(信託口座)が必要です。

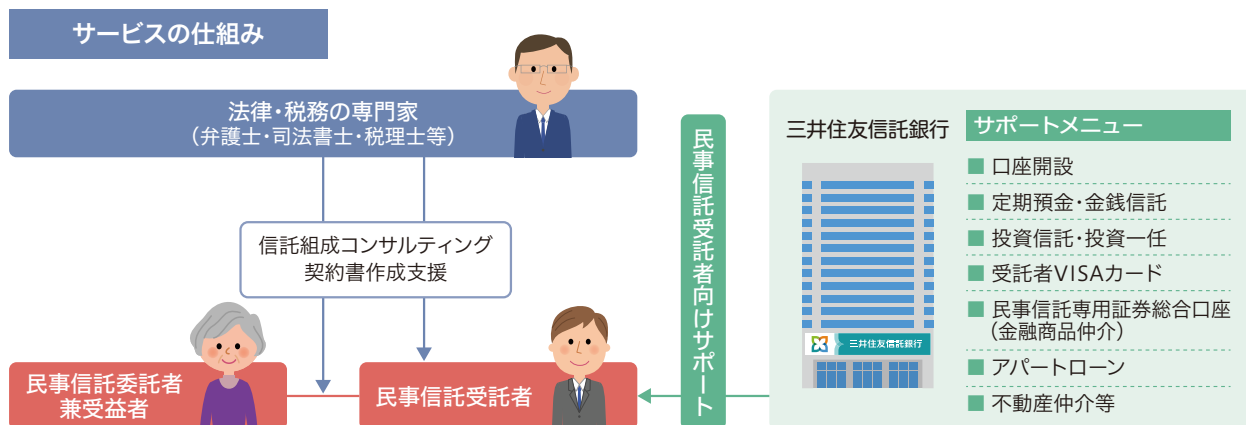




民事信託サポートサービス

ポイント 三井住友信託銀行は、民事信託受託者向けに信託口座などの金融サービスをご提供しています（民事信託の組成は、法律・税務の専門家にご相談ください）。

三井住友信託銀行は、民事信託の組成コンサルティングや契約書作成支援を行う法律・税務の専門家と連携し、民事信託の受託者に対して、適正な分別管理に欠かせない信託受託者のための預金口座（信託口座）をはじめとする金融・信託等の商品・サービスをご提供することで、民事信託の健全な発展に貢献しています。



民事信託のご相談・ご利用に関するご紹介

三井住友信託銀行は、民事信託の健全な普及を目指して、三井住友信託銀行のお客さまに民事信託の組成等を行う弁護士をご紹介する協定を東京弁護士会と締結致しました。



相談内容	① 民事信託の組成に関する相談 ② 民事信託に関わるセカンドオピニオンに関する相談 ③ 民事信託に関するその他の相談
取扱可能店舗	東京都内の本支店
紹介手数料	無料
法律相談料	初回相談 : 1時間・無料(本紹介制度ご利用の場合の特典) 2回目以降相談 : 30分間 5,000円(税抜き)
弁護士とのご契約	弁護士との契約は有料です。お客さまが紹介した担当弁護士と実際にご契約をするか否かは、お客さま自身においてご判断ください。



セキュリティ型信託

ポイント 口座に「二重ロック」をかける信託で、悪質な詐欺から大切な財産を守ります。

振り込め詐欺など高齢者を狙った犯罪が増加・巧妙化しているなか、お客さまご自身や離れて暮らすお子さまの不安が増大しています。こうした金融犯罪からご資産をお守りする商品が「セキュリティ型信託」です。本商品は、お預け入れいただいたご資金を払い出す際に、あらかじめご指定いただいた同意者（お客さまの3親等内のご親族）の方の同意を得た上でご資金をお支払いする仕組みです。定時定額払い方式の併用も可能です。

一時払い方式

お預け入れいただいたご資金は、あらかじめご指定されたご家族等の同意がなければお支払いできない仕組みになっています。

犯罪等に巻き込まれる前に、ご家族等に相談する機会が生まれ、未然に防ぐことが可能です。

定時定額払い方式

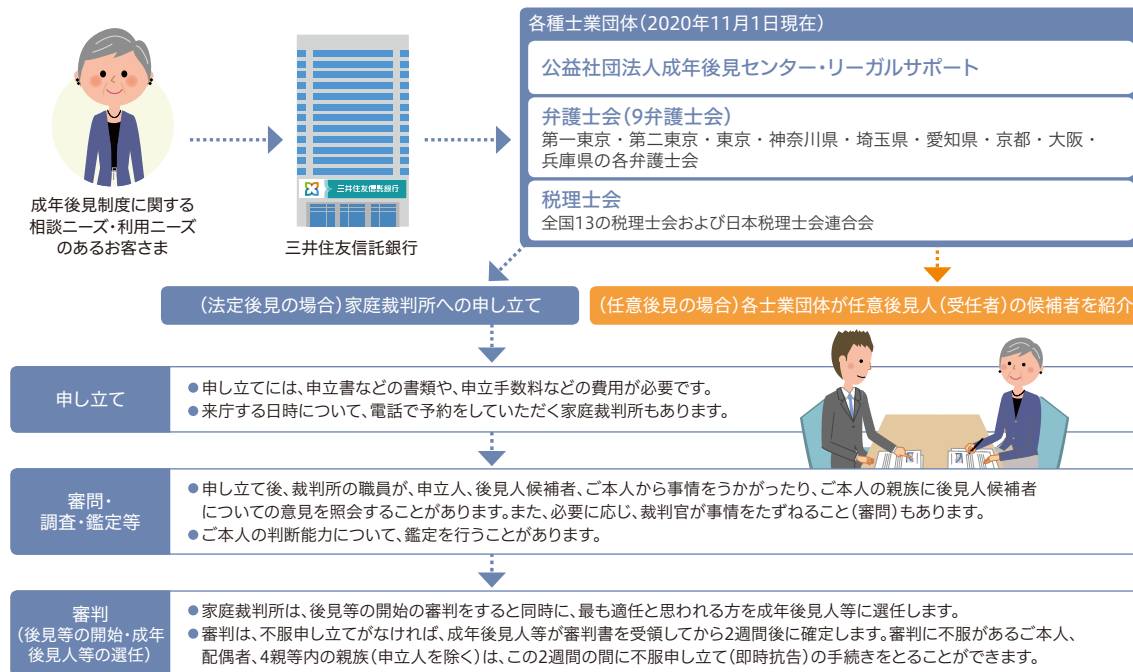
セキュリティ型信託にお預け入れいただいたご資金のうち、生活に必要なご資金等は、定期的に決まった金額をお支払いすることができます。（毎月20万円まで）



※管理料無料

成年後見制度に関するご相談・取り次ぎ

三井住友信託銀行は、成年後見分野に積極的に取り組む各種士業団体と協定を結んでおり、成年後見制度に関するご相談や、その利用を希望されるお客さまの各士業団体への取り次ぎを行っています。





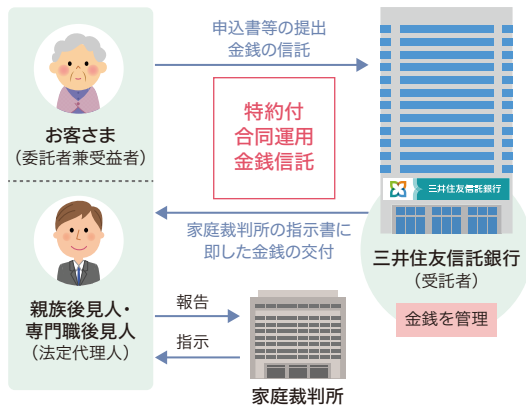
後見制度支援信託

ポイント 裁判所の指示に基づき信託銀行が財産を守り、後見人の不正を防ぎます。

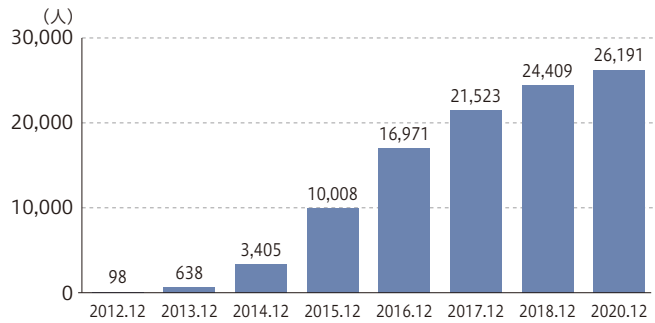
法定後見制度による支援を受ける人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。

本信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などについては、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人がご本人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行との間で信託契約を締結することになります。

これにより、成年後見人がご本人の財産を不正に使ってしまわないように適切に保護されます。



後見制度支援信託等累計利用者数



出典：最高裁判所事務総局家庭局
「後見制度支援信託等の利用状況等について 平成30年1月～12月」
「後見制度支援信託等の利用状況等について 平成31年1月～令和元年12月」

地域連携ネットワークにおける金融機関の役割

現在、政府・地方自治体等が一体となり、成年後見制度の利用促進等に向けた地域連携ネットワークの構築とその中核となる機関(中核機関)・協議会の整備が進められています。当グループは、金融・財産管理インフラを担う社会の一員として、全国の支店において近隣の中核機関等とのコンタク

トを取ることで連携のペースを築くなど、地域との連携※を積極的に図っていくとともに、信託の力を生かしたソリューションで貢献できるよう、一層取り組みを強化していきます。

※2018年2月、東京都との間で「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」を締結しました。

地域連携ネットワークの役割

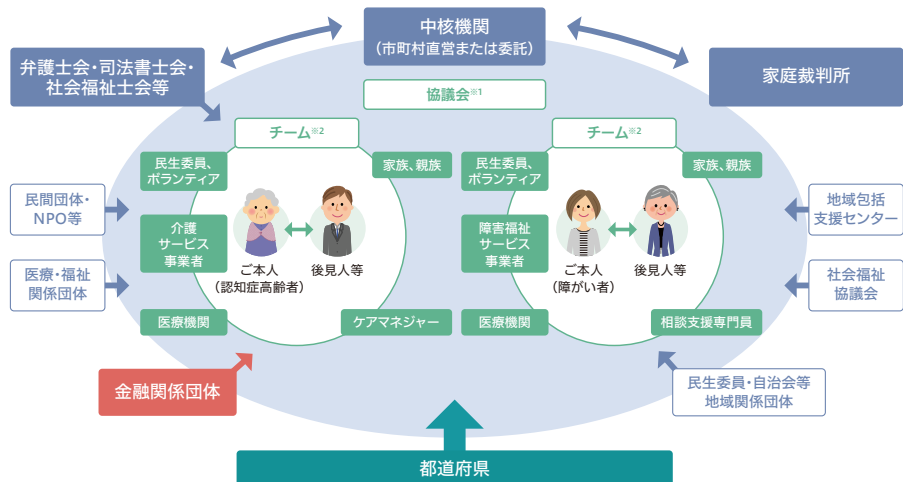
- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

地域連携ネットワークの機能

- 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※1 協議会：法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体。

※2 チーム：ご本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的にご本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



(出所) 厚生労働省 第3回「社会保障制度の新たな展開を図る政策対話」(テーマ：金融関係)「社会保障と金融の連携について」内閣府「成年後見制度利用促進基本計画のポイント」概要(8枚版概要)」

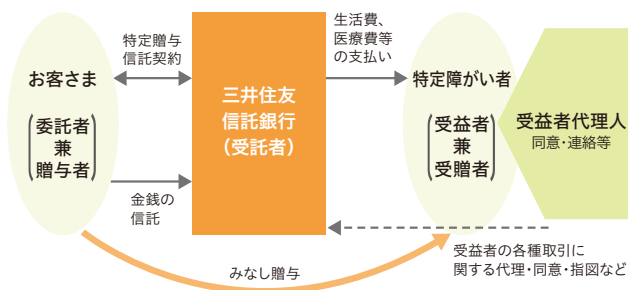
3. ご家族・ご親族の生活の安定を確保する

特定贈与信託

特定贈与信託とは、特定障がい者の方の将来にわたる生活の安定に資する目的で贈与されたご資金を、三井住友信託銀行が合同運用金銭信託等で安定的な運用を行い、お客さまに代わって特定障がい者の方にお渡しする商品です。

受益者となる「特定障がい者」は、障がいの程度によって「特別障がい者」と「特別障がい者以外の特定障がい者」に分けられており、「特別障がい者」の方は6,000万円、「特別障がい者以外の特定障がい者」の方は3,000万円まで非課税で、生活費や医療費等に充てる資金として定期的にお支払いします。

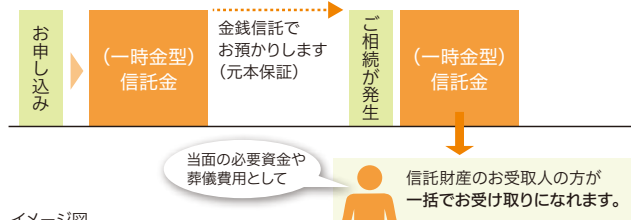
特定贈与信託の仕組み



家族おもいやり信託(一時金型)

相続が発生した場合、「葬儀の段取り」「相続関係の手続き」など、のこされたご家族の方には、さまざまな手続きが待っています。「家族おもいやり信託(一時金型)」は、お客さまに相続が発生した際、あらかじめ法定相続人の中からご指定いただいたお受取人に対し、お預かりしている信託財産を当面の必要資金や葬儀費用としてお支払いする商品です。

信託財産のお受取人の方が、一括でお受け取りになれます。



イメージ図

※家族おもいやり信託には上記一時金型のほかに、お受取人に定期的に信託財産をお支払いする年金型がございます。

4. 終活・資産承継・贈与のお手伝い

終活のお手伝い

おひとりさま信託<金銭信託型><生命保険型>

ポイント 葬儀、納骨、遺品整理、訃報連絡などの終活を支援する、実現型エンディングノートサービスです。

葬儀・埋葬
病院などからの引き取りや葬儀、埋葬をスムーズに行ってほしい

デジタル遺品の消去
パソコンやスマホのデータを確実に消去してほしい

家財などの整理
ご近所の迷惑にならないよう整理整頓を頼みたい

訃報連絡
友人やお世話になった人に連絡してほしい

ペットのこと
可愛いペットに天寿をまっとうしてほしい

三井住友信託銀行が母体となって設立した一般社団法人安心サポートによる死後事務業務と、安心の信託による分別管理機能をベースに、スマートフォンでも更新できる実現型エンディングノートに基づいて、お客さまのご希望に則った死後事務を実現するサービスです。

※生命保険型では、死後事務費用のみあいとして、平準払い保険を利用いただくことで、より少ない資金で開始いただくことが可能です。



おひとりさま信託の4つのポイント

特徴①	エンディングノートは、システムで安全にお預かりし、いつでも更新可能
特徴②	月1回、週1回など、自分が希望するタイミングで安否確認SMSで配信され、見逃すことなく操作も簡単
特徴③	死後事務の費用や、寄付の資金は、元本保証の金銭信託で確実にお預かり
特徴④	自分らしくゴールを迎えるための「身の回り」の死後事務は、一般社団法人安心サポートが履行

次世代への生前贈与のお手伝い

暦年贈与サポート信託

暦年贈与サポート信託は、ご親族の方に生前贈与をする際の「贈与契約書」の作成などのお手続きをサポートするサービスです。贈与に必要な書類などは毎年三井住友信託銀行からご案内しますので、贈与の機会を逸することなく贈与していただけます。また、年に一度、贈与をした方、贈与を受けた方の双方に、贈与報告書をお送りします。

教育資金贈与信託

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設され、30歳未満のお孫さま等に対して、授業料等の教育資金を非課税で一括贈与することが可能となりました(お孫さま等1人当たり1,500万円まで)。

本商品を通じて、三井住友信託銀行はお孫さま等からの払出請求に基づき、教育資金をお支払いします。

結婚・子育て支援信託

税制上の優遇措置として、20歳から50歳未満のお子さま・お孫さま等へ結婚・子育て資金の一括贈与が行われた場合、1,000万円まで贈与税が非課税となります。本商品は結婚・子育て資金へのお支払いが確認できる領収書等に基づき金銭信託からお支払いするため、贈与をする方の「結婚や子育てに活用してほしい」という想いに確実に応えることが可能です。

社会貢献寄付信託

三井住友信託銀行では、次世代に向けた豊かな未来づくりを支援するため、公益目的の寄付活動を支援する商品・サービスをご提供しています。その一つである社会貢献信託は、ご用意した公益団体から毎年お客さまに寄付先を選定いただき、三井住友信託銀行が寄付手続きを行う商品です(147頁参照)。

円滑なご相続等のお手伝い

エスレートプランニング

エスレートプランニングとは、お客さまの資産承継に対する考え方を整理し、具体的な資産承継計画の作成に向けたサポート(コンサルティング)を行うサービスです。三井住友信託銀行は、資産管理・相続・遺言関係業務などに関して、長年にわたり培ってきたノウハウにより、さまざまなコンサルティングを行います。

遺言信託

お客さまのご希望通りの資産の承継を実現させるべく、遺言の作成コンサルから、変更などのフォローコンサルおよび保管、そして三井住友信託銀行が遺言の執行者として就任し品質の高い遺言執行業務をご提供するサービスです。

執行者としての経験に基づき、品質の高い遺言執行を実現するための遺言作成時の遺言コンサルティングを行っています。2019年10月からはガイダンスに従い遺言案文が作成できる無料WEB遺言信託サービスを、また2020年7月からは民法改正を受けた自筆証書遺言の法務局保管開始を受けた自筆証書遺言による遺言信託の受付を開始しています。

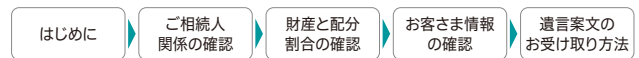


<https://www.smbt.jp/personal/entrustment/succession/webwill/>

相続手続トータルサービス

三井住友信託銀行は、複雑な相続手続きを円滑に進めるための「相続手続トータルサービス」を取り扱っています。具体的には、相続人の方のお申し込みに基づき、次のような手続き代行・サポートを行います。

- 法定相続人の確定
- 相続財産の調査、把握
- 遺産分割協議のアドバイス
- 預貯金、有価証券などの換金、名義変更(各金融機関の所定の手続きを代行します)
- 不動産の名義変更
- 所得税・相続税など納税資金の手当てのアドバイス



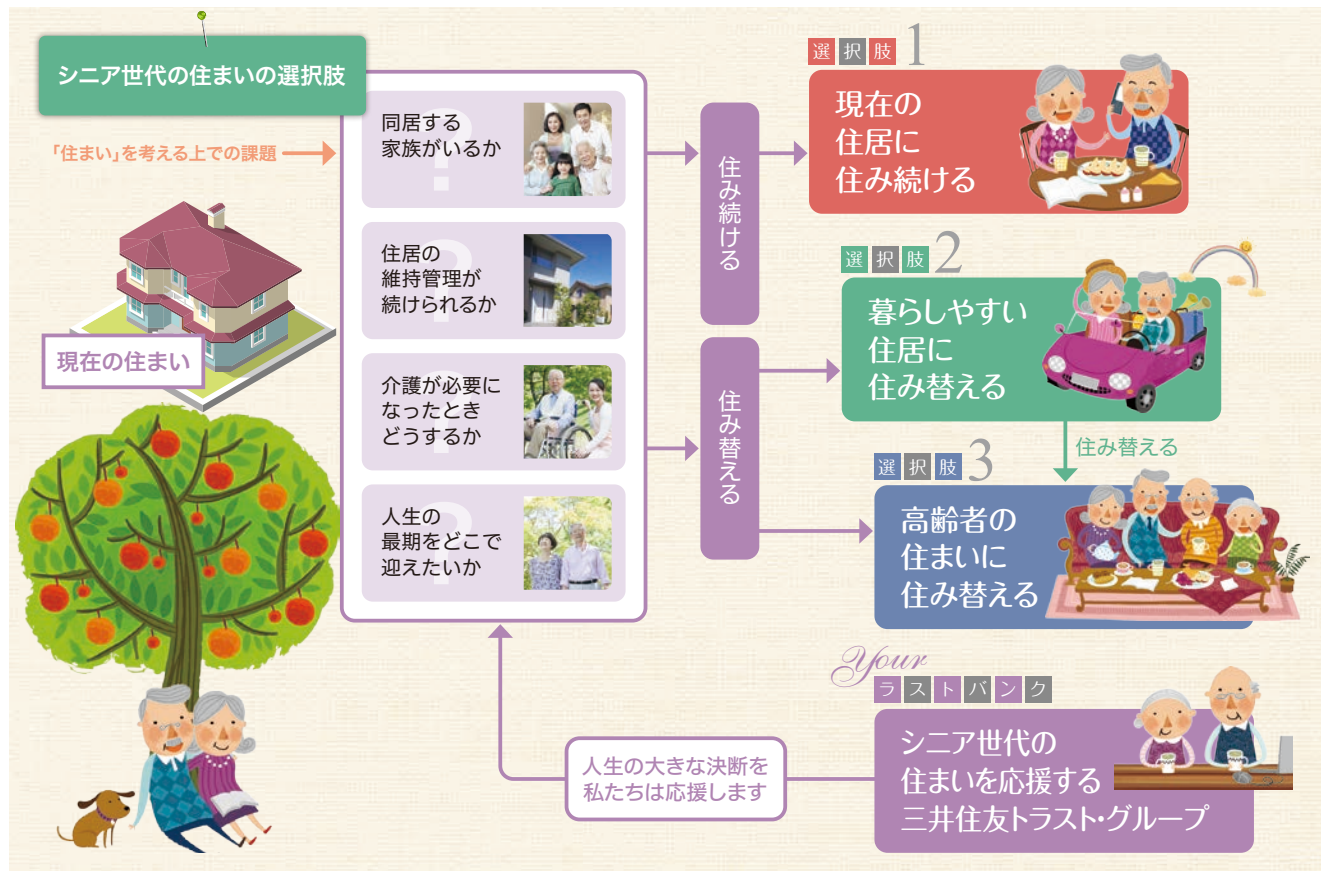
質問する

こちらは、「WEB遺言信託サービス」です。本サービスは、遺言信託・スマートゆいごんをご検討いただくための事前準備として、お客さまに入力いただいた遺言内容に係るご希望に沿って、案文のイメージ作成や必要書類のご案内を致します。はじめに、相続人の方法や財産の概要について、画面にしたがってご回答をお願いします。

5. シニア世代の住まいの安定性を確保する

高齢者が生活の質を維持し、安心して暮らしていく上でカギを握るのは住まいです。当グループでは、シニア世代のお客さまのニーズに合った住まい方についての情報提供をさせていただくとともに、グループのさまざまな機能を活用し、住まいの安定性の確保を応援させていただいています。また、当社ではシニア世代応援レポート「シニア世代の住まいを考える2.0」を作成し、下記の三つの選択肢を詳しく解説しています。

<https://www.smth.jp/csr/report/2018/all5.pdf>



シニア世代の住まいを応援する商品・サービスのラインアップ

リ フォームローン
三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、「リフォームローン」にてバリアフリーなどに必要な資金をご融資し、お客さまが快適な老後の生活を送れるよう住まいづくりをサポートしています。

リ バースモーゲージ
三井住友信託銀行では、自宅を担保に老後のゆとり資金を融資する「リバースモーゲージ」をご提供しています。ご自宅のリフォームや老人ホームへ入居する際の入居一時金など、さまざまな用途に活用いただくことができます。

不 動産売却つなぎローン
三井住友トラスト・ローン&ファイナンスでは、利便性の高いマンションや高齢者の住まいを検査されているお客さまに、お客さまが大切な不動産を売却し急ぐことがないよう、不動産売却つなぎローンを通じて、老後の生活に合う住まい探しをサポートしています。

60歳からの住宅応援ローン
三井住友信託銀行では、高齢者の方の住宅取得資金に対応する「60歳からの住宅応援ローン」(愛称:ロクマル)をご提供しています。現在お住まいのご自宅をバリアフリー化するためのリフォーム工事や、ご子息の近く、利便性の高い住居への住み替えなど、お客さまの健康寿命を伸ばすための住まいの見直しをお手伝いします。

不 動産に関わるサービス
三井住友トラスト不動産では、住み替えをご検討されているお客さまに、三井住友トラスト・グループならではの幅広い情報ネットワークとコンサルティング力を生かし、安全・確実な売却・購入の仲介サービスをご提供しています。また、居住用不動産はもちろん、相続不動産、遊休不動産、投資用・事業用不動産のご売却や資産活用・有効利用についてもお手伝い致します。

空き家トータルサポート 住宅設備修理サポート 建物状況調査サービス

住 まいに関する相続や税金などの相談
三井住友信託銀行の各支店は、不動産や税金、相続などに関して高い専門性と豊かな経験を持つ財務コンサルタントを配置しており、住まいの選択に関するさまざまな相談をお受けしています。

詳細はウェブサイトをご覧ください。
<https://www.smtb.jp/csr/withyou/successfulaging/>

6. 高齢者の住まいの拡充に向けた取り組み

我が国においては、高齢者の数が急速に増加しており、人口の1/4以上を65歳以上の高齢者が占めています。今後も増加は続き、高齢者の中でもより年齢の高い層の人口が急増することが推計されています。特に都市部においては、この傾向がより顕著となることと予測されています。

これに伴って、心身の状況の衰えにより、介護を要する方が急増するため、現在でも不足している良質な介護施設がより逼迫するものと考えられます。

一方で、元気なうちから安心安全な高齢者住宅への移り住みを選択するというニーズも次第に高まっています。

三井住友信託銀行では、高齢者住宅や介護施設に係る市場動向、事業性に係るノウハウの蓄積を図っています。そしてこれを生かして、上記のようなニーズに対応するために、さまざまな形で施設・住宅の整備の推進をサポートしています。

(1) ノウハウの集積

三井住友信託銀行では、以下のようなツールを作成し、社内で運用しています。

また、運営事業者や建築会社、不動産会社など高齢者住宅・介護施設整備に関連する多くの事業者との積極的な情報交換を行っています。

これによって、こうした事業に係る市場動向や事業性などについて、専門的なノウハウの蓄積を図っています。

地域情報データベース

- 自治体ごとの人口、世帯等のデモグラフィックデータを集積したデータベース

シニアハウジングデータベース

- 全国の高齢者住宅・介護施設ならびにその運営主体の個別情報を集積したデータベース

市場分析ツール

- 上記を活用した市場分析ツール。特定地点における需要動向の把握が可能

運営収支プログラム

- 高齢者住宅・介護施設運営に係る事業類型別の運営収支を試算するプログラム

(2) 高齢者住宅・介護施設整備に係るサポート

土地有効活用

土地活用を検討中のお客さま(個人・法人)に対し、ご提案の一環として、運営事業者や建築会社などと連携しながら、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホームなどの建築に係るさまざまなアドバ

イスや、資金計画のご提案を行っています。

補助金の活用や、生産緑地の指定を受けた土地における施設整備など、専門的なご提案も行っていきます。

事業性ローンの実行

三井住友信託銀行では、高齢者住宅・介護施設の建築に係る事業性ローン(アパートローン)の実行を推進しています。これまでの実績は36件です(2020年11月現在)。近年は相談件数が増加しつつあります。

前記の土地有効活用提案とも連動しつつ、取り組みを進めます。

ヘルスケアREITへのファイナンス

三井住友信託銀行は、高齢者向けの住まいや医療モールなどのヘルスケア施設に対する長期安定的な資金の出し手となるヘルスケアREIT(不動産投資信託)へのファイナンスを積極的に行っています。ヘルスケアREITは調達資金をヘルスケア施設の物件取得費や関連諸費用に活用します。これまで、3件のヘルスケアREITにローンを提供しており、それらに含まれる施設数は114棟になりました(2020年11月現在)。

ヘルスケア施設の証券化業務

三井住友信託銀行は、ヘルスケアREITや私募ファンドに係る証券化業務に積極的に取り組んでおり、2020年11月現在、合計110物件、資産規模およそ2,400億円の資産を受託しています。REITや私募ファンドに係る証券化業務においては、不動産管理処分信託の仕組みを活用していますが、これは、委託者(不動産の所有者)が受託者(信託銀行)に不動産の所有権を移転した上で、受託者が受益者の指図に基づいて対象不動産の管理・運用・処分を行い、発生した収益(主に賃料収入から経費を控除したもの)を受益者に配当する業務です。

さらに、三井住友信託銀行は証券化ビジネスに加えREITの資産保管や一般事務も受託しており、2014年12月に設立されたヘルスケア&メディカル投資法人(三井住友信託銀行受託)では、お客さまと連携して、さまざまなサポート業務を行っています。

7. ジェロントロジー(老年学)についてのリテラシー向上

老年学は英語ではジェロントロジーと呼ばれ、加齢に伴って生じるさまざまな課題を扱い、生涯をより良く生きるための方法を追究していくことを目的とした学際的な視点が特徴の学問です。三井住友信託銀行では、お客さまとともに老年学を学び、高齢者が自分の人生を最後まで自分で決め、老いてこそますます社会にとって必要な存在としてあり続けるプロダクティブ・エイジングの実現を目指します。なお、三井住友信託銀行では、2014年より全営業店部長への「老年学(ジェロントロジー)検定」資格取得を義務付けており、高齢のお客さまに向けたサービスやコンサルティングに生かしています。2020年2月受験時から、受験対象者を拡大し、個人トータルソリューション事業における本部・営業店の課長・チーム長以上の役付者は合格必須とし、部下の指導育成へも活用していく予定です。

また、一般社団法人日本意思決定支援推進機構と一般社団法人金融事情研究会共催の、2021年1月に創設される「銀行ジェロントロジスト」認定試験への作問をはじめと

したサポートも行っていきます。

ILC-Japanとの連携

三井住友トラスト・ホールディングスは、老年学の国際連携組織である国際長寿センターの日本組織ILC-Japanに加盟し、2017年度より同団体主催の「長寿社会ライフスタイル研究会」の座長に就任しています。2019年度は、高齢化が進んだ地域において、企業がどのような役割を果たすべきか外部有識者などを招きながら議論しました。

シルバーカレッジの開催

三井住友信託銀行は、2012年より、シニア世代とそれを支える世代のお客さまを対象に、全国の支店で老年学の知識を分かりやすく学んでいただく「シルバーカレッジ」を開催しています。テーマはお金のこと、健康のこと、認知症のこと、住まいのことなど多岐にわたっており、一流の講師陣からの講義は毎回好評をいただいています(160頁参照)。

COLUMN

「人生100年安心プラザ」の開設

三井住友信託銀行の保険販売子会社である三井住友トラスト・ライフパートナーズは、2019年9月に「人生100年安心プラザ 新宿営業所」を開設しました。同社は、三井住友信託銀行が有する“信託銀行ならではの多様な商品・サービスやコンサルティング力”と同社が有する“保険コンサルティングノウハウ”を融合した、現役世代のお客さまを中心とする「新たな対面型コンサルティングチャンネル」を展開していく予定です。当グループは、このコンサルティングチャンネルを通じ、税制・社会保障制度・年金制度を考慮しながら総合提案を行う「信託銀行ならではの保険ビジネスモデル」を推進し、お客さまの長い人生における「ベストパートナー」として選ばれる金融機関を目指していきます。

詳細はウェブサイトをご覧ください。

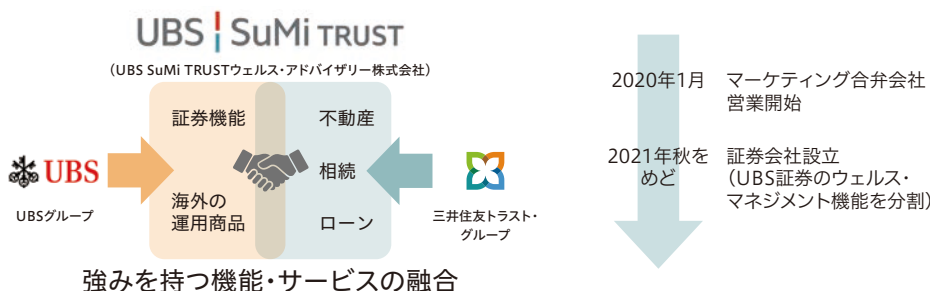
<https://www.smtb.jp/corporate/release/pdf/190823.pdf>



COLUMN

UBSとの協業 UBS SuMi TRUSTウェルス・アドバイザー株式会社の設立

世界有数の総合金融サービスグループであるUBSがグローバルに展開するスイス伝統のウェルス・マネジメントの知見と、専門信託銀行である三井住友信託銀行の信頼と専門性を結集することで、大切な資産を守り育てる包括的なソリューションのご提供を目指す第一ステージとして、2020年1月に、UBS SuMi TRUSTウェルス・アドバイザー株式会社の営業を開始しました。





豊かさ

——経済への配慮

126

企業の業績は、社員が十分な教育を受け、多様で、経済的にも安定しているときに向上する。第4の柱に豊かさを加えることは、E・S・Gに止まらず、社会が豊かであることの重要性と、経済成長やイノベーション、富の共有を促す企業の役割にも焦点を当てるということを意味する。

世界経済フォーラム白書「ステークホルダー資本主義を測定する」より

- 127 当グループの「豊かさ」(経済への配慮)に対する考え方
- 128 雇用と富の創出
- 129 お客さまへの価値の提供
- 141 地域と社会の活力向上支援
- 177 トラスト未来フォーラム
- 178 住友財団

当グループの「豊かさ」(経済への配慮)に対する考え方

本レポートが参考にする世界経済フォーラム白書「ステークホルダー資本主義を測定する－持続可能な価値創造のための共通指標と一貫した報告を目指して」では、「豊かさ」についての定義について国連事務総長の報告書を以下の通り引用しています。

「豊かさ」についての定義

- 働きがいのある人間的な雇用、持続可能な生計、実質所得の増加、社会保護および全ての人々に対する金融サービスへのアクセスに基づく経済成長
- 持続可能でレジリエントなインフラ、住居、産業化、中小企業、エネルギー、テクノロジーに対する投資を含む共通価値の創造(CSV)に向けたイノベーションとビジネスモデルの変革
- 持続可能な生産と消費に基づく富の共有と公平な成長

すなわち「豊かさ」とは、企業がいくら豊かになったかではなく、企業が社会をいかに豊かにしたかということにほかなりません。従って、お客さま本位のビジネスにおける貢献はもちろんのこと、雇用や納税、コミュニティ投資や社会活動への参画、金融包摂といった取り組みがここに含まれます。具体的には、こうした考え方に基づき本パートにおいては、以下の三つの切り口で当グループの取り組みをご報告しています。

雇用と富の創出	雇用の創出と経済の生産能力への投資を通じた社員、株主、そしてより広い社会にとって大きな経済価値を創出します
お客さまへの価値のご提供	変化するお客さまのニーズや要望に応える最適で革新的な商品・サービスのご提供により、お客さまや社会にとっての経済的・社会的価値をより広く創造します
地域と社会の活力向上支援	コミュニティ投資やその促進および社会活動への参画や、納税による政府のコミュニティへの資金提供支援(間接支援)により、当グループが業務を行う社会と地域の活力向上を図ります。また公平で包摂的な経済発展を通じたコミュニティの購買力向上に貢献します

関連するマテリアリティ

インパクトマテリアリティ

マテリアリティ	リスク/機会	主たるステークホルダー	主な対応
サステナビリティをテーマとしたビジネス機会の追求	機会	お客さま、地域社会	中核ビジネスを通じたポジティブインパクトの最大化 (個人)国民資産の形成 (法人)日本経済・企業の持続的成長/地方創生への貢献 (投資家)法人と個人との間で好循環をもたらすインベストメントチェーンへの貢献
金融包摂	機会	お客さま、行政、地域社会	金融弱者を対象とした商品・サービスのご提供、認知症顧客等の金融アクセスの確保、格差解消のための資産の社会還元や資金循環の仕組みづくり等
技術革新	リスク/機会	お客さま、社員	お客さまの利便性の向上(ITを活用した金融サービス開発、非対面チャネルの拡充等)、ITを活用した業務効率化、システムトラブルの予防、システムの新陳代謝の促進等

経営基盤マテリアリティ

マテリアリティ	リスク/機会	主たるステークホルダー	対応方針
顧客本位/フィデューシャリー・デューティー	リスク/機会	お客さま	お客さまのベストパートナーを目指した取り組み、フィデューシャリー・デューティーに関する取り組み等
個人情報・顧客データ保護	リスク	お客さま	顧客保護等管理(顧客情報保護を含む)等
金融システムの安定性	リスク	行政、国際機関	質・量ともに充実した自己資本を確保し健全な財務基盤を強化

関連性の高いSDGs



雇用と富の創出

企業は、雇用の創出と経済の生産能力への投資を通じて、社員、株主、そしてより広い社会にとって大きな経済価値を創出することができます。雇用創出、従業員の維持、社会への投資は、例えばCOVID-19のパンデミックによる経済危機のようなものに対処するための鍵となります。これらの投資は、長期的には、より良い生活水準と富の創出に貢献し、その結果、経済が繁栄すると、教育水準の高い労働力と労働生産性が向上し、顧客の購買力が高まって再び経済を成長させるという経済的価値創出の連鎖を起こします。このような視点から世界経済フォーラムの共通測定基準では、雇用絶対数・雇用率、経済的貢献、金融投資への貢献を測定基準として設定しています。

1) 雇用絶対数・雇用率

雇用と雇用創出は、経済成長、尊厳と豊かさの主要な原動力であり、多様な人材を惹きつける企業の能力を示す基本的な指標であり、革新的な商品・サービスを生み出すための鍵となります。

当社では、「個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場の提供」を、トップコミットメントとして宣言しています。具体的には、①多様な働き方とワークライフバランスの実現、②健康意識の発揚と適切な労働時間管理などを通じた健康増進の支援、③全社員がやりがいを持って活躍し成長できる機会の提供、について取り組んでいます。この結果、低い離職率が維持できているものと認識しています。

■新入社員の総数と割合：

(2018年度)402人・2.94%

(2019年度)396人・2.94%

■社員の総離職者数および離職率：

(2018年度)301人・2.23%

(2019年度)285人・2.10%

2) 経済的貢献

企業がステークホルダーのためにどのように富を創造してきたかを示す基本的な指標です。直接的な経済価値(EVG&D)、組織のグローバル事業の基本的要素を対象としています。

(単位：億円)

測定項目	対象項目	2018年度	2019年度
売上高	業務総粗利益	6,786	6,908
営業費用	総経費	4,279	4,309
従業員給与と福利	人件費	1,899	1,902
資本提供者への支払い	配当総額+自己株式取得総額	584	740
政府への支払い*	納税額	606	756
コミュニティ投資	寄付金、プロジェクト実施費等	1.5	2.4
政府から受けた財政支援*	税制優遇措置・補助金・投資助成金等	0.1	0

*「政府への支払い」から「政府から受けた財政支援」を差し引いたものが「政府への貢献」となります

3) 金融投資への貢献

金融投資は、経済成長の主要な推進力であり、事業を拡大し、追加的な雇用を創出する企業の能力となります。

■総資本支出(CAPEX)－減価償却費：

(2018年度)58億円(=424億円-366億円)

(2019年度)131億円(=483億円-352億円)

■自社株買いと配当の合計：

(2018年度)584億円

(2019年度)740億円

4) サポートされるインフラ投資とサービス

当グループは金融機関として、投融資を通じてサステナブルで豊かな社会の構築をサポートする役割を担っています。人々が生活する上で欠かせないエネルギー・水・交通等のインフラ分野に関するプロジェクトファイナンスについては、赤道原則やボセイドン原則に署名し、自然環境や地域社会に及ぼす影響に十分配慮した投融資を実施するとともに、新たな商品・サービスを提供することで、お客さまとともに脱炭素社会の実現を果たしていきます。

また少子高齢化、都市への人口集中、生産拠点の海外移転等で厳しい地域経済に対しては、地域金融機関と協働して、地域資源・課題を把握し、その地域や企業に関するESGリスク・機会を中長期的な視点で考えた融資・本業支援(ESG地域金融)を推進しています。

5) 重大な間接的経済インパクト

気候変動問題に関しては、投融資を通じてお客さまの経済活動に資金提供という直接的なインパクトを及ぼすとともに、投融資先の企業やプロジェクトに起因する間接的なインパクトに対して、金融機関としてより重要な責任を負っていると考えています。2018年に石炭火力発電に関する方針を設定し、新規の石炭火力発電プロジェクトファイナンスには取り扱わないというスタンスを明確にする一方、低炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーについてのプロジェクトファイナンス等を増加させてきました。今後も、脱炭素社会実現に向けてお客さまの新たなビジネスモデルの創造をサポートしていきます。

お客さまへの価値の提供

革新的な商品・サービス

トータルソリューションを支える商品開発

当グループでは、信託銀行ならではの多彩な金融機能と信託機能の柔軟性、専門性を発揮し、トータルソリューションのご提供に欠かせないユニークで洗練された商品・サービスを幅広くそろえるため、各事業やグループ会社がそれぞれの強みやノウハウを生かしています。さらに、それらの専門性を結合した横断的取り組みの推進に注力し、各事業・グループ会社の領域にカテゴリズされにくいテーマなどに対して、中期的・継続的に研究活動を行う商品開発体制を構築しています。

具体的には、三井住友信託銀行では、商品開発組織として、各事業の商品開発部署、信託開発部、商品開発オフサイト・ミーティングを設置しています。各事業の商品開発部署は、業務の中で収集したお客さまのニーズを分析し、既存商品の見直しや新商品の設計など、主に即効性のある商品の改良、開発を行っています。また、主として信託商品開発の専任組織として設置している信託開発部は、商品開発の推進

エンジンの役割を担い、各事業に対する開発支援を行うとともに、事業横断的な中長期の開発案件の企画・開発・推進を行っています。さらに、役員級および部長級の協議体として商品開発オフサイト・ミーティングを設置し、より中長期的な視点から経営戦略に沿った商品開発に関する意見交換を定期的に行っています。

また、当グループでは、商品開発力を支える柔軟な思考力を持つ人材の育成に力を入れています。三井住友信託銀行では、新入社員研修において商品開発を体験するカリキュラムを組み入れているほか、経験の浅い商品開発担当者向けの商品開発人材育成セミナーを半期ごとに開催しています。商品開発のブレークスルーポイントの理解・解決方法の会得を目的として、あらかじめ設定したお客さまの想定ニーズを題材に、そのニーズを実現する新商品についてグループ形式で徹底的に議論しています。

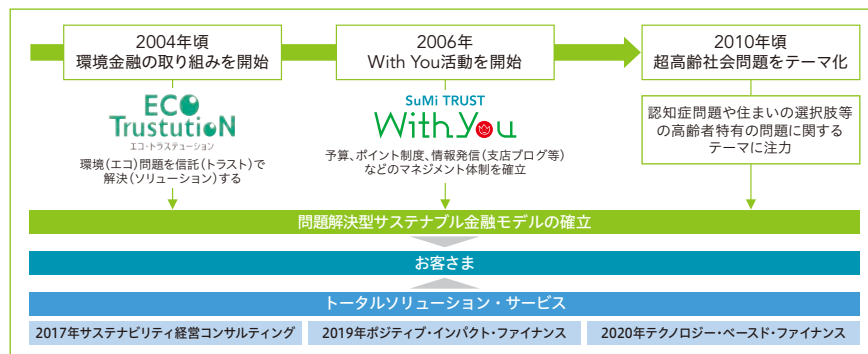
サステナビリティに関連した商品開発

当グループは、社会的課題解決型のビジネスを強化しています。これにより各事業においてサステナビリティをテーマにした商品開発が増えており、今後もその姿勢を強めていく方針です。他方、国内外のステークホルダーと連携した革新的なサステナビリティ商品の開発は主にサステナビリティ推進部が中心となり推進しています。

同部は、当グループの価値創造プロセスの構築やマテリアリティマネジメントの推進等サステナビリティ・ガバナンスの中核業務を担っていますが、こうした経験を踏まえ2017年、ESG・統合報告コンサルティングを立ち上げました。本業務はさらにメニューを拡充し、2020年にサステ

ナビリティ経営コンサルティングに発展させました。また、2019年3月、UNEP FI (国連環境計画・金融イニシアティブ)と連携し、資金用途を特定しない事業会社向けとしては世界初となるポジティブ・インパクト・ファイナンスを開発しました。インパクト分析は、今後のサステナブル金融の中核的コンセプトとなる可能性が高く、同部が関連ビジネスのR&D機能を担います。また、2020年、サステナビリティ推進部内にテクノロジー・ベースド・ファイナンスの取り組みをスタートしました。持続可能な社会への移行にはテクノロジーが不可欠です。専門分野のエンジニアがお客さまの高度技術の社会実装化をサポートします。

サステナビリティ推進部(現在名称)の商品・サービスの開発(主な取り組み)



お客さま本位の取り組み

近年、金融機関にはお客さま本位の一層の徹底が求められており、当グループにおいても信託の受託者精神に立脚した金融機関として「顧客本位／フィデューシャリー・デューティー」を最も高いマテリアリティ項目の一つと位置付けています。ここでは、当グループがお客さまのベストパートナーであることを目指して行っている「お客さま本位の取り組み」と「顧客保護等管理」についてご説明します。

1. お客さまに対する価値提供について

変化の激しい時代の中で、個人・法人を問わず、お客さまの資産の形成・運用や見直し、承継のニーズはますます複雑化しており、信頼できる金融機関を求めるニーズは一層高まっています。当グループは、個人・法人のお客さまのニーズを的確に把握し、幅広く専門性の高い商品・サービスを最適な解決手段としてご提案するトータルソリューションのご提供を通じ、お客さまに最大の価値をご提供する「ベストパートナー」でありたいと考えています。このため、本邦唯一の自主独立の専門信託銀行グループとして、信託・銀行機能

の融合による総合力やグループ内の多彩な信託機能を効果的に活用すべく、お客さま本位の徹底に努めるとともに、高度な利益相反管理態勢を構築しております。

2020年4月には、「お客さま本位」と「お客さま満足」を差別化の源泉としてさらに進化させるべく、「お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー：FD）」と「お客さま満足の向上（カスタマーサティスファクション：CS）」の組織を一体化し、業務品質の管理能力向上に向けた取り組みを強化していきます。

グループの近時の取り組み

2016年	9月	「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」を制定
	10月	フィデューシャリー・デューティー推進部を設置（三井住友信託銀行にも設置）
		フィデューシャリー・デューティー協議会を設置
2017年	1月	三井住友信託銀行において「運用業務に関する利益相反管理態勢の高度化方針」を制定
	4月	利益相反管理高度化委員会を設置（執行サイドならびに三井住友信託銀行）
	5月	「利益相反管理方針（概要）」を改定（利益相反管理態勢の高度化）
	6月	2017年3月の金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」の公表を踏まえ、「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」を改定
		「お客さまの『ベストパートナー』を目指すための取組みに関する成果指標（KPI）」を公表
7月	取締役会の諮問機関として利益相反管理委員会を設置	
2018年	9月	「投資信託等の共通KPIと三井住友信託銀行の取組みについて」を公表
2019年	6月	「消費者志向自主宣言」を公表
2020年	4月	フィデューシャリー・デューティー推進部にCS推進機能を追加の上、FD・CS企画推進部を設置（三井住友信託銀行はフィデューシャリー・デューティー推進部とCS企画推進部を統合し、FD・CS企画推進部を設置）
	9月	「消費者志向自主宣言に基づく取組結果」を公表

2. お客さま本位の実践

当グループがお客さまの「ベストパートナー」として、お客さまの真の利益に合致した商品・サービスを提供し、グループの業務全般にわたるフィデューシャリー・デューティーを実践・徹底していくために、2016年9月に「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」(以下、取組方針)を策定・公表して以来、取組方針を必要に応じ改定するとともに、さらなる取組みの強化を行っています。当グループでは、経営レベルから実務レベルまでの充実した組織体制を整備し、不断に取組みの

高度化を図ります(利益相反管理態勢の高度化については136頁参照)。

これらの取組みの成果についてお客さまに分かりやすくお伝えするために、「お客さまの『ベストパートナー』を目指すための取組状況と成果指標(KPI)」を定期的に公表しています(133頁参照)。これらの成果指標は、投資信託の販売に関する金融機関に共通の指標である「共通KPI」を含んでいます。

グループの推進・監督体制図

三井住友トラスト・ホールディングス	組織		取組み
三井住友信託銀行	取締役会	利益相反管理委員会	● グループ全体の利益相反管理、FD推進の状況を監督
	経営会議	利益相反管理高度化委員会	● 重要な個別事案の検討 ● 関係部署に対する改善指導
	担当部署	FD・CS企画推進部	● FDの浸透・徹底、CS向上を推進
		コンプライアンス統括部	● 利益相反管理の高度化
グループ各社	各社横断	FD協議会	● 各社と協議、各社のFD取組みに反映

※ FD:フィデューシャリー・デューティー

専門組織の設置

当グループのフィデューシャリー・デューティーの浸透・徹底を図るため、専門組織として「FD・CS企画推進部」を設置し、グループ各社に対する助言・指導・研修を行うとともに、利益相反管理の高度化に係る企画、立案などを通じた

推進、情報収集を行います。グループ各社における取組方針を踏まえた具体的な取組みの状況について定期的に把握・取りまとめをし、取締役会に報告します。

グループ各社による行動計画の制定

取組方針の適用範囲となるグループ各社は、その業務内容に応じた取組みを検討・実施します。

グループ各社のうち、フィデューシャリー・デューティーの中心となる資産運用、商品開発、販売や資産管理の事業を行う三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメント、日興アセットマネジメント、三井住友トラスト・ライフパートナーズは、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、フィデューシャリー・デューティーに係る「具体的

取組み」(以下、行動計画)を制定、公表するとともに、その進捗状況について各社の取締役会に定期的に報告、必要に応じて行動計画を見直します。また、各社の行動計画の振り返り・成果指標(KPI)を取りまとめ、定期的に公表しています。なお、三井住友トラスト・アセットマネジメント、日興アセットマネジメントは、運用会社としての成果指標(KPI)をそれぞれ公表しています。

グループ各社が参加する協議会の実施

資産運用、商品開発、販売や資産管理の事業を行うグループ各社における取り組みのさらなる高度化を図るために、当社および三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメント、日興アセットマネジメント、三井住友トラスト・ライフパートナーズ、投信・保険ビジネス総合研究所による「フィデューシャリー・デューティー協議会」(以下、協議会)を設置しています。

協議会はFD・CS企画推進部を事務局とし、各社の推進担当部を所管する役員や推進担当部長などから構成されており、主に以下の事項について各社が報告を行うとともに、好事例等の共有、グループ各社への浸透等について協議を行います。

- ・専門性の向上
- ・各社の商品組成、販売に関する適切な連携
- ・リスク管理等の高度化

三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針

<「取組方針」に基づく取り組みを実践するグループ会社>

三井住友信託銀行	三井住友トラスト・アセットマネジメント	日興アセットマネジメント	三井住友トラスト・ライフパートナーズ		
資産運用・商品開発、販売、資産管理に関する業務に携わる事業者として「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択					
行動原則を遵守し、業務内容に応じた取組方針に基づく取り組みを実践					
投信・保険ビジネス総合研究所	三井住友トラスト・ウェルスパートナーズ	三井住友トラスト不動産	三井住友トラスト不動産投資顧問	三井住友トラスト基礎研究所	三井住友トラスト・インベストメント
行動原則を遵守し、業務内容に応じた取組方針に基づく取り組みを実践					

フィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における「行動原則」

(1)お客さま本位のコンサルティングの実践

お客さまの真の利益に合う商品・サービスを提供するために、質の高いコンサルティングを通じ、ライフサイクルに応じ変化する資産・負債状況やそれに沿ったニーズをそれぞれのお客さまと共有させていただきよう努めてまいります。

(2)わかりやすい情報提供

お客さまの投資判断に役立つよう、商品やサービスの複雑さやご提供する情報の重要性を踏まえ、商品の特性、リスク、手数料等についてわかりやすく説明を行い、お客さまのご理解に合わせた丁寧な対応に努めてまいります。

(3)お客さまの多様なニーズに応える商品・サービスの開発・提供

お客さまの多様なニーズにお応えするため、お客さまのさまざまな声や意見を踏まえて、幅広い資産運用会社や保険会社等との連携や商品・サービスの共同開発などを通じ、お客さまのニーズに合致した質の高い商品・サービスを、幅広く取り揃えてまいります。

(4)お客さま本位の徹底と専門性の向上

①お客さまの「ベストパートナー」を目指す企業文化・風土の定着
グループ各社における研修やディスカッション等を通じて、本取組方針に基づく判断・行動の浸透・徹底を図るとともに、お客さま本位の行動の実践や浸透に資する取組みを評価する業績評価・目標体系を構築していくことで、フィデューシャリー・デューティーを実践、徹底し、役職員の一人一人がお客さまの「ベストパートナー」を目指す企業文化・風土の定着を進めてまいります。

②お客さま本位のコンサルティングなどを支える専門性の向上

役職員の研修や専門資格の取得への支援などを通じて、市場環境、商品・サービスに関する知識や専門能力を高めてまいります。

(5)信託銀行グループの多様な機能を生かした金融サービスの提供

信託銀行グループとして、利益相反管理を徹底しつつ、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業などの多様な柔軟な機能を十分に発揮して、個人・法人を問わず、お客さまにとっての最適かつトータルなソリューションを迅速かつ確に提供してまいります。

(6)お客さまの安心と満足、経済・社会への貢献

①経済や社会の変化に対応した新しい商品・サービスの提供

お客さまにご安心いただき、かつ満足いただける商品・サービスを提供するとともに、信託の機能などを活用し、経済や社会構造の変化に対応した新しい商品・サービスを生み出すことで、経済・社会に貢献してまいります。

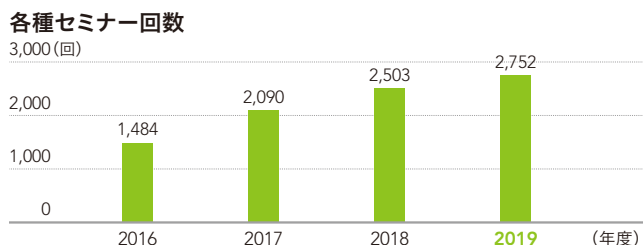
②金融経済教育、投資教育への積極的な取組み

お客さまが主体的かつ合理的に金融商品を選択し健全な資産形成ができるよう、確定拠出年金業務などで培った投資教育などに関するノウハウを活用し、日々のコンサルティングやセミナーなども通じ、ライフプランニングを含めた金融経済教育やリテラシー向上につながる活動に取り組んでまいります。

3. お客様の「ベストパートナー」を目指すための取り組みに関する成果指標 (KPI)

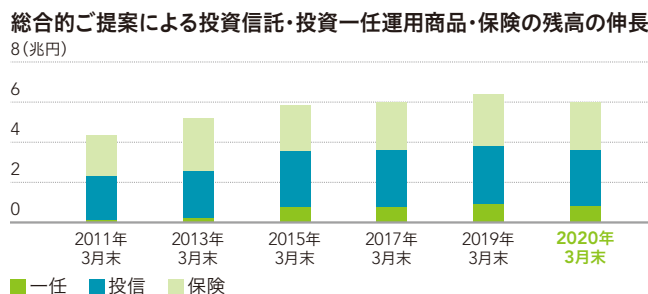
当グループは、お客様の「ベストパートナー」を目指す取り組みの状況をご確認いただくための指標を、定期的に公表するとともに、活動の推進・拡充等に合わせ随時見直しています。

お客様への金融経済教育やリテラシー向上につながる取り組み



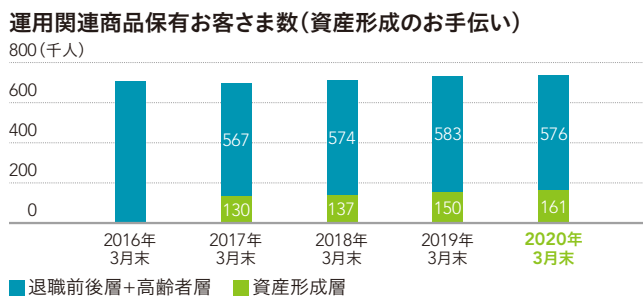
※三井住友信託銀行における個人のお客様向けの各種セミナーの開催回数
 お客様のお役に立つ専門的な情報を分かりやすくご提供させていただく機会として、「資産運用セミナー」「相続対策セミナー」など、セミナーの開催に取り組んでいます。

お客様の多様なニーズに応える幅広い商品・サービスの提供



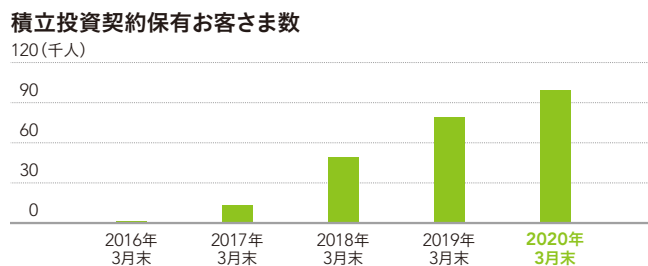
三井住友信託銀行ではお客様の多様なニーズにお応えできるよう、投資信託、投資一任運用商品、保険商品と、質の高い商品・サービスを幅広く取り揃えており、多くのお客様に選ばれています。

お客様の資産形成のお手伝い



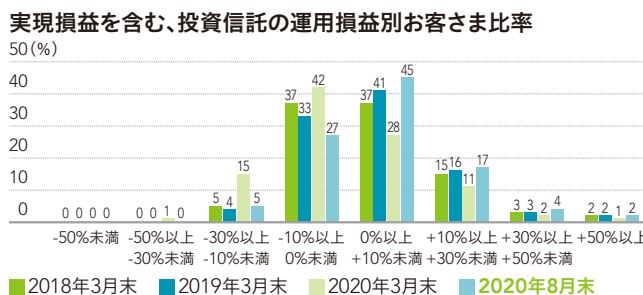
※三井住友信託銀行で運用関連商品を保有されるお客様の数を示しています。
 運用関連商品: 投資信託、投資一任運用商品、生命保険、外貨預金
 各種運用関連商品や信託関連商品のご提供を通じ、資産形成層、退職前後層以降と、それぞれの世代でのお客様とのお取引が広がっています。

お客様のニーズに適ったお客様本位のご提案



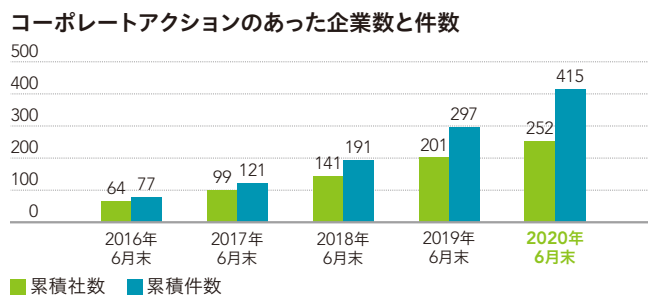
※三井住友信託銀行において積立投資契約(投資信託自動購入プラン)をご契約いただいているお客様数を示しています。
 お客様の長期的な資産形成のニーズに対しては、長期・分散・安定に資する運用方法として、積立投資契約(投資信託自動購入プラン)をご提案しており、お客様数も着実に増加しています。

お客様の運用におけるリターンの向上



運用損益は市場の動向によっても変動しますが、実現損益を含むお客様のリターン向上に取り組んでいます。このために、三井住友信託銀行は運用商品のご提案において、ライフイベントを踏まえたお客様のご意向や市場環境の変化に応じてきめ細かくフォローアップする取り組みを重要な活動として位置付けて、お客様との継続的な対話に努めています。2020年3月末の運用損益別お客様比率は、新型コロナウイルス感染症によって発生した「コロナショック相場」の株価下落の影響を受け低下しましたが、その後の相場回復に伴い運用状況は改善し、2020年8月末の運用損益がプラスとなっているお客様の比率は、投資信託で68%に上昇しています。

資産運用の高度化



三井住友トラスト・アセットマネジメントは、責任ある機関投資家として、中長期的な企業価値向上を目的としたエンゲージメント活動(投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促すために行う、投資先企業との「目的を持った対話」)や議決権行使等のスチュワードシップ活動を行い、活動を通じてお客様の中長期的な投資リターンの拡大を図っています。三井住友トラスト・アセットマネジメントのエンゲージメント活動が受け入れられたことを示すコーポレートアクションの件数も増加しており、累積で415件となっています。

R&I顧客本位の投資販売会社評価



三井住友信託銀行は「R&I顧客本位の投信販売会社評価」で2年連続「S」評価を取得

本評価は、銀行、証券会社などが、いかに投資信託の販売において「顧客本位の業務運営」を行っているか、その取組方針や取組状況を、R&Iが中立的な第三者の立場から評価したものです。三井住友トラスト・グループでは、引き続き、お客さま本位の取り組みを実践し、浸透・定着させていくことで、お客さまから信頼され、末永くお取引引きいただける、お客さまの「ベストパートナー」を目指していきます。

※「R&I顧客本位の投信販売会社評価」(以下、「本評価」)は、投信販売業務を行う販売会社の「顧客本位の業務運営」の取り組みに関するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。R&Iが本評価を行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。また、その正確性及び完全性につきR&I等が保証するものではなく、特定商品の購入、売却、保有を推奨、または将来のパフォーマンスを保証するものではありません。本評価に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はR&Iに帰属しており、無断複製・転載などを禁じます。

4. お客さまの「ベストパートナー」を目指す企業風土を形成するために

三井住友信託銀行では、営業店部への「FD・CS委員会」の設置やお客さまの声に基づく改善活動、お客さまアンケートから判明した課題への改善活動、各種研修やディス

カッション等を通じて、社員一人一人がお客さま満足向上とお客さま本位のサービス提供に取り組んでいます。

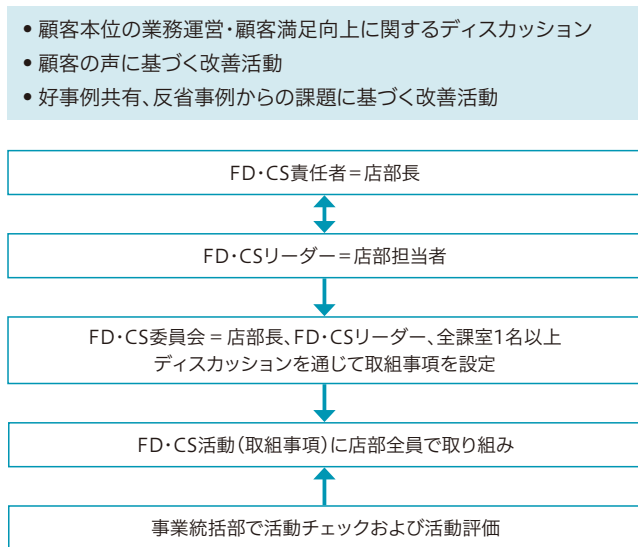
FD・CS委員会の設置

各営業店部にてFDの高度化とCS向上を実現するため、従来の「CS委員会」の活動を見直し、新たに「FD・CS委員会」としての活動を開始しました。FD・CS委員会では、各営業店部の特性に応じてさまざまな活動を積極的に展開しています。

お客さまアンケートの活用

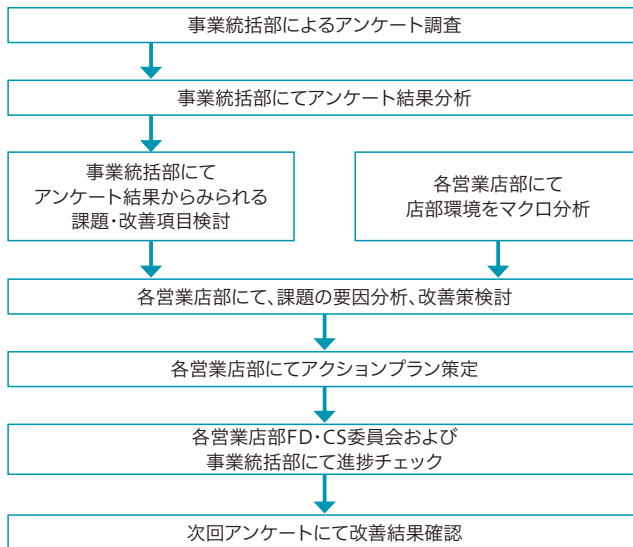
法人・個人ともに、事業ごとにお客さま向けアンケートを実施し、業務品質の管理、向上に役立てています。アンケート結果から各事業の課題を抽出し、課題改善への活動を施策に反映される取り組みを展開しています。

FD・CS委員会体制の事例



※ 個人トータルソリューション事業のFD・CS委員会の事例

事業のアンケート活用フローの事例



「消費者志向自主宣言」に基づく取り組み

当グループは、常にお客さま満足の向上、お客さま本位の徹底に取り組むとともに、超高齢社会問題などの社会課題の解決に貢献していくことなどを通じ、お客さまや社会から信頼され、ともに成長し続けることを目指していくため、2019年6月に「消費者志向自主宣言」を策定・公表し、さらに具体的な取り組みを進めています。2020年9月には2019年度における

取り組みの成果や改善内容などをまとめた「2019年度消費者志向自主宣言に基づく取組結果」を公表しました。

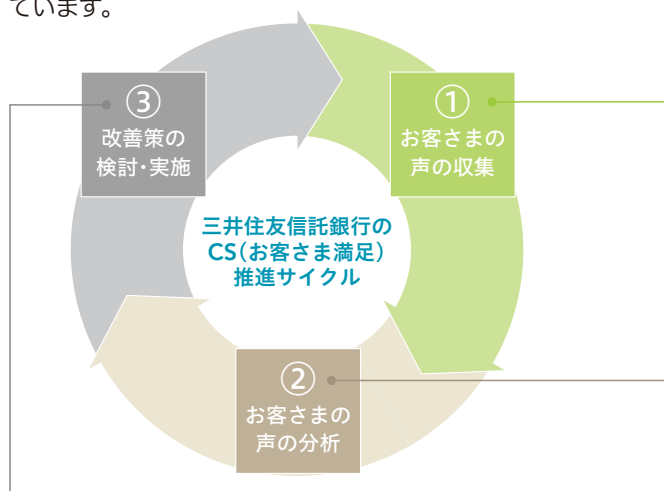
※消費者志向自主宣言とは
消費者庁が事業者に呼びかける、消費者志向経営(消費者全体の視点に立ち、健全な市場の担い手として、消費者の信頼を獲得するとともに、持続可能で望ましい社会の構築に向けて、社会的責任を自覚して事業活動を行うこと)への取り組みに関する宣言。

お客様の「ベストパートナー」を目指す意識向上のための施策例

No	項目	内容
1	各種研修	新任店部長、新入社員、その他各階層別等において、FD実践・CS意識向上・苦情およびVOC(お客様の声)の共有・ビジネスマナー等についての研修を実施。
2	eラーニング	全社員向けにFD実践・CS意識向上に向けた「FD・CS研修」や顧客サポート等管理体制について学ぶ「顧客サポート等管理研修」のeラーニングを実施。
3	苦情管理の高度化	苦情のモニタリング強化および改善活動の強化。VOCの共有による、苦情に対する意識の醸成と発生防止の未然防止。
4	顧客アンケートの高度化	各種アンケートの評価項目の共通化・分析の高度化・改善策の共有等を図り、顧客評価を基にした改善のPDCAサイクルを強化。
5	日常の顧客の声の収集と活用強化	VOCの収集・分析、商品・サービスの改善・開発を推進。
6	CS講演会の開催	外部講師をお迎えし、組織・人づくりやコミュニケーション等をテーマにグループ社員向け講演会を毎年実施。

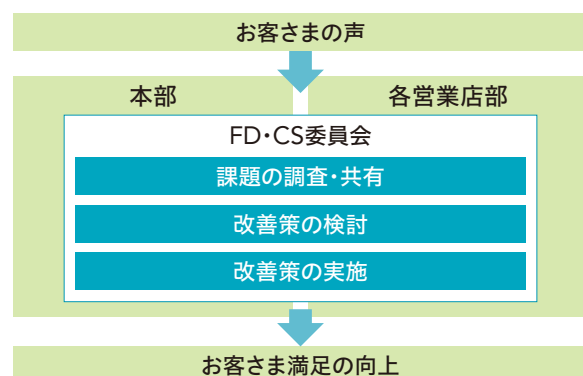
5. お客様の声をお客さま満足の上につなげる仕組み

三井住友信託銀行の個人トータルソリューション事業では、全国の営業店部または営業担当窓口にお寄せいただく声のほか、「お客さまサービス室」「お客さまの声アンケート」「三井住友信託ダイレクト」などを通じて、多くのお客さまのご意見・ご要望を頂戴し、お客さま満足の上につなげています。



③改善策の検討・実施

お客さまからいただいたご意見・ご要望は、営業店部および本部が連携して原因の調査・分析と問題点の把握を行います。また、その結果を基に改善策を検討し、より良い商品・サービスのご提供に努めています。



①お客様の声の収集

三井住友信託銀行では、全国の営業店部やテレホンセンター、ウェブサイトにお寄せられる「お客様の声」のほか、各営業店部に備え置いている「お客様の声アンケート」など多様な媒体を通じ、2019年度は約36万件に及ぶ数多くの貴重なご意見・ご要望を頂戴しました。

また、さらなるお客さま本位の活動推進とお客さま満足の上を目指して、定期預金や投資信託などをご契約いただいているお客さま約150万人を対象とした「お客さまアンケート」を実施し、三井住友信託銀行に対するお客さまの満足度の評価を調査しています。

【お客様の声をいただく主な手法】

- 店頭・電話でお客さまからいただいた声を専用システムに記録
- 電話によるお客さまからのご照会・ご相談・ご意見を関係部と共有
- 「お客様の声アンケート」による収集
- お手紙、ホームページを通じた収集
- 各種アンケート調査の実施

②お客様の声の分析

年間数十万件を超えるお客様の声をご満足につなげていくために、お客様の声を分析するシステム「CSお客さまの声ポータル」を活用しています。さまざまなお客様の声を“見える化”し、“気づき”を得やすくすることで、お客様のニーズにお応えしていけるよう、努めています。



6. グループ全体における利益相反管理態勢の高度化について

当グループは、グループ各社およびその関係者による多様なサービスの提供に伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう当社の取締役会の承認を経て「利益相反管理方針(概要)^{※1}」を公表し、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定・類型化の上、適切に管理しています。

また、営業部門から独立したコンプライアンス統括部が、利益相反管理統括部署として、グループ全体の利益相反管理の有効性を定期的に検証し、その結果を利益相反管理高度化委員会、経営会議、取締役会に報告することで、継続的に必要な改善・指導が実施される態勢を整備しています。

さらに、利益相反管理態勢の実効性向上を図るため、外部メンバーを中心とした利益相反管理委員会を取締役会の諮問機関として設置し、当グループの利益相反管理態勢の妥当性の検証を受けています。利益相反管理委員会は、法

令等で求められる利益相反管理態勢にとどまらず、お客さまに安心、信頼いただける「ベストパートナー」として、ベストプラクティスとしての利益相反管理態勢、フィデューシャリー・デューティーの取り組み状況等も審議対象とし、これまで延べ16回(原則年4回)開催しています。なお、同委員会の議事概要は継続的に公表しています^{※2}。

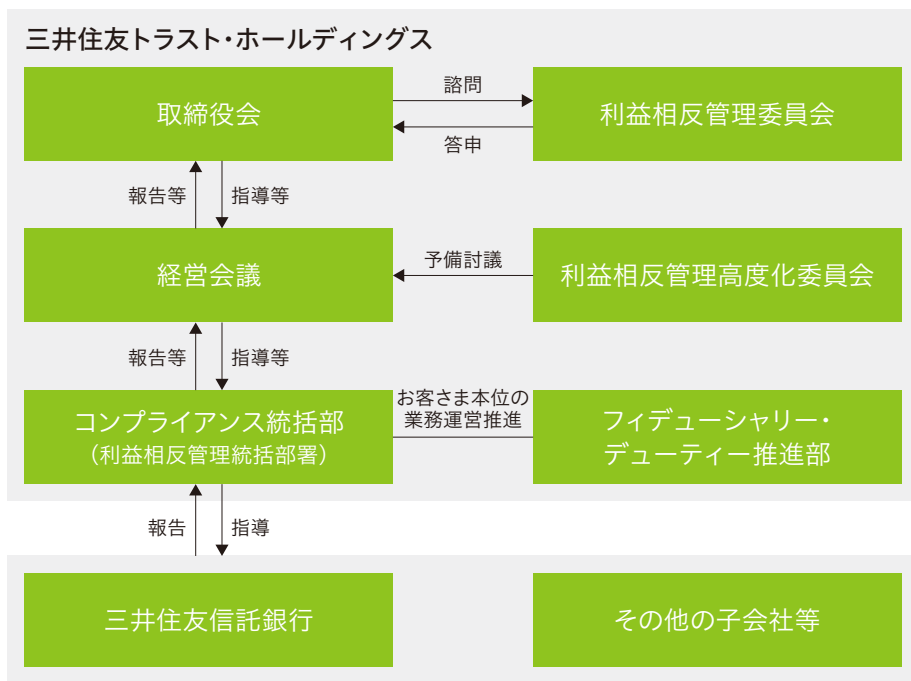
また、スチュワードシップ活動における利益相反管理体制に関し、利益相反管理委員会の傘下に、スチュワードシップ部会^{※3}を設置し、グループ全体のスチュワードシップ活動に関する情報連携、グループ運用会社等におけるスチュワードシップ活動の監督を強化しています。

※1 URL: <https://www.smth.jp/coi/index.html>

※2 URL: 議事録の掲載先 https://www.smth.jp/about_us/management/customer/index.html

※3 利益相反管理委員会の全委員およびグループ運用会社のスチュワードシップ活動に関する委員会の委員等を構成員とした部会

利益相反管理体制^{※1}



利益相反管理委員会委員

委員長 神田 秀樹^{※2}
 学習院大学大学院
 法務研究科教授
 東京大学名誉教授
 ※2 三井住友信託銀行
 社外取締役

委員 鈴木 武
 三井住友トラスト・
 ホールディングス
 社外取締役

委員 細川 昭子
 ベーカー&マッケンジー
 法律事務所弁護士

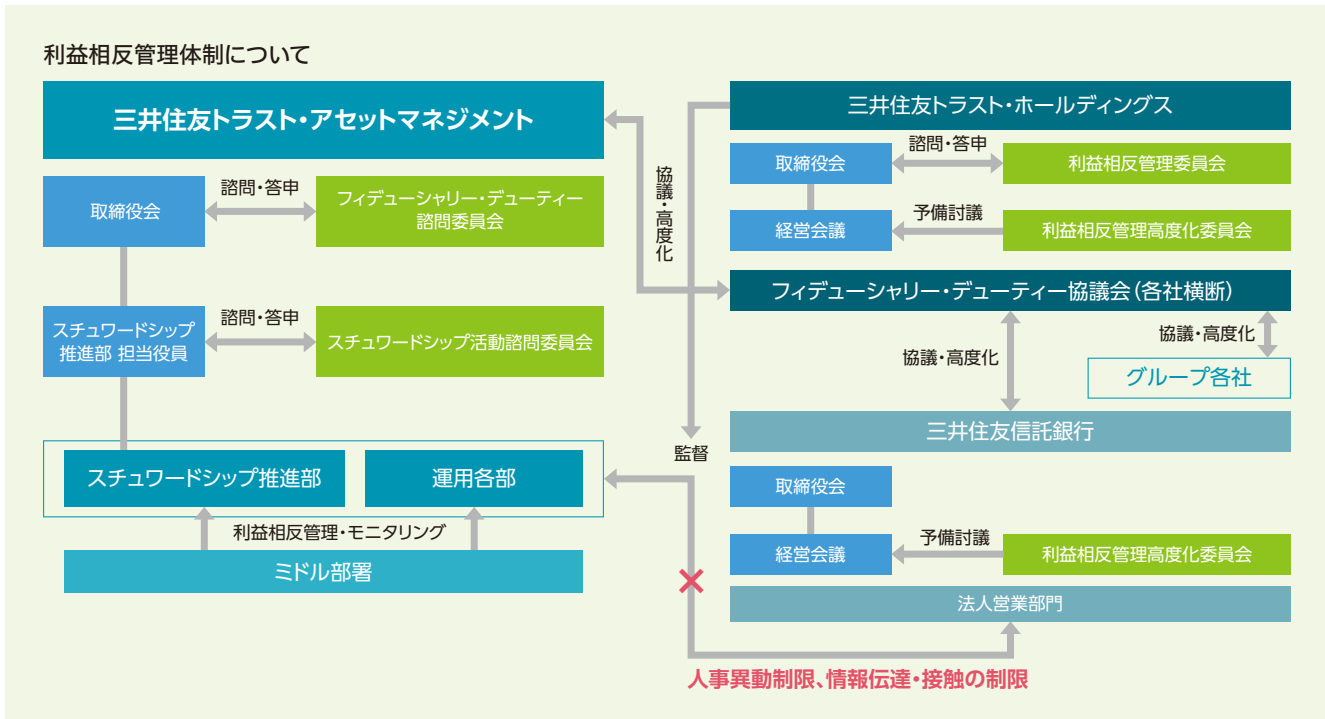
委員 西田 豊
 三井住友トラスト・
 ホールディングス
 執行役専務

※1 各経営機構および主要部署の役割・責任は131頁参照。

7. スチュワードシップ活動における利益相反管理態勢の高度化について

2018年10月1日に三井住友信託銀行の運用部門を統合した三井住友トラスト・アセットマネジメント(SMTAM)では、独立社外取締役の増員や監査等委員会設置会社への移行、ミドル部署の強化を行いました。またグループとしては、統合によって同じグループ内の融資部署等の法人部門からの独立性や、利益相反管理の面で透明性が高まったと考え

ています。議決権行使業務においては特に利益相反管理が重要であるため、SMTAMでは外部有識者が過半を占める「スチュワードシップ活動諮問委員会」を設置しています。議決権行使における責任者であるスチュワードシップ推進部担当役員は、同委員会の答申を最大限尊重した判断を行うことで、透明性の高い議決権行使を実施しています。



日興アセットマネジメント(NAM)は、顧客・受益者の利益を最優先し、利益相反が発生した場合であっても、これに適切に対応できるよう、リスク管理態勢およびコンプライアンス態勢を構築しています。ファンドマネージャー、ならびにアナリストは、社内規程を遵守して利益相反の発生回避に努め、利益相反が発生するリスクが高まった場合には、その事実を速やかに報告するとともに問題の早期解決にあたることとしています。

さらに、NAMのスチュワードシップ活動における透明性向上とガバナンス強化を図ることを目的に、2016年6月に『スチュワードシップ&議決権政策監督委員会』を設置しま

した。同委員会は、NAMと利害関係を有さない過半数の社外委員で構成される委員会の立場から、NAMのスチュワードシップ活動が、その目的に沿って、受託者責任の忠実な履行に向けて適正に実施されていることを監視・監督し、中立かつ公平な立場から必要な助言を行っています。

また、議決権行使に関しては、利益相反が生じる可能性がある行使先として親会社、販売会社、顧客取引先の対象を想定し、議決権行使における利益相反の発生を回避し、客観的な判断ができるよう、議決権等行使指図ガイドラインに基づき、適切な行使判断が維持される管理体制を構築しています。

顧客保護等管理

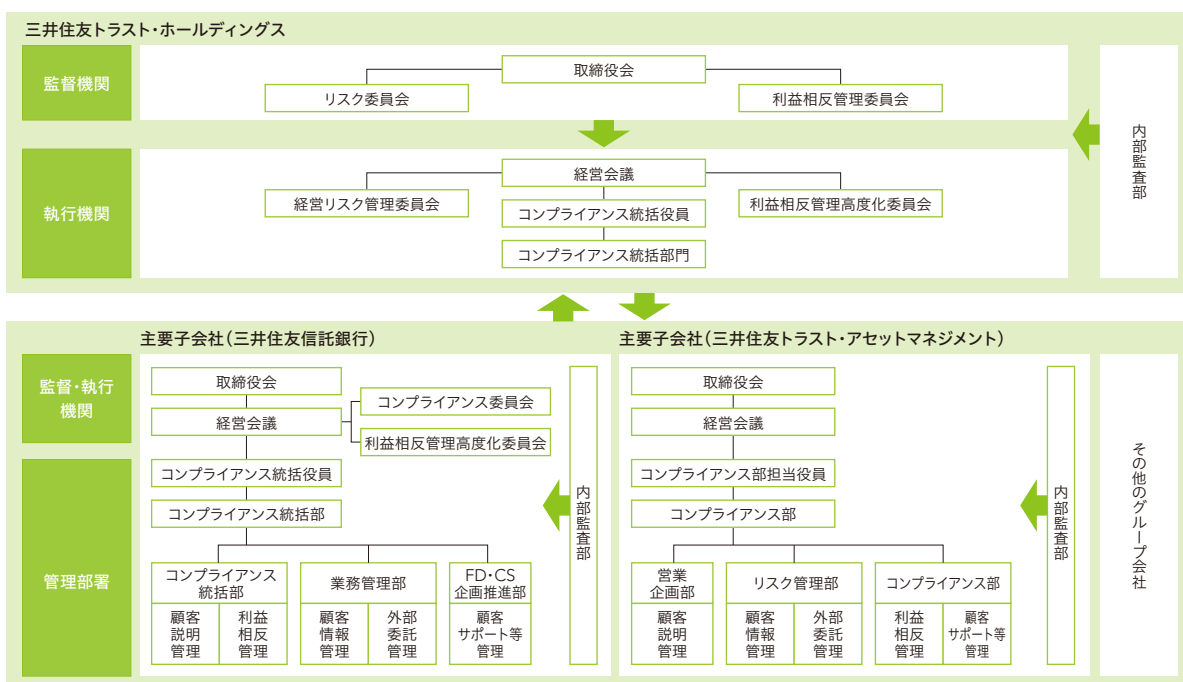
基本的な取り組み方針

当グループは、顧客保護等を経営上の最重要課題の一つと位置付け、グループ各社の業務特性に応じた適切な顧客保護等管理態勢を整備するため、当社の取締役会の承認を経て「顧客の最善の利益のための行動指針」等に関する規程[※]に当グループの顧客保護および利便性の向上に向けた基本方針を定めています。

グループ各社においては、グループの基本方針に基づき、顧客保護等管理の統括部署および機能に応じた管理部署

を定めています。統括部署は、顧客保護等に関する年度計画の策定および定期的な取締役会等への報告、社内規程類の整備など、顧客保護等管理全般を統括しています。管理部署は各機能に関する社内規則の整備等の態勢整備を行うほか、関係各部への指導、研修の充実等を通じ、各機能における適切性および十分性の確保を図っています。

※ 三井住友トラスト・グループ各社への顧客の期待と信頼に応えるためのプリンシプルベースの行動指針であり、当グループの役員、社員等が顧客の最善の利益を追求することで、顧客から長期的な信頼を獲得し持続的な企業価値向上を目指すことを目的に、顧客の最善の利益の追求および顧客保護ならびに顧客利便の向上に向けた管理態勢等を定めるもの。



顧客説明管理

当グループでは、お客さまに対する金融商品・サービスの提供にあたり、お客さまの知識、経験、財産の状況および取引を行う目的を踏まえ、お客さまの理解と納得が得られるよう適切かつ十分な説明、分かりやすい情報提供を行っています。

具体的には、「金融商品・サービスの勧誘や販売に関する方針の公表、適合性原則^{※1}の徹底や適切な情報提供などを定めた顧客説明マニュアルの整備、研修態勢の充実などの態勢整備を行っています。これらに加えて、「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針^{※2}」に掲げる行動原則等に基づき、お客さまの立場に立った適正な金融商品の勧誘・販売を徹底するための取組みとして、お客さま本位のコンサルティングの実践^{※3}、分かりやすい情報提供^{※4}、役職員の市場・商品・サービス等

に関する知識・専門能力向上を目的とした研修の拡充などに取り組んでいます。

特に投資信託や生命保険などのリスク性のある金融商品取引については、お客さまの理解が得られる説明が適切に行われているかモニタリングを実施しており、上記の取り組みの効果などを踏まえ、お客さまへのコンサルティングや説明の充実度などを基準に評価する態勢整備や必要に応じて勧誘ルールの見直し等にも取り組んでいます。

※1 お客さまの知識、経験、財産の状況および取引を行う目的に照らして、不適当な勧誘を行ってはならないという規則

※2 https://www.smth.jp/about_us/management/customer/fiduciaryduty/

※3 お客さまのライフイベント等を踏まえたライフプラン例、目的・期間に応じた資産運用方法を分かりやすくまとめた「考えてみよう！これからのマネープラン」やお客さまのご資産やご家族の構成、ライフイベントに合わせたシミュレーションツール「ライフサイクル・Navi」等を用い、お客さまのニーズに沿ったご提案を行っています。

※4 分かりやすい情報提供として、リスクや費用等に関する説明資料の充実、市場動向等を踏まえた丁寧なアフターフォローの実践、各種セミナー等の内容開催頻度拡充等に取り組んでいます。

利益相反※管理

当グループは、グループ各社およびその関係者が提供する多様なサービスの提供に伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう当社の取締役会の承認を経て「利益相反管理方針(概要)」を公表し、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定・類型化の上、適切に管理しています。

具体的には、グループ各社が営む業務において発生する可能性がある「利益相反のおそれのある取引等」について事前に特定するとともに、その管理方法を定めており、対象取引を行う場合は、定められた利益相反管理の方法に従って、あるいは業務執行体制を整備することにより、利益相反の弊害防止を図っています。新たに「利益相反のおそれのある取引等」が想定される場合は、その実施前に対象取引として特定するとともに、利益相反管理の方法を定めることで利

益相反管理を行っています。

また、当グループでは利益相反を適切に管理するため、コンプライアンス統括部が利益相反管理統括部署として、グループ全体の態勢整備および定期的な有効性の検証を行い、その検証結果を定期的に利益相反高度化委員会、経営会議、取締役会に報告の上、必要な改善に取り組んでいます。

さらに、フィデューシャリー・デューティーの実践の観点から、「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」において「ベストプラクティスとしての利益相反管理態勢の整備」を掲げており、継続的に利益相反管理態勢の高度化を図っています(利益相反管理態勢の高度化については136頁参照)。

※利益相反とは、当グループとお客さまとの間で利益が相反する状況、また当グループのお客さま相互間で利益が相反する状況をいいます。

外部委託管理

当グループでは外部の業者に業務を委託する場合、当グループのお客さまや当グループが不測の損失を被るリスクを適切に管理するための規則を定め、サービスの質や存続の確実性等の問題点を認識し、委託した業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する業者に委託するための措置を講じています。また、反社会的勢力の介入および取引を防止する観点から、外部委託取引においても、新規契約開始前および定期的に外部委託先が反社会的勢力でないことを確認しています。

主要な子会社である三井住友信託銀行においては、業務管理部が外部委託管理部署として、外部委託管理規則に基づき当グループにおける適切な外部委託先の選定やモニタリング、外部委託管理の状況について定期的に取締役会などに報告をします。また、外部委託する業務を所管する部署(外部委託部署)は、委託した業務について定期的にまたは必要に応じ運営状況などを確認することにより、委託契約および規程に従い外部委託先が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、モニタリングを行います。

勧誘方針(三井住友信託銀行)

1. 基本方針についてご説明します

三井住友信託銀行は、三井住友トラスト・グループの行動規範(バリュー)「お客様本位の徹底」および「法令等の厳格な遵守」を実践し、お客様が適切にご判断頂けるよう、この勧誘方針に基づき、金融商品・サービスをお勧めしてまいります。

2. お客様に適した金融商品・サービスをお勧めします

三井住友信託銀行は、お客様の「知識」、「経歴」、「財産の状況」、「お取引の目的」などに応じて、お客様に適した金融商品・サービスをお勧めします。

3. 金融商品・サービスの内容をわかりやすく説明します

三井住友信託銀行は、提供いたします金融商品・サービスにつき、その内容やメリットだけでなく、リスク、手数料なども十分ご理解いただけるよう、適切でわかりやすくご説明します。

4. 適切な説明や勧誘を行います

三井住友信託銀行は、事実と異なる情報をお伝えしたり、不確実なことを断定的に説明するなど、お客様の誤解を招くような説明や勧誘はいたしません。

5. ご都合に合わせた勧誘に努めます

三井住友信託銀行は、電話や訪問による勧誘を、お客様のご都合に合わせた時間帯、場所、方法で行うように努めます。

6. 社内体制の整備に努めます

三井住友信託銀行は、お客様に適した金融商品・サービスを提供できるよう、社内体制の整備に努めます。また、正しい知識とわかりやすい説明方法の習得に努めます。

7. ご相談窓口を設置しております

顧客情報管理

当グループは、お客さまの個人情報の保護に万全を期するための取組方針として個人情報保護宣言を定め、お客さまの情報を適切に管理し、グループ内でお客さまの情報を共同利用する場合には、個人情報保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他関連法令等に従い、適切に対応するようにしています。

業務管理部が情報セキュリティリスク管理部署として、当グループの情報資産を適切に維持・管理することを目的として策定されている情報セキュリティリスク管理規則に

基づき、全般を統括しています。業務管理部は情報セキュリティリスク管理状況および実効性を定期的に検証し、取締役会などに報告しています。また、営業店部、本部各部において各店部長を情報の管理・運営の責任者とするに加え、職務上知り得た個人データを含む重要情報につき守秘義務を負うことを明確に認識するよう社員全員を対象とした守秘義務・情報管理に係る研修を年2回実施するとともに、情報管理に関する誓約書を会社に提出させています。

顧客サポート等管理

当グループでは、お客さま等からの問い合わせ、相談、要望、苦情(苦情等)および紛争に適切に対応するため、顧客サポート等管理規則において基本方針を定め、業務改善およびサービス向上に取り組んでいます。

また、お客さま等から寄せられた苦情等については、コンプライアンス統括部とFD・CS企画推進部が協働し、可能な限りお客さまの理解や納得を得た解決を目指した誠実かつ

迅速な対応を行うとともに、苦情等報告システムによる情報集約・管理および定期的な経営層への報告、「CSお客さまの声ポータル(135頁参照)」を活用した発生原因の分析など、業務改善に向けた取り組みを行っています。

なお、2019年度の三井住友信託銀行における苦情等の件数は7,576件でした。

三井住友トラスト・グループの個人情報保護宣言

わたくしたち、三井住友トラスト・グループは、お客様や株主様の個人情報の保護に万全を期するため下記の取組方針を定め、これを遵守することを宣言いたします。

1. 関係法令等の遵守

当グループ各社は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、主務官庁のガイドラインやその他の規範を遵守いたします。

2. 適正取得

当グループ各社は、お客様の個人情報および特定個人情報等を業務上必要な範囲で適正かつ適法な手段により取得いたします。

3. 利用目的

当グループ各社は、個人情報および特定個人情報等の利用目的を通知または公表し、法令に定める場合を除いて利用目的の範囲内において利用し、それ以外の目的には利用いたしません。特定個人情報等については、法令で定められた範囲内でのみ利用いたします。

4. 委託

当グループ各社は、個人情報および特定個人情報等の取扱いを委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先(再委託先以降を含む)を適切に監督いたします。

5. 第三者への提供

当グループ各社は、法令で定める場合を除き、お客様からお預かりしている個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

ただし、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合、別途定める特定の者との間で共同利用する場合は、お客様の同意をいただくことなく、お客様よりお預かりしている個人情報を第三者に提供することがあります。

なお、特定個人情報等につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で定める場合を除き、ご本人の同意の有無にかかわらず第三者に提供いたしません。

6. お客様からのお問い合わせ等への対応

当グループ各社は、個人情報の開示・訂正等の手続きを定め、個人情報および特定個人情報等の取扱いについてのご質問・ご意見や内容照会・訂正等のお申し出につきまして迅速かつ的確に対応いたします。

7. 安全管理措置

当グループ各社は、個人情報および特定個人情報等の管理にあたっては、漏えい等を防止するため組織面、人事面、システム面でそれぞれ適切な安全管理措置を講じ、個人情報保護に必要な責任体制を整備いたします。

8. 継続的な改善

当グループ各社は、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを継続的に見直し、改善に努めます。また、すべての役員・社員が個人情報保護の重要性を理解し、個人情報および特定個人情報等を適切に取扱うよう教育いたします。

地域と社会の活力向上支援

直接的・間接的な支援(金銭換算)

企業は、投資やさまざまな社会貢献を行うことにより直接的な地域社会への貢献を行う一方で、納税を通じて政府のコミュニティ支援を間接的にサポートしています。このような視点から世界経済フォーラムの共通測定基準では、納税額やコミュニティ投資総額を測定基準として設定しています。

1) 間接支援: 法人税等の支払額合計

法人所得税、固定資産税、非課税VAT(付加価値税)およびその他の売上税、雇用者支払給与税、および企業の費用を構成するその他の税金を含む、企業が負担する全世界の税金の総額を記載しています。

法人税等合計 (2018年度)606億円
(2019年度)756億円

税金は政府の重要な歳入源であり、各国の財政政策やマクロ経済の安定にとって中心的なものです。政府の歳入が公共インフラや公共サービスを支えていることから、企業は間接的に社会インフラを支えているといえます。

2) 直接支援: コミュニティ投資総額

TSI(Total Social Investment)とは、伝統的な慈善事業の寄付にとどまらず、ESGの取り組みにおいて主にS(社会)のために用いる全ての資源(運営費、職員の時間など)を合計した指標で、社会活動への投資を幅広く捉えようとするものです。当社における活動を「慈善寄付」「(狭義の)コミュニティ投資」「戦略的活動予算」の三つに分類しました。

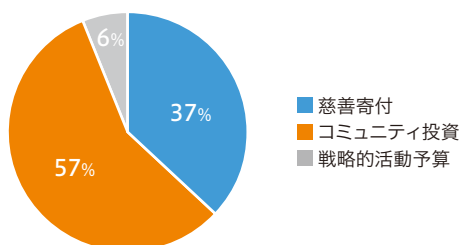
2019年度は総額約6億円となりましたが、そのうち、実際に現金支払いを伴うものは約2.4億円でした。

- ① 慈善寄付: 経理上の寄付金額の合計(サステナビリティ関係を除く)
- ② コミュニティ投資: UNEP FIや生物多様性イニシアティブなど各種団体の加盟費や、国連が推進するESD(持続可能な開発のための教育)プロジェクト実施費用、With You活動にかかわる人件費等の合計(人件費等は一定の前提をおいた上での推計値)
- ③ 戦略的活動予算: 経済教育ネットワークやUWC ISAK※などサステナビリティ関連の寄付金、With You活動予算等の合計

	2019年度
① 慈善寄付	227
② コミュニティ投資	342
③ 戦略的活動予算	36
合計	605

(単位: 百万円)

コミュニティ投資総額内訳



ESDについては152頁参照

※ UWC ISAK: 恵まれない環境から世界で活躍できるチェンジメーカーを発掘・育成する学校。活動内容については150頁参照

金融包摂の取り組み(公平で包摂的な経済に向けた取り組み)

三井住友トラスト・グループの金融包摂の取り組み

1. オンライン取引の拡充などを通じたアクセサビリティの向上
2. 社会貢献を目的としたスキーム～公益信託～のご提供
3. 各種ローンにおける金融包摂の取り組み
4. 「高齢化と金融包摂のためのG20福岡・プライオリティ」に基づく取り組み
5. 融資取引のご返済条件等に対する柔軟な対応(金融円滑化への取り組み)

SDGsは「国内の金融機関の能力を強化し、全ての人の銀行取引、保険、および金融サービスへのアクセス拡大を促進する」ことを掲げています(ターゲット8・10)。このような考え方は金融包摂と呼ばれ、貧困や差別などから金融サービスを受けられない人々に対し、経済的に不安定な

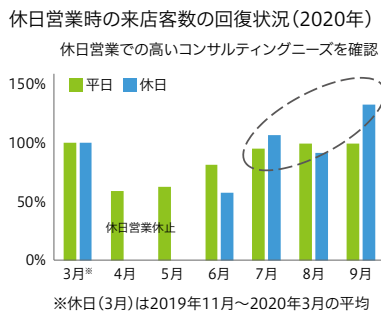
状況を軽減するための基本的な金融サービスへのアクセスに対する支援を意味します。

当グループは、外部パートナーと連携しながら信託銀行のさまざまな機能を生かし、日本独自の問題を踏まえた金融包摂の取り組みを推進します。

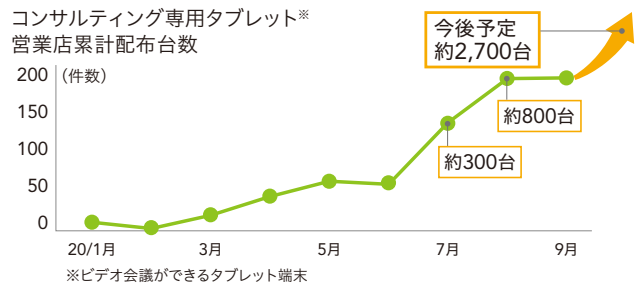
1. オンライン取引の拡充などを通じたアクセサビリティの向上

新型コロナウイルスの拡大下、感染防止のためにオンライン相談等をご希望されるお客さまが増加しています。当グループは、専門信託銀行グループとして、付加価値の高い対面でのコンサルティングをご提供していますが、新型コロナウイルスの拡大を受け、オンライン相談等、直接お会いしない中でも信託のサービスをお届けすることができる体制の拡充を進めています。

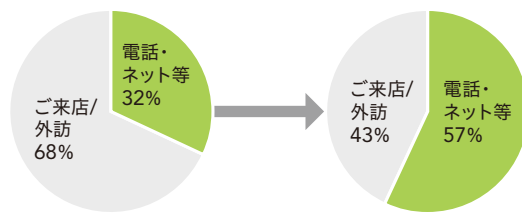
これにより、例えば遠方に居住されている家族との同席をご希望されるお客さまへ、オンライン相談をご利用いただくことで、新型コロナウイルス感染などを気にすることなく、移動時間をかけずに同時に相談いただくことが可能となっています。



また、休日でもコンサルティングをご提供できる機会を増やし、ご利用に際しての柔軟性を高めることも合わせて行っています。



新型コロナ前の当社利用方法 今後希望する当社利用方法



住信SBIネット銀行の取り組み

住信SBIネット銀行は、三井住友信託銀行とSBIホールディングス株式会社の出資により、2007年9月に開業したインターネット専門銀行です。開業以来、「どこよりも使いやすく、魅力のある商品・サービスを24時間・365日ご提供するインターネットフルバンキング」の実現を目標に、顧客サービスの向上に努め、預金総残高、住宅ローンの累計取扱額が、いずれも6兆円を突破する我が国屈

指のインターネット専門銀行となっています。

今までも、FinTech企業とのAPI連携によるロボアドバイザーの展開や、住宅ローンにおけるAI審査モデルの導入、法人のお客さま向けのトランザクションレンディング等、最先端のIT(情報技術)を活用した新たなサービスのご提供を積極的に進めていますが、今後もさらなるサービスの高度化、利便性の向上に努めていきます。

2. 社会貢献を目的としたスキーム～公益信託～のご提供

三井住友信託銀行では、経済的に余裕がなく進学が難しい学生が奨学金を受給することができるスキームとして、公

益信託をご提供しています。公益信託は、自身の財産を社会貢献に役立てたいと考える篤志家のお客さまの財産の一部を、社会に還元する仕組みの一つとして活用されています。

奨学金支給を目的とした公益信託例

公益信託基金名	対象者
カトリック・マリア会・セント・ジョセフ奨学育英基金	経済的理由により、就学困難な事情がある小中高に在籍する生徒
岩井久雄記念東京奨学育英基金	学費の支払いが容易ではない東京都所在の大学および大学院の理工学分野で学ぶ日本国籍を有する学生
山内健二記念大阪奨学育英基金	経済的理由により、十分な学習環境に恵まれない事情がある大阪府内の高等学校等に在籍する生徒

カトリック・マリア会・セント・ジョセフ奨学育英基金の特徴

- (1)他の奨学金との併給が可能
- (2)小中高に在籍する生徒で学年・国籍不問
- (3)給付期間
小学生：3年間または4年生以上の申請者については修業最少年数を限度
中学生・高校生：申請時の在籍学校(中・高)を卒業するまで(ただし、定められた修業最少年数を限度)
- (4)給付金額：小学生・中学生・高校生ともに月額2万円(返済不要)

3. 各種ローンにおける金融包摂の取り組み

(1)住宅ローンにおける八大疾病保障特約+失業保険

ガン・急性心筋梗塞・脳卒中および五つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)を八大疾病とした場合、日本における罹患者数は年齢を経るにつれて増加しています。三井住友信託銀行は、お客さまが住宅ローンの返済中に八大疾病に罹患し所定の状態に該当したとき、住宅ローン残高等を保障するサービスを取り扱っています。また新型コロナウイルスの拡大を受け、2020年11月より、保証内容の拡充として、新たに疾病保険に失業保険の付帯を開始しました。

(2)カードローン

三井住友信託銀行の二つのカードローン「わが家の味

方」「暮らしの味方」は住宅ローンをご利用の方に限定した資金用途は自由(事業性資金は除く)で、将来のさまざまな資金ニーズにお応えするものです。三井住友信託銀行のATMのほか、ゆうちょ銀行・セブン銀行・E-net(イーネット)のATMで手数料無料や、「三井住友信託ダイレクト」で手軽にご利用いただけます。

(3)60歳からの住宅応援ローン

三井住友信託銀行は、60歳以上のお客さまに、住み替えに伴う住宅の購入資金やご自宅のリフォーム資金などにご利用いただけるノンリコース型[※]の住宅ローンを提供しています。

※ご契約者さまご他界による契約終了後、担保不動産の売却代金でお借入金の全額返済ができなかった場合でも、ご相続人への支払請求はございません。

認知症のお客さまの財産管理に対する考え方

認知症などの理由で判断能力が不十分になると、預貯金の管理やさまざまな契約を自分で行うことが難しくなります。また、不利益な取引であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまったり、振り込め詐欺や悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。

財産管理において、まず第一に優先すべきは言うまでもなく「守り」です。次に必要なことは、日常生活のお金の管理をサポートする財産管理における「日常生活支援」です。「想いをつなぐ」ためのサポートも重要です。認知症になってもやりたいこと、やってほしいことに変わりはありません。判断能力があるうちに私的な契約で「想いをつなぐ」ための手立てを講じておくことが必要です。

三井住友信託銀行では、このような観点から、さまざまな商品・サービスをご提供しています(詳細は115頁)。



4. 「高齢化と金融包摂のためのG20福岡・プライオリティ」に基づく取り組み

世界で急進展する高齢化に対し、従来の金融サービスでは対応できない新たな課題が発生しています。「金融包摂のためのグローバルパートナーシップ(GPFI※)」とOECDは、「高齢化と金融包摂」をテーマに議論を重ね、2019年6月、G20国財務大臣・中央銀行総裁会議において、国際社会が直面する高齢化への課題と対応について、8つの項目からなる

「高齢化と金融包摂のためのG20福岡ポリシー・プライオリティ」が承認されました。

三井住友信託銀行は、本プライオリティに賛同し、8項目にそれぞれ対応した具体的取り組みを以下の通り定め、公表しました。

※全てのG20、関心のある非G20国および関係するステークホルダーが、G20金融包摂行動計画の実施をはじめ、金融包摂の取り組みを進めるためのプラットフォーム。

8つの優先項目への具体的な取り組み(ダイジェスト)

G20 福岡ポリシー・プライオリティ	当グループの代表的な取り組み
 <p>カスタマイズしよう —高齢者の多様なニーズへの対応</p>	<p>人生100年応援信託(100年パスポート)の取り扱い: 資金を「まもる」「つかう」「つなぐ」機能を取り揃えた、認知症にも備えることができる財産管理型信託商品 その他: 安心サポート信託<ファンドラップ型>の取り扱い等</p>
 <p>高齢者を守ろう —高齢者への経済的虐待や詐欺への対応</p>	<p>日本応用老年学会「ジェロントロジー検定試験」合格を個人営業店課長以上に義務化: 医療や介護、社会保障をはじめ、高齢者の心と体、生活、地域に必要な知識を習得 その他: 詐欺防止のための信託、「認知症にやさしい金融ガイド」執筆参加・全店配備等</p>
 <p>生涯にわたるファイナンシャルプランニングをサポートしよう</p>	<p>60歳からの住宅応援ローン・不動産活用ローン(リバースモーゲージ)の取り扱い: 高齢期の住み替え・リフォームの資金や生活資金のニーズに対応 その他: シミュレーションツール「ライフサイクル-Navi」活用、運用商品・保険等</p>
 <p>みんなで連携しよう —分野横断のアプローチ</p>	<p>第二東京弁護士会とのホームロイヤー紹介提携: 未然予防の見守り段階から任意後見まで、幅広いニーズに対応可能なホームロイヤー(かかりつけ弁護士)を紹介 その他: 東京弁護士会との民事信託相談利用協定締結等</p>
 <p>デジタルと金融リテラシーを強化しよう</p>	<p>資産運用・セカンドライフ・DC・相続・事業承継等のセミナー開催: 世代ごとのニーズに応じたセミナーを開催(全国、店舗独自、職域、平日、休日等多様な開催形態) その他: 「総合学習シルバーカレッジ」開催、資産のミライ研究所設立等</p>
 <p>イノベーションを進めよう —包摂的なテクノロジーの活用</p>	<p>新外訪支援システムの導入: コンサルティング専用タブレットを導入。タブレット導入によりお客さまとのオンラインでの相談、取引を推進 その他: 相続プラットフォーム構築の実用化、資産運用分野AI活用、WEBコンサル等</p>
 <p>特に重要となる対象 —脆弱性への対応</p>	<p>後見制度支援信託・任意後見制度支援信託の取り扱い: 法定後見、任意後見のそれぞれについて、本人(被後見人)の財産を管理・保護する信託商品を取り扱い その他: 特定贈与信託、代筆・代読規定類整備、障がい者調査員による応対品質調査等</p>
 <p>データとエビデンスを活用しよう (主に政策当局向けの優先項目)</p>	<p>調査レポートの発行: 官公庁等の公表データから家計資産の動向等を分析、推計 その他: 官公庁調査等回答、お客さまの声の収集・分析、外部調査機関店頭調査実施等</p>

5. 融資取引のご返済条件等に対する柔軟な対応(金融円滑化への取り組み)

三井住友信託銀行は、お客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくのは、金融機関の最も重要な役割だと考えており、このような金融仲介機能を積極的に発揮していくた

めに、金融円滑化に関する基本指針を定めています(以下、抜粋)。

金融円滑化に関する基本指針

- お客さまからお借入のご相談・お申し込み、又はお借入条件の変更等のご相談・お申し込みがあった場合には、これを真摯に受け止め、お客さまのご事情を十分に検討させて頂いたうえで、適切かつ迅速にその解決に努めてまいります。
- お借入条件の変更等を行ったお客さまから所要資金のお借入のご相談・お申し込みがあった場合には、これを真摯に受け止め、お借入条件の変更等を行ったことのみをもって、ご相談・お申し込みをお断りすることはいたしません。
- お借入条件の変更等のお申し込みのあったお客さまにおいて、お客さまが他の金融機関等とお取引がある場合には、お客さまの同意を前提に、守秘義務ならびに個人情報の取扱いに十分留意しつつ、お取引金融機関等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
- お客さまからのお借入条件の変更等のご相談・お申し込みをやむを得ずお断りする場合には、可能な限り、時間的な余裕をもって行うとともに、これまでのお客さまのお取引の内容に照らして、お客さまのご理解とご納得を得られるよう十分な説明を尽くしてまいります。
- お客さまからのお借入に関するお問い合わせ、ご相談、ご意見・ご要望、苦情については、適切かつ迅速な対応に努めてまいります。
- 中小企業のお客さまから特定認証紛争解決手続(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます))の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業者(同条第24項に規定する特定認証紛争解決事業者)より当該事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼を行うよう努めてまいります。
- 地域経済活性化支援機構または東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申し込み又は事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意の求めがあった場合には、適切に対応するよう努めてまいります。
また、当該同意にかかる事業再生計画について、お借入条件の変更等に適切に協力するよう努めてまいります。
- お客さまに対する経営相談やお客さまの経営改善に向けたお取引に関する支援を積極的に行ってまいります。
- お客さまの事業価値を適切に見極めるための能力の向上に資する研究、職員等への研修・指導等に努めてまいります。
- 「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、お客さまと保証契約を締結する場合などには、誠実かつ柔軟な対応に努めてまいります。

三井住友信託銀行は、本基本方針を踏まえ経済的な事情によりご返済が困難な場合、お客さまからのご返済条件の変更等のご相談に迅速かつ丁寧にお応えしていきます。ご相談は、個人、法人のお客さまともお取引店の窓口で承っています。

が、住宅ローン、事業者ローンをご利用のお客さまには専用ダイヤルもご用意しています。

なお、貸し付け条件等の申し込みを受けた貸付債権の2020年3月末の件数は以下の通りです。

貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数

▶ お客さまが中小企業者である場合

	2020年3月末
貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数	4,799
うち、実行に係る貸付債権の数	4,431
うち、謝絶に係る貸付債権の数	105
うち、審査中の貸付債権の数	4
うち、取り下げに係る貸付債権の数	259

※2020年3月末時点で、信託勘定に係る債権を以下の通り含みます。
申し込み1件、実行1件、謝絶0件、審査中0件、取り下げ0件。
なお信託勘定に係る債権とは、他の金融機関等が流動化等を目的として三井住友信託銀行に信託した貸付債権のうち三井住友信託銀行がお客さまから貸付条件の変更等の申し込みを受け付けたものなどを指します。受託者である三井住友信託銀行は、信託契約の定めにより複数の信託関係者の判断に基づき対応しています。

▶ お客さまが住宅資金借入者である場合

	2020年3月末
貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数	6,706
うち、実行に係る貸付債権の数	5,139
うち、謝絶に係る貸付債権の数	332
うち、審査中の貸付債権の数	67
うち、取り下げに係る貸付債権の数	1,168

※2020年3月末時点で、信託勘定に係る債権を以下の通り含みます。
信託勘定に係る債権の状況は以下の通り(2020年3月末基準の計数)
(住宅資金借入者)申し込み55件、実行44件、謝絶9件、審査中0件、取り下げ2件。
なお信託勘定に係る債権とは、他の金融機関等が流動化等を目的として三井住友信託銀行に信託した貸付債権のうち、三井住友信託銀行がお客さまから貸付条件の変更等の申し込みを受け付けたもの等を指します。

信託を活用したコミュニティ投資の促進

公益信託

公益信託は、個人が公益活動のために財産を提供する場合や、法人が利益の一部を社会に還元する場合に、信託銀行に財産を信託し、信託銀行があらかじめ定められた目的に従って財産を管理・運用して公益活動を行う制度で、奨学金の支給や自然環境保護活動への助成、国際協力・国際交流促進など、幅広い分野で活用されています。

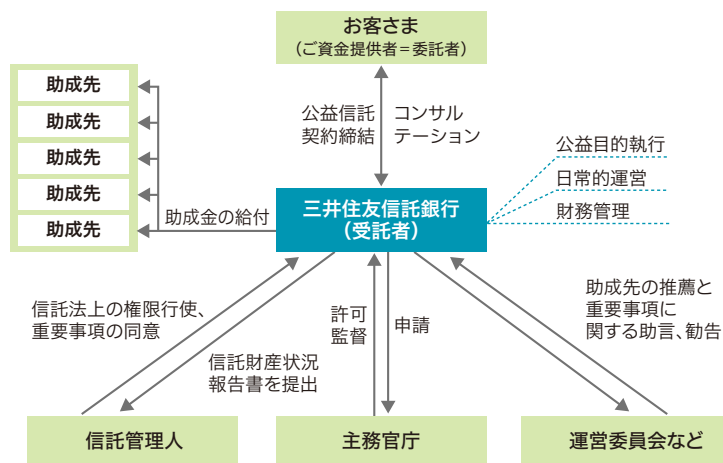
公益信託は、設定されるお客さま（委託者）の名前を冠することで、そのお志が末永く記念され多くの方々に顕彰されることが可能です。また、お客さまのご趣旨に沿った社会公益に役立てるため、どのような「公益」目的のために、どのよ

うな助成事業を行うのかなど、ご趣旨に合わせてオーダーメイドの公益信託を設定することができます。助成（奨学金）金額や件数、対象地域・条件などのご希望も反映することができます。

三井住友信託銀行は、1977年に公益信託第1号を受託して以来、個人や企業等の善意に支えられ、さまざまな公益分野で助成事業を行っています。

2020年3月現在、公益信託の受託は178件327億円となり、2019年度は計12.3億円を計2,673団体（個人含む）に助成金（奨学金）として給付し、ご活用いただきました。

公益信託の仕組み



公益信託の信託目的別一覧 (2020年3月現在)

分類	件数
奨学金支給	64
自然科学研究助成	33
人文科学研究助成	4
教育振興	18
社会福祉	9
芸術・文化振興	9
動植物の保護繁殖	1
自然環境の保全	6
都市環境の整備・保全	18
国際協力・国際交流促進	11
その他	5
総計	178

TOPIC

経団連自然保護基金

「経団連自然保護基金」は、経団連自然保護協議会さまの委託により、自然環境の保全が地球規模での重要かつ永続的な課題であるとの認識に立って、これらの問題に対し具体的な貢献を行っていくことを目的として2000年に設立されました。

日本経団連加盟企業をはじめとする民間企業や個人の寄付を受け、NPO/NGOなどが行う国内および開発途上地域における自然保護活動へ毎年約2億円の助成を行っています。



アホウドリの生態観察を行っている公益財団法人山階鳥類研究所の方々

TOPIC

ENEOS水素基金

ENEOS水素基金は、ENEOS株式会社さまの委託により、地球環境と調和したエネルギーである水素の供給に関する基礎研究への助成を行い、水素エネルギー社会の実現に貢献することを目的として2006年に設立されました。

当基金は、1件につき最大1,000万円の助成を行う我が国でも最大規模のものとなっており、毎年、助成が決定した研究者と前年度に助成を受けた研究者を招き、授賞式と研究成果報告会を開催しています。



2020年度報告会・贈呈式は、新型コロナウイルス感染防止のため、Zoomにて開催

社会貢献寄付信託

三井住友信託銀行は、社会貢献活動に取り組む公益法人などへの寄付を目的とする「社会貢献寄付信託」（愛称：明日へのかけはし）を取り扱っています。本商品を通じ、お客さまは、三井住友信託銀行が提示する寄付先一覧から団体を選び、毎年1回、当初信託元本の5分の1を寄付することができます。

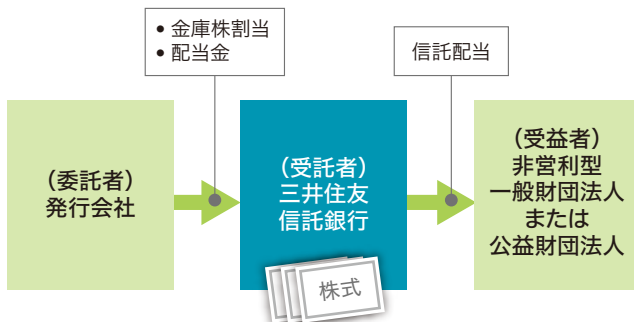
寄付先一覧（2019年8月14日現在）

環境	公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン)
環境	公益財団法人 日本生態系協会
教育	公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟
医療	公益財団法人 日本対がん協会
医療	京都大学 IPS 細胞研究所
医療	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
社会福祉	公益財団法人 日本盲導犬協会
学術	公益財団法人 国際科学技術財団
文化	独立行政法人 日本芸術文化振興会
災害復興支援	社会福祉法人 中央共同募金会
子ども支援	公益財団法人 日本財団
障がい者スポーツ支援	公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本
人道支援	特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会

自己株式を活用した社会貢献スキーム

三井住友信託銀行は、自己株式（金庫株）を保有する企業が、社会貢献のために配当金を公益団体等に寄付する信託スキームを取り扱っています。

三井住友信託銀行は、2014年度よりトヨタ自動車さま（委託者）とトヨタ・モビリティ基金さま（受益者）との間で、本スキームの取り組みを開始しました。配当金は新興国・途上国でのモビリティ格差の解消、自動車産業の健全な発展に資する活動、先進国での最先端の技術・システムの研究等に活用されます。

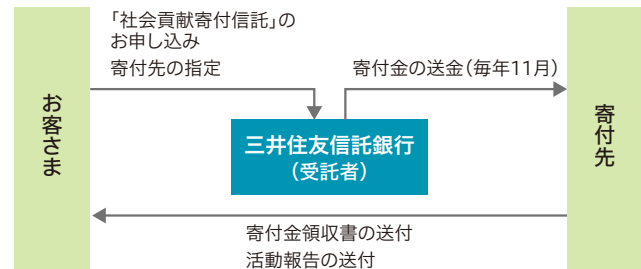


ます（毎年、寄付先を変更することも可能です）。寄付先からは、寄付金の活用実績や活動内容の報告書が送られます。

三井住友信託銀行は、社会貢献寄付信託を通じ環境だけでなく、教育、医療、学術、文化など多様なテーマにおける活動を支援します。

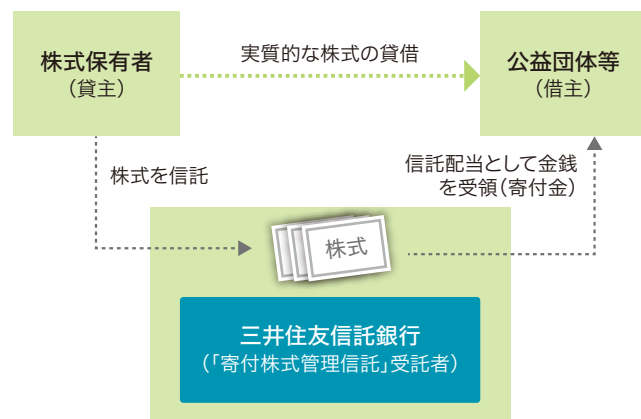


社会貢献寄付信託の仕組み



寄付株式管理信託

三井住友信託銀行は寄付株式管理信託を取り扱っています。これは信託を活用し、保有株式を公益団体等に無償で貸与していただき、その配当金を非課税扱いで借主が受領することで、継続的な支援を実現するスキームです。



特定寄附信託

三井住友信託銀行は「特定寄附信託」を取り扱っています。これは2011年度税制改正によって新たに創設された制度に基づく信託で、運用収益が非課税となり、信託元本と合わせて寄附することができます。寄附先は、三井住友信託銀行が提示する「寄附先一覧」以外の団体を指定することも可能で、ご指定いただいた寄附先に5年または10年にわたり定期的に寄附を行います。

行が提示する「寄附先一覧」以外の団体を指定することも可能で、ご指定いただいた寄附先に5年または10年にわたり定期的に寄附を行います。

事業と一体となった社会貢献

遺贈寄付に関するアンケート調査

三井住友信託銀行では、ご自身の財産を社会・公益に役立てたい方のために、遺言信託の機能による遺贈寄付のお手伝いをしています。

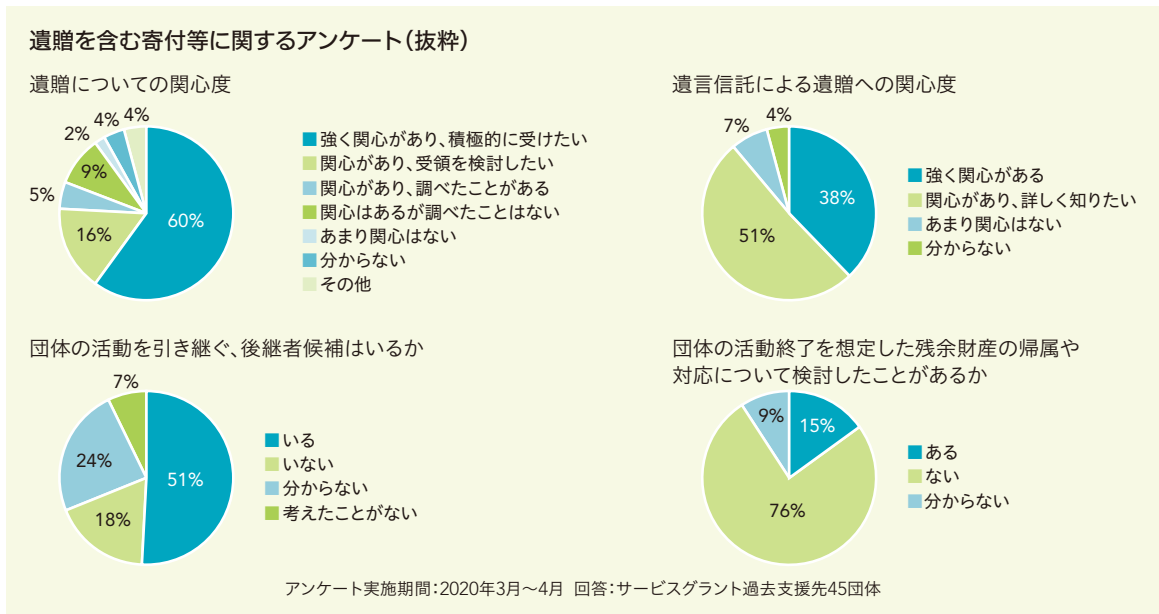
近年は、相続人不存在により国庫帰属する財産も増加しており、遺贈寄付で自ら財産の帰属先を決めたいとのニーズが徐々に高まっています。

そこで、三井住友信託銀行は、この分野に関する実態把握の一環として、2020年3月～4月の間に、認定NPO法人

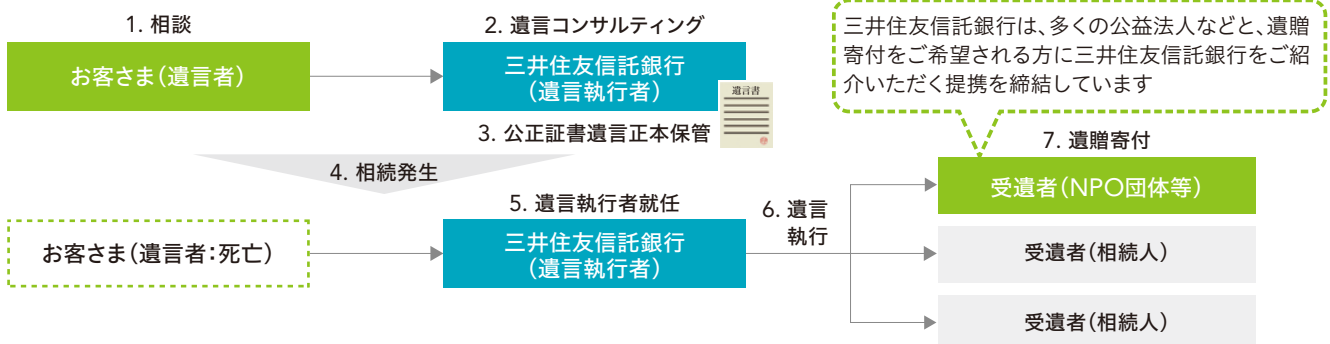
サービスグラントと共同で、NPOや地域団体を対象とした、「遺贈を含む寄附等に関するアンケート」を実施しました。

アンケートでは、遺贈・遺言信託への関心や、団体の収入に占める寄付の割合、寄付者へのお礼の実施状況、また、団体の後継者候補や活動終了を想定した残余財産の帰属などに関する幅広い内容をお伺いしました。

本アンケートの調査結果は、遺贈寄付に関するマーケティングの高度化や、団体サイドの悩みに対する貢献手段の多様化の検討など、さまざまに活用していきます。



遺言信託による遺贈寄付の概要



社会活動・コミュニティ活動への参画



社会活動・コミュニティ活動への参画の意義

三井住友トラスト・グループでは、グループおよび三井住友信託銀行を含むグループ各社の営業拠点が所属するコミュニティに対し、SDGsの視点も取り入れながらさまざまな社会貢献・地域貢献の取り組みを行っています。こうした価値提供は事業基盤を健全に維持することにつながることから、事業を行う上で必要な社会的ライセンスであるという見方もできます。



三井住友トラスト・グループの取り組み 01

次世代を担う子どもたちへの教育支援



チェンジメーカー^{※1}を育成する UWC ISAKを支援しています

当グループは「チェンジメーカーを育てよう」という「ユナイテッド・ワールド・カレッジISAKジャパン(略称UWC ISAK)」の教育理念に賛同し、2013年より、中学生を対象に同校の教育を2週間にわたって体験することができる「サマースクール」をサポートしています。このサマースクールには開発途上国や経済的に困難な生徒たちも多く参加しており、当グループはインドなどの開発途上国から奨学生として参加する生徒1名の授業料などを支援してきました。



2019年のサマースクールは7/21～8/3に開校され、世界34カ国から81名の中学生が集まりました。

※1 次世代の社会を変革する担い手

ギャップイヤー^{※2} / 日本・世界各国の大学へ進学など

国際バカロレア資格・日本の高等学校卒業資格を取得



ユナイテッド・ワールド・カレッジISAKジャパン (UWC ISAK)



選考

選考

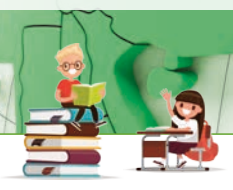
サマースクール

主な支援

三井住友トラスト・グループは毎年1名の奨学生の授業料をサポート

選考

世界各国から中学生が応募



※2 ギャップイヤー：大学入学許可証を持っている高校卒業者が、すぐに進学せずにさまざまな人生経験を積む期間。期間中は、ボランティア活動やインターンなどの社会的経験、海外留学や旅行などに、個人が自由に取り組む。

TOPIC 01

当グループが支援するUWC ISAK

軽井沢の大自然の中にキャンパスを構えるUWC ISAKは国際社会で活躍できるチェンジメーカーを育成する全寮制の高校です。世界約83カ国から生徒を受け入れており、全校生徒約200名のうち7割が海外からの留学生です。経済的に恵まれない子供たちも多く、全生徒の7割が返済不要の奨学金を受給しています。UWC ISAKの最大の魅力は、世界中から集まった仲間との寮での共同生活です。国籍だけでなく社会的、経済的にもさまざまなバックグラウンドをもつ生徒たちが、お互いの立場や文化などを強く自覚し、共有し合っています。生徒たちはこうした環境下で異なる価値観や信条を、否定したり排除するのではなく、理解して尊重する大人へと育っていきます。



軽井沢にあるキャンパス

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で従来通りの支援をすることができませんでしたが、当グループでは今後もUWC ISAKの取り組み支援を継続していきます。

三井住友トラスト・グループがこれまでに支援してきた学生

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
						
 ベトナム Hong Lien Ngyuenさん	 インド Thulasi Priya Rameshさん	 インド Thanuja Rameshさん	 メキシコ Eduardo Bautistaくん	 インド Prashanth Babuくん	 インド Prathana Himalachiさん	 インド Hemant Sharmaくん



Hemantくんのお礼の手紙

僕の趣味はサッカーと映画や音楽鑑賞、そして、いろいろな人と仲良くなることです。支援していただいたことで、僕の人生はたくさんの可能性に溢れたものになりました。今ここにいること、御社からの支援に改めて、心から感謝します。ありがとうございました。



Hemantくんは「シャンティ・バーバン」からサマースクールに参加した13才の男の子です。当グループが過去に支援した生徒とは全員知り合いで「今年は自分が参加することになって本当に嬉しい、継続支援に感謝します」と話していました。

私が見学した「Finding Purpose(問題解決)」のグループディスカッションでは随所で皆を牽引するリーダーシップを発揮していました。

「経済の仕組みが分かれば、自分も家族も国をもサポートできるはず」と、公認会計士になりたいというビジョンを力強く語ってくれました。近い将来、Hemantくんの夢が実現するように心から願っています。



サマースクールでサステナビリティ推進部担当者と記念撮影

◎トヨサキジュン

全国の支店でロビー展を開催

2017年度よりISAK巡回ロビー展を全国の支店で開催しています。パネル展開催にあたっては、小林りん代表理事より「これまで御社にご支援いただいた生徒らの中で特にシャンティ・バーバン出身の生徒3名が、本校の高校へと進学致しました。まさに彼らの人生を変える第一歩を作り出すタイミングに深く関わっていただけましたこと、重ねて御礼を申し上げます。彼らが近い将来母国に戻った時に、不利な立場に屈することなく社会に変革を起こし、社会に大きく貢献できる存在に成長してもらいたいと心から願っています。」とのコメントをいただきました。



代表理事 小林りんさん



川崎支店でのロビー展の様子

TOPIC 02

シャンティ・バーバンの子どもたちへの支援

「シャンティ・バーバン」は、インドで2000年にわたって続いてきたカーストによって、社会的、経済的に最も不利な立場に置かれた子どもたちへの教育を目的に設立された学校です。当グループが支援しているインド出身の生徒は、いずれも「シャンティ・バーバン」から奨学生としてサマースクールに参加した生徒です。差別や貧困、女性の人権などに強い関心を持ち、母国をより良くしたいと強く望む彼らが、将来チェンジメーカーとなってカースト制度を根絶する活動にも携わることができるよう、今後も見守っていきます。



スラム街に暮らす子どもたち十分な教育の機会が与えられないことが負の連鎖を生む

ESDプロジェクト



三井住友トラスト・グループでは、「コミュニティへの価値提供は事業を行う上で必要な社会的ライセンスである」という考えのもと、グループ各社の営業拠点が所属するコミュニティに対し、SDGsの視点を取り入れた社会貢献・地域貢献に取り組んでいます。SDGsを事業そのものとして展開し、事業基盤を健全に維持し続けることができるよう、今後もこの取り組みを強化していく方針です。

本レポートでは、三井住友信託銀行のESDの取り組みについて紹介します。

三井住友信託銀行のESD (Education for Sustainable Development)※プロジェクトとSDGs

三井住友信託銀行は、2003年より「環境や生物多様性に関わる課題は企業が取り組むべき基本的問題である」との認識のもと、自らの事業・金融商品・サービスを通じてサステナビリティの取り組みを推進し、課題解決に貢献してきました。

ESDもその取り組みの一つで、国連が推進する持続可能な社会の担い手を育む教育です。

持続可能な社会の実現のためには、私たち一人一人がかげがえのない環境の中で生きていることを認識し、日々の行動を変えていく必要があります。しかし、現在直面している「危機に瀕する土地を守る」だけでは真の持続可能

な社会の実現は困難であると言わざるを得ません。そこで、三井住友信託銀行では、未来思考を用いて「自然の価値が分かる人を育てる」ことでこの目標が達成されると考え、2012年より次世代を担う子供たちへの環境教育を目的としたESDプロジェクトに取り組んでいます。本プロジェクトは、授業のテーマとなるフィールドの近隣に三井住友信託銀行の営業店部があることを開催地選定の要件とすることで、各店部が行政機関と連携した広報活動を行うなど独自の地域ブランドの構築につなげています。

※ ESDとは、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。

オンラインで名古屋ESDプロジェクトを実施しました

ニューノーマルにおける挑戦

三井住友信託銀行は、2020年8月、愛知県内の教職員の皆さま約40人を対象に「ESD推進指導者研修会」を実施しました。研修会では、県内の各学校にいる参加者と首都圏にいる講師をオンラインでつなぎ、ESDとSDGsを取り入れた授業の実践にかかる講義をリモート形式で行いました。

研修会前半では、「SDGsを知ろう」をテーマにした講義の後、動画視聴や個人ワーク、グループワークを行うことで、各自が考えた意見を共有したほか、探求の時間にどのようにSDGsを反映させたらよいかなど、活発なディスカッションを行いました。研修会後半では、横浜市立日枝小学校の住田昌治校長より、「教育活動へのSDGsの取り入れ方」をテーマに持続可能な社会の担い手となるために、「子供たちにどのようにSDGsを理解させるのか」「正

解がない問いに対して共に考え、学ぶにはどうしたらよいか」など、具体的な取組事例とともに大変貴重なご講話をいただきました。

今回の研修会は、「講義→ディスカッション→共有→まとめ」を完全リモートで実施する本プロジェクト初の試みでしたが、参加者の皆さまにはスムーズに新しい学習の形を体感していただくことができました。



横浜市立日枝小学校から講義を行う住田昌治校長

これまでのESDプロジェクトの概要は、こちらのQRコードからご覧いただけます。

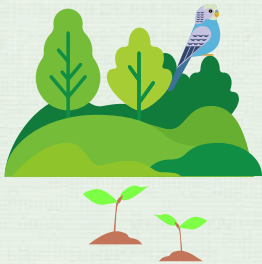
※ 研修会の様子は「動画でみるESD」よりご覧いただけます。



これまでの
ESDプロジェクト



生物多様性アクション大賞2015(国連生物多様性の10年(UNDB-J)主催)において入賞しました!



<p>2012年 11月</p> <p>和歌山県</p> <p>田辺市立田辺第三小学校 天神崎の自然と生物多様性</p>	<p>2013年 9月</p> <p>神奈川県</p> <p>三浦市立岬陽小学校 アカテガニの暮らす小網代の森</p>	<p>2014年 9月</p> <p>岡山県</p> <p>岡山市立角山小学校 岡山の水源を考える</p>	<p>2015年 1月</p> <p>神奈川県</p> <p>鎌倉市立七里ヶ浜小学校 ナショナル・トラスト発祥の地御谷の森に学ぶ</p>
<p>2015年 6月</p> <p>大阪府</p> <p>八尾市立中高安小学校 ニッポンバラタナゴの暮らす八尾市の自然</p>	<p>2016年 1月</p> <p>福井県</p> <p>福井市立社西小学校 中池見湿地に学ぶ</p>	<p>2016年 7月</p> <p>愛知県</p> <p>愛知県立木曾川高等学校 絶滅危惧種イタセンバラから考える地域の暮らしと未来</p>	<p>2017年 2月</p> <p>千葉県</p> <p>千葉県立船橋芝山高等学校 芝山湿地から考える“いのちのつながり”</p>
<p>2017年 7月</p> <p>新潟県</p> <p>新潟市立赤塚中学校 ラムサール条約登録湿地佐潟から考える自然と共生する地域づくり</p>	<p>2018年 2月</p> <p>滋賀県</p> <p>滋賀県立守山中学校・高等学校 水源の森 琵琶湖とSDGsの視点から考える地域と暮らし</p>	<p>2018年 8月</p> <p>茨城県</p> <p>私立江戸川学園取手高等学校 日本の森林から持続可能な社会/SDGsを考える</p>	<p>2019年 3月</p> <p>北海道</p> <p>サステナブルローカルハイスクール in 札幌 SDGsと観光から考える持続可能なまち札幌</p>
<p>2019年 8月</p> <p>神奈川県</p> <p>神奈川県立高校・中学校教職員先生のためのSDGs講習会</p>	<p>2019年 11月</p> <p>富山県</p> <p>富山県立砺波高等学校 ライフプラン×SDGs</p>	<p>2020年 8月</p> <p>愛知県</p> <p>愛知県内の小中高の教職員ESD推進指導者研修会</p>	

ESDプロジェクトのテーマの変遷

ナショナル・トラストを題材にしたプロジェクトは「14. 海の豊かさを守ろう」「15. 陸の豊かさを守ろう」が中心的なテーマでした。



水資源の重要性を題材に「6. 安全な水とトイレを世界中に」に関連したプロジェクトも行いました。



2020年より小学校の、2021年より中学校の学習指導要領に、SDGsが盛り込まれることが予定されています。三井住友信託銀行では現在、SDGs自体をテーマにしたESDプロジェクトを推進しています。



これらは最終的に私たち人間にとって「11. 住み続けられるまちづくりを」に密接に関連すると考えています。



三井住友トラスト・グループの取り組み 03

ナショナル・トラスト支援活動



19世紀に英国で発祥したナショナル・トラストは、国民から託された寄付金をもとに貴重な自然や歴史的建造物を買取り、民間の保護区(トラスト地)として守る活動で、自然資本を確実に守ることができる有効な手段です。日本では60年代にナショナル・トラストが始まり、現在は全国50以上の地域に活動の輪が広がっています。

三井住友トラスト・グループは、国内のトラスト地を増やすことは私たちの生活基盤を支えるための投資であるという考えのもと、土地の取得や環境教育、信託の仕組みを利用した商品などを通じて、それぞれの土地に根差した活動を支援しています。



ツシマヤマネコのすむ森
長崎県の対馬にのみ生息するツシマヤマネコは、現在わずか100頭ほどにまで減少し、絶滅の危機に瀕しています。当グループは、黒松内町・奄美大島とともに、社会貢献寄付信託を通じ、トラスト地の取得資金の寄付プログラムを提供しています。



中池見湿地
中池見湿地(福井県敦賀市)は、三方を山に囲まれた約25haの自然豊かな湿地で、ラムサール湿地に指定されています。当グループは、市街地に近接しているながら3,000種の動植物がすむこの湿地をテーマに映像教材を作成し、福井市の小学校で環境教育の授業を実施しました。



アマミクロウサギのすむ森
鹿児島県の奄美大島と徳之島にのみ生息する希少なアマミクロウサギを守るため、日本ナショナル・トラスト協会が実施したトラスト・キャンペーンに参加し、三井住友信託銀行鹿児島支店から8,066m²相当の森の買い取り資金を寄付しました。



天神崎
天神崎は和歌山県田辺市にある岬で、市街地に近接しているにもかかわらず、豊かな自然が残されています。当グループは、近隣小学校の生徒たちが実施した聞き書き活動の様子を、映像教材として作成し、環境教育の授業に利用しました。



みまさか 水源の森 トラスト
岡山県美作市にある水源の森は、吉井川流域にある62haの森で、現在も自然のまま守られています。当グループは、水源の森を題材とした映像教材を作成し、岡山市の小学校の子どもたちを対象に環境教育の授業を行い、水の大切さについて考えました。



こまつだの森
三浦半島の先端近くに位置する森で、神奈川県でのナショナル・トラスト活動によって守られてきました。当グループはグリーンTVジャパンとの協働で、専門家へのインタビューと映像教材の作成を行い、三浦市の小学校の環境教育の授業に利用しました。



北海道最古の歌才湿原

2万4000年の歴史が詰まった道内で最古の高層湿原を守るため、日本ナショナル・トラスト協会が実施したキャンペーンに参加し、三井住友信託銀行札幌・札幌中央支店から1,500m²相当の湿原の買い取り資金を寄付しました。

北限のブナ林

黒松内町に広がるブナ林はブナが自生する北限の地であり、地球温暖化による環境変化を知ることができる貴重な地域です。札幌・札幌中央支店の社員はこのトラスト地にブナの幼木を植樹し、ブナ林の保全・再生活動を行っています。

おやつ御谷の森

御谷の森は、鶴岡八幡宮の奥に広がる森です。1964年、鎌倉風致保存会が設立され、この森を守るため日本最初のナショナル・トラスト活動が展開されました。当グループは同会設立50周年の節目を記念し、鎌倉市の小学校で環境教育の授業を実施しました。

全国の営業店部ロビーにおけるパネル展

英国発祥の自然保護活動「ナショナル・トラスト」をテーマとしたロビー展を全国の営業店部で開催しています(2019年度は43カ店で開催)。

「森の墓苑」は公益財団法人日本生態系協会が2016年2月千葉県長南町に開苑しました。土砂採掘により森が失われた土地の自然を再生するため、ナショナル・トラストの手法を用いて墓地とし、地元由来の苗木を墓標として植えてます。墓石などの人工物は設置しないため、将来は墓苑全体が本物の自然の森になる新しい墓地事業として注目されています。2017年度より、墓苑のある千葉県内の6店部を皮切りに、巡回ロビー展を開催しています(2019年度は28カ店で開催)。



千葉支店・千葉駅前支店のロビー展の様子



「森の墓苑」について店部内でも勉強会を開催

2020年9月、日本生態系協会の佐山参事を講師に実施したオンライン社内勉強会では、全国の営業店部のサステナビリティ担当者が昨今の終活を取り巻く状況・問題点、お客さまの終活・相続に関する相談に役立つ情報などについて学びました。

土地購入資金の寄付を通じたナショナル・トラスト活動支援

陸域における自然資本の基盤は土地ですが、開発による自然破壊だけでなく、近年は人口減少により相続未登記や権利が放棄される土地が急増しています。所有者不明の山林や農地の拡大を防ぎ、管理された自然を維持拡大することが日本型の自然資本の劣化を抑止する上で有効と考えられます。

三井住友信託銀行は、市民や企業の寄付などにより自然豊かな土地を所有して守る活動を推進する公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会等を支援し、絶滅危惧種が生息する土地や学術的に貴重な土地の購入資金を寄付してきました。2014年には鹿児島県奄美大島に生息する絶滅危惧種アマミノクロウサギを守るため約8,000m²相当の森の買い取り資金を、2015年には北海道黒松内町の道内最古の高層湿原である歌才湿原を守るため約1,500m²相当の買い取り資金を寄付しました。

また、中野支店、所沢・所沢駅前支店、大森支店では売上の一部を日本ナショナル・トラスト協会に寄付する「社会貢献型自動販売機」を設置し、2020年10月までに首都圏の水源地である秩父の森約3,190m²相当の土地の購入に充当する資金を寄付しました。



中野支店に設置した「社会貢献型自動販売機」

Challenge for SDGs!

どの企業も、そして、私たち個人も、SDGsの達成に貢献できることがあります。当グループは、各事業やWith You活動を通じてSDGs17の目標達成を目指します！

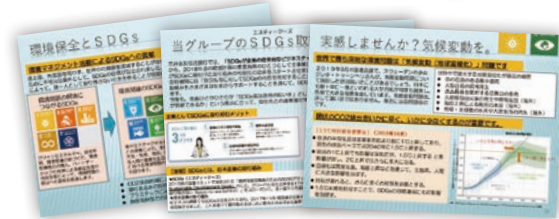
金融機関である私たちは、国連の発信するSDGs(持続可能な開発のための目標)の達成のために具体的な取り組みを推進することに加え、地域コミュニティに向けてSDGsを普及啓発することも、大きな役割として担っています。

当グループでは、社員一人一人がSDGs普及啓発の担い手となることを企図し、全社員がSDGsを理解し実践できるよう理解度促進の施策を展開しています。2018年10月にSDGs特集を掲載した社内報(冊子)にて当グループがSDGsに取り組む意義や各事業とSDGsとの関連を解説しました。また、2018年12月より毎年、全役員・全社員を対象としたeラーニングを実施し、さらなる理解度促進と具体的な取り組み推進を呼び掛けています。このeラーニングの受講は海外拠点にも展開し、さらなる取り組みを促しています。

2019年度から三井住友トラスト・グループ全社員のSDGsバッジ着用がスタートし、各社での取り組みが進んでいます(169-176頁参照)。



冊子社内報「Future Bloom」(2018年10月発行)



eラーニング(左から2018年12月実施、2019年12月実施、2020年12月実施)



社員版統合報告書(左から2018年5月発行、2020年5月発行)



全国の営業店部では2018年下期、SDGsの目標達成につながるWith You活動を実践できるよう「SDGs社内勉強会」を実施し、全店部にて社員計3,112名が参加しました。

さらに、2019年8月、各地域コミュニティへSDGsを浸透させ、地域活性化につなげることを目的に、全国134全営業店部が「私たちのSDGs宣言」を策定しました。

現在、各店部がSDGs宣言の達成につながる取り組みを実践しており、サステナビリティ推進部では好事例を共有し、全店部の活動レベルの底上げを図っています。

全国の店部のSDGsに関する活動は、With You支店ブログにて随時発信していますのでぜひご覧ください。



支店ブログはこちらをご覧ください。
<https://branchblog.smtb.jp>





三井住友信託銀行

With You活動推進の取り組み

SDGsはビジネスの現場でも注目されており、世界中のさまざまな業界・企業がSDGsを意識した事業に取り組み、新しい資金需要が金融ビジネスの機会を生み出しています。

三井住友信託銀行は、With You活動を通じてSDGsの17の目標達成を目指します！



「私たちのSDGs宣言」

SDGsを共通言語に、全国の営業店部が最注力するWith You活動を「見える化」する施策です。SDGsの目標17と各店部が達成したいと考える目標1つの計2つの目標を達成するためのアクションを、各店部が自ら策定し、具体的な活動を展開しています。



目標1~16のうち一つ

全134店部
が策定

具体的な
アクション

全国の営業店部における共通の取り組み

三井住友信託銀行は、地域の皆さまと強固な信頼関係を築くため、地域に根差した社会貢献活動“With You活動”を展開しています。With You活動では、①シニア世代応援活動、②環境・生きもの応援活動、③地域・社会貢献活動の三つを特に重視し、推進しています。

三井住友信託銀行では、このWith You活動の内容を類型化し、難易度や効果を計り、活動の目安を設定するガイドラインとして、2012年度からポイント制度を導入し、組織的な活動の推進を図っています。ポイント制度では、毎年獲得の目安となる基準ポイントを設定し、「営業成果獲得」「環境負荷低減」「ブランドイメージの向上」「情報発信」の観点における評価とともに、営業成果・活動周知に関する工夫や、With You支店ブログへの投稿を合わせて、各店部を評価しています。店部の基準ポイント

達成率は制度導入時から順調に増えており、With You活動として地域の皆さまと連携していくことが店部に浸透しています。

また、With You活動において顕著な成果を上げた店部を「With You優秀賞」「With You特別賞」「With Youきらり活動賞」「SDGs特別賞(新設)」として表彰し、その活動内容を全国の営業店部で共有することで、活動の積極的な展開を図っています。

With You活動の狙い



基準ポイント達成店部数
2017年下期より

134店部(100%)
を継続中

コミュニケーション

三井住友信託銀行は、地域の皆さまと強固な信頼関係を築くため、全国各地の営業店部を中心に、地域に根差した社会貢献活動を展開しています。

全国の皆さまに各店部の活動を広くお伝えするために、さまざまな媒体を使った情報発信に注力しています。

With You支店ブログ

三井住友信託銀行は2012年に「With You支店ブログ」を立ち上げ、全国の店部におけるサステナビリティ活動(With You活動)の様子を随時紹介しています。さらに、サステナビリティセミナーやパネル展の開催をタイムリーにご案内するなど、地域のお客さまとのコミュニケーション手段としても活用しています。各店部によるブログの更新件数は年々増加傾向にあり、支店ブログは地域の皆さまとの関係を深める重要な情報発信ツールとなっています。

2018年11月より、自店部のWith You活動をSDGs17の

目標と結び付けて発信する取り組みを進めています。また、2019年8月、各地域コミュニティへSDGsを浸透させ地域活性化につなげることを目的に、全国にある134全営業店部が「私たちのSDGs宣言」を策定しました。

URL: <https://branchblog.smtb.jp/>

ブログ総投稿件数

12,176件
(2021年1月12日時点)

社会貢献活動レポートSuMi TRUST With You

全国のお客さまに向けて、社会貢献活動レポートSuMi TRUST With Youを年4回発行しています。このレポートは、高齢者の興味・関心が高い話題や旬の話題を届ける情報発信ツールとしての役割も果たしています。2020年度は「人生100年時代の住まいと住まい方」をテーマにスペシャルトピックを連載しました。「幸齢(高齢)住宅」とAging in Placeなどについて具体例を挙げながら連載したところ、全国から大きな反響がありました。



支店版With You冊子

With You支店ブログを用いた情報発信、社会貢献活動レポートの発行に加え、各営業店部がオリジナル小冊子「支店版With You」を発行しています。この冊子は、地域の皆さまに地域の営業店部をより深く知っていただくよう企画・制作しているもので、社員紹介や店内紹介、注力しているWith You活動やサステナビリティ企画の特集コラムのほか、県庁や市役所と連携して地域の特色や見どころなどのPRコラムを作成するなど、店部独自色あふれた内容となっています。



シニア世代応援レポート2.0

昨今、メディア等をととして「人生100年時代」への関心が高まっています。三井住友トラスト・グループは「Your ラストバンク」としてシニア世代の皆さまがより豊かなシニアライフをお過ごしいただけるよう、さまざまな情報提供に注力しています。



シニア世代の住まいを考える

三井住友トラスト・グループは、皆さまの大切なご資産の管理・承継に加え、お住まいについても最期まで安心して任せていただける銀行でありたいと考えています。2018年8月に発行した「シニア世代応援レポート～シニア世代の住まいを考える～2.0」は、シニア世代の住まいを考える上で大切な三つの選択肢(①現在の住居に住み続ける、②暮らしやすい住居に住み替える、③高齢者の住まいに住み替える)について具体的に紹介する冊子です。全国の営業店部では、シニア世代の最適な住まいについてゆっくり考えていただくよう、このレポートを紹介するロビー展を開催し、皆さまがより良いシニアライフを過ごすためのお手伝いやご相談を承っています(123頁参照)。



ロビー展の様子

認知症問題を考える

超高齢社会となった日本では、65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症またはその予備群であるといわれています。2019年8月に発行した「シニア世代応援レポート～認知症問題を考える～2.0」は、認知症とはどのような病気か、認知症になった場合どのようなサポートが必要になるのか、当社でどのようなお手伝いができるのかなどについて具体的に紹介する冊子です。三井住友信託銀行では、認知症に対応した財産管理ラインアップを整備し、お客さまの立場に立ったコンサルティングを行っています(115頁参照)。全国の営業店部では、ご自身の健康や将来のことについてゆっくり考えていただくよう、このレポートを紹介するロビー展を開催しています。



ロビー展の様子

営業店部の取り組み紹介



シルバーカレッジの開催

シルバーカレッジとは、シルバー世代のお客さまが安心・豊かなセカンドライフを送るための学びの場です。安全で充実したセカンドライフのために必要な万全な「備え」とは何か、各界の第一人者の方々にお話しいただいています。人生100年時代を迎えた私たちの抱える課題は山積です。参加者固定で、四つの基本テーマ（健康と安全・安心、高齢期の住まい、認知症問題、充実した老後の過ごし方）について学ぶ連続セミナーに加え、各営業店部が特色あるシルバーカレッジ

を企画・開催しています。

金沢支店・金沢中央支店では、日本南極地域観測隊に参加し「南極先生」として全国を訪問された経歴をお持ちで、現在は北陸建築技能訓練校の校長を務められる坂下大輔様を講師にお招きし、「南極での越冬生活で実感した住まい」をテーマに、末永く健康に住まえる住宅について学ぶシルバーカレッジを開催しました。また、静岡支店・静岡中央支店では、「シルバー世代に効く（聴く）音楽」をテーマに、東海大学教養学部芸術学科音楽学課程准教授の近藤先生から「シルバー世代の上手な音楽の楽しみ方」について興味深いお話をいただきました。講演会中にはピアノ演奏や、会場の皆さま全員で歌謡曲を歌う場面もありました。このほかにも、各支店が豊かなシルバーライフを送るためのさまざまな情報をご提供しており、いずれも参加いただいたお客さまから好評をいただいています。2020年2月より新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面セミナーの開催は中断中です。



金沢支店・金沢中央支店シルバーカレッジの様子

三井住友トラスト・ホールディングス

環境・生きもの応援活動

三井住友信託銀行では、全国の営業店部でサステナビリティ活動（愛称：With You活動）に取り組んでおり、「自然資本に恵まれてこそ私たちの暮らしは豊かなものになる」という考えのもと、With You活動のテーマの一つに「環境・生きもの応援活動」を掲げ、社員参加型のさまざまな活動を行っています。その一環として、日本固有の生きものの保全活動に取り組む店部もあります。一宮支店では2016年8月、環境省からの認可を受け民間企業初となる絶滅危惧種「イタセンパラ」の展示を開始し、2020年9月からは5回目となる飼育活動にチャレンジしています。共同で活動している一宮商業高校が、一宮支店が所属する「木曾三川流域エコネット応援団」

に追加されるなど、保全活動の輪は地域に広がっています。

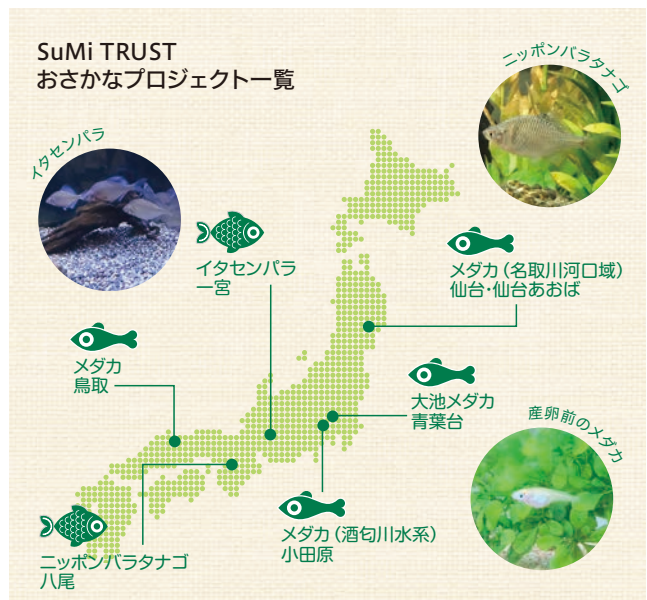
八尾支店では2005年8月から絶滅危惧種「ニッポンバラタナゴ」の飼育に継続的に取り組んでいます。2020年8月、この取り組みをより多くの方に知っていただくため、ショーウィンドーに新たにパネルを設置しました。



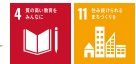
サステナビリティレポート2020/2021



一宮支店におけるイタセンパラの飼育活動



※メダカは、生息水域ごとに遺伝的分化が確認されており、里親制度等による固有種の保全活動が各地で進められています。



わたくし遺産

三井住友信託銀行は2013年6月から「わたくし遺産」の募集を開始しました。これは、次世代に残したいと思う大切な「人・モノ・コト」を「わたくし遺産」として400文字程度の文章にまとめる応募企画で、大賞・準大賞を受賞した作品は毎回、冊子としてまとめられ、全国の営業店部口ビーにて配布したり、ホームページ上で紹介したりしています。第1回大賞に選ばれた「命をつなぐ十円玉」は、一枚の十円玉をとおして結ばれる教師と生徒たちの信頼関係をつづった作品で、歌手の八代亜紀さんが歌にするなど大きな反響を呼びました。年々、応募者の世代は広がりを見せ、第7回には7,200通を超える作品が寄せられました。

「わたくし遺産」は、学校教育や地域社会への貢献企画でもあります。

第1回に児童や学生、学校単位での応募が多数あったことから、第2回より「学校賞」を創設し、学校一括応募を受け付けています。教育活動の一環としてクラスや学年、部活、学校単位にて取り組んでいただくなど、第7回では57校から4,136通の作品が寄せられました。

また、これまでの応募作品に「ふるさと」をテーマとする作品が多く見られたことから、第6回より「心のふるさと賞」を創設し、わが町・わが村の素晴らしい「心のふるさと」も募集しています。第8回の受賞作品の発表は2021年3月を予定しています。



コミュニティ連携の好事例

金融機関である私たちは、国連の発信するSDGs(持続可能な開発のための目標)の達成のために具体的な取り組みを推進することに加え、地域コミュニティに向けてSDGsを普及啓発しともに取り組みを推進することも、大きな役割として担っています。全国の営業店部では、各店部で策定した「私たちのSDGs宣言」(158頁)に基づき、地域コミュニティと連携した活動やイベント等に取り組んでいます。

梅田支店・阪急梅田支店

オンラインでの障がい者サポーター研修の実施



梅田支店・阪急梅田支店では、「高齢者・障がい者の対応力強化」の活動に注力しています。

2018年9月に大阪市「オレンジパートナー※1」として、2019年10月には大阪市「あいサポート企業・団体※2」として認定されました。2020年4月以降、新型コロナウイルス感染防止対応が本格化するなか、社内勉強会・研修も抑制しなければならない期間が続きましたが、この活動は人権に関する研修であることから是非継続実施したいと考え、大阪市障がい者相談支援センター(大阪市の外郭団体、以下同センター)に実施方法を相談し、オンラインでの研修を実施しました。

お客さまに寄り添った真のベストパートナーとなるには組織的な対応が大切であり、この研修を通じて支店の社員全員が障

がいに関する相応の知識をまとめて得ることができました。同店には累計60名の社員の「あいサポーター」が在籍しており、さまざまなお客さまへのきめ細やかなご案内に努めています。

※1 オレンジパートナー: 認知症のため人にやさしい取り組みを実施する企業・団体のこと
※2 あいサポート企業・団体: 障がいがある人にやさしい取り組みを実施する企業・団体のこと
大阪は2017年11月より「あいサポート運動」を開始し、2019年10月に初めて「あいサポート企業・団体」として、当店を含めた4企業・6団体を認定しました。



オンライン研修会の様子



あいサポーターバッジ

名駅南支店・名古屋駅前支店 オンラインでの地域包括支援センターとの連携強化



名駅南支店・名古屋駅前支店では、地域の総合相談窓口である地域包括支援センターとの連携強化に努めてきました。名古屋市には約40カ所の地域包括支援センターがあります。新型コロナウイルス感染拡大の影響下でも意見交換の機会を保てるよう、3密を避けたオンライン情報交換会を開催しました。各店部が地域包括支援センター等の地元の団体や機関とのネットワークを通じて、地域貢献を目指していきます。



オンラインミーティングの様子

八千代支店 郷土博物館と連携した写真展の開催



八千代支店では、八千代市立郷土博物館と連携し、戦後の住宅団地の開発から現在に至るまでの街並みの変遷を写真で紹介する「八千代台の昔写真展」を開催しました。ロビーには同館より提供を受けた郷土の史跡に関するパンフレットや冊子を設置したところ、地域の歴史を知るお客さまから大変好評をいただき、第2弾を開催するに至りました。このロビー展の様子は社員のインタビューとともに、地元メディアに取り上げられました。



第1弾ロビー展の様子



第2弾ロビー展の様子

佐賀支店 地域の魅力発信ロビー展・地元メディア出演 ほか



佐賀支店では、SDGsに注力する地域のステークホルダーに積極的に働きかけ、共同企画を実施しています。龍谷学園の生徒の皆さまが作成されたSDGsをテーマにした絵画や書道作品を展示するロビー展開催を皮切りに、地元新聞や地元FM局に社員がゲスト出演するなど、その取り組みの対外的なPRにも注力しています。

このほかにも、佐賀大学や西九州大学教授の研究テーマ(地域の歴史や希少農産物等)をテーマにしたロビー展を開催し、継続的に地域の魅力を発信しています。

また、支店社員全員がSDGsを「ジブンゴト」として考え、【だいでんがんぱとっさ! SAGa!】【知っとっどー? 佐賀】のタイトルで支店ブログを連載するなど、積極的な情報発信をしています。



オリジナルのSDGs絵葉書



えびすFMへのゲスト出演

難波支店・難波中央支店 フードドライブ活動の推進



開発途上国への世界の食糧支援量は390万トンである一方、日本の食品廃棄量は643万トンで、その数は約1.6倍にもなります。日本では本来まだ食べられる食品が一日あたり大型トラック1,760台分も廃棄されており「食品ロス」は大きな社会問題となっています。

難波支店・難波中央支店では、「食いだおれの街・大阪」で何か具体的な取り組みを進めたいと「フードドライブ(家庭で余った食べ物を職場等に持ち寄り地域の福祉団体や施設等に寄付する活動)」に注目しました。食品ロスの現状やフードドライブの詳細を伝えるロビー展を開催し、お客さまにも参加を呼び掛けて社員が定期的な寄付活動を実施しています。寄付した品物はフードドライブを行っている「パルコープ子ども食堂フードバンク」や、「フードバンク関西」を通じて地域の子どもの食堂や福祉団体・施設に届けられています。



寄付贈呈の様子

海外拠点における取り組み

ニューヨーク支店

取り組み 01 サステナビリティポリシーの新設



ニューヨーク支店ではサステナビリティポリシーを新設しました。従来、一部の部署がボランティア活動や寄付金等、イベント単位でESG活動に取り組んでいましたが、昨今の米国におけるESGに関する意識や潮流の変化に対応するためにはニューヨーク支店が一丸となって、営業・投資活動、気候変動等のリスク管理、社員を巻き込んだ取り組みといったさまざまな側面からの

具体的な取り組み内容を議論し、実行に移すことが求められています。その第一歩として、三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)を基に、サステナビリティポリシーを作成・周知し、今後、社員の意識を高めると同時にマネジメントのさらなるサポートを得て、活動を進めていきます。

取り組み 02 ニューヨーク医療従事者への支援



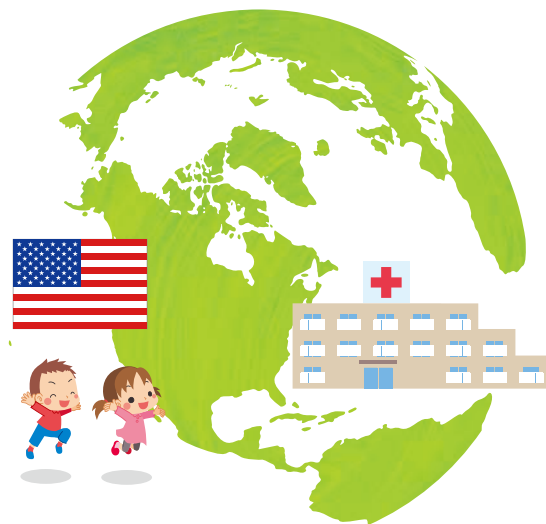
特に新型コロナウイルスの影響が深刻なニューヨークで活動を続ける日本企業としてできることはないか?と考へ、当地の日系企業・日本クラブ・JCCI(日本商工会議所)と協力して寄付を募り、「Let's Support COVID-19 Fighters! ~NYの医療チームへお弁当を届けよう」プロジェクトに参加しています。

差し入れています。11月末までで5,720個分のお弁当を差し入れ、12月もこの活動を継続しました。

プロジェクトでは、フロントラインで命をかけて新型コロナウイルスと戦うニューヨークの医療従事者へ、5月7日から週一〜二回ニューヨーク市内の病院を中心にお弁当を



コロンビア・プレスピテリアン病院の皆さん
(ロゴと写真は日本クラブ提供)



ロンドン支店

取り組み 01 グレート・オーモンド・ストリート病院への寄付



2011年以来、ロンドン支店ではクリスマスカードを送る代わりにグレート・オーモンド・ストリート病院に毎年寄付をしてきました。グレート・オーモンド・ストリート病院は1852年に開院したロンドンで一番有名な子供病院であり、チャリティ団体でもあります。世界初の骨髄移植を成功させるなど、小児科専門で数多くの“世界初”を果たしてきた先駆者的な病院です。英国の作家J.M.バリーがピーターパンの著作権をこの病院に寄付したことで知られ、ロンドン支店からなどの寄付により受け取った寄付金は、人命を救助するための数々の治療に関するリサーチおよび病院自体の運営に利用されています。



お子さんがこの病院で治療を受け回復した社員とともに寄付

取り組み 02 欧州環境不動産ファンドへの出資コミット



環境関連規制整備が進む欧州において、その先進的な取り組みを学び、本邦での環境不動産取り組みを推進する目的で、環境認証付不動産に特化したファンド向けに出資コミット致しました。ファンドマネージャーが欧州の環境不動産分野のフロントランナーであり、当該ファンドが不動産分野で2020年最も優れたGreen Fundとして第三者からアワードを取得しています。本件は単なる出資にとどまらず、本邦に欧州の先進的な環境の取り組みを導入することを目指しており、本件のファンドマネージャーとは国内不動産を対象とした環境ファンド組

成のため協議を重ねています。当グループの強みと自負している不動産において環境分野でも本邦のフロントランナーとなるべく、取り組みを進めているものです。



屋上緑化も目立つミュンヘンの街並み



オフィスに掲げられたLEEDマーク



アイルランド現地法人

取り組み 01 グリーンボードルーム(2020年2月)



2020年2月、私たちは、“サステナソン2020”と呼ばれる、アイルランドのファンド業界イニシアティブのボランティア活動に参加しました。

この活動では、各業界の持続可能なソリューションが議論されました。その中で、私たちは、私たちの所属するファンドアドミビジネスの業界に対して、“The Green Boardroom (グリーンボードルーム)”というアイデアを提唱しました。

再生を進めること。

このコンセプトは、アイルランド現法がこれまで既
に実現しているグリーンボードルームソリューション
(Brainloop)を背景としています。

この提案は四つの最終候補にまで選出され、私たちは
各業界の代表者にプレゼンテーションを行いました。ア
イルランド現法では引き続きペーパーレス環境を推進して
おり、電子署名システム(DocuSign)の導入も進めています。

The Green Boardroom(グリーンボードルーム)の具体的な内容:

1. 2021年末までに私たちの業界の全ての取締役会がペーパーレスを実現すること。
2. 私たちの業界が排出する二酸化炭素排出量と同等の浄化環境の確立を目指すべく、中学校などでの森林



サステナソン2020



“サステナソン2020” グループショット

取り組み 02 アイルランド現地法人 取締役会での議論 (2020年3月)



2018年11月の取締役会では、議長から地域レベルでの持続可能性への取り組みが要請されました。この要請を受けて、三井住友信託銀行の活動が参考資料として全取締役役に提供されました。さらに、人事部長、リスク管理部長、コーポレートガバナンス部長、コンプライアンス部長を含むメンバーによって、各社員レベルのカルチャー・ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」)が結成されましたが、このワーキンググループには、管理部門、オペレーション部門、受託部門、IT部門、そして三井住友信託銀行からの派遣社員もメンバーに加わっており、カルチャーやサステナビリティの活動について議論し、検討していく予定です。このワーキンググループは、多様性とインクルージョン、SuMi TRUST Global Asset Services(以下「SMT」)バリュー、SMTブランド、SMT社員の経験などのトピッ

クを網羅した正式なプロジェクト計画を2021年1月までに取締役会に提出する予定です。持続可能性への取り組みと企業の社会的責任も、このワーキンググループの重要な検討事項となります。

新型コロナウイルスによるパンデミックへの対応の一環として、アイルランド現法では、2020年3月から全ての社員に対し、可能な限り在宅勤務を実施するよう求める決定をしました。実際、2020年12月現在に至るまで、出社の割合は1割に満たない状態を維持しています。その結果、同社ではペーパーレスの実現を達成しつつあり、パンデミックの終息後もこのペーパーレスは可能な限り維持する予定です。直近の、ISAE 3402と呼ばれる会社の監査レポートも、ペーパーレス環境下で行われました。

シンガポール支店

取り組み 01 青少年教育イベントへの寄付・支援を実施



シンガポールでは2020年11月に「POSB PAssion Run for Kids」が開催されました。これは、POSB^{※1}（郵便貯金銀行）とPAssion^{※2}（人民協会）が毎年共催しているイベントで、参加者および協賛企業などからの寄付と参加費の一部は、青少年の教育や育成に資するイベントやプログラムを実施しているPOSB PAssion Kids Fundのサポートに活用されます。

当店では、2012年以降、POSB PAssion Run for Kidsへ毎年寄付を行うとともに、多くの社員とその家族が参加してきました。コロナ禍の影響で大規模イベントの開催が禁止されるなか、2020年は、参加者が

スマートフォンでアプリをダウンロードし、11月1日から30日までの間で走った/歩いた距離を登録するバーチャル参加形態での開催となりました。

在宅勤務等で健康志向が高まるなか、それぞれのペースで走った/歩いた距離を登録する形で参加し、POSB PAssion Kids Fundの活動をサポートするとともにバーチャル開催であったものの、地域の皆さまと交流をする貴重な機会にもなりました。

※1 POSB（郵便貯金銀行）はシンガポールで最も歴史のある銀行で、現在は三井住友信託銀行の包括業務提携先DBS Bankの傘下にあります。

※2 PAssionとは政府組織の一つであるThe People's Association（人民協会）の通称です。

上海支店

取り組み 01 慈善信託支持賞を受賞しました



三井住友信託銀行は、2020年11月28日、南京市の紫金信託有限责任公司が主催する慈善信託式典で「慈善信託支持賞部門」を受賞しました。2020年3月、上海支店が委託者となる慈善信託を設立し、新型コロナウイルス感染拡大阻止に尽力している中国武漢の医療機関向けに信託資金50万人民币を寄付し、疫病阻止活動への貢献などが評価され受賞に至りました。



表彰授与の様子

紫金信託有限責任公司

取り組み 01 慈善信託の継続的取り組み



紫金信託有限責任公司は、毎年開業記念日に合わせ慈善信託を設定しています。10回目となる2020年は、南京市政府関係者や取引先をお招きし、11月28日に大規模な設定式典を開催しました。式典では、意図に賛同して慈善信託を設定した委託者の皆さまの表彰もっており、2020年3月に三井住友信託銀行上海支店が設定した、武漢市の医療機関および医療従事者を支援する目的の慈善信託も表彰されました。

信託制度を活用した社会貢献を中国に根付かせるべく、紫金信託では引き続き慈善信託に注力していく所存です。



第10回慈善信託設定式典の風景

香港支店

香港支店では、今般、社内SDGs宣言を策定しました。店内では現地社員を中心に「Social Value Committee」を組成、全社員参加コンペによるシンボルロゴマークを決定、今後社員のマインド向上のための各種活動用ノベルティを制作するとともに、足元は以下2点の取り組みを実施していきます。



支店内コンペの風景

取り組み 01 交換済パソコンの付属品(キーボード・マウス)のリサイクル (香港現地法人との協働)

香港支店および香港現法では、社内OAシステム更改の一環で入れ替えを実施したパソコンのうち、顧客情報漏洩リスクのないキーボード(支店・現法計約130個)とマウス(同計約60個)の政府機関である環境保護署への寄付を決定しました。

同署では、回収したパソコン周辺機器を使用可能なものは再利用、その他は分解してリサイクルすることになっています。

これらは同署が推進する「Computer and Communication Products Recycling Programme」の一環で、当店としては初の参加試みとなります。



寄付予定のキーボード・マウスの一部

取り組み 02 クリスマスカードの慈善団体からの購入

香港支店では2020年、取引先に郵送するクリスマスカードを救世軍(The Salvation Army)に一括発注しました。

救世軍は世界130カ国以上で伝道・医療・福祉・教育・地域開発・災害支援・人身取引被害者支援の活動を進めている国際的なキリスト教会・国連NGO(非政府組織)で、当地でも90年の歴史があります。

購入代金は救世軍を通じて当地にてさまざまな支援活動に充てられます。

当店のクリスマスカードは来年から電子化する予定ですが、今後も何らかの形で当地での支援活動に参加していきます。



今回発送したクリスマスカード(表紙)

香港現地法人

取り組み 01 アジア株式における投資助言にESGレーティングを付与

香港現法では三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に対して、アナリストがアジア株について投資助言の提供を行っています。その一環として2019年よりカバレッジ銘柄に対してESGレーティングの付与を開始しました。同レーティングはESGマテリアリティ(経営としての重要課題)をベースに各社のESG課題を特定し、外部ESGデータ等も活用して3段階(1>2>3)の評価を行っています。その後、当該レーティングを業績やバリュエーションなどに定性評価として加え、投資助言に反映しています。アジア企業は欧米に比べ情報開示が限定的でしたが、今後情報開示が進むにつれ注目度が高まることが期待されます。なお、香港現法で

は10月末現在で276銘柄に対してESGレーティングを付与しています。



ESGレーティングの付与を開始したInvestment Advisory 1のメンバー

泰国三井住友信託銀行

取り組み 01 タイの教育支援基金へ寄付を実施しました



泰国三井住友信託銀行は、今般、タイの教育支援基金へ50万バーツ(約170万円)の寄付を行いました。寄付先はユバパット財団が運営する基金で、貧困層向けの高校卒業までの教育支援を中心としています。同財団は1993年から活動を開始、現在はタイ国内84校で9,400人超が同基金のプログラムのもと勉学に励んでいます。

タイの学校教育制度は日本とほぼ同じですが、「マタヨムスクサー」と呼ばれる中高まとめた体制となっている点が特徴的です。この前半3年間(日本の中学に相当)までが義務教育となっています。また、タイの首都バンコク以外の地方においては生徒のみならず、教師や学校へのソフト・ハード両面での支援も必要な状況で、各種ボランティア活動やサステナブルショップの活動等も同財団は実施しています。

泰国三井住友信託銀行は2015年の設立から5年が経過しました。順調に業績を拡大させていますが、これもタイという国、またそこに暮らすタイ人の方々の

おかげです。今回、貧困問題や教育問題の解決等に尽力する同財団の活動に賛同し、寄付を行うに至りました。タイでは信託法が未整備ですが、今後も当グループとして信託らしい取り組みも視野に入れつつ、タイにおける社会貢献活動を継続して行っていきたいと考えています。



寄付先のユバパット財団敷地内にて



グループ会社における取り組み

日興アセットマネジメント

取り組み 01 環境保護のエキスパートによるセミナーの実施

2010年に打ち出した「環境方針」により、同社東京オフィスでは資産運用業務を中心とした活動の中で積極的に環境保全への配慮を行っており、SDGsへの貢献に取り組んでいます。2019年2月には自主的に参加を希望する社内の有志による環境ワーキング・グループを発足しました。



環境ワーキング・グループでは環境マネジメントの促進を目指し「省エネルギー・省資源等のオフィス活動の推進」への貢献を中心に取り組んでいます。2020年には国連環境計画・金融イニシアティブやWWF(世界自然保護基金)ジャパンから環境保護のエキスパートを講師として招き、最前線からの提言を学びました。地球温暖化の実情や、森林などの環境破壊の現状、また、絶滅危惧種の急激な増加など自然破壊の現実を知ることに加え、「気候リスクが企業リスクに」という専門家からの提唱は、資産運用会社として、一企業として、また一個人としても看過できない「地球の今」について深く考えさせられる内容でした。



環境アンケートのイントラネット画面 Zoomセミナーの様相

サステナビリティレポート2019はこちらをご覧ください。
https://sustainability.nikkoam.com/files/pdf/annual-report/nikko_am_2019_sustainability_report_jp.pdf

取り組み 02 社員へのエコバッグ配布

全役社員へのエコバッグの配布や来訪者へ提供していたペットボトルやプラスチックカップの廃止など、自然保護への意識が高まるよう啓蒙活動に励んだほか、7月の集中豪雨災害への義援金を広く社員に募集し、関連団体へ寄付しました。



取り組み 03 ボランティア活動の啓蒙

同社では、アジア・サステナビリティ・ワーキング・グループの主導によりシンガポール国際基金(SIF)の運営する「ウォーター・フォー・ライフ」という、カンボジアに安全な水を届けるボランティアに参加していましたが、コロナ禍の2020年には活動が行われなかったため、SIFのキーパーソンによるグローバルな全社員向けのセミナーも開催し、ボランティア活動の意義も啓蒙しました。



取り組み 04 責任投資についての会議への登壇

日興アセットマネジメントは、2020年度に東京、ロンドン、ニューヨークで行われたResponsible Investorのカンファレンスに、協賛団体として参加しています。このカンファレンスは、責任投資とESGに係るさまざまなテーマについて、投資家、企業家、規制当局などの有識者が議論する会議であり、同社からは、各イベントにて運用担当者が一各ずつ登壇しました。



三井住友トラスト・ウェルスパートナーズ

取り組み 01 15周年記念ノベルティ「マスクケース」の制作について

同社は相続関連コンサルティング会社として2005年に営業を開始し、2020年6月に15周年を迎え、これを記念してお客さま向けに同社オリジナル「マスクケース」を制作しました。

SDGsを意識し、マスクケースの素材には、石灰石から生まれ、木や水の使用を削減する環境保全に適したLIMEX(ライメックス)を使用し、印刷には銀イオンを配合して抗菌性能を高めたインキを使用する

など、環境やお客さまのお体の安全に配慮した仕様と致しました。

お客さまに進呈する際にはSDGsにも触れながら環境にやさしい素材でできていることをお伝えし、ご好評いただいています。



マスクケース



三井住友トラスト・アセットマネジメント

取り組み 01 ESG推進室を新設しました



同社は、2020年4月1日付でステewardシップ推進部内に「ESG推進室」を設置しました。同社は、さまざまな分野でグローバルなESGの推進団体へ参画し、世界的な活動を展開しています。CA100+(クライメイトアクション・ワンハンドレッド・プラス)では、全世界のアセットオーナーや運用機関から成る10人の

ステアリングコミッティーメンバーに選出され、アジア地域での活動をリードしています。ESG専担セクションとしてESG推進室を設置することで、ESGのグローバルな動向を踏まえつつ、投資先企業との対話をさらに深めていきます。

取り組み 02 ゴルフダイジェスト社と「環境問題とecoに寄与するESG活動」で協働しました



同社は、ゴルフダイジェスト社と日本ゴルフ場経営者協会と廃プラ削減活動に共感する人の輪を広げべく協働しました。同協会加盟のゴルフ場に廃プラを訴求するポスターを掲示いただくとともに、ペットボトルに代わる容器として同社ロゴの入ったステンレスボトルにプラスチックの使用削減を呼びかけるメッ

セージカードを添え3,000セットを配布しました。同社内でもステンレスボトル利用によるプラスチックの使用削減を推進中です。



廃プラスチック削減ポスター

STEWARDSHIP REPORT 2020/2021はこちらをご覧ください。 https://www.smtam.jp/file/06/stewardship_report.pdf

住信SBIネット銀行

取り組み 01 エコノミクス甲子園インターネット大会主催



「エコノミクス甲子園」は、全国の高校生に楽しみながら金融・経済について学んでいただくことを目的とするクイズイベントです。

住信SBIネット銀行は2019年に引き続き、予選会の一つであるインターネット大会を主催し、高校生にインターネットを通じてクイズに取り組んでももらいました。大会では時事問題やお金に関するトリビアなど、幅広い「金融・経済」に関する知識で競い、優勝チームが全国大会に進むことができます。14回目となる今回のイベントには49チームが参加し、優勝したN高等学校が全国大会に出場しました。今後も、多くの高校生の皆さまに

ご参加いただくことで金融・経済について学びきっかけを提供していきます。



エコノミクス甲子園全国大会の様子

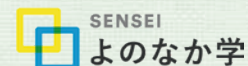
- 優勝チーム**
N高等学校 (沖縄県)
- 準優勝チーム**
渋谷教育学園渋谷高等学校 (東京都)
- 3位チーム**
加藤学園暁秀高等学校 (静岡県)

取り組み 02 SENSEI よのなか学実施



住信SBIネット銀行は株式会社ARROWSと協働で高校生向け金融経済教育のための教材を開発しました。この教材は教師向けの進行台本を含めてパッケージ化されており、学校の教師自らが、教科書の内容を発展させた、実生活に役立つ金融経済教育を簡単に行えるようになっています。教材は希望する学校・教師へ全

て無料で提供され、提供を開始した2019年度は約2,000人、2020年度は約5,000人に授業を届けられました。



実際の授業の風景

三井住友トラストクラブ

三井住友トラストクラブは、ダイナースクラブ、Mastercard®、Visaの三つの国際ブランドのクレジットカードを発行しています。2020年は新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により、会員イベントを通じた支援活動は積極的に実施できませんでした。それに代わって新しい生活様式に寄り添った取り組みを進めました。

取り組み 01 ダイナースクラブカードとマスターカードに コンタクトレス決済(非接触決済)を搭載



サインや暗証番号を入力することなく、対象店舗の端末にカードをタッチする(かざす)だけでスピーディーかつスムーズに決済できます。

コロナ影響下での衛生面にも配慮した「新しいお支払いのスタイル」で快適なキャッシュレスライフが実現します。

Visaカードはすでに本機能を搭載済みでしたので、これで三井住友トラストクラブが発行する国際ブランド全てにコンタクトレス決済機能が付きました。

※各種提携カードなど一部のカードは対象外です。



コンタクトレス決済(非接触決済)マークの入ったダイナースクラブカードとマスターカード
名前やカード番号を裏面に集約し、のぞき見防止の安全性も向上

取り組み 02 継続中の取り組み



ダイナースクラブのブランドでは、未来へ継承していかなければならない貴重な文化財の保護活動や、「ここでしか、見つけられないものがある。」のメッセージのもとに、長年培った目利き力で若い才能を見だし支援する社会貢献の機会をお客さまにご提供しています。

「ごほうび予約」と「ごひいき予約.com」

ダイナースクラブが注力しているグルメサービスです。おひとり様でも良質の食事をリーズナブルに楽しんでいただくことを目的に開発した「ごほうび予約」、予約が取れない人気店の突然の空席を、アプリを活用して再販する「ごひいき予約.com」。孤食、フードロス、ノーショー(無断キャンセル)など、食の世界の問題に対する、ダイナースクラブならではの一つの答えです。

また「ごほうび予約」では、新しい生活様式に対応したテイクアウト・サービスを提供する参加店が増えました。

醍醐寺文化財修復プロジェクト

2021年2月の五大尊仁王会でのお披露目を目指し、金剛夜叉明王像の修復が進められています。数年に及んだ五大明王の修復が完了することになります。

引き続き、醍醐寺文書聖教(国宝)の長期修復などの取り組みを続けていきます。



醍醐寺文化財修復プロジェクトで
修復中の「金剛夜叉明王」

三井住友トラスト不動産

取り組み 01 絶滅危惧種保護の支援



中部営業本部 – 東山動植物園の支援

三井住友トラスト不動産 中部営業本部は、2013年（平成25年）に締結した『東山動植物園再生プランに関する連携と協力の協定』に基づき、今年度も東山動植物園を支援してきました。同社キャラクター『トラストさん』にちなみ、スマトラトラの餌代を支援する動物スポンサーも引き続き継続しています。

今年度はコロナ禍の中多くのイベントが中止になりましたが、東山動植物園動物カレンダー2021を作成し動物園内において配布致しました。絶滅危惧動物を中心に12種の動物の写真と解説入りのカレンダーとなっています。毎年大変好評で2,000冊準備しましたがお昼

過ぎには終了してしまうほどでした。東山動植物園は絶滅危惧動物数でも日本一であり、そんな動物たちについて知っていただく機会になったと思います。



2021年カレンダー。表紙には絶滅危惧動物を中心に12種の動物の写真をあしらっています。



1月スマトラトラ

九州営業本部 – 福岡市動物園の支援

三井住友トラスト不動産 九州営業本部では、「福岡市動物園」を支援しています。

動物園では動物の動きや匂いを身近に感じ子供たちはその迫力や可愛らしさに感動をすることと思います。そして、動物の暮らしぶりや現状を知るとは、地球全体の生態系、環境に思いをはせることにつながります。

動物園は、そのほかにも種の保存等大切な役目を担っていますがその運営は野生動物の種数や数の減少、価格の高騰もあり困難になっています。私たちは福岡市動物園のサポーターとなり同社キャラクターの「トラストさん」にちなみトラ舎前に「世界のトラの分

布」の大型説明パネル(2.4m×1.2m)を設置しました。休日ともなると説明パネルを熱心に見つめているご家族も多くいらっしゃいます。

私たちのこの活動が、種の保護や存続、環境保護、子供たちへの教育に少しでも役に立てば良いと思っています。



福岡市動物園のアムールトラ、オスのカイ君



福岡市動物園に寄付した、世界のトラのことが分かる大型パネル

東京証券代行

取り組み 01 ESGをテーマとしたご委託会社様向けセミナーを開催



2020年6月の株主総会において、ESG関連の株主提案が提出されたことが話題となりました。ESGは投資家も非常に関心を強めている事項であり、改訂版スチュワードシップ・コードにおいて規定されたこともあり、今後企業と投資家との対話(エンゲージメント)においてもますます重要度を増してくるものと思われます。また、中長期視点からスクリーニング投資やダイベストメントといった機関投資家によるESG関連のアプローチも増加しています。そうした流れを受けて、東京証券代行では、東証代WEBセミナーにおいて、MS&ADインターリスク総研株式会社の首席研究員寺崎康介様より、「ESGの潮流と投資家行動～気候変動の視点から～」というテーマでご講演をいただき、証

券代行業務のご委託会社様に配信致しました。ESGをテーマとしたご委託会社様向けセミナーを開催するのは、2019年に続いて2回目となります。非常に分かりやすいお話で大変好評をいただいています。今後も、セミナーやメルマガ等を通じて、ESGに関連する情報を適宜発信していきます。



東証代ESGセミナー目次



三井住友トラスト・ビジネスサービス

取り組み 01 障がい者雇用の推進



三井住友トラスト・ビジネスサービスは、障がい者雇用の拡大を目的として、当グループが主体となって参画した障がい者が働くBean to Barチョコレート工房、『ショコラ房』への取り組みの一環として、2019年7月より障がい者3名を同工房へ派遣しています(障がい者の派遣は同社としても初めての試みになります)。

「国籍や障がいの有無に関係なく、皆が幸せに暮らせること」を目指して横浜にオープンした同工房では、カカオ豆の殻剥きから商品の製造・袋詰め・梱包に至るまで手作業で行っており、スイーツを通じて「やりがい」や「誇り」を提供し、障がい者の社会の中での自立を支援しています。

当グループでは、身体・知的・精神・発達などの障がい者が自立して働ける社会づくりに貢献すべく、『ショ

コラ房』の企業理念に賛同し、事業を早期に軌道に乗せるため、また、新型コロナウイルス対応も兼ね、

- ・「緊急事態宣言」に伴う休業期間中に賞味期限が到来する在庫商品のグループ社員向け販売
- ・2019年、大好評だった都内4拠点ビル「販売会」の代替として、全店ベースで「オンライン社内販売会」を実施
- ・「社内表彰」の賞品や社員の「期末慰労」用として『ショコラ房』ギフトを配布

するなど、各種販売協力を行っています。

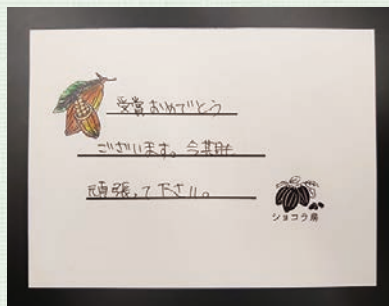
なお、「メッセージカード」は、障がい者メンバーが、新型コロナウイルス対応に伴う「在宅勤務」時に塗り絵(表)とコメント書き(裏)を行い、各種ギフトに同梱しているもので、商品とともに「真心」が届けられています。



期末慰労ギフト



受賞記念ギフト(メッセージカード付)



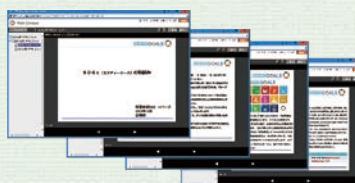
メッセージカード(裏面)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス

取り組み 01 SDGs達成に向けた社内理解の促進



三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、全社員がSDGsの理解を深めるため、社内での会議(執行役員会議、全国店部長会議等)や全社員向けのeラーニングにて、三井住友トラスト・グループのSDGsの施策や同社・個人でのSDGsへの取り組みを通じた貢献例等をテーマアップした研修を実施しました。SDGsの言葉の意味を正しく理解し、同時に自分たちの生活の身近なところでも実践できることを紹介することによりSDGsを身近なものに感じてもらい、例えば、「ごみを減らす」「電気をこまめに消す」などでもSDGsが実践できることを全社員で理解しました。また、2020年1月よりSDGsバッジの着用をスタートし、環境負荷削減を目的に電力・紙使用量の削減や業務効率化・経費削減へ取り組みることにより、SDGsを意識した活動に取り組んでいます。



2019年12月実施のeラーニング



スーツ着用以外の社員には入館証にリングをつけて装着



封筒の窓枠を再生紙に変更



各拠点ビルに「プラごみゼロ宣言」のポスターを掲示

三井住友トラスト総合サービス

三井住友トラスト総合サービスは、三井住友信託銀行、関係会社が入居するビルの運営・管理と、管財業務や総務事務を中心とした代行業務を行っており、各業務においてエネルギー削減、防災・健康への取り組みなど、SDGsを意識した活動に取り組んでいます。

取り組み 01 「SDGsNEWS」の定期発行

SDGsを身近に感じ、業務を通じた活動に結び付けていくことを目的に、身近な話題を中心とした「SDGsNEWS」の発行を開始しました。これまで「食」「ユニバーサルデザイン」「プラスチックごみ」「新型コロナウイルス」「テレワーク」「エッセンシャルワーカー」「バーチャルオフィスツール」「昆虫食」をテーマとし、月1回の全社員宛配信を継続しています。



SDGsNEWS

取り組み 03 足踏み式消毒液スタンドの設置(賃貸事業部)

賃貸事業部では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため管理ビルの各所出入口等に設置している手押し式ポンプ消毒液を、足でペダルを踏むことによって消毒液を噴射する仕様に変更する準備を進めています。手押し式では、不特定多数の方が利用することによる接触感染が懸念され、抵抗を感じる人が少なくないため、さらなる安心、安全への取り組みです。今後も、ビル入居テナント、利用者の皆さまの安心・安全、満足度向上を心掛けていきます。



消毒液スタンド

取り組み 02 身近なところからSDGs

(健康増進イベント・検索エンジン)

大阪代行業務部では「ゴール3すべての人に健康と福祉を」を目指す健康増進特別企画として「事業所対抗 徒歩で伊勢神宮(197km)を目指せ!」を実施しました。所定の期間中に所属員の平均歩数がJR大阪駅前から伊勢神宮までの197km(281,429歩 1歩0.7km換算)に到達することを目指すものです。賞品にはSDGsを意識した電子メモパッドやエコバッグを用意し、一層の意識付けを図りました。



また、東京代行業務第1部では「ゴール15陸の豊かさを守ろう」を目指し、検索エンジンの初期設定を、広告収入の一部を植林活動に寄付している「Ecosia(エコシア)」にしました。いずれも、手軽で無理なくできるSDGsとして取り組んだ事例です。



エコバッグ

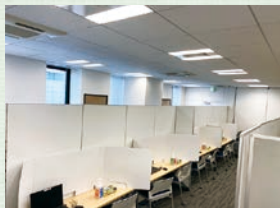


電子メモパッド

取り組み 04 銀行支店におけるサテライトオフィス設置

(管財事業部・丸の内事業所・府中事業所)

銀行のテレワーク推進に伴うサテライトオフィス設置に向け、管財事業部、丸の内事業所、府中事業所協働で取り組みました。設置場所として集合セミナー等での利用が減少したセミナー室を転用、工事の際は現状のレイアウトを生かす工夫により廃棄物の発生を削減したり、什器備品については余剰品のリユースを実施しました。加えて万一の場合の感染拡大予防策として、可能な支店においてはサテライトオフィス利用者と支店勤務者との動線の分離や、サテライトオフィス内のパーテーション設置も実施しています。また、利用者の申し込み等に係る運営面の構築に際しては、利便性の高い事務フローを策定するなど、利用促進につなげました。



立川支店



府中研修所

エネクス・アセットマネジメント

取り組み 01 インフラファンドによる再生可能エネルギーへの投資



エネクス・アセットマネジメントは、三井住友信託銀行、伊藤忠エネクス株式会社、株式会社マーキュリアインベストメント、マイオーラ・アセットマネジメントPTE. LTD.の4社がスポンサーとなり、再生可能エネルギー発電施設等へ投資する上場インフラファンドであるエネクス・インフラ投資法人の運用を行っています。

本投資法人は、2020年12月に三重県松阪市にある太陽光発電施設を購入しました。松阪太陽光発電所は、パネル出力が約98Mwと国内有数の大規模太陽光発電所であり、この取得で本投資法人は国内で最大の資産規模を有する上場インフラファンドへと成長しました。

松阪太陽光発電所の取得費用調達を目的として実施した公募増資においては、第三者評価機関の評価を得たグリーンファイナンス・フレームワークに則り、グリーンエクイティとしてグローバル・オフリングを実施、国内外の投資家の方々に、ESG投資への参加をより明確

に実感いただける投資機会の提供を行っています。

今後も、本ファンドの成長を通じて、より多くの皆さまに再生可能エネルギーへの投資を通じたESGへの理解を深めていただき、サステナブル(持続可能)な社会の実現に貢献していきます。



松阪太陽光発電所

三井住友トラスト・ライフパートナーズ

取り組み 01 ペアレンツハウスへのマスク寄贈



三井住友トラスト・ライフパートナーズでは、コロナ禍真只中の2020年4月、社員への呼び掛けにより、「家庭内で使用予定のない子供用マスク」や「(手持ちに余裕のある社員からの)会社支給マスクの一部供出」等で、計640枚をアフラックペアレンツハウス※1に寄贈しました。

アフラック社様からは「新型コロナウイルスの感染拡大の中で、ペアレンツハウスを利用するご家族やその運営に携わる人たちが小児がんなどの難病と闘う子どもたちが感染しないよう細心の注意を払っているのにマスク不足で困っているに違いないと思い至る、社長さまと社員の皆さまの思いやりのお気持ちに敬服しております。これからも力を合わせて事業を行っていくことで、社会と共有できる価値の創造を実現できればと存じております。」「おもいやりのあるお心遣いに事務局一同大変感銘を受けました。私もアソシエイツ会※2に携わる身として、私自身に何ができるか、アソシエイツの皆さまとも何ができるか、今回のことに限らず、改めて考え行動してまいりたいと思います。」

といったメッセージをいただき、社員一同、「困難な方々に寄り添う気持ち」を大切にしていきたいという“想い”を新たにしました。

- ※1 難病と闘う子どもと、その家族のための宿泊施設。
主に小児がんなどの難病のために、自宅から離れた病院で治療を受ける子どもとその家族が宿泊できる施設。
- ※2 アフラック代理店組織。ペアレンツハウスの社会貢献事業等を展開。



ペアレンツハウス内でつるぐご家族

三井住友トラスト・システム&サービス

取り組み01 子供向けプログラミング教育の取り組み



三井住友トラスト・システム&サービスでは、東京都府中市に拠点を構えるIT会社として、毎年11月に府中市市民協働まつりの場で、ITに関する出展を行っています。

今年度の協働まつりは、初めてオンライン主体での開催となり、同社はWeb会議ツール(Zoom)とプログラミング言語(Scratch)を利用した「子供向けプログラミング教室」を出展しました。

事前に「協働まつりWebサイト」より受講者を募り、また府中市やさまざまな団体と連携して募集支援を仰ぎ、当日は予想を上回る31組の小学生の親子に参加いただきました。

各組ごとの個人授業形式で、同社社員(計18名)が講師役となり、お子さまたちは、自らのプログラムで、キャラクターを動かしたり背景や色を変えたりして、大いに楽しんでくれました。予想外の作品ができ上がった時には、双方で大きな笑いもわいていました。講師役は、吸収の速さ、勘所の良さ、独創的な発想に驚きつつ、教えることの喜びや楽しさを実感しました。

受講後に、お子さまや親御さまより、「楽しかった」「子供がプログラミングに興味を持った」というキー

ワードを中心とした感謝の声を多数頂戴しており、受講いただいた皆さんや府中市市民協働まつりに貢献でき、大きなやりがいを感じたイベントとなりました。



オンラインプログラミング教室

BIDV-SuMiTRUST Leasing

取り組み01 ボランティア活動への参加



ベトナムにおける9月の中秋節は「Tết Thiếu nhi (節小児)」と呼ばれており、毎年中秋節に近づくと、恵まれない子供たちに対するボランティア活動が盛んに行われます。

BIDV-SuMiTRUST Leasingでも、2020年の中秋節ではハノイ近郊の施設である「ホアビン村」へ訪問し、ベトナム戦争で犠牲になった方々をルーツに持ち、現在でも枯葉剤が原因で障害を持つ子供たちとともに子供の日のイベントを楽しみました。



イベントでのマジックショーの様子

ホアビン村の子供たちと BIDV-SuMiTRUST Leasing社員

トラスト未来フォーラム

信託制度の普及と発展を目指した社会への奉仕

公益財団法人トラスト未来フォーラム

公益財団法人トラスト未来フォーラムは、我が国における信託制度の一層の普及、発展に資する調査、研究を実施し、優れた研究や活動に対して助成を行うことで我が国経済の発展と国民生活の質的向上に貢献することを目的として1987年7月に設立され、2017年で設立30周年を迎えました。

調査研究事業による社会貢献

主たる事業の柱の一つは調査研究事業で、主に信託法に関連する研究テーマを設定して研究会形式で実施する「自主研究」と、主に金融・経済等について専門の研究機関に委託する「委託研究」からなっています。これらの研究の成果は、書籍の出版、研究叢書の発行などによって広く一般に公開されています。研究叢書は設立以来86本(2020年12月現在)が公開されており、研究者や実務家等に活用されています。

研究にあたっては、民法、商法、英米法を中心とした信託研究に携わる学者を中心に研究を進め、その研究成果は信託制度に関する我が国にとっての知的資本の蓄積となっているとともに、2007年の信託法の改正時においても参考にされるなど、専門機関として国内では比類なき貢献をしています。

信託法改正後10年以上経過した今、社会的課題はさらに深刻さを増しているため、信託の新しい活用、新しい方法、新たな概念による新しい時代を迎えつつあり、今後とも引き続き公益財団法人として、社会貢献や公益性の高い活動を推進していきます。

助成事業、寄付講座などによる社会貢献

同財団は、信託とそれに関連する金融・経済等についての調査、研究、活動に対する支援を行う助成事業を事業の二つ目の柱としています。国内外の研究者、実務家、各種団体から募集を行い、その研究費等に対する助成を行っています。

あわせて、信託の普及、啓発を目的として、大学の学部生等を対象とした信託法の寄付講座を設置しています。信託の担い手が広がりつつある我が国において、若いうちに信託制度に関する知識をきちんと身に付けられる、貴重な教育機会となっています。

また一方で、シニア層を対象とした信託の仕組み等に関する寄付講座も新しく設置しています。



自主研究および委託研究のテーマ一覧(2020年12月時点)

自主研究	信託の理論と現代的課題に関する研究
	財産の管理、運用および承継と信託に関する研究
	現代信託法理に関する研究
	信託の理論と応用
	イギリスと日本の比較一に関する研究
	金融取引と課税に関する研究
	信託実務の法的論点に関する研究
	デジタル化社会における新しい財産的価値と信託に関する研究
	信託と任意後見等の最適な連携に関する研究
	住まいと住まい方の老年学に関する研究
	アメリカの相続プランニングと信託に関する研究
	商事信託と株式会社の比較等に関する研究
信託・金融経済教育に係る講座設置等に向けた研究	
委託研究	信託の手法を使った我が国における原子力発電廃炉スキームの制度設計に資する調査研究

2020年度助成案件一覧

日本サステナブル投資の状況をまとめた調査レポートの発行
日本のファミリービジネスに対応したサポートツールの開発

寄付講座設置一覧

関西学院大学	法学部
中央大学	法学部
東北大学	法学部
同志社大学	法科大学院
立教セカンドステージ大学	

住友財団

公益財団法人 住友財団との連携

愛媛県の別子銅山は、元禄4年(1691年)に住友家第4代住友友芳が幕府から稼行権を取得して開坑し、現在の住友の諸事業の礎となりました。その開坑300年を記念し1991年に設立された住友財団には、当グループもこれまで基金への拠出、理事会社として運営への参画、スタッフの派遣等を通じさまざまな連携を行ってきました。

住友財団の助成事業

住友財団は、多目的の助成財団として、基礎科学、環境、芸術・文化、国際交流等の各分野で、研究や事業に対して助成を行っています。1991年度から2019年度まで累積の助成件数は6,794件、助成金額は10,978,469千円に上ります。

基礎科学研究助成

科学の進歩は社会の発展に大きな貢献を果たしてきました。科学は人類社会の未来を拓くことにつながるものです。この助成は、重要でありながら研究資金が不十分とされている基礎科学研究、とりわけ新しい発想が期待される若手研究者による萌芽的な研究に対する支援を行うものです。(1991年度から2019年度まで累積)2,406件 3,939,550千円

環境研究助成

現在、人類が直面している大きな問題の一つに環境問題があります。地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、生物種の減少、食料と人口、砂漠化、公害等さまざまな問題があり、その原因の探究と解決策の模索が続けられています。この助成は、環境問題の解決のためには、多面的アプローチによる分析とさまざまな対応策の構築が必要と考え、そのためのいろいろな観点(人文科学・社会科学・自然科学)からの研究に対する支援を行うものです。(1991年度から2019年度まで累積)1,479件 2,885,600千円

文化財維持・修復事業助成

「心の豊かさ」を考えると、文化財は心豊かな生活の源となるとともに新たな文化の創造の基礎となるものです。また相互理解の基盤として自国および他国の文化に対する認識を深め、相互の文化交流の歴史を知るには、文化財に接することがきわめて有効な方法となります。これらの点から、文化財を保存して、次の世代に継承していくことは、今の世代の責務と考えます。しかしながら、現在我が国において文化財の維持・修復に充てられる費用は、必ずしも十分

とは言い難い状況にあります。この助成は、文化財保護の一助として、日本国内にある文化財(美術工芸品<絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料>)の維持・修復事業を対象に、助成を行うものです。(1991年度から2019年度まで累積)813件 1,666,280千円

海外の文化財維持・修復事業助成

文化は国の拠り所であり、心の豊かさを養う源です。文化財は、人類とその歴史が織りなす財産であり、それぞれの国の国民の希望であり誇りです。世界の人々がお互いの文化財に接することで相互理解を深め、信頼関係の構築につながります。文化財を守り、それを次の世代に継承することは、今を生きる私たちの責務です。しかし、諸外国においても、文化財の維持・修復には必ずしも十分に手が尽くされているという状況にはありません。この助成は、諸外国における文化財(美術工芸品および遺跡)の維持・修復事業と維持・修復に直接つながる事前調査を対象に助成を行い、人類共通の財産である文化財を後世に伝える一助にしようとするものです。(1991年度から2019年度まで累積)338件 795,709千円



カマン・カレホユック

アジア諸国における日本関連研究助成

主として東アジア・東南アジア諸国を対象とし、各国の研究者による日本に関連する研究(日本研究、対象に日本を含む比較研究・国際関係研究・交流史研究等)を助成することにより、これら各々の国において日本理解を深めていただく素地を形成し、ひいてはアジア諸国と日本の間の相互理解増進の一助としようとするものです。(1991年度から2019年度まで累積)1,611件 1,228,479千円



水月観音像

世界経済フォーラムの共通測定基準(コモンメトリクス)対照表

本レポートは、世界経済フォーラム国際ビジネス協議会の提言に基づき世界4大会計事務所が中心となって取りまとめた白書「ステークホルダー資本主義を測定する - 持続可能な価値創造のための共通指標と一貫した報告を目指して (Measuring Stakeholder Capitalism - Toward Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation)」の共通測定基準(以下、コモンメトリクス)を踏まえて作成しました。コモンメトリクスには中核測定基準(Core metrics)と拡張測定基準(Expanded metrics)があります。本レポートは中核測定基準の開示項目に沿って作成し、一部拡張測定基準の開示項目にも対応した記載内容に致しました。

ガバナンス原則(Principles of Governance)

テーマ	中核測定基準および開示項目	関連頁
ガバナンスの パーパス	パーパスの設定 経済、環境、社会問題の解決策を提案する手段の表現として、企業が表明したパーパス 企業のパーパスは、株主を含む全てのステークホルダーに価値を創造することであるべきである	8頁
ガバナンス組織の 品質	取締役会の構成 最高ガバナンス組織およびその委員会の構成: 経済、環境、社会のテーマに関する能力、執行・非執行、独立性、任期、各個人のその他の重要なポジションとコミットメントの数およびコミットメントの性質、ジェンダー、代表者ではない社会グループのメンバーシップ、ステークホルダーの代表	14-15頁
ステークホルダー・ エンゲージメント	ステークホルダーに影響を与える重要(マテリアル)な問題 主要なステークホルダーと会社にとって重要なトピックのリスト、マテリアリティの特定方法、およびステークホルダーの関与方法	18-22頁
倫理的行動	反汚職 1. 組織の汚職防止に関する方針と手順に関する研修を受けたガバナンス組織のメンバー、従業員およびビジネスパートナーの合計割合を、地域ごとに分類 a) 今年中に確認されたが、それより前の年に関連する汚職事件の総数および性質 b) 今年中に確認された年内の汚職事件の総数および性質 2. 汚職を撲滅するために、より広範な業務環境と文化を改善するためのイニシアティブとステークホルダーエンゲージメントの議論	26-32頁
	保全された倫理的助言と報告の仕組み 以下についての社内外の仕組みの記述: 1. 倫理的・合法的行動や組織の誠実性に関する助言の提供を求めること 2. 非倫理的または非合法的な行動、および組織の誠実性に関する懸念を報告すること	27-28頁
リスクと機会の 監視	リスクと機会をビジネスプロセスに統合する 企業が特に直面している、主要かつ重要なリスクおよび機会を明確に特定する会社のリスク要因と機会の開示(一般的なセクターのリスクとは異なる)、これらのリスクに関連する会社のアベタイト、これらのリスクと機会が時間の経過とともにどのように変化したか、またその変化への対応 これらの機会とリスクは、気候変動やデータセキュリティなど、重要な経済・環境・社会的要素を統合すべきである	34-38頁, 45-53頁

テーマ	拡張測定基準および開示項目	関連頁
ガバナンス組織の 品質	報酬 1. 報酬方針における業績評価基準が、企業が表明しているパーパス、戦略、長期的な価値に関連して、経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組織および代表執行役の目標とどのように関係しているか 2. 最高ガバナンス組織および代表執行役の報酬に関する方針(以下の種類の報酬): ● 業績連動報酬、株式報酬、賞与、劣後株または既得株を含む固定報酬および変動報酬 ● 契約金、採用奨励金の支払い ● 解雇手当 ● クローバック ● 退職給付(最高ガバナンス組織、代表執行役およびその他のすべての従業員に対する給付制度と拋出率との差額を含む)	16頁 統合報告書2020 74-75頁

世界経済フォーラムの共通測定基準(コモンメトリクス)対照表

地球 (Planet)

テーマ	中核測定基準および開示項目	関連頁
気候変動	温室効果ガス(GHG)排出量 関連する全ての温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、Fガス等)について、GHGプロトコルのスコープ1およびスコープ2の排出量を、二酸化炭素換算トン(tCO ₂ e)で報告する 必要に応じて、重要な上流および下流(GHGプロトコルのスコープ3)の排出量を推計し報告する	87-88頁
	TCFDの実施 気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の勧告を完全に実施する 必要に応じて、完全に実施するため最長3年のタイムラインを開示する パリ協定の目標、つまり地球温暖化を産業革命前のレベルから2°C未満に制限し、温暖化を1.5°Cに制限する取り組みを追求することであるが、これに沿ったGHG排出目標を設定したか、または設定することをコミットしたか開示する また、2050年までにネットゼロ排出を達成するかどうかも開示する	TCFD REPORT 2020/2021
自然の損失	土地利用と生態学的な感応度 保護地域および/または主要な生物多様性地域(KBA)内に、もしくはこれに隣接して所有、リース、管理している敷地の数と面積(ヘクタール単位)を報告する	—
淡水の利用可能量	水ストレス地域における淡水使用量と取水量 重要なオペレーションのレポート:WRIアギダクト水リスクアトラスツールに従い、取水量のメガリットル、消費水量のメガリットル、およびベースラインの水ストレスが高いまたは非常に高い地域におけるそれぞれの割合 必要に応じて、バリューチェーン全体(上流および下流)について、同じ情報を推計し報告する	88頁

テーマ	拡張測定基準および開示項目	関連頁
気候変動	パリ協定適合のGHG排出目標 パリ協定の目標、つまり地球温暖化を産業革命前のレベルから2°C未満に制限し温暖化を1.5°Cに制限する取り組みを追求することであるが、この目標に沿った、期限を定めたサイエンスベースのGHG排出目標を定め、これに対する進捗状況を報告する これには、温室効果ガスのネット・ゼロ排出量を達成するための2050年以前の日付の設定と、可能であれば、the Science Based Targets initiativeによって提供される手法に基づく中間削減目標を含めなければならない 別のアプローチが採用される場合は、目標を計算するために使用された方法論およびパリ協定の目標を達成するための基礎を開示すること	86頁 TCFD REPORT 2020/2021

人 (People)

テーマ	中核測定基準および開示項目	関連頁
尊厳と平等	ダイバーシティ&インクルージョン 年齢別、性別およびその他の多様性の指標(例:民族)ごとの従業員区分別従業員の割合	95-97頁
	賃金の平等 平等に関する優先分野での、重要な事業所ごとの従業員区分別の基本給および報酬の割合:男性に対する女性、主要民族に対する少数民族、その他の平等に関連する分野	—
	賃金水準 1. 地方の最低賃金と比較した、男女別の標準的な新入社員賃金比率 2. CEOを除く全従業員の年間報酬総額の中央値に対する、CEOの年間報酬総額の割合	—
	児童・強制労働の発生リスク 児童労働または強制労働の重大なリスクがあると考えられる業務およびサプライヤーの説明 そのようなリスクは、以下に関連して発生する可能性がある a) 業務の種類(製造工場など)およびサプライヤーの種類 b) 事業およびサプライヤーがリスクにさらされていると考えられる国または地域	—
健康とWell Being	安全衛生 1. 業務上の負傷に起因する死亡者数および死亡率、業務上の重大な負傷(死亡者を除く)、記録可能な業務上の負傷、主な業務上の負傷、ならびに労働時間数 2. 組織が労働者の非職業的医療・ヘルスケアサービスへのアクセスをどのように促進しているか、従業員と労働者に提供されるアクセスの範囲についての説明	108頁
将来に向けたスキル	研修 報告期間中に組織の従業員が受講した1人当たりの平均研修時間を、男女別・従業員区分別に示したもの(従業員に提供した研修の総時間を従業員数で割ったもの) フルタイム従業員一人当たりの平均研修開発費(従業員に提供された研修の総費用を従業員数で割ったもの)	100-101頁

テーマ	拡張測定基準および開示項目	関連頁
尊厳と平等	差別・ハラスメントに関わる事故と金銭的損失の総額 差別・ハラスメント事案の発生件数、事案の状況および対応状況、ならびに以下に関連する訴訟手続きに伴う金銭的損失の総額: a) 法律違反 b) 雇用差別	110頁
	リスクにさらされている結社と団体交渉の自由 団体交渉協定の対象となる現役労働者の割合	106頁
健康とWell Being	従業員の幸福度 全ての従業員および労働者について、業務上の健康障害に起因する死亡者数、記録可能な業務上の健康障害、および主な業務上の健康障害	108頁

豊かさ(Prosperity)

テーマ	中核測定基準および開示項目	関連頁
富の創出と雇用	雇用絶対数・雇用率 年齢、性別、その他の多様性および地域の指標ごとの、報告期間中の新入社員の総数と割合 年齢、性別、その他の多様性および地域の指標ごとの、報告期間中の従業員の総離職数および離職率	108頁, 128頁
	経済的貢献 1. 発生主義ベースによる創出、分配した直接的経済価値(EVG&D)で、組織のグローバル事業の基本的要素を対象とする 理想的には次の通り: • 売上高 • 営業費用 • 従業員給与と福利 • 資本提供者への支払い • 政府への支払い • コミュニティ投資 2. 政府から受けた財政支援: 報告期間中に政府から受けた財政支援の合計金額	128頁
	財務的投資による貢献 会社の投資戦略の記載説明に裏付けられた、総資本支出(CapEx)から減価償却費を控除した金額 株主への資本還元に関する会社の戦略の記載説明に裏付けられた、自社株買いと配当金の支払いを加算した金額	128頁
より良い商品・サービスに向けたイノベーション	研究開発費総額 研究開発に係る費用の総額	129頁
地域・社会の活力	法人税等の支払額合計 法人所得税、固定資産税、非課税VATおよびその他の消費税、雇用主負担の給与税、および企業の費用を構成するその他の税金を含む、企業が負担するグローバル税の総額を、税目別に分類したもの	141頁

テーマ	拡張測定基準および開示項目	関連頁
富の創出と雇用	サポートされるインフラ投資とサービス 以下の要素を説明するための定性的開示 1. サポートされた重要なインフラ投資およびサービスの開発範囲 2. 関連するポジティブインパクトとネガティブインパクトを含む、コミュニティおよび地域経済に対する現在または予想されるインパクト 3. これらの投資およびサービスは営利目的、現物支給、プロボノ的な関わりか	128頁
	重大な間接的経済インパクト 1. ポジティブインパクトおよびネガティブインパクトを含む、組織の重要な特定された間接的な経済的インパクトの例 2. 外部ベンチマークおよびステークホルダーの優先順位(国内および国際基準、プロトコル、政策アジェンダなど)という文脈における間接的な経済的インパクトの重要性	128頁
地域・社会の活力	社会的投資総額 社会的投資総額(Total Social Investment; TSI)は、CECP評価ガイダンスで定義されたESG取り組みの「S」に使用される企業のリソースを合計したもの	141頁

責任銀行原則の取り組み状況



当社は、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱し2019年9月22日に発効した「責任銀行原則(PRB: Principles for Responsible Banking)」の発足署名機関となり、世界の署名銀行と連携し、SDGs(持続可能な開発目標)および気候変動に関するパリ協定と整合性をもって戦略的に事業を行うことを表明しました。この原則に署名することにより、当社は、銀行が人々と地球に対して及ぼすポジティブおよびネガティブ・インパクトの両方について透明性を保つことを約束し、本業において大きなインパクトを持つ分野に焦点を当て、具体的な取り組みの目標を設定し、実行に移すことで、グローバルおよびローカルのSDGsの目標に沿って最大の貢献を果たしていきたいと考えています。

責任銀行原則は、既存の報告書に、原則の取り組み状況を開示することを義務付けています。具体的には、署名より18カ月以内(当社の場合は2021年3月まで)に第一回目の、その後は毎年、責任銀行原則に関する報告と自己評価を公表し、4年以内にインパクト分析、目標設定と実施、説明責任の全うなど必要なステップを完全に実施することが求められています。当社の第一回目の取り組み状況は下表の通りです。

報告と自己評価の要件	銀行の対応に関するハイレベルの要約	参考/対応の詳細/関連情報へのリンク
原則1: 整合性(アライメント) 事業戦略を、持続可能な開発目標(SDGs)やパリ協定および各国・地域の枠組みで表明されているような個人・企業のニーズおよび社会の目標と整合させ、貢献できるようにする		

1.1 銀行ビジネスについて、事業を展開している主要地域の主な顧客セグメント、提供する商品・サービス、融資先のセクターやプロジェクト、場合によっては技術などの概要を説明する

三井住友トラスト・グループは、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行、資産運用・資産管理、不動産業務を融合したビジネスモデルで独自の価値を創出しています

2020年ディスクロージャー資料編参照

当グループの2019年度セグメント別業務粗利益(単位:億円)

個人TS	1,927	預金、個人ローン、投信・保険等の販売、遺言信託・資産承継等
法人	2,061	企業向け貸出、不動産融資等
証券代行	374	証券代行
不動産	569	不動産仲介、不動産証券化
受託	1,717	年金信託、有価証券等の運用・管理
マーケット	725	ALM、債券投資

銀行業務における国内・海外の貸出金残高は以下の通りです
貸出金残高の約85%を国内向けが占めています

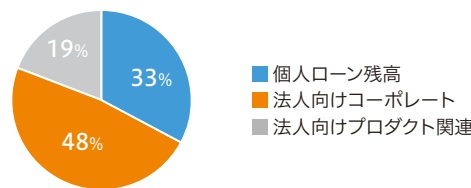
銀行業務における国内・海外の貸出金残高(2020年3月末)

国内	25兆4355億円	海外	4兆2678億円
----	-----------	----	----------

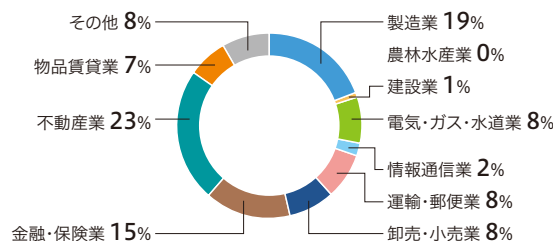
貸出金残高のうち、約33%が住宅ローンを中心とする個人向けローン残高、残りの約67%が法人向け与信残高となっています

サステナビリティレポート2020/2021 45頁参照

貸出残高内訳



国内法人貸出構成比



(注)国内店分法人貸出残高を100%とした場合の構成比

報告と自己評価の要件	銀行の対応に関するハイレベルの要約	参考/対応の詳細/ 関連情報へのリンク
<p>1.2 持続可能な開発目標 (SDGs) やパリ協定さらに国内および地域の枠組みに照らして、銀行の戦略がどのように社会の目標と合致しそれらに貢献しているか、または予定であるかについて説明する</p>	<p>当グループは「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に据えました。社会的価値の多くはステークホルダーからその先のステークホルダーへ影響が連鎖するなかで形成されます。つまり、SDGsの実現に貢献し最終的に経済(豊かさ)、社会(人間)、環境(地球)に対する良い影響(ポジティブ・インパクトの創造とネガティブ・インパクトの抑制)につながる活動が当グループにおける社会課題解決型ビジネスです</p> <p>当グループは2018年にTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に賛同し、2019年には価値創造に重大な影響を与える項目(マテリアリティ)に気候変動を加えました。日本でも度重なる大型台風襲来によって各地で大きな被害が起こるなど、金融機関である我々にとっても、気候変動リスクは将来の話ではなく、緊急課題であると判断したことが理由です。また、気候変動問題の解決に向けて全力を尽くすことは、パリ協定とSDGsとの整合性を求めるPRB(責任銀行原則)署名機関としての責務であるということ、取締役会でも共有致しました</p>	<p>サステナビリティ レポート2020/2021 17頁参照</p> <p>TCFDレポート 2020/2021参照</p>

原則 2: インパクトと目標設定
人々や環境に対して、我々の事業および提供する商品・サービスがもたらすリスクを管理しネガティブ・インパクト(悪影響)を低減する一方で、継続的にポジティブ・インパクト(好影響)を増加させる。そのために、重大なインパクトを与える可能性のある分野に関して目標を設定してそれを公開する

- 2.1 インパクト分析:
以下の要素を満たすインパクト分析を通じて、銀行が最も重大なポジティブとネガティブのインパクトを与える可能性のある分野を特定していることを示す
- a) 分析対象: 1.1に記載されているように、銀行が事業を展開する主要地域における中核的な事業分野、商品・サービスを分析の対象とする
 - b) エクスポート: 最も重大なインパクトを及ぼす分野を特定するにあたり、セクター、技術、地理的な側面において銀行の中核事業や活動にどのような特性があるかを分析する
 - c) 背景および関連性: 事業を展開する国や地域における持続可能な開発に関する最も優先度の高い課題や事項を考慮に入れる
 - d) インパクトの規模や特性: 最も重大なインパクトを及ぼす分野を特定する際に、銀行の活動や商品・サービスの提供から生じる可能性のある社会的、経済的、環境的インパクトの規模や特性を考慮する
- 上記c)とd)の下での分析を行うにあたっては、関連のあるステークホルダーに協力を求める
- これらの分析に基づいて、以下のことを示す
- 潜在的に最も重大なポジティブとネガティブのインパクトを特定し、公表する
 - ポジティブ・インパクトの増加とネガティブ・インパクトの低減に寄与する戦略的機会を特定する

当社では、インパクト分析のテーマとして「気候変動」を選定しました。パリ協定との整合性を目指すPRB署名機関かつ、TCFD提言に賛同していること、また当社では気候変動をマテリアリティとして特定していることが理由です(1.2)

インパクト分析として、TCFD提言のシナリオ分析についてご紹介いたします。TCFD提言において、潜在的に気候変動と低炭素経済への移行の影響を最も受ける可能性のある四つの非金融グループ(エネルギー、運輸、材料と建築、農業・食料・林産物)に属するセクターの中で、エクスポートが大きい8セクターを抽出しました。さらに、個人ローンの大半を占める個人住宅ローンを加えた9セクターの、移行リスク、物理的リスク、事業機会の概要を整理しました

ヒートマップ

セクター	移行 リスク	物理的 リスク	機会	エクスポート
石油・ガス・石炭	高	中	中	中
電力	高	中	中	高
海運	中	中	中	高
鉄道輸送	低	低	低	中
自動車および部品	中	中	中	中
不動産管理および開発*	低	高	中	高
化学品	中	中	中	中
紙と林産物	中	高	中	低
個人住宅ローン	低	高	中	高

*個人住宅ローンは含みません

定性評価の結果、移行リスク「高」は、石油・ガス・石炭と電力となりましたが、エクスポート「高」であり、また炭素関連資産に占める比率が最も高い電力セクターを移行リスク・シナリオ分析の対象とし、2019年度に実施しました。物理的リスク「高」は、不動産管理および開発、紙と林産物、個人住宅ローンとなりましたが、エクスポート「高」の不動産管理および開発、個人住宅ローンを物理的リスク・シナリオ分析の対象候補としました。個人住宅ローンは、当社貸出金総額の約1/3を占めているため、2019年度はまず個人住宅ローンのシナリオ分析を実施しました。不動産管理および開発のシナリオ分析は、2020年度に実施する予定です

2019年度に実施したシナリオ分析の結果は、「TCFDレポート2020/2021」に掲載しています。電力セクターの移行リスク・シナリオ分析の結果、再生可能エネルギー発電への投資を行わない場合は、いずれのシナリオ(2°C・3°C以上)においても、信用格付が2-3ノッチ悪化するものの、再生可能エネルギー発電の投資を積極的に行う場合は、信用格付に変化が見られないという結果が得られました。今回は信用格付の変化を見ましたが、シナリオ分析の結果、当社財務にどのような影響があるのか、引き続き分析手法を検討していくとともに、定性評価で得られたリスクと機会のポイント、および、分析過程で得られる示唆を、融資先とのエンゲージメントに活用していくことを検討していきます

報告と自己評価の要件	銀行の対応に関するハイレベルの要約	参考/対応の詳細/ 関連情報へのリンク
------------	-------------------	------------------------

個人住宅ローンの物理的リスク・シナリオ分析では、2℃および4℃シナリオにおける浸水の発生確率と洪水被害による不動産価値の変化率から、三井住友信託銀行の住宅ローンに関する信用コストは、2100年までに70億円程度増加する(2020年3月末比)と試算されました
当社財務への影響は限定的だと考えています

なお海運セクターは、移行リスク、物理的リスクともに「中」ですが、エクスポージャーが高く、またアジア諸国の金融機関として初めてポセイドン原則に署名して、海運業界の気候変動リスクに貢献することを目指していることから、2020年度に移行リスク・シナリオ分析に取り組んでいます

TCFDレポート
2020/2021
14頁参照

今回は気候変動についての分析を事例として掲げましたが、今後は生物多様性や、セクターポリシーを公表している森林・パーム油などの分析に取り組んでいきたいと考えています

インパクト分析に関する要件を満たしているかどうか、署名銀行としての検討結果やステートメントを公表する

当社は気候変動に関する定性評価とシナリオ分析をインパクト分析のファースト・ステップとしました
次のステップとして、銀行業務について、生物多様性や森林・パーム油についての分析に取り組んでいく予定です

2.2 目標設定

事業活動や商品・サービスの提供から生じると考えられる「最も重大なインパクトを及ぼす分野」の少なくとも二つに対応する、具体的(Specific)、質的および量的に測定可能(Measurable)、達成可能(Achievable)、関連性のある(Relevant)、期限付き(Time-bound)のSMART目標を最低二つ設定し、公表していることを示す

(1)サステナブルファイナンス目標
PRB(責任銀行原則)署名機関として、脱炭素社会に向けて気候変動問題への対応を共通の志として掲げるとともに、専業信託として金融、信託、技術[※]に係る高度な専門性を発揮し、持続可能な社会の実現に貢献していきます
※エンジニアリングの目利き力のある専門家集団を結成し、脱炭素社会を実現する技術の社会実装に取り組む

TCFDレポート
2020/2021
19頁参照

三井住友信託銀行は、バンキング領域(法人向け)において、2021年度から2030年度までの10年間で累計5兆円(うち環境分野3兆円)を取り組む「サステナブルファイナンス長期目標」を新たに設定致しました

**サステナブルファイナンス長期目標を設定
2021-2030年度累計実行額 5兆円(うち環境分野 3兆円)**

サステナブルファイナンスの例

- ポジティブ・インパクト・ファイナンス
 - 再生可能エネルギーファイナンス
 - グリーンビルディング向けファイナンス
- 脱炭素社会への移行を支援するトランジションファイナンスにも注力方針

これらの目標が、持続可能な開発目標やパリ協定、およびその他の国際的、国内的または地域的な枠組みに連動し、整合的であり、目標に大きく貢献していることを示す
また、銀行は、(ある時点に対して評価するための)ベースラインを特定し、このベースラインに対する目標を設定する必要がある

SDGs/気候変動/社会の目標のそれぞれの側面に対して設定された目標の潜在的に重大なネガティブ・インパクトを分析、認識し、設定された目標のネットのポジティブ・インパクトを最大化するために実行可能な範囲でそれらを緩和するための適切な対策があることを示す

環境分野や社会分野に対する積極的な資金供給を通じ、気候変動をはじめとする環境・社会課題を解決し、お客さまとともに持続可能な社会の実現に貢献していきます

なお、「サステナブルファイナンス」の対象範囲は、グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則等の国際基準を踏まえ、環境・社会課題の解決に貢献する事業やお客さまに対するファイナンス業務(貸出、シンジケートローン組成、債券投資等関連業務、ファンド出資、ファイナンシャルアドバイザー業務、信託受託等)としています

(2)CO₂削減中長期目標
当グループ自身も、PRB(責任銀行原則)およびPRI(責任投資原則)署名機関として、サステナブルファイナンス、ESG投資を推進しており、サステナビリティ方針に掲げる「事業を通じた環境問題の解決への貢献」と「環境負荷の低減」を両立させる責任があります

「三井住友信託銀行のCO₂排出量を、2019年度を基準として、2030年度までに50%削減、2050年度までにゼロとする」という目標を設定しました
三井住友信託銀行のCO₂排出量の約8割が購入電力に、約1割が自家発電による都市ガスの燃焼に起因することから、2030年度に向けた目標達成のための取り組みとして、主に電力関連の対策によって50%の削減を目指します

TCFDレポート
2020/2021
22頁参照

報告と自己評価の要件	銀行の対応に関するハイレベルの要約	参考/対応の詳細/ 関連情報へのリンク
------------	-------------------	------------------------

(3)その他
三井住友信託銀行では、意思決定ラインにおける女性を増やすことを目的に、2023年3月末までに課長以上のラインのポストに就く女性の比率を12%以上、マネジメント業務を担う女性の比率を30%以上とする行動計画を策定しました

サステナビリティ
レポート2020/2021
96頁参照

目標設定に関する要件を満たしているかどうか、署名銀行としての検討結果やステートメントを公表する

責任銀行署名機関として、脱炭素社会に向けた気候変動問題への対応を共通の志として掲げています
バンキング領域のサステナブルファイナンス目標を設定しましたが、今後も他事業の貢献について検討を進めていきます

2.3 目標の実行とモニタリングの計画
設定された目標を達成するために、銀行が取るべき行動と中間目標が定められていることを示す
設定された目標に対する進捗を測定しモニタリングのための手段を備えていることを示す
主要なパフォーマンス指標をどう定義しているか、それらを変更する場合、また、ベースラインを再設定する場合などについて、透明性を保たなければならない

三井住友信託銀行の与信ポートフォリオについては、法人企画部で管理しており、四半期ごとに投資および融資についての最高決定機関である投融資審議会に報告されています
サステナブルファイナンス目標についての管理についても法人企画部がモニタリングを行います
投融資における環境・社会への配慮という側面からは「三井住友信託銀行における投融資方針」に抵触するリスクのある案件については、サステナビリティ推進部がチェック機能を果たしています
2020年4月には、法人企画部にESGソリューション企画推進室を設置し、法人トータルソリューション事業のESG情報を集約するとともに、サステナビリティ推進部と協働を始めました
今後、インパクト分析の高度化については、法人企画部、ESGソリューション企画推進室、サステナビリティ推進部が共同で取り組む予定です

サステナビリティ
レポート2020/2021
45頁参照

三井住友信託銀行のCO₂削減目標については、2030年に向けた目標達成の対策として、①業務効率化、高効率機器導入による省エネの推進、②電力排出係数の低減、③再生可能エネルギーの導入で達成可能と考えるが、総務部が主導し、関連する経営管理各部による実行目標を策定した上で取り組みます

TCFDレポート
2020/2021
22頁参照

目標の実行とモニタリングのプランに関して要件を満たしているかどうか、署名銀行としての検討結果やステートメントを公表する

バンキング領域のサステナブルファイナンス目標については、年度ベースで測定し、目標達成状況を開示していく予定です
また、三井住友信託銀行における投融資方針については、ステークホルダーとの対話を通じて高度化を検討していきます

2.4 目標達成に向けた進捗状況
各目標ごとに：
設定した目標を達成するために、銀行が取るべき行動を実行に移したことを示す
もしくは、行動が実行に移されなかった、または変更が必要になった理由について、さらに、銀行がどのように計画を変更して目標を達成しようとしているのかを説明する
設定された各目標の達成に向けた銀行の過去12カ月間(ただし署名後最初の報告では最長で18カ月間)の進捗状況とその進捗状況についての報告を行う(実行可能でかつ適切な場合には、定量的な情報を開示する)

(1)サステナブルファイナンス目標
(2)CO₂削減中長期目標
(1)(2)については、2020年に目標設定したため、2020年度実績より公表する予定です
(3)その他
三井住友信託銀行では、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画として、2020年3月までに課長級以上の女性管理職を300名とする目標を掲げて活動を推進してきました
2019年10月に357名と前倒しで目標を達成しました

サステナビリティ
レポート2020/2021
96頁参照

目標達成に向けた進捗状況についての要件を満たしているかどうか、署名銀行としての検討結果やステートメントを公表する

サステナブルファイナンス目標やCO₂削減中長期目標は、初期段階にあるため、目標達成に向けての進捗状況等については、今後報告していきます

報告と自己評価の要件	銀行の対応に関するハイレベルの要約	参考/対応の詳細/ 関連情報へのリンク
------------	-------------------	------------------------

原則 3: 顧客 (法人およびリテール)
顧客と協力して、サステナブルな慣行を奨励し、現在と将来の世代に共通の繁栄をもたらす経済活動を可能にする

<p>3.1 顧客との責任ある関係を促進するために銀行が定めた、あるいは定める予定の方針や慣行について概略を示す これには、既に実施された (および/または予定された) プログラムや行動、その規模および可能な場合にはその結果に関する概略も含める</p>	<p>当グループがお客さまの「ベストパートナー」として、お客さまの真の利益に合致した商品・サービスを提供し、グループの業務全般にわたるフィデューシャリー・デューティーを実践・徹底していくために、2016年9月に「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」を策定・公表して以来、取組方針を必要に応じ改定するとともに、さらなる取り組みの強化を行っています</p> <p>これらの取り組みの成果についてお客さまに分かりやすくお伝えするために、「お客さまの『ベストパートナー』を目指すための取組状況と成果指標 (KPI)」を定期的に公表しています。これらの成果指標は、投資信託の販売に関する金融機関に共通の指標である「共通KPI」を含んでいます</p>	<p>サステナビリティレポート2020/2021 130-140頁 「お客さま本位の取り組み」に詳細に記載</p>
<p>3.2 銀行が、持続可能な慣行を奨励し、持続可能な経済活動を可能にするために、法人およびリテール顧客とどのように協力したか、および/または協力することを予定しているかを記述する 計画あるいは実際の行動、商品およびサービスの開発、および可能な場合には達成されたインパクトに関する情報も含める</p>	<p>ポジティブ・インパクト・ファイナンス (PIF) 三井住友信託銀行は、2019年3月、国連 (UNEP FI) のポジティブ・インパクト金融原則を一般の企業向けの貸出に適用したポジティブ・インパクト・ファイナンス (PIF、資金使途を特定しない事業会社向け融資タイプ) を世界で初めて開発しました。PIFは、企業のサプライチェーンを俯瞰して環境・社会・経済に及ぼす影響 (インパクト) を包括的に分析・評価し、プラスの影響拡大とマイナスの影響抑制について具体的なKPIを設定してお客さまにコミットいただき、それを融資契約に織り込んだ商品です。そして、その後のモニタリングの実行と結果の開示を通じてお客さまのSDGsへの貢献を後押しし、グローバルな視点からお客さまの競争力 (事業や製品・サービスを含む) の向上をサポートするものです</p> <p>超高齢社会問題への対応 三井住友信託銀行はシルバーカレッジを全国で展開しています。シルバーカレッジとは、シルバー世代のお客さまが安心・豊かなセカンドライフを送るための学びの場です。安全で充実したセカンドライフのために必要な万全な「備え」とは何か、各界の第一人者の方々にお話しいただいています。人生100年時代を迎えた私たちの抱える課題は山積んでいます。参加者固定で、四つの基本テーマ (健康と安全・安心、高齢期の住まい、認知症問題、充実した老後の過ごし方) について学ぶ連続セミナーに加え、各支店が特色あるシルバーカレッジを企画・開催しています</p>	<p>サステナビリティレポート2020/2021 50-51頁参照</p> <p>サステナビリティレポート2020/2021 113-125頁 「超高齢社会問題への対応」に詳細に記載</p>

原則 4: ステークホルダー
これらの原則の目的をさらに推進するため、関係するステークホルダーと積極的に協力する

<p>4.1 本原則を実施し、銀行が及ぼすインパクトを改善する目的で、銀行がどのステークホルダー (あるいはステークホルダーのグループやステークホルダーのタイプでも可) と協議、関与、協力、またはパートナーシップを組んだかを記述する 銀行がどのようにステークホルダーを特定し、どのような問題に取り組み/成果を達成したかについての概略を含める</p>	<p>当社は経営理念 (ミッション) において、お客さま、株主、社員、社会をステークホルダーに掲げ、社会的責任に関する基本方針 (サステナビリティ方針) において、主要なステークホルダーとしてお客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関を列挙し、対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たすことを宣言しています。このように相手を明らかにすることで、当グループが各ステークホルダーにどのように依存し、かつ影響 (インパクト) を与えているのかの把握が容易になっており、社会的価値創出のための戦略基盤が整っています</p>	<p>サステナビリティレポート2020/2021 20-21頁参照</p>
--	--	---------------------------------------

原則 5: ガバナンスと企業文化
責任ある銀行業のための効果的なガバナンスおよび企業文化を通じて、重大なインパクトをもたらす分野について目標設定を公表することで意欲的かつ透明性をもってこれらの原則に対するコミットメントを果たす

<p>5.1 潜在的に重大なポジティブおよびネガティブなインパクトを管理し、原則の効果的な実施を支援するために、銀行が既に規定されたあるいは予定されたガバナンス構造、方針、および手続きについて記述する</p>	<p>当グループは、社会課題解決に向けたポジティブインパクトの創出を基本戦略に掲げ、サステナビリティを経営の中核に据えました。三井住友信託銀行の各事業、関連会社は独自に優先的に対処すべき社会課題を選定し、コアビジネスとして強化していく方針です。他方、気候変動問題などの国内外の重要なサステナビリティ課題については、サステナビリティ推進会議がグループ全体の司令塔になり、国際機関などとも連携しながら戦略を策定し迅速に取り組みを進めます</p> <p>取締役会</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的責任に関する基本方針 (サステナビリティ方針) を定める 気候変動問題をはじめとした「サステナビリティをめぐる環境・社会的な課題」への対応を主たる役割の一つと定め (コーポレートガバナンス基本方針)、当グループが進むべき方針を決定する 社会的価値創出と経済的価値創出の両立に重要な影響を与える課題 (マテリアリティ) や、運営のフレームワークなどについて、リスク委員会からの答申を受け、十分な議論を尽くし決定する 	<p>サステナビリティレポート2020/2021 16頁参照</p>
--	--	------------------------------------

報告と自己評価の要件	銀行の対応に関するハイレベルの要約	参考/対応の詳細/ 関連情報へのリンク
------------	-------------------	------------------------

	<p>経営会議</p> <ul style="list-style-type: none"> マテリアリティに関する事項について、経営リスク管理委員会からの答申を受け、十分な議論を尽くし方針を定め、取締役会に上程する グループ各社の全ての取り組みについて、社会的価値創出と経済的価値創出の両立の視点を踏まえ十分な議論を尽くし、決定する 重要なサステナビリティ課題に関する取り組みは、中期経営計画に沿った中期方針と単年度方針を定め、PDCAサイクルを踏まえ業務を管理する(「サステナビリティ推進会議」として開催) 	
--	--	--

<p>5.2 銀行の従業員の間で責任ある銀行としての企業文化を醸成するために実施した、または実施する予定のイニシアティブや方策について説明する 能力開発、報酬体系、業績管理、リーダーシップ・コミュニケーションについての概観を含める</p>	<p>社員版統合報告書の全役員・社員への配付などを通じ社員の戦略理解を徹底しています また、Challenge for SDGsや全営業店部の「私たちのSDGs宣言」、With You活動など社内ハンズオンの推進を通じた実践的な知識の早期習得に努めています</p> <p>当社は、役員報酬は原則として月例報酬(固定報酬と個人役割業績報酬で構成)、役員賞与(業績連動賞与)、株式報酬(株式交付信託)の組み合わせで支給しています このうち、各役員の株式報酬を決定するKPIの一つに「ESGに関する活動状況や評価機関のスコアなど」を組み込み、経営としてサステナビリティを推進する仕組みを導入しています</p>	<p>サステナビリティ レポート2020/2021 16頁参照</p>
---	---	---

<p>5.3 原則を実施するためのガバナンス構造 銀行が責任銀行原則を実施するために以下のような適切なガバナンス構造を持っていることを示す: a) 目標設定と目標を達成するための行動 b) 最終目標や中間目標が達成されなかったり 予期せぬネガティブ・インパクトが検出された場合は是正措置</p>	<p>a) サステナブルファイナンス目標やCO₂削減目標は経営会議で設定しましたが、具体的な実行計画は各事業部門で計画を策定するとともに、目標達成のためのモニタリングを行います b) 目標の達成状況やネガティブな状況が発生した場合には、サステナビリティ推進会議で報告し、速やかに是正措置を検討します</p>	
---	--	--

原則の実施のためのガバナンス構造に関する要件を満たしているかどうか、署名銀行としての検討結果やステートメントを公表する

責任銀行原則署名機関として、この原則が効果的に実施されるよう、目標設定やモニタリングについて、ガバナンス体制を確立しています
サステナビリティ推進部が目標達成を管理する部署とともに、進捗状況をモニタリングするとともに、サステナビリティ推進会議で報告していきます

原則 6: 透明性と説明責任
 これらの原則の個別および全体的な実施状況を定期的に見直し、ポジティブおよびネガティブ・インパクト、および社会的目標への貢献について、透明性を保ち、説明責任を果たす

<p>6.1 責任銀行原則実施状況 最低二つの分野(2.1-2.4参照)における目標の設定と実施に加えて、過去12カ月間(ただし署名後最初の報告では最長18カ月間)に6原則の実施を進めていることを示す</p> <p>責任銀行原則の6原則の実施に関連する、既存のおよび新たな国際的あるいは地域的なグッド・プラクティスを検討したことを示す 優先順位や目標レベルの設定においてはそれらのグッド・プラクティスが参考になる 既存および新たな国際的あるいは地域的なグッドプラクティスを反映しそれに準拠すべく、銀行が既存の慣行を変更するために取り組みあるいは取り組む予定である旨、また、原則の実施に進展があったことを示す</p>	<p>2019年PRB署名以降に実施した取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> マテリアリティ見直し セクターポリシー改訂 ポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)実施13件 サステナブルファイナンス目標設定 CO₂削減中長期目標設定 TCFDレポート発行 PRB発足1周年プロモーションビデオへの参画 PRB情報開示WGへの参加 	<p>サステナビリティ レポート2020/2021 18-19頁、46頁、 50-51頁参照</p> <p>TCFDレポート 2020/2021 19頁、22頁参照</p> <p>「責任銀行原則発足 1周年記念イベントへの 参画」 https://www.smth.jp/news/2020/201001.pdf</p>
---	---	---

責任銀行原則の実施状況に関する要件を満たしているかどうか、署名銀行としての検討結果やステートメントを公表する

責任銀行原則署名後の最初の18カ月間は、気候変動対応として、ポセイドン原則への署名、セクターポリシー改訂に加え、TCFD対応推進PTを組織して対応を進めた結果報告として、初のTCFDレポートを開示しました
生物多様性についても自然資本レポートを開示しましたが、セクターポリシーの高度化など、今後も必要な対応を進めていきます

SASB Index

このインデックスは、SASB(サステナビリティ会計基準審議会)によって2018年10月に発行されたSASBスタンダードを反映しています。当グループの主力業務に基づき、SASBが分類する、商業銀行業務(FN-CB)、資産運用・資産管理業務(FN-AC)の情報を開示しています。現在、これら二つの基準に含まれる全ての指標を開示しているわけではありませんが、投資家に有用で関連性のある有意義な持続可能性情報を提供するため、引き続き、これらのSASBトピックに関する開示を進化させていきます。

なお、今回開示しているデータは、2020年3月末のもので、
 CB: 商業銀行業務(Commercial Banks)
 AC: 資産運用・資産管理業務(Asset Management & Custody Activities)

産業	会計指標	カテゴリー	コード	対応
サステナビリティ会計基準				
データセキュリティ				
CB	データセキュリティリスクを特定し、対処するためのアプローチの説明	考察・分析	FN-CB-230a.2	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティリスク管理 サステナビリティレポート2020/2021 44頁 https://www.smth.jp/csr/report/2020/full/all.pdf ・サイバーセキュリティ経営宣言 https://www.smth.jp/about_us/management/risk/pdf/CSMD.pdf
金融包摂とキャパシティビルディング				
CB	中小企業および地域社会の発展を促進することを目的としたプログラムに対応した(1)件数および(2)金額	定量情報	FN-CB-240a.1	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等に対する貸出状況 2020ディスクロージャー誌資料編 136, 144頁 https://www.smth.jp/ir/disclosure/2019/all2.pdf
CB	銀行口座を持たない顧客に対する金融リテラシーの取り組みへの参加者の数	定量情報	FN-CB-240a.4	<ul style="list-style-type: none"> ・金融包摂についての取り組み サステナビリティレポート2020/2021 142-145頁 https://www.smth.jp/csr/report/2020/full/all.pdf
信用分析における環境、社会、ガバナンス要素の組み込み				
CB	産業別の商業および産業の信用エクスポージャー	定量情報	FN-CB-410a.1	<ul style="list-style-type: none"> ・信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳 2020ディスクロージャー誌資料編 197頁 https://www.smth.jp/ir/disclosure/2019/all2.pdf
AC	(1)環境、社会、ガバナンス(ESG)課題のインテグレーション、(2)サステナビリティをテーマにした投資、(3)スクリーニングを採用する資産クラス別の運用資産残高	定量情報	FN-AC-410a.1	<ul style="list-style-type: none"> ・責任投資原則への対応 統合報告書2020 64-65頁 https://www.smth.jp/ir/disclosure/2019/all.pdf
CB	信用分析における環境・社会・ガバナンス(ESG)要因を組み込むためのアプローチの説明	考察・分析	FN-CB-410a.2	<ul style="list-style-type: none"> ・投融资における環境・社会配慮 統合報告書2020 88頁 https://www.smth.jp/ir/disclosure/2019/all.pdf

産業	会計指標	カテゴリー	コード	対応
信用分析における環境、社会、ガバナンス要素の組み込み(続き)				
AC	投資および/またはウェルスマネジメントのプロセスと戦略に環境・社会・ガバナンス(ESG)要因を組み込むためのアプローチの説明	定量情報	FN-AC-410a.2	<ul style="list-style-type: none"> ・投融資における環境・社会配慮 統合報告書2020 89頁 https://www.smth.jp/ir/disclosure/2019/all.pdf
AC	議決権行使および投資先エンゲージメントのポリシーと手順の説明	考察・分析	FN-AC-410a.3	<ul style="list-style-type: none"> ・三井住友トラスト・アセットマネジメント STEWARDSHIP REPORT2020/2021 https://www.smtam.jp/file/06/stewardship_report.pdf ・日興アセットマネジメント 2019サステナビリティレポート https://www.nikkoam.com/files/pages/about/pdf/esg/nikko_am_2019_sustainability_report_jp.pdf
ビジネス倫理				
CB AC	内部告発者の方針および手続きの説明	考察・分析	FN-CB-510a.2 FN-AC-510a.2	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・ホットライン制度 サステナビリティレポート2020/2021 28頁 https://www.smth.jp/csr/report/2020/full/all.pdf ・三井住友トラスト 会計ホットライン https://www.smth.jp/about_us/management/compliance/index.html
システミックリスク・マネジメント				
CB	カテゴリー別G-SIBスコア	定量情報	FN-CB-550a.1	<p>当社は、G-SIBに選定されておりませんが、下記の指標は開示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G-SIB選定指標 2020ディスクロージャー誌資料編 245頁 https://www.smth.jp/ir/disclosure/2019/all2.pdf
CB	義務・任意のストレステストの結果を自己資本比率計画、長期的な企業戦略、その他の事業活動に組み込むためのアプローチの説明	考察・分析	FN-CB-550a.2	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクアペタイトの運営 統合報告書2020 98頁 https://www.smth.jp/ir/disclosure/2019/all.pdf ・統合的リスク管理 2020ディスクロージャー誌資料編 155-156頁 https://www.smth.jp/ir/disclosure/2019/all2.pdf
活動指標				
CB	(a)個人、(b)中小企業の当座預金・普通預金の(1)口座数、(2)金額	定量情報	FN-CB-000.A	
CB	(a)個人、(b)中小企業、(c)法人の(1)融資件数、(2)融資金額	定量情報	FN-CB-000.B	<ul style="list-style-type: none"> ・ステイタス 統合報告書2020 13頁 https://www.smth.jp/ir/disclosure/2019/all.pdf
AC	(1)登録済および(2)未登録の運用資産合計(AUM)	定量情報	FN-AC-000.A	
AC	管理資産合計	定量情報	FN-AC-000.B	

GRIガイドライン対照表 (サステナビリティ・日本フォーラム日本語版参照)

グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI):

1997年に米国の非営利団体組織であるセリーズ(CERES:Coalition for Environmentally Responsible Economies)と国連環境計画との合同事業として設立されました。持続可能性報告書に掲載する情報について、比較可能性、信憑性、厳密性、タイミングの適切性、検証可能性の基本条件を達成しつつ、持続可能性報告の業務慣行を財務報告書並みのレベルに高めることを目的としています。初版ガイドラインを2000年に発行し、2002年度、2006年度、2013年度の改訂を経て、2016年度に新たなガイドラインとしてGRIスタンダードが発行されました。

●=中核オプションの開示事項

項目	指標	掲載場所
一般開示事項		
組織のプロフィール		
102-1	● 組織の名称 a. 組織の名称	209
102-2	● 活動、ブランド、製品、サービス a. 組織の事業活動に関する説明 b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める	—
102-3	● 本社の所在地 a. 組織の本社の所在地	209
102-4	● 事業所の所在地 a. 組織が事業を展開している国の数、および重要な事業所を所有している国の名称。報告書に記載している項目との関連は問わない	208
102-5	● 所有形態および法人格 a. 組織の所有形態や法人格の形態	208
102-6	● 参入市場 a. 参入市場。次の事項を含む i. 製品およびサービスを提供している地理的な場所 ii. 参入業種 iii. 顧客および受益者の種類	208-209
102-7	● 組織の規模 a. 組織の規模。次の事項を含む i. 総従業員数 ii. 総事業所数 iii. 純売上高(民間組織について)、純収入(公的組織について) iv. 株主資本および負債の内訳を示した総資本(民間組織について) v. 提供する製品、サービスの量	108, 207-208
102-8	● 従業員およびその他の労働者に関する情報 a. 雇用契約(正社員と臨時雇用者)別の、男女別総従業員数 b. 雇用契約(正社員と臨時雇用者)別の、地域別総従業員数 c. 雇用の種類(常勤と非常勤)別の、男女別総従業員数 d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述 e. 開示事項 102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数に著しい変動(観光業や農業における季節変動) f. データの編集方法についての説明(何らかの前提があればそれも含める)	108
102-9	● サプライチェーン a. 組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める	16-19

項目	指標	掲載場所
102-10	● 組織およびそのサプライチェーンに関する重大な変化 a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して生じた重大な変化。次の事項を含む i. 所在地または事業所に関する変化(施設の開設や閉鎖、拡張を含む) ii. 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化(民間組織の場合) iii. サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化(選定や解消を含む)	85, 88-89
102-11	● 予防原則または予防的アプローチ a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方	31-32
102-12	● 外部イニシアティブ a. 外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持しているもののリスト	23-25
102-13	● 団体の会員資格 a. 業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト	23-25
戦略		
102-14	● 上級意思決定者の声明 a. 組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者(CEO、会長またはそれに相当する上級幹部)の声明	4-5
102-15	重要なインパクト、リスク、機会 a. 重要なインパクト、リスク、機会の説明	34-44
倫理と誠実性		
102-16	● 価値観、理念、行動基準・規範 a. 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明	1, 8, 26-32
102-17	倫理に関する助言および懸念のための制度 a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明 i. 倫理的行為および合法行為、ならびに組織の誠実性に関する助言を求める制度 ii. 非倫理的行為または違法行為、ならびに組織の誠実性に関する懸念を通報する制度	26-32
ガバナンス		
102-18	● ガバナンス構造 a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む b. 経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会	12-13
102-19	権限移譲 a. 最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセス	14-15
102-20	経済、環境、社会項目に関する役員レベルの責任 a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか b. その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか	14-15
102-21	経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議 a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか	14-15
102-22	最高ガバナンス機関およびその委員会の構成 a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による i. 執行権の有無 ii. 独立性 iii. ガバナンス機関における任期 iv. 構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v. ジェンダー vi. 発言権が低い社会的グループのメンバー vii. 経済、環境、社会項目に関係する能力 viii. ステークホルダーの代表	14-15
102-23	最高ガバナンス機関の議長 a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か b. 議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由	14-15

GRIガイドライン対照表

項目	指標	掲載場所
102-24	最高ガバナンス機関の指名と選出 a. 最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出で用いられる基準。次の事項を含む i. ステークホルダー（株主を含む）が関与しているか、どのように関与しているか ii. 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか iii. 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか iv. 経済、環境、社会項目に関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか	14-15
102-25	利益相反 a. 利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス b. 利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか。最低限、次の事項を含む i. 役員メンバーへの相互就任 ii. サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い iii. 支配株主の存在 iv. 関連当事者の情報	14-15
102-26	目的、価値観、戦略の設定における最高ガバナンス機関の役割 a. 経済、環境、社会項目に関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割	14-15
102-27	最高ガバナンス機関の集会的知見 a. 経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集会的知見を発展、強化するために実施した施策	14-15
102-28	最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価 a. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するためのプロセス b. 当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度 c. 当該評価が自己評価であるか否か d. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して行った措置。最低限、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を含む	14-15
102-29	経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含む b. 最高ガバナンス機関による経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か	34-51, 90-91
102-30	リスクマネジメント・プロセスの有効性 a. 経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割	34-51, 90-91
102-31	経済、環境、社会項目のレビュー a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関して最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度	38, 47-48
102-32	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割 a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職	38, 47-48
102-33	重大な懸念事項の伝達 a. 最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス	14-15
102-34	伝達された重大な懸念事項の性質と総数 a. 最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数 b. 重大な懸念事項への対処、解決のために使われたメカニズム	該当なし
102-35	報酬方針 a. 最高ガバナンス機関および役員に対する報酬方針。次の種類の報酬を含む i. 固定報酬と変動報酬（パフォーマンス連動報酬、株式連動報酬、賞与、後配株式または権利確定株式を含む） ii. 契約金、採用時インセンティブの支払い iii. 契約終了手当 iv. クローバック v. 退職給付（最高ガバナンス機関、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む）	14-15
102-36	報酬の決定プロセス a. 報酬の決定プロセス b. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か c. 報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係	14-15

項目	指標	掲載場所
102-37	報酬に関するステークホルダーの関与 a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか b. 考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果	—
102-38	年間報酬総額の比率 a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の、同じ国の全従業員における年間報酬額の中央値(最高給与所得者を除く)に対する比率	—
102-39	年間報酬総額比率の増加率 a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の増加率の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値(最高給与所得者を除く)の増加率に対する比率	—
ステークホルダー・エンゲージメント		
102-40	● ステークホルダー・グループのリスト a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト	16-22
102-41	● 団体交渉協定 a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の割合	106
102-42	● ステークホルダーの特定および選定 a. 組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準	16-22
102-43	● ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法 a. 組織のステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントか否かを示す	16-22, 50-53
102-44	● 提起された重要な項目および懸念 a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念。次の事項を含む i. 組織が重要な項目および懸念にどう対応したか(報告を行って対応したものを含む) ii. 重要な項目および懸念を提起したステークホルダー・グループ	16-22, 50-53
報告実務		
102-45	● 連結財務諸表の対象になっている事業体 a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か	207-208
102-46	● 報告書の内容および項目の該当範囲の確定 a. 報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明 b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明	2
102-47	● マテリアルな項目のリスト a. 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト	16-22
102-48	● 情報の再記述 a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由	—
102-49	● 報告における変更 a. マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更	16-22
102-50	● 報告期間 a. 提供情報の報告期間	2
102-51	● 前回発行した報告書の日付 a. 前回発行した報告書の日付(該当する場合)	—
102-52	● 報告サイクル a. 報告サイクル	該当なし
102-53	● 報告書に関する質問の窓口 a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口	209
102-54	● GRIスタンダードに準拠した報告であることの主張 a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、次のいずれかの選択肢を選んで報告書を作成したことを表す主張 i. 「この報告書は、GRIスタンダードの中核(Core)オプションに準拠して作成されている。」 ii. 「この報告書は、GRIスタンダードの包括(Comprehensive)オプションに準拠して作成されている。」	2, 190
102-55	● 内容索引 a. GRIの内容索引(使用した各スタンダードを明記し、報告書に記載したすべての開示事項を一覧表示する) b. 内容索引には、各開示事項について次の情報を含める i. 開示事項の番号(GRIスタンダードに従って開示した項目について) ii. 報告書またはその他の公開資料の中で、該当の情報が記載されているページ番号またはURL iii. 要求される開示事項の省略が認められていて、開示できない場合の省略の理由(該当する場合)	190-206

GRIガイドライン対照表

項目	指標	掲載場所
102-56 ● 外部保証	<ul style="list-style-type: none"> a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明 b. 報告書が外部保証を受けている場合、 <ul style="list-style-type: none"> i. 外部保証報告書、表明、意見に言及する。外部保証によって保証されている事項、保証されていない事項、その根拠（サステナビリティ報告書に添付する保証報告書に記載がない場合）。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項も含める ii. 組織と保証提供者の関係 iii. 最高ガバナンス機関または役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か、どのように関わっているか 	—
マネジメント手法		
103-1	マテリアルな項目とその該当範囲の説明 <ul style="list-style-type: none"> a. その項目がマテリアルである理由の説明 b. マテリアルな項目の該当範囲。次の記述を含む <ul style="list-style-type: none"> i. どこでインパクトが生じるのか ii. 組織のインパクトへの関与。例えば、組織のインパクトへの関与は直接的か間接的か、または組織のビジネス関係を通じてインパクトに関連したかどうか c. 該当範囲に関する具体的な制約事項 	16-22
103-2	マネジメント手法とその要素 <ul style="list-style-type: none"> a. 組織がその項目をどのようにマネジメントしているかについての説明 b. マネジメント手法の目的に関する表明 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明 <ul style="list-style-type: none"> i. 方針 ii. コミットメント iii. 目標およびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理メカニズム vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど） 	16-22
103-3	マネジメント手法の評価 <ul style="list-style-type: none"> a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む <ul style="list-style-type: none"> i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネジメント手法の評価結果 iii. マネジメント手法に関して行った調整 	16-22
項目別スタンダード		
経済		
経済パフォーマンス		
201-1	創出、分配した直接的経済価値 <ul style="list-style-type: none"> a. 創出、分配した直接的経済価値（発生主義ベースによる）。これには、組織のグローバルにおける事業について、次に一覧表示する基本要素を含める。データを現金主義で表示する場合は、その判断理由を次の基本要素に加えて報告する <ul style="list-style-type: none"> i. 創出した直接的経済価値：収益 ii. 分配した経済価値：事業コスト、従業員給与と諸手当、資本提供者への支払い、政府への支払い（国別）、コミュニティ投資 iii. 留保している経済価値：「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの b. 影響が著しいものについて、創出・分配経済価値を国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断する基準も報告する 	207
201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会 <ul style="list-style-type: none"> a. 気候変動に起因してもたらされるリスクや機会で、事業、収益、費用に実質的な変動が生じる可能性のあるもの。次の事項を含む <ul style="list-style-type: none"> i. リスクと機会の記述。リスクと機会を物理的、規制関連、その他に分類 ii. リスクと機会に関連するインパクトの記述 iii. 措置を行う前から想定されるリスクと機会の財務上の影響 iv. リスクと機会をマネジメントするために用いた手法 v. リスクと機会をマネジメントするために行った措置のコスト 	47-48, 58-67, 85-91

項目	指標	掲載場所
201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度 a. 組織の一般財源で当該制度の債務をまかなっている場合、その債務の推定額 b. 年金制度の債務を支払うために別の基金を持っている場合、次の事項 i. 年金制度の債務額のうち別途積み立て資産でカバーされる割合の推定値 ii. 当該推定値の計算基礎 iii. 推定値の計算時期 c. 年金制度の債務を支払うために設けられた基金が不足している場合、雇用者が完全補償実現に向けて実施している戦略があればそれを説明する。また雇用者が完全補償実現の目標時期を設定している場合は、それについて説明する d. 従業員、雇用者による拠出額が給与に占める割合 e. 退職金積立制度への参加レベル(義務的参加か任意制度か、地域的か国の制度か、経済的インパクトがあるものか、など)	—
201-4	政府から受けた資金援助 a. 組織が報告期間中に各国政府から受け取った資金援助の総額。次の事項を含む i. 減税および税額控除 ii. 補助金 iii. 投資奨励金、研究開発助成金、その他関連助成金 iv. 賞金 v. 特許権等使用料免除期間 vi. 輸出信用機関(ECA)からの資金援助 vii. 金銭的インセンティブ viii. その他、政府から受け取った、または受け取る予定の財務利益 b. 201-4-aの情報の国別内訳 c. 組織の株式保有構成における政府出資の有無、出資割合	—
地域経済での存在感		
202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与の比率(男女別) a. 従業員の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、その最低賃金に対する重要事業拠点新人給与の比率(男女別)を報告する b. 組織の活動に携わるその他の労働者(従業員を除く)の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、最低賃金を上回る賃金が支払われていることを確認するためにどのような措置を取っているかを記述する c. 重要事業拠点を置く地域に地域最低賃金が存在するか否か、それが変動するものか否か(男女別)。参照すべき最低賃金が複数ある場合は、どの最低賃金を使用したかを報告する d. 「重要事業拠点」の定義	—
202-2	地域コミュニティから採用した上級管理職の割合 a. 重要事業拠点で地域コミュニティから採用した上級管理職の割合 b. 「上級管理職」の定義 c. 組織の「地域・地元」の地理的定義 d. 「重要事業拠点」の定義	—
間接的な経済的インパクト		
203-1	インフラ投資および支援サービス a. 重要なインフラ投資や支援サービスを展開した範囲 b. コミュニティや地域経済に与えているインパクト、または与えると思われるインパクト。プラスとマイナス双方を含む(該当する場合) c. 当該投資・サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものかを報告する	47-48, 58-67
203-2	著しい間接的な経済的インパクト a. 組織が与える著しい間接的な経済的インパクト(プラスおよびマイナス)と特定された事例 b. 外部のベンチマークおよびステークホルダーの優先事項(国内および国際的な基準、協定、政策課題など)を考慮した場合の間接的な経済的インパクトの「著しさ」	—
調達慣行		
204-1	地元サプライヤーへの支出の割合 a. 重要事業拠点で使用する調達予算のうち、当該事業所の地元にあるサプライヤーへの支出割合(地元で調達した商品やサービスの割合など) b. 組織の「地域・地元」の地理的定義 c. 「重要事業拠点」の定義	—

GRIガイドライン対照表

項目	指標	掲載場所
腐敗防止		
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所 a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業所の総数と割合 b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスク	—
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修 a. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合(地域別に) b. 従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合(従業員区分別、地域別に) c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となった者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する d. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に) e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)	26-32
205-3	確定した腐敗事例と実施した措置 a. 確定した腐敗事例の総数と性質 b. 確定した腐敗事例のうち、腐敗を理由に従業員を解雇または懲戒処分したものの総数 c. 確定した腐敗事例のうち、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または更新拒否を行ったものの総数 d. 報告期間中に組織または組織の従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果	30
反競争的行為		
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置 a. 組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間中に法的措置を受けた事例(最終しているもの、していないもの)の件数 b. 法的措置が最終したものについては、結果(決定や判決を含む)の主要点	該当なし
環境		
原材料		
301-1	使用原材料の重量または体積 a. 組織が報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または体積の総計。次の分類による i. 使用した再生不能原材料 ii. 使用した再生可能原材料	85-91
301-2	使用したリサイクル材料 a. 組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の割合	—
301-3	再生利用された製品と梱包材 a. 再生利用された製品と梱包材の割合。製品区分別に b. 本開示事項のデータ収集方法	—
エネルギー		
302-1	組織内のエネルギー消費量 a. 組織内における非再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による)。使用した燃料の種類も記載する b. 組織内における再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量(ジュールまたはその倍数単位による)。使用した燃料の種類も記載する c. 次の総量(ジュール、ワット時、またはその倍数単位による) i. 電力消費量 ii. 暖房消費量 iii. 冷房消費量 iv. 蒸気消費量 d. 次の総量(ジュール、ワット時、またはその倍数単位による) i. 販売した電力 ii. 販売した暖房 iii. 販売した冷房 iv. 販売した蒸気 e. 組織内のエネルギー総消費量(ジュールまたはその倍数単位による) f. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール g. 使用した変換係数の情報源	85-91

項目	指標	掲載場所
302-2	組織外のエネルギー消費量 a. 組織外のエネルギー消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による) b. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール c. 使用した変換係数の情報源	—
302-3	エネルギー原単位 a. 組織のエネルギー原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標 c. 原単位に含まれるエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて) d. 原単位計算に使用したのは、組織内のエネルギー消費量、組織外のエネルギー消費量、もしくはこの両方	85-91
302-4	エネルギー消費量の削減 a. エネルギーの節約および効率化の取り組みによる直接的な結果として削減されたエネルギー消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による) b. 削減されたエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて) c. 削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準(基準年、基準値など)と、その基準選定の理論的根拠 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	85-91
302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減 a. 販売する製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間中におけるエネルギー削減量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による) b. エネルギー消費削減量の計算に使用した基準(基準年、基準値など)、および基準選定の理論的根拠 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	85-91
水		
303-1	共有資源としての水との相互作用 a. 取水され、消費され、排出される方法と場所を含む、組織と水との相互作用の記述、および、取引関係によって組織の活動、製品、サービスにもたらされ、または寄与し、もしくは直接関連した水関連のインパクト(例:流出水によるインパクト) b. 評価の範囲、期間、使用されたツールや方法を含む、水関連のインパクトを特定するために使用された手法の記述 c. 水関連のインパクトがどのように対処されているかについての記述、以下を含む。組織が水を共有資源として取り扱うためにどのようにステークホルダーと協力するか、そして著しい水関連のインパクトのあるサプライヤーや顧客とどのように関わっているか d. 組織のマネジメント手法の一部である水関連の目標およびターゲットを設定するプロセス、および水ストレスを伴う各地域の公共政策と地域の状況との関係に対する説明	—
303-2	排水に関連するインパクトのマネジメント a. 排出される廃水の水質について設定された最低限の基準と、これらの最低限の基準がどのように決定されたかについての記述 i. 排出基準のない地域での施設からの排水基準がどのように決定されたか ii. 内部的に開発された水質基準またはガイドライン iii. 業種特有の基準は考慮されたか iv. 排水を受け入れる水域の特性を考慮したかどうか	—
303-3	取水 a. すべての地域からの総取水量(単位:千kL)、および該当する場合は次の取水源ごとの総取水量の内訳 i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 生産随伴水 v. 第三者の水 b. 水ストレスを伴うすべての地域からの総取水量(単位:千kL)、および該当する場合は、次の取水源ごとの総取水量の内訳 i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 生産随伴水 v. 第三者の水、およびi-ivに記載された取水源ごとのこの合計の内訳 c. 開示事項303-3-aおよび開示事項303-3-bに記載された各取水源からの、次のカテゴリーごとの総取水量の内訳 i. 淡水(≤1,000mg/L 総溶解固形分) ii. その他の水(> 1,000 mg/L 総溶解固形分) d. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など	—

GRIガイドライン対照表

項目	指標	掲載場所
303-4	<p>排水</p> <p>a. すべての地域の総排水量(単位:千kL)、および該当する場合は次の排水先タイプ別の総排水量内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 第三者の水および該当する場合はこの合計の量は他の組織の使用のために送られた合計量 <p>b. すべての地域への総排水量(単位:千kL)についての次のカテゴリー別内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 淡水(≤ 1,000mg/L 総溶解固形分) ii. その他の水(> 1,000mg/L 総溶解固形分) <p>c. 水ストレスを伴うすべての地域への総排水量(単位:千kL)、および次のカテゴリー別の総排水量内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 淡水(≤ 1,000mg/L 総溶解固形分) ii. その他の水(> 1,000mg/L 総溶解固形分) <p>d. 排水時に優先的に懸念される物質が処理されていること、次を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 優先的に懸念される物質がどのように定義されているか、そして国際規格(あるならば)、信頼できるリスト、あるいは規準がどのように用いられているか ii. 優先的に懸念される物質の排出限度を設定するアプローチ iii. 排出限度に違反した事案数 <p>e. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など</p>	—
303-5	<p>水消費</p> <p>a. すべての地域での総水消費量(単位:千kL)</p> <p>b. 水ストレスを伴うすべての地域での総水消費量(単位:千kL)</p> <p>c. 水の保管が水関連の著しいインパクトを及ぼすことが同定された場合の水保管量の変化(単位:千kL)</p> <p>d. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など。ここには、情報を計算・推定・モデル化したか、直接的な測定から得たかどうかや、またセクター特有の因子を使用することなど、このためにとられたアプローチを含む</p>	—
生物多様性		
304-1	<p>保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト</p> <p>a. 保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイトに関する次の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 所在地 ii. 組織が所有、賃借、管理する可能性のある地表下および地下の土地 iii. 保護地域(保護地域内部、隣接地域、または保護地域の一部を含む地域)または保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域との位置関係 iv. 事業形態(事務所、製造・生産、採掘) v. 事業敷地の面積(km²で表記。適切な場合は他の単位も可) vi. 該当する保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域の特徴(陸上、淡水域、あるいは海洋)から見た生物多様性の価値 vii. 保護地域登録されたリスト(IUCN保護地域管理カテゴリー、ラムサール条約、国内法令など)の特徴から見た生物多様性の価値 	該当なし
304-2	<p>活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト</p> <p>a. 生物多様性に直接的、間接的に与える著しいインパクトの性質。次の事項を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 生産工場、採掘坑、輸送インフラの建設または利用 ii. 汚染(生息地には本来存在しない物質の導入。点源、非点源由来のいずれも) iii. 侵入生物種、害虫、病原菌の導入 iv. 種の減少 v. 生息地の転換 vi. 生態学的プロセスの変化(塩分濃度、地下水位変動など)で、自然増減の範囲を超えるもの <p>b. 直接的、間接的、プラス、マイナスの著しい影響。次の事項を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> i. インパクトを受ける生物種 ii. インパクトを受ける地域の範囲 iii. インパクトを受ける期間 iv. インパクトの可逆性、不可逆性 	該当なし

項目	指標	掲載場所
304-3	<p>生息地の保護・復元</p> <p>a. すべての保護もしくは復元された生息地の規模と所在地。外部の独立系専門家が、その復元措置の成功を認定しているか否か</p> <p>b. 組織の監督・実施により保護もしくは復元された場所と異なる生息地がある場合、保護や復元を目的とする第三者機関とのパートナーシップの有無</p> <p>c. 各生息地の状況(報告期間終了時点における)</p> <p>d. 使用した基準、方法、前提条件</p>	68-76, 152-155
304-4	<p>事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種</p> <p>a. IUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数。次の絶滅危惧レベル別に</p> <p>i. 絶滅危惧IA類(CR)</p> <p>ii. 絶滅危惧IB類(EN)</p> <p>iii. 絶滅危惧II類(VU)</p> <p>iv. 準絶滅危惧(NT)</p> <p>v. 軽度懸念</p>	—
大気への排出		
305-1	<p>直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1)</p> <p>a. 直接的(スコープ1)GHG排出量の総計(CO₂換算値(t-CO₂)による)</p> <p>b. 計算に用いたガス(CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃、またはそのすべて)</p> <p>c. 生物由来のCO₂排出量(CO₂換算値(t-CO₂)による)</p> <p>d. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む)</p> <p>i. その基準年を選択した理論的根拠</p> <p>ii. 基準年における排出量</p> <p>iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯</p> <p>e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典</p> <p>f. 排出量に関して選択した連結アプローチ(株式持分、財務管理、もしくは経営管理)</p> <p>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	85-91
305-2	<p>間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)</p> <p>a. ロケーション基準の間接的(スコープ2)GHG排出量の総計(CO₂換算値(t-CO₂)による)</p> <p>b. 該当する場合、マーケット基準の間接的(スコープ2)GHG排出量の総計(CO₂換算値(t-CO₂)による)</p> <p>c. データがある場合、総計計算に用いたガス(CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃、またはそのすべて)</p> <p>d. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む)</p> <p>i. その基準年を選択した理論的根拠</p> <p>ii. 基準年における排出量</p> <p>iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯</p> <p>e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典</p> <p>f. 排出量に関して選択した連結アプローチ(株式持分、財務管理、経営管理)</p> <p>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	85-91
305-3	<p>その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ3)</p> <p>a. その他の間接的(スコープ3)GHG排出量の総計(CO₂換算値(t-CO₂)による)</p> <p>b. データがある場合、総計計算に用いたガス(CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃、またはそのすべて)</p> <p>c. 生物由来のCO₂排出量(CO₂換算値(t-CO₂)による)</p> <p>d. 計算に用いたその他の間接的(スコープ3)GHG排出量の区分と活動</p> <p>e. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む)</p> <p>i. その基準年を選択した理論的根拠</p> <p>ii. 基準年における排出量</p> <p>iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯</p> <p>f. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典</p> <p>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	—
305-4	<p>温室効果ガス(GHG)排出原単位</p> <p>a. 組織のGHG排出原単位</p> <p>b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標</p> <p>c. 原単位に含まれるGHG排出の種類。直接的(スコープ1)、間接的(スコープ2)、その他の間接的(スコープ3)</p> <p>d. 計算に用いたガス(CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃、またはそのすべて)</p>	85-91

GRIガイドライン対照表

項目	指標	掲載場所
305-5	<p>温室効果ガス(GHG)排出量の削減</p> <p>a. 排出量削減の取り組みによる直接的な結果として削減されたGHG排出量(CO₂換算値(t-CO₂)による)</p> <p>b. 計算に用いたガス(CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃、またはそのすべて)</p> <p>c. 基準年または基準値、およびそれを選択した理論的根拠</p> <p>d. GHG排出量が削減されたスコープ。直接的(スコープ1)、間接的(スコープ2)、その他の間接的(スコープ3)のいずれか</p> <p>e. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	85-91
305-6	<p>オゾン層破壊物質(ODS)の排出量</p> <p>a. ODSの生産量、輸入量、輸出货量(CFC-11(トリクロロフルオロメタン)換算値による)</p> <p>b. 計算に用いた物質</p> <p>c. 使用した排出係数の情報源</p> <p>d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	—
305-7	<p>窒素酸化物(NOx)、硫黄酸化物(SOx)、およびその他の重大な大気排出物</p> <p>a. 次の重大な大気排出物の量(キログラムまたはその倍数単位(トンなど)による)</p> <p>i. NOx</p> <p>ii. SOx</p> <p>iii. 残留性有機汚染物質(POP)</p> <p>iv. 揮発性有機化合物(VOC)</p> <p>v. 有害大気汚染物質(HAP)</p> <p>vi. 粒子状物質(PM)</p> <p>vii. その他、関連規制で定めている標準的大気排出区分</p> <p>b. 使用した排出係数の情報源</p> <p>c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	—
排水および廃棄物		
306-1	<p>排水の水質および排出先</p> <p>a. 想定内および想定外の排水量(次の事項による)</p> <p>i. 排出先</p> <p>ii. 水質(処理方法を含む)</p> <p>iii. 他の組織による水の再利用の有無</p> <p>b. 使用した基準、方法、前提条件</p>	—
306-2	<p>種類別および処分方法別の廃棄物</p> <p>a. 有害廃棄物の総重量(次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示)</p> <p>i. リユース</p> <p>ii. リサイクル</p> <p>iii. 堆肥化</p> <p>iv. 回収(エネルギー回収を含む)</p> <p>v. 焼却(大量燃焼)</p> <p>vi. 深井戸注入</p> <p>vii. 埋め立て</p> <p>viii. 現場保管</p> <p>ix. その他(詳細を記述)</p> <p>b. 非有害廃棄物の総重量(次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示)</p> <p>i. リユース</p> <p>ii. リサイクル</p> <p>iii. 堆肥化</p> <p>iv. 回収(エネルギー回収を含む)</p> <p>v. 焼却(大量燃焼)</p> <p>vi. 深井戸注入</p> <p>vii. 埋め立て</p> <p>viii. 現場保管</p> <p>ix. その他(詳細を記述)</p> <p>c. 廃棄物処分方法の判定方法</p> <p>i. 自ら処分している場合または直接確認した場合</p> <p>ii. 廃棄物処分請負業者から提供された情報による場合</p> <p>iii. 廃棄物処分請負業者からの報告がない場合</p>	85-91

項目	指標	掲載場所
306-3	重大な漏出 a. 記録した重大な漏出の総件数と総漏出量 b. 組織の財務報告書で報告している漏出のそれぞれにつき、次の追加情報 i. 漏出場所 ii. 漏出量 iii. 次の分類による漏出物。油漏出物(土壌または水面)、燃料漏出物(土壌または水面)、廃棄物の漏出(土壌または水面)、化学物質の漏出(多くは土壌または水面)、その他(詳細を記述) c. 重大な漏出のインパクト	—
306-4	有害廃棄物の輸送 a. 次の各事項の総重量 i. 輸送された有害廃棄物 ii. 輸入された有害廃棄物 iii. 輸出された有害廃棄物 iv. 処理された有害廃棄物 b. 国際輸送された有害廃棄物の割合 c. 使用した基準、方法、前提条件	85-91
306-5	排水や表面流水によって影響を受ける水域 a. 排水や表面流水による著しい影響を受ける水域および関連生息地。次の事項に関する情報を付記すること i. 水域および関連生息地の規模 ii. その水域および関連生息地が、国内または国際的に保護地域に指定されているか否か iii. 生物多様性価値(保護種の数など)	—
環境コンプライアンス		
307-1	環境法規制の違反 a. 環境法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して i. 重大な罰金の総額 ii. 罰金以外の制裁措置の総件数 iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案 b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	—
サプライヤーの環境面のアセスメント		
308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー a. 環境基準により選定した新規サプライヤーの割合	—
308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置 a. 環境インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的) d. 著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合 e. 著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由	—
社会		
雇用		
401-1	従業員の新規雇用と離職 a. 報告期間中における従業員の新規雇用の総数と比率(年齢層、性別、地域による内訳) b. 報告期間中における従業員の離職の総数と比率(年齢層、性別、地域による内訳)	99, 108
401-2	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当 a. 組織の正社員には標準支給されるが、非正規社員には支給されない手当(重要事業拠点別)。これらの手当には、少なくとも次のものを含める i. 生命保険 ii. 医療 iii. 身体障がいおよび病欠補償 iv. 育児休暇 v. 定年退職金 vi. 持ち株制度 vii. その他 b. 「重要事業拠点」の定義	102

GRIガイドライン対照表

項目	指標	掲載場所
401-3	育児休暇 a. 育児休暇を取得する権利を有していた従業員の総数(男女別) b. 育児休暇を取得した従業員の総数(男女別) c. 報告期間中に育児休暇から復職した従業員の総数(男女別) d. 育児休暇から復職した後、12ヶ月経過時点で在籍している従業員の総数(男女別) e. 育児休暇後の従業員の復職率および定着率(男女別)	104
労使関係		
402-1	事業上の変更に関する最低通知期間 a. 従業員に著しい影響を及ぼす可能性がある事業上の重大な変更を実施する場合、従業員および従業員代表に対して、通常、最低何週間前までに通知を行っているか b. 団体交渉協定のある組織の場合、通知期間や協議・交渉に関する条項が労働協約に明記されているか否か	—
労働安全衛生		
403-1	労働安全衛生マネジメントシステム a. 労働安全衛生マネジメントシステムが導入されているかどうかの声明 i. 法的要件のためにシステムが導入されている。もしそうであるならば、法的要件のリスト ii. システムは、リスクマネジメントあるいはマネジメントシステムの公式な標準・手引きに基づき実施されている。もしそうであるならば、標準・手引きのリスト b. 労働安全衛生マネジメントシステムが対象とする労働者、事業活動および職場の範囲の説明。もし対象でないならば、範囲に含まれていない労働者、事業活動、職場についての理由説明	—
403-2	危険性(ハザード)の特定、リスク評価、事故調査 a. 労働関連の危険性(ハザード)を特定し、日常的かつ臨時的にリスクを評価し、危険性(ハザード)を排除しリスクを最小限に抑えるための管理体系を適用するために使用されるプロセスの説明 i. 組織がこれらのプロセスの質を保証する方法(それらを実行する人の能力を含む) ii. これらのプロセスの結果を使用して労働安全衛生マネジメントシステムを評価し、継続的に改善する方法 b. 労働関連の危険性(ハザード)や危険な状況を労働者が報告するプロセスの説明、および労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明 c. 傷害や疾病・体調不良を引き起こす可能性があると思われる労働状況において労働者が自ら回避できるようにする方針とプロセスの説明、労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明 d. 労働関連の事故調査のために使用されるプロセスの説明(プロセスとは、危険性(ハザード)を特定し事故に関連するリスクを評価すること、管理体系を使用して是正措置を決定すること、労働安全衛生マネジメントシステムに必要な改善を決定すること、を含む)	—
403-3	労働衛生サービス a. 危険性(ハザード)の特定と排除、リスクの最小化に寄与する労働衛生サービスの機能の説明、どのように組織がこれらのサービスの質を保証し、労働者のアクセスを促進するかについての説明	—
403-4	労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション a. 労働安全衛生マネジメントシステムの開発、実施、評価における労働者の参加と協議のプロセスと、労働者が労働安全衛生に関する情報を入手し、関連情報を伝達するためのプロセスに関する説明 b. 制度上の労使合同安全衛生委員会が存在する場合は、その委員会の責任、会議の頻度、意思決定機関に関する説明。また、これらの委員会に代表されていない労働者がいる場合、その理由	—
403-5	労働安全衛生に関する労働者研修 a. 労働者に提供される労働安全衛生における研修に関する説明。すなわち、一般的な訓練に加えて、特定の労働関連の危険性(ハザード)、危険な活動、または危険な状況に関わる研修が想定できる	105
403-6	労働者の健康増進 a. 組織は、業務に起因しない場合の医療およびヘルスケア・サービスへの労働者のアクセスをどのように促進するか の説明、および提供されるアクセスの範囲の説明 b. 対象となる特定の健康リスクを含む、労働関連でない主要な健康リスクに対処するために労働者に提供される任意の健康増進サービスおよびプログラムの説明、および組織がこれらのサービスやプログラムへの労働者のアクセスをどのように促進するかについての説明	103-107
403-7	ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と緩和 a. ビジネス上の関係により、運営、製品またはサービスに直接関連する労働安全衛生上の重大なマイナスの影響を防止、緩和するための組織のアプローチ、および関連する危険性(ハザード)やリスクの説明	103-107

項目	指標	掲載場所
403-8	<p>労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者</p> <p>a. 組織は、法的要件または公式の標準・手引きに基づく労働安全衛生システムを導入しているか</p> <p>i. システムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合</p> <p>ii. 内部監査を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合</p> <p>iii. 外部監査または認証を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合</p> <p>b. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明</p> <p>c. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など</p>	—
403-9	<p>労働関連の傷害</p> <p>a. すべての従業員について</p> <p>i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合</p> <p>ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合(死亡者を除く)</p> <p>iii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合</p> <p>iv. 労働関連の傷害の主な種類</p> <p>v. 労働時間</p> <p>b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について</p> <p>i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合</p> <p>ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合(死亡者を除く)</p> <p>iii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合</p> <p>iv. 労働関連の傷害の主な種類</p> <p>v. 労働時間</p> <p>c. 重大結果に繋がる傷害のリスクを引き起こす危険性(ハザード)、次を含む</p> <p>i. どのようにこれらの危険性(ハザード)が決定されたのか</p> <p>ii. これらの危険性(ハザード)のどれが、報告期間中、重大結果に繋がる傷害を引き起こしたのか、もしくは一因となったのか</p> <p>iii. 管理体系を使用して、これらの危険性(ハザード)を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置</p> <p>d. 管理体系を使用して、その他の労働関連の危険性(ハザード)を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置</p> <p>e. 上記の労働関連の傷害の割合は、労働時間200,000時間もしくは1,000,000時間あたりに基づき計算された割合かどうか</p> <p>f. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのか</p> <p>g. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など</p>	103-108
403-10	<p>労働関連の疾病・体調不良</p> <p>a. すべての従業員について</p> <p>i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数</p> <p>ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数</p> <p>iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類</p> <p>b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について</p> <p>i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数</p> <p>ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数</p> <p>iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類</p> <p>c. 疾病・体調不良のリスクを引き起こす危険性(ハザード)、次を含む</p> <p>i. どのようにこれらの危険性(ハザード)が決定されたか</p> <p>ii. これらの危険性(ハザード)のどれが、報告期間中、疾病・体調不良を引き起こしたのか、もしくは一因となったのか</p> <p>iii. 管理体系を使用して、これらの危険性(ハザード)を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置</p> <p>d. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのか</p> <p>e. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など</p>	108

GRIガイドライン対照表

項目	指標	掲載場所
研修と教育		
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間 a. 報告期間中に、組織の従業員が受講した研修の平均時間(次の内訳による) i. 性別 ii. 従業員区分	98-102
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、対象と、提供した支援 b. 雇用適性の維持を促進するために提供した移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了に伴うキャリア終了マネジメント	98-102
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合 a. 報告期間中に、業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合(男女別、従業員区分別に)	98-102
ダイバーシティと機会均等		
405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ a. 組織のガバナンス機関に属する個人で、次のダイバーシティ区分に該当する者の割合 i. 性別 ii. 年齢層: 30歳未満、30歳~50歳、50歳超 iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標(例えばマイノリティ、社会的弱者など) b. 次のダイバーシティ区分の従業員区分別の従業員の割合 i. 性別 ii. 年齢層: 30歳未満、30歳~50歳、50歳超 iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標(例えばマイノリティ、社会的弱者など)	14-22, 95-108
405-2	基本給と報酬総額の男女比 a. 女性の基本給と報酬総額の、男性の基本給と報酬総額に対する比率(従業員区分別、重要事業拠点別に) b. 「重要事業拠点」の定義	—
非差別		
406-1	差別事例と実施した救済措置 a. 報告期間中に生じた差別事例の総件数 b. 事例の状況と実施した措置。次の事項を含む i. 組織により確認された事例 ii. 実施中の救済計画 iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv. 措置が不要となった事例	107, 110
結社の自由と団体交渉		
407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー a. 労働者の結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー。次の事項に関して i. 事業所(製造工場など)およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. 結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するため、組織が報告期間中に実施した対策	該当なし
児童労働		
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー a. 次の事例に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー i. 児童労働 ii. 年少労働者による危険有害労働への従事 b. 児童労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー(次の観点による) i. 事業所(製造工場など)およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 c. 児童労働の効果的な根絶のために報告期間中に組織が実施した対策	該当なし
強制労働		
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー a. 強制労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー。次の事項に関して i. 事業所(製造工場など)およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. あらゆる形態の強制労働を撲滅するために報告期間中に組織が実施した対策	該当なし

項目	指標	掲載場所
保安慣行		
410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員 a. 組織の人権方針や特定の手順およびその保安業務への適用について正式な研修を受けた保安要員の割合 b. 保安要員の提供を受けている第三者組織に対して同様の研修要件を適用しているか否か	111
先住民族の権利		
411-1	先住民族の権利を侵害した事例 a. 報告期間中に、先住民族の権利を侵害したと特定された事例の総件数 b. 事例の状況と実施した措置(次の事項を含める) i. 組織により確認された事例 ii. 実施中の救済計画 iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv. 措置が不要となった事例	該当なし
人権アセスメント		
412-1	人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所 a. 人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所の総数とその割合(国別に)	111-112
412-2	人権方針や手順に関する従業員研修 a. 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を実施した総時間数 b. 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を受けた従業員の割合	111-112
412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約 a. 人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約の総数と割合 b. 「重要な投資協定」の定義	—
地域コミュニティ		
413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所 a. 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施(次のものなどを活用して)した事業所の割合 i. 一般参加型アプローチに基づく社会インパクト評価(ジェンダーインパクト評価を含む) ii. 環境インパクト評価および継続的モニタリング iii. 環境および社会インパクト評価の結果の公開 iv. 地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム v. ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画 vi. 広範なコミュニティ協議委員会や社会的弱者層を包摂する各種プロセス vii. インパクトに対処するための労使協議会、労働安全衛生委員会、その他従業員代表機関 viii. 正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス	149-176
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト(顕在的、潜在的)を及ぼす事業所 a. 地域コミュニティに対して著しいマイナスのインパクト(顕在的、潜在的)を及ぼす事業所。次の事項を含む i. 事業所の所在地 ii. 事業所が及ぼす著しいマイナスのインパクト(顕在的、潜在的)	該当なし
サプライヤーの社会面のアセスメント		
414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー a. 社会的基準により選定した新規サプライヤーの割合	—
414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置 a. 社会的インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの社会的インパクト(顕在的、潜在的)があると特定したサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの社会的インパクト(顕在的、潜在的) d. 著しいマイナスの社会的インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合 e. 著しいマイナスの社会的インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由	—
公共政策		
415-1	政治献金 a. 組織が直接、間接に行った政治献金および現物支給の総額(国別、受領者・受益者別) b. 現物支給を金銭的価値に推計した方法(該当する場合)	—

GRIガイドライン対照表

項目	指標	掲載場所
顧客の安全衛生		
416-1	製品およびサービスのカテゴリに対する安全衛生インパクトの評価 a. 重要な製品およびサービスのカテゴリのうち、安全衛生インパクトの評価を改善のために行っているものの割合	該当なし
416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例 a. 報告期間中に、製品やサービスについて発生した安全衛生インパクトに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	該当なし
マーケティングとラベリング		
417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項 a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関して、組織が定める手順において、次の各事項の情報が求められているか否か i. 製品またはサービスの構成要素の調達 ii. 内容物（特に環境的、社会的インパクトを生じさせる可能性のあるもの） iii. 製品またはサービスの利用上の安全性 iv. 製品の廃棄と、環境的、社会的インパクト v. その他（詳しく説明のこと） b. 重要な製品およびサービスのカテゴリのうち、組織が定める手順の対象であり、手順の遵守評価を行っているものの割合	該当なし
417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例 a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	該当なし
417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例 a. マーケティング・コミュニケーション（広告、宣伝、スポンサー業務など）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	該当なし
顧客プライバシー		
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立 a. 顧客プライバシーの侵害に関して具体化した不服申立の総件数。次の分類による i. 外部の当事者から申立を受け、組織が認めたもの ii. 規制当局による申立 b. 顧客データの漏洩、窃盗、紛失の総件数 c. 具体化した不服申立が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	該当なし
社会経済面のコンプライアンス		
419-1	社会経済分野の法規制違反 a. 社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して i. 重大な罰金の総額 ii. 罰金以外の制裁措置の総件数 iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案 b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる c. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた経緯	該当なし

財務ハイライト

2019年度の業績につきましては、三井住友信託銀行における実質的な資金関連損益の増加、法人関連業務での非金利収益の拡大、市場関連収益の増加などにより、実質業務純益は前年度比67億円増益の2,890億円と、概ね公表予想通りの実績となりました。

一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、コロナショックの影響を踏まえ将来の与信関係費用発生に備えた特例引当金約250億円を計上したことなどにより、前年度比108億円減益の1,630億円となりました。

■2019年度決算の概要

<連結>三井住友トラスト・ホールディングス(連結)

(単位: 億円)

	2018年度(A)	2019年度(B)	増減(B) - (A)	増減率
実質業務純益	2,822	2,890	67	2.4%
経常利益	2,564	2,576	12	0.5%
親会社株主に帰属する当期純利益	1,738	1,630	△ 108	△ 6.2%
与信関係費用	△ 29	△ 438	△ 408	—
株主資本ROE [※]	7.95%	7.12%	△ 0.83%	—
自己資本ROE [※]	6.58%	6.25%	△ 0.33%	—
1株当たり当期純利益(EPS)	458円	434円	△ 24円	△ 5.4%
1株当たり純資産(BPS)	7,008円67銭	6,822円48銭	△ 186円	△ 2.7%

※ $\frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{(\text{期首株主資本合計(自己資本)} + \text{期末株主資本合計(自己資本)}) \div 2} \times 100$

<単体>三井住友信託銀行(単体)

(単位: 億円)

	2018年度(A)	2019年度(B)	増減(B) - (A)	増減率
実質業務純益	2,314	2,068	△ 246	△ 10.7%
資金関連利益	1,727	1,341	△ 385	△ 22.3%
手数料関連利益	1,863	1,743	△ 120	△ 6.5%
特定取引利益	279	1,021	742	265.9%
その他業務利益	803	425	△ 377	△ 47.0%
経費	△ 2,358	△ 2,464	△ 105	4.5%
与信関係費用	19	△ 347	△ 367	—
臨時損益等	△ 243	44	287	—
経常利益	2,090	1,764	△ 326	△ 15.6%
特別損益	△ 42	10	53	—
当期純利益	1,486	1,247	△ 239	△ 16.1%

(注1) 金額が損失または減益の項目には△を付しています。

(注2) 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しています。

<配当>

	2018年度(A)	2019年度(B)	増減(B) - (A)
1株当たり配当金(普通株式)	140円00銭	150円00銭	+10円00銭

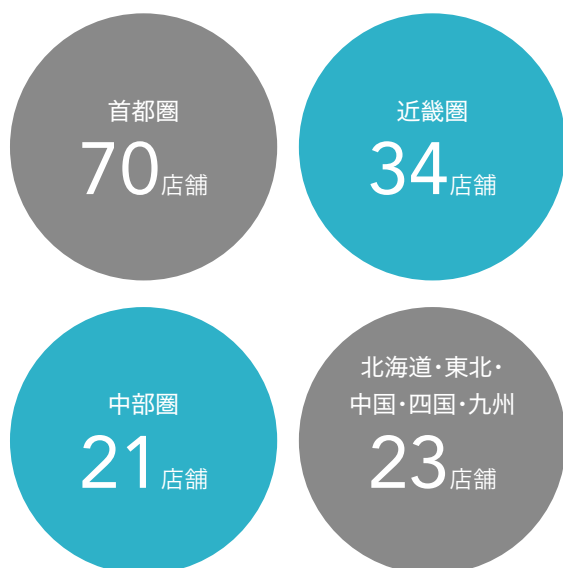
拠点網 (2020年12月末現在)

国内店舗・海外ネットワーク

当グループは、首都圏、近畿圏、中部圏を中心とするバランスの取れた店舗網を構築しています。また、インターネットにおいて、住信SBIネット銀行が全国をカバーしています。

併せて、貸出業務、資産運用・管理業務、コンサルティング業務など、グローバルな金融サービスを提供できる海外ネットワークも有しています。

■国内店舗



インターネットで日本全国をカバー



■海外拠点

【米国】

- ニューヨーク支店
- Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited (銀行業務・信託業務)

【欧州】

- ロンドン支店
- Sumitomo Mitsui Trust International Limited (証券業務)
- Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A. (信託業務・銀行業務・証券業務)
- Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited (信託業務)
- Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited (信託業務)

【アジア・オセアニア】

- シンガポール支店
- 上海支店
- 香港支店
- 北京駐在員事務所
- 北京(証券業務)駐在員事務所
- 紫金信託有限責任公司 (信託業務)
- Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited (証券業務)
- ジャカルタ駐在員事務所
- ソウル駐在員事務所
- Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited (銀行業務)
- シドニー駐在員事務所

グローバルな金融サービスを提供できる海外ネットワーク

当社の概要 (2020年12月末現在)

商号	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
本店所在地	東京都千代田区丸の内1-4-1
設立日	2002年2月1日(2011年4月1日 商号変更)
主な事業内容	信託銀行を中核とする、三井住友トラスト・グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、以下(1)～(8)を主な機能としています。 (1) 経営戦略企画統括機能(経営資源配分機能を含む) (2) 財務統括機能 (3) 人事統括機能 (4) 経費統括機能 (5) IT統括機能 (6) リスク管理統括機能 (7) コンプライアンス統括機能 (8) 内部監査統括機能
資本金	2,616億872万5,000円
発行済株式総数	普通株式375,291千株(株式数は、千株未満を切り捨てて表示しています。)
上場証券取引所	東京(第一部)、名古屋(第一部)
証券コード	8309

格付情報 (2020年12月末現在)

		長期	アウトルック	短期
三井住友トラスト・ホールディングス	日本格付研究所 (JCR)	AA-	安定的	—
	格付投資情報センター (R&I)	A	安定的	—
	スタンダード&プアーズ (S&P)	A	安定的	A-1
三井住友信託銀行	ムーディーズ (Moody's)	A1	安定的	P-1
	フィッチ・レーティングス (Fitch)	A-	安定的	F1
	日本格付研究所 (JCR)	AA-	安定的	—
	格付投資情報センター (R&I)	A+	安定的	a-1

2021年1月発行

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 経営企画部サステナビリティ推進部

〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-1

電話 03-6256-6251

ホームページ <https://www.smth.jp/csr/index.html>

